算報告書の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

（登記期間の計算）

第九十條　登記すべき事項で、行政廳の認可を要するものは、その認可書の到達した時から登記の期間を計算する。但し、第五十九條第二項及び第五項（第六十二條第三項において準用する場合を含む。）の場合には、認可に関する証明書の到達した時から登記の期間を計算する。

（登記事項の公告）

第九十一條　登記した事項は、司法事務局において遅滞なくこれを公告しなければならない。

（非訟事件手続法の準用）

第九十二條　組合の登記には、非訟事件手続法第百四十一條から第百五十一條の六まで及び第百五十四條から第百五十七條までの規定を準用する。

第八章　監督

（行政廳による報告の徴收）

第九十三條　当該行政廳は、組合に法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款を守らせるために必要があると認めるときは、組合からその業務又は財産の状況に関し報告を徴することができる。

（行政廳による檢査）

第九十四條　組合員が、總組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款に違反する疑があることを理由として、檢査を請求したときは、当該行政廳は、その組合の業務又は会計の状況を檢査しなければならない。

2　当該行政廳は、組合に法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款を守らせるために、必要があると認めるときは、何時でも、その組合の業務又は会計の状況を檢査することができる。

（法令等の違反に対する措置）

第九十五條　当該行政廳は、前條の規定による檢査を行つた場合において、その組合の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款に違反すると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2　組合が前項の命令に従わないときは、当該行政廳は、期間を定めて、その事業の停止を命ずることができる。

3　組合が第二條第一項各号に掲げる要件を欠くに至つた場合、又は第十條若しくは第十二條第三項の規定に違反した場合において、当該行政廳が第一項の命令をなしたにもかかわらず、これに従わないときは、当該行政廳は、その組合の解散を命ずることができる。

（行政廳による取消）

第九十六條　組合員が總組合員の十分の一以上の同意を得て、總会の招集手続、議決の方法又は選挙が法令、法令に基いてする行政

廳の処分又は定款に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から一箇月以内に、その議決又は選挙若しくは当選の取消を請求した場合において、当該行政廳は、その違反の事実があると認めるときは、その議決又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

（所管行政廳）

第九十七條　この法律中当該行政廳とあるのは、地域又は職域が都道府縣又は特別市の区域を越える組合については厚生大臣、その他の組合については都道府縣知事又は特別市の市長とする。

2　前項の規定による厚生大臣の権限の一部は、これを都道府縣知事又は特別市の市長に委任することができる。

第九章　罰則

（刑罰）

第九十八條　組合の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、投機取引のために組合の財産を処分したときは、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

3　第一項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正條のある場合には、これを適用しない。

第九十九條　組合が第九十五條第二項の停止命令に違反して事業を行つたときは、その組合及び理事を一万円以下の罰金に処する。

2　第九十三條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第九十四條の規定による檢査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを千円以下の罰金に処する。

3　組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その組合の業務に関して前項の違反行爲をなしたときは、行爲者を罰する外、その組合に対して同項の罰金刑を科する。

（行政罰）

第百條　左の場合には、組合の理事若しくは監事又は清算人は、これを一万円以下の過料に処する。

一　第十條に規定する事業以外の事業を営んだとき。

二　第十二條第三項の規定に違反したとき。

三　第十五條の規定に違反したとき。

四　第二十九條の規定に違反したとき。

五　第三十一條の規定に違反したとき。

六　第三十四條、第三十五條第二項又は第三十六條第二項の規定に違反したとき。

七　第三十九條第一項若しくは第四十條第一項の規定に違反して書類を備え置かずその書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十九條第二項若しくは第四十條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

八　第二十條第二項又は第四十一條第三項の規定に違反したとき。

九　第四十九條若しくは第五十條第二項又は第六十五條第三項の

規定に違反して出資一口の金額を減小し、又は合併したとき。

十　第五十一條又は第五十二條の規定に違反したとき。

十一　第六十四條第二項の規定に違反したとき。

十二　第七十條又は第七十二條に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず又は不正の記載をしたとき。

十三　第七十一條の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十四　民法第七十九條の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十五　民法第七十九條又は同法第八十一條に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十六　民法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

十七　この法律の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

第百一條　第三條第二項の規定に違反した者は、これを千円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第百二條　この法律施行の期日は、昭和二十三年十月三十一日までの間において、政令でこれを定める。但し、この法律中消費生活協同組合連合会に関する規定は、この法律施行後六箇月を経過した時から、これを施行する。

（産業組合法の廃止）

第百三條　産業組合法（明治三十三年法律第三十四号）は、これを廃止する。

2　この法律施行の際現に存する産業組合又は産業組合連合会については、産業組合法は、この法律施行後でもなおその効力を有する。

3　前項の産業組合又は産業組合連合会で、この法律施行の日から二箇年を経過した時に現に存するもの（清算中のものを除く。）は、その時に解散する。

（消費生活協同組合への組織変更）

第百四條　前條第二項の産業組合で消費生活協同組合と同種の事業を行うものは、前條第三項の期間内に、消費生活協同組合となることができる。

2　前項の規定により消費生活協同組合となるには、総会の議決を経なければならない。

3　第一項の場合における定款の変更、役員の選任その他消費生活協同組合となるのに必要な行為は、産業組合の組合員で消費生活協同組合の組合員たる資格を有するものの互選した特別委員が協同して、これをなさなければならない。

4　前項の定款の変更については、産業組合法の規定にかかわらず、第四十六條及び第四十七條の規定を準用する。但し、第四十七條の規定の準用については、産業組合法第三十八條の二第一項の規定による総代会は、第四十七條の規定による総代会とみなす。

5　第三項に規定する役員の選任は、産業組合の組合員で消費生活協同組合の組合員たる資格を有するもののうちから、これをなさなければならない。

6　第三項の規定により選任された役員の任期は、第三十條第一項の規定にかかわらず、特別委員の定める期間とする。但し、その期間は、一年を越えてはならない。

7　特別委員は、組織変更に必要な行為を終えたときは、遅滞なく、当該行政廳に組織変更の認可を申請しなければならない。この場合には、第五十七條から第五十九條まで及び第九十七條の規定を準用する。但し、第九十七條中「厚生大臣」とあるのは「厚生大臣及び農林大臣」と読み替えるものとする。

8　組織変更は、主たる事務所の所在地において、登記をすることに因つて、その効力を生ずる。

9　前項の登記については、第七十四條の規定を準用する。この場合において、同條第一項中「出資の第一回の拂込があつた日から」とあるのは、「組織変更の認可があつた日から」と読み替えるものとする。

10　前項の規定による登記の申請書には、その産業組合の主たる事務所で登記をする場合を除いて、その産業組合の登記簿の謄本を添附しなければならない。

11　産業組合の主たる事務所の所在地で、第九項の規定による登記をしたときは、登記官吏は、職権で、その産業組合の登記用紙にその事由を記載して、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

12　産業組合の主たる事務所の所在地以外の地で、第九項の規定による登記をしたときは、登記官吏は、その産業組合の主たる事務所の登記所に対し、その旨を通知しなければならない。

13　第十一項の規定は、前項の通知があつた場合に、これを準用する。

14　本條に規定するものの外第一項の規定により、産業組合が消費生活協同組合となるについて必要な事項は、命令でこれを定める。

第百五條　前條の規定により、産業組合が消費生活協同組合となつたときは、その産業組合の組合員のうち消費生活協同組合の組合員たる資格を有しない者は、組織変更の効力が生じたときに、産業組合を脱退したものとみなす。

2　前條第一項の場合において、従前の産業組合の組合員の持分の上に存した質権は、その組合員が消費生活協同組合の組合員となつたときは、その者の有すべき第二十一條の規定による拂戻請求権、第五十二條の規定による割戻請求権及び組合が解散した場合における財産分配請求権の上に存するものとする。

3　前條第一項の場合において、その産業組合が無限責任又は保証責任の組合であるときは、産業組合の組合員で消費生活協同組合の組合員になつたものは、組織変更前に生じた組合の債務については、産業組合法第二條第二項の規定による責任を免れることができない。

4　前項の責任は、前條第一項の組織変更後二年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。

5　前條第一項の場合において消費生活協同組合が従前産業組合として行つていた事業の範囲を縮小したときは、その縮少した事業

の残務を処理するため必要な行爲については、第十條の規定にかかわらずこれを行うことができる。

（市街地信用組合への轉移）

第百六條　この法律施行の際現に存する産業組合法による信用事業を行う産業組合、又はその合併に因つて設立した産業組合で市街地信用組合法（昭和十八年法律第四十五号）第二十四條第一項に定める者をもつて組織せられるもの（同法第六十三條第一項の規定の適用を受けるものを除く。）は、第百三條第三項の期間内に、産業組合法第二十八條の規定による総会の決議をもつて、市街地信用組合となることができる。

2　前項の場合には、市街地信用組合法第六十三條第二項から第四項まで、及び第六十四條から第七十條までの規定を準用する。

（解散すべき産業組合及び産業組合連合会）

第百七條　この法律施行の際現に存する産業組合又は産業組合連合会で左の各号の一に該当するものは、第百三條から前條までの規定にかかわらず、この法律施行の日から二箇月以内に解散しなければならない。

一　ある産業部門において何等かの手段をもつて他の個人又は法人に対し左に掲げる事項を強要するもの

イ　團体員となること

ロ　手数料を徴收すること

ハ　事業についての一定の規則を守ること

二　左に掲げる手段により物資又は製品（自己の製品を除く。）の分配又は販賣を統制するもの

イ　購買又は販賣の独占権

ロ　強制監査

ハ　割当配給その他分配の計画を作ること

ニ　構成員に対し信用を供與し又は保証をなすこと

2　前項の産業組合又は産業組合連合会で、前項の期間内に解散しないものは、その期間が経過した時に解散する。

3　前二項の解散に関して必要な事項は、命令をもつてこれを定める。

（解散した産業組合の財産の承継）

第百八條　この法律施行後解散した産業組合の解散当時における組合員の過半数を構成員とする他の法律に基く協同組織体は、その産業組合に対して、解散後二箇月内に、その産業組合が解散当時有していた財産の譲渡に関する協議を求めることができる。

2　前項の場合において、協議が調わず、又は協議をすることができないときは、当該行政廳は、当事者又はその一方の申請により、当事者の意見を聞き、当該産業組合に対して、譲渡の條件を定めてその財産の譲渡を命ずることができる。

3　前項の譲渡命令があつたときは、協議が調つたものとみなす。

4　第二項の規定による命令の取消又は変更を求める訴は、その命令を受けた日から一箇月を経過したときは、これを提起することができない。

5　第二項の当該行政廳は、第九十七條の規定にかかわらず、その

産業組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府縣知事とする。

6　第二項から前項までに規定するものの外、第一項の規定の施行に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

（産業組合法の効力に関する経過規定）

第百九條　左の各号に掲げる規定の適用については、産業組合法は、この法律施行後でも、なおその効力を有するものとする。

一　住宅組合法（大正十年法律第六十六号）第十六條第二項

二　農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第七條

三　蚕糸業組合法（昭和六年法律第二十四号）第二十六條

四　農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）第二十條第一項及び第三項並びに第二十四條

五　商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第二十三條

六　貸家組合法（昭和十六年法律第四十七号）第十七條、第二十二條、第二十七條、第三十一條、第三十三條及び第四十條

第百十條　この法律施行前（第百三條第二項の産業組合及び産業組合連合会については、同項の規定により効力を有する産業組合法の失効前）にした行爲に対する罰則の適用については、産業組合法は、この法律施行後（同項の産業組合及び産業組合連合会については、同項の規定により効力を有する産業組合法の失効後）でも、なおその効力を有する。

（從前の名称）

第百十一條　この法律施行の際現にその名称中に、消費生活協同組合若しくは生活協同組合、又は消費生活協同組合連合会若しくは生活協同組合連合会という文字を用いている者は、第三條第二項の規定にかかわらず、この法律施行後三箇月間は、なお從前の名称を用いることができる。

（登錄稅法の一部改正）

第百十二條　登錄稅法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「産業組合連合会、」の下に「消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、」を「産業組合法、」の下に「消費生活協同組合法、」を加える。

（印紙稅法の一部改正）

第百十三條　印紙稅法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十二号中「産業組合連合会、」の下に「消費生活協同組合連合会、」を加える。

第五條第六号中「産業組合」の下に「、消費生活協同組合」を加える。

（信託業法の一部改正）

第百十四條　信託業法（大正十一年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十一條第一項第六号中「又は産業組合」を「、産業組合、消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会」に改める。

（地方稅法の一部改正）

第百十五條　地方稅法（昭和二十三年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第六十七條第二項第二号を次のように改める。

二　産業組合、産業組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

（國民貯蓄組合法の一部改正）

第百十六條　國民貯蓄組合法（昭和十六年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一條第三号中「産業組合、」の下に「消費生活協同組合、」を加える。

（法人稅法の一部改正）

第百十七條　法人稅法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九條第五項中「産業組合連合会、」の下に「消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、」を加える。

（事業者團体法の一部改正）

第百十八條　事業者團体法（昭和二十三年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第二号中に左の一号を加える。

ネ　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）

◎民生委員法（昭和二十三年七月二十九日法律第百九十八号）（大藏・厚生大臣署名）

民生委員法

第一條　民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、保護指導のことに当り、社会福祉の増進に努めるものとする。

第二條　民生委員は、常に、人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

第三條　民生委員は、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の区域にこれを置く。

第四條　民生委員の定数は、厚生大臣の定める基準に従い、都道府縣知事が、前條の区域ごとに、その区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見をきいて、これを定める。

第五條　民生委員は、都道府縣知事の推薦によつて、厚生大臣がこれを委嘱する。

2　前項の都道府縣知事の推薦は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、都道府縣に設置された民生委員審査会の意見をきいてこれを行う。

第六條　民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当つては、当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、廣く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。

第七條　都道府縣知事は、民生委員推薦会の推薦した者が、民生委員として適当でないと認めるときは、民生委員審査会の意見をきいて、その民生委員推薦会に対し、民生委員の再推薦を命ずることができる。

2　前項の規定により都道府縣知事が再推薦を命じた場合において、その日から二十日以内に民生委員推薦会が再推薦をしないときは、都道府縣知事は、当該市町村長及び民生委員審査会の意見をきいて、民生委員として適当と認める者を定め、これを厚生大臣に推薦することができる。

第八條　民生委員推薦会は、委員長一人及び委員若干人でこれを組織する。

2　委員は、市町村長が市町村の議会の議員、社会事業の実施に関係のある者、その他学識経験のある者の中から、市町村の議会の意見をきいて、これを委嘱する。但し、議会の議員の中から委嘱される委員の数は、委員総数の四分の一以内でなければならない。

3　委員は、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者でなければならない。

4　委員長は、委員の互選とする。

5　前四項で定めるものの外、委員長及び委員の任期並びに委員長の職務その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第九條　民生委員審査会は、委員長一人及び委員九人以内でこれを組織する。

2　委員は、都道府縣知事が都道府縣の議会の議員、社会事業の実施又は児童労働に関係のある者、その他学識経験のある者の中からこれを委嘱する。但し、議会の議員の中から委嘱される委員の数は、三人以内でなければならない。

3　委員は、当該都道府縣の議会の議員の選挙権を有する者でなければならない。

4　委員長は、委員の互選とする。

5　前四項で定めるものの外、委員長及び委員の任期並びに委員長の職務その他民生委員審査会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第十條　民生委員は、名誉職とし、その任期は、三年とする。

第十一條　民生委員が左の各号の一に該当する場合においては、厚生大臣は、前條の規定にかかわらず、都道府縣知事の具申に基いて、これを解嘱することができる。

一　職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

二　職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合

三　民生委員たるにふさわしくない非行のあつた場合

2　都道府縣知事が前項の具申をするに当つては、民生委員審査会の同意を経なければならない。

第十二條　前條第二項の場合において、民生委員審査会は、審査をなすに際して、あらかじめ本人に対してその旨を通告しなければならない。

2　前項の通告を受けた民生委員は、通告を受けた日から二週間以内に、民生委員審査会に対して意見を述べることができる。

3　前項の規定により民生委員が意見を述べた場合には、民生委員審査会は、その意見をきいた後でなければ審査をなすことができない。

第十三條　民生委員は、その市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、その職務を行うものとする。

第十四條　民生委員の職務は、左の通りとする。

一　常に調査を行い、生活狀態を審かにして置くこと。

二　保護を要する者を適切に保護指導すること。

三　社会施設と密接に連絡し、その機能を助けること。

2　民生委員は、前項の職務を行う外、必要に應じて、生活の指導を行う。

第十五條　民生委員は、その職務を遂行するに当つては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信條、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

第十六條　民生委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

2　前項の規定に違反した民生委員は、第十二條及び第十三條の規定に従い解嘱せられるものとする。

第十七條　民生委員は、その職務に関して、都道府縣知事の指揮監督を受ける。

2　市町村長は、民生委員に対し、保護を要する者に関する必要な

資料の作製を命じ、その他民生委員の職務に関して必要な指示をすることができる。

第十八條　都道府縣知事は、厚生大臣の定めるところにより、民生委員の指導訓練に関して計画を樹立し、これを実施しなければならない。

第十九條　都道府縣は、民生委員の指導訓練に従事する吏員を置かなければならない。

2　前項の吏員は、社会事業に関する学識経験のある者の中からこれを任用しなければならない。

3　第一項の吏員に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第二十條　民生委員は、都道府縣知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。

2　前項の規定による民生委員協議会を組織する区域を定める場合においては、特別の事情のあるときの外、市においてはその区域を数区域に分けた区域をもつて、町村においてはその区域をもつて一区域としなければならない。

第二十一條　民生委員協議会に、常務委員一人を置く。

2　常務委員は、当該民生委員協議会を組織する民生委員の互選とする。

3　常務委員の任期は一年とする。但し、再任することができる。

4　常務委員は、民生委員協議会の常務を掌り、民生委員協議会を代表し、その会議の議長となる。

5　前四項で定めるものの外、常務委員に関し必要なる事項は、政令でこれを定める。

6　常務委員は、政令の定めるところにより、常務委員協議会を組織する。

第二十二條　都道府縣知事は、必要があると認めるときは、関係市町村長（京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市においては区長とする。以下同じ。）その他適当な者を民生委員協議会の組織に加わらせることができる。

2　関係市町村長又はその委任を受けた者は、民生委員協議会に出席し、意見を述べなければならない。

第二十三條　民生委員協議会は、毎月一回以上、これを開催しなければならない。

第二十四條　民生委員協議会の任務は、左の通りとする。

一　民生委員が担当する区域又は事項を定めること。

二　民生委員の職務に関する連絡及び統制をすること。

三　必要な資料及び情報を集めること。

四　民生委員をして、その職務に関して互に励まし、研究及び修養をさせること。

五　その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。

2　民生委員協議会は、民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各廳に具申することができる。

第二十五條　厚生大臣の指定する市は、民生委員協議会の事務の処理と、保護を要する者の便宜とを図るために、民生委員協議会の区域ごとに、政令の定めるところにより、民生委員事務所を設置しなければならない。

2　前項の民生委員事務所には、専任の吏員を置かなければならない。

3　前項の吏員に関しては、第十九條第二項及び第三項の規定を準用する。

第二十六條　民生委員、民生委員推薦会、民生委員審査会　民生委員協議会、常務委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府縣の負担とする。

第二十七條　第二十五條の規定による民生委員事務所に関する費用は、市の負担とする。

第二十八條　國庫は、左に掲げる費用のうち、厚生大臣の定める事項に関するものについては、その定める基準に従い、その二分の一を補助する。

一　第二十六條の規定により都道府縣が負担した費用

二　第二十七條の規定により市が負担した費用

第二十九條　都道府縣は、第二十七條の規定により市が負担した費用のうち、厚生大臣の定める事項に関するものについては、その定める基準に従い、その四分の一を補助する。

附　則

第三十條　この法律は、公布の日から、これを施行する。

第三十一條　民生委員令（昭和二十一年勅令第四百二十六号）は、これを廃止する。

第三十二條　この法律施行の際、現に民生委員令による民生委員の職にある者は、この法律により民生委員を委嘱されたものとする。但し、その任期は、この法律施行の日から三年とする。

第三十三條　この法律施行の際、現に民生委員令による民生委員推薦委員会又は民生委員銓衡委員会の委員の職にある者は、夫々この法律により民生委員推薦会又は民生委員審査会の委員を委嘱されたものとする。但し、その任期は、政令でこれを定める。

第三十四條　生活保護法（昭和二十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第五條中「民生委員令」を「民生委員法」に改める。

第三十五條　児童福祉法の一部を次のように改正する。

第十二條第三項中「民生委員令」を「民生委員法」に改める。

◎医師法（昭和二十三年七月三十日法律第二百一号）（文部・厚生大臣署名）

医師法

第一章　総則

第一條　医師は、医療及び保健指導を掌ることによつて公衆衛生の向上及び増進に寄與し、もつて國民の健康な生活を確保するものとする。

第二章　免許

第二條　医師になろうとする者は、医師國家試験に合格し、厚生大臣の免許を受けなければならない。

第三條　未成年者、禁治産者、準禁治産者、つんぼ、おし又は盲の者には、免許を與えない。

第四條　左の各号の一に該当する者には、免許を與えないことがある。

一　精神病者又は麻藥若しくは大麻の中毒者

二　罰金以上の刑に処せられた者

三　前号に該当する者を除く外、医事に関し犯罪又は不正の行爲のあつた者

第五條　厚生省に医籍を備え、医師免許に関する事項を登録する。

第六條　免許は、医籍に登録することによつて、これをなす。

2　厚生大臣は、免許を與えたときは、医師免許証を交付する。

3　医師は、毎年十二月三十一日現在において、その氏名、住所（医業に従事する者については、更にその場所）その他省令で定める事項を、翌年一月十五日までに、その住所地の都道府縣知事を経由して厚生大臣に届け出なければならない。

第七條　医師が、第三條に該当するときは、厚生大臣は、その免許を取り消す。

2　医師が第四條各号の一に該当し、又は医師としての品位を損するような行爲のあつたときは、厚生大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて医業の停止を命ずることができる。

3　前項の規定による取消処分を受けた者であつても、疾病がなお

り、又は改しゅんの情が顯著であるときは、再免許を與えることができる。この場合においては、第六條第一項及び第二項の規定を準用する。

4　厚生大臣は、前三項に規定する処分をなすに当つては、あらかじめ、医道審議会の意見を聽かなければならない。

5　第一項又は第二項に規定する処分がなされるに当つては、当該処分を受ける者に　厚生大臣又は都道府縣知事の指定した官吏若しくは吏員又は医道審議会の委員に対して弁明する機会が與えられなければならない。この場合においては、厚生大臣又は都道府縣知事は、当該処分を受ける者に対し、あらかじめ、書面を以て、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき事由を通知しなければならない。

6　前項の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、且つ、自己に有利な証拠を提出することができる。

7　弁明の聽取をした者は、聽取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作製し、且つ、処分の決定について厚生大臣に意見を述べなければならない。

第八條　この章に規定するものの外、免許の申請、医籍の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付及び返納並びに住所の届出に関しては、省令でこれを定める。

第三章　試験

第九條　医師國家試験は、臨床上必要な医学及び公衆衛生に関して、医師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。

第十條　医師國家試験及び医師國家試験予備試験は、毎年少くとも一回　厚生大臣が、これを行う。

第十一條　医師國家試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

一　文部大臣の認定した大学において正規の医学の課程を修めて卒業した者で、一年以上の診療及び公衆衛生に関する実地修練を経たもの

二　医師國家試験予備試験に合格した者で、合格した後一年以上の診療及び公衆衛生に関する実地修練を経たもの

三　外國の医学校を卒業し、又は外國で医師免許を得た者で、厚生大臣が前二号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、且つ、適当と認定したもの

第十二條　医師國家試験予備試験は、外國の医学校を卒業し、又は外國で医師免許を得た者のうち、前條第三号に該当しない者であつて、厚生大臣が適当と認定したものでなければ、これを受けることができない。

第十三條　禁治産者、つんぼ、おし及び盲の者は、医師國家試験及び医師國家試験予備試験を受けることができない。

第十四條　左に掲げる者については、医師國家試験及び医師國家試験予備試験を受けさせないことがある。

一　準禁治産者

二　第四條各号の一に該当する者

第十五條　医師國家試驗又は医師國家試驗予備試驗に関して不正の行爲があつた場合には、当該不正行爲に関係のある者について、その受驗を停止させ、又はその試驗を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試驗を受けることを許さないことができる。

第十六條　この章に規定するものの外、試驗の科目、受驗手続その他試驗に関して必要な事項及び実地修練に関して必要な事項は、省令でこれを定める。

第四章　業務

第十七條　医師でなければ、医業をなしてはならない。

第十八條　医師でなければ、医師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第十九條　診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

2　診察若しくは檢案をし、又は出産に立ち会つた医師は、診断書若しくは檢案書又は出生証明書若しくは死産証書の交付の求があつた場合には、正当の事由がなければ、これを拒んではならない。

第二十條　医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら檢案をしないで檢案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後二十四時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

第二十一條　医師は、死体又は妊娠四月以上の死産児を檢案して異状があると認めたときは、二十四時間以内に所轄警察署に届け出なければならない。

第二十二條　医師は、患者から薬剤の交付に代えて処方せんの求があつた場合には、これを交付しなければならない。但し、その診療上特に支障があるときは、この限りでない。

第二十三條　医師は、診療をしたときは、本人又はその保護者に対し、療養の方法その他保健の向上に必要な事項の指導をしなければならない。

第二十四條　医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療錄に記載しなければならない。

2　前項の診療錄であつて、病院又は診療所に勤務する医師のした診療に関するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に関するものは、その医師において、五年間これを保存しなければならない。

第五章　審議会及び委員

第二十五條　厚生大臣の諮問に應じて第七條若しくは歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第七條に規定する処分又は医道の向上に関する重要事項を調査審議させるために、厚生大臣の監督に属する医道審議会を置く。

第二十六條　厚生大臣の諮問に應じて医師國家試驗に関する重要事項を調査審議させるために、厚生大臣の監督に属する医師國家試驗審議会を置く。

第二十七條　医師國家試驗に関する事務を掌らせるために、厚生大臣の監督に属する医師國家試驗委員を置く。

第二十八條　厚生大臣の諮問に應じて第十一條の規定による実地修練に関する重要事項を調査審議させるために、厚生大臣の監督に属する医師実地修練審議会を置く。

第二十九條　医師國家試驗予備試驗に関する事務を掌らせるために、厚生大臣の監督に属する医師國家試驗予備試驗委員を置く。

第三十條　医師國家試驗委員、医師國家試驗予備試驗委員その他医師國家試驗又は医師國家試驗予備試驗に関する事務を掌る者は、その事務の施行に当つて嚴正を保持し、不正の行爲のないようにしなければならない。

第六章　罰則

第三十一條　左の各号の一に該当する者は、これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

一　第十七條の規定に違反した者

二　虚偽又は不正の事実に基いて医師免許を受けた者

2　前項第一号の罪を犯した者が、医師又はこれに類似した名称を用いたものであるときは、これを三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十二條　左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一　第七條第二項の規定による停止命令に違反した者

二　第三十條の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試驗問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者

第三十三條　第六條第三項、第十八條、第二十條から第二十二條まで又は第二十四條の規定に違反した者はこれを五千円以下の罰金に処する。

附　則

第三十四條　この法律施行の期日は、公布の日から起算して九十日を超えない期間内において政令でこれを定める。

第三十五條　國民医療法（昭和十七年法律第七十号、以下旧法という。）は、これを廃止する。

第三十六條　旧法又は医師法（明治三十九年法律第四十七号、以下旧医師法という。）によつて医師免許を受けた者は、これをこの法律によつて医師免許を受けた者とみなす。旧医師法施行前に医術開業免状を得た者についても同様である。

2　旧医師法施行前医術仮開業免状を得た者の医業については、なお従前の例による。

3　昭和二十年八月十五日以前に、朝鮮総督、台湾総督、樺太廳長官、南洋廳長官若しくは濠洲國駐さつ特命全権大使又は濠洲國の医師免許を受けた日本國民に対する医師免許及び試驗については、この法律施行の日から五年間は、なお従前の例によることができる。

第三十七條　旧法又は旧医師法による医籍の登錄は、これをこの法

律による医籍の登録とみなす。

第三十八條　旧法又は旧医師法によつてした医師免許の取消処分又は医業停止の処分は、それぞれこれをこの法律の相当規定によつてしたものとみなす。この場合において、停止の期間は、なお従前の例による。

第三十九條　旧法の規定によつて作成された医師の診療録は、これを第二十四條の診療録とみなす。

第四十條　旧法若しくは旧医師法又はこれに基いて発する命令又は右の命令に基いてなした処分に違反した者の処罰については、なお旧法又は旧医師法による。

第四十一條　國民医療法施行令の一部を改正する勅令（昭和二十一年勅令第四百二号）附則第二項の規定に該当する者は、第二條の規定にかかわらず、医師免許を受けることができる。

第四十二條　國民医療法施行令の一部を改正する勅令（昭和二十二年勅令第百三十七号）附則第二項の規定に該当する者は、第十一條の規定にかかわらず、医師國家試験を受けることができる。

第四十三條　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十八條の規定により大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校として、その存続を認められた大学又は専門学校は、第十一條第一号の大学とみなす。

◎歯科医師法（昭和二十三年七月三十日法律第二百二号）（文部・厚生大臣署名）

歯科医師法

第一章　総則

第一條　歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることによつて、公衆衛生の向上及び増進に寄與し、もつて國民の健康な生活を確保するものとする。

第二章　免許

第二條　歯科医師になろうとする者は、歯科医師國家試験に合格し、厚生大臣の免許を受けなければならない。

第三條　未成年者、禁治産者、準禁治産者、つんぼ、おし又は盲の者には、免許を與えない。

第四條　左の各号の一に該当する者には、免許を與えないことがある。

一　精神病者又は麻薬若しくは大麻の中毒者

二　罰金以上の刑に処せられた者

三　前号に該当する者を除く外、医事に関し犯罪又は不正の行爲のあつた者

第五條　厚生省に歯科医籍を備え、歯科医師免許に関する事項を登録する。

第六條　免許は、歯科医籍に登録することによつて、これをなす。

厚生大臣は、免許を與えたときは、歯科医師免許証を交付する。

歯科医師は、毎年十二月三十一日現在において、その氏名、住所（歯科医業に従事する者については、更にその場所）その他省令で定める事項を、翌年一月十五日までに、その住所地の都道府縣知事を経由して厚生大臣に届け出なければならない。

第七條　歯科医師が、第三條に該当するときは、厚生大臣は、その免許を取り消す。

2　歯科医師が第四條各号の一に該当し、又は歯科医師としての品位を損するような行爲のあつたときは、厚生大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて歯科医業の停止を命ずることができる。

3　前項の規定による取消処分を受けた者であつても、疾病がなおり、又は改しゆんの情が顯著であるときは、再免許を與えることができる。この場合においては、第六條第一項及び第二項の規定を準用する。

4　厚生大臣は、前三項に規定する処分をなすに当つては、あらかじめ医道審議会の意見を聽かなければならない。

5　第一項又は第二項に規定する処分がなされるに当つては、当該処分を受ける者に、厚生大臣又は都道府縣知事の指定した官吏若しくは吏員又は医道審議会の委員に対して弁明する機会が與えられなければならない。この場合においては、厚生大臣又は都道府縣知事は、当該処分を受ける者に対し、あらかじめ、書面を以て、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき事由を通知しなければならない。

6　前項の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、且つ、自己に有利な証拠を提出することができる。

7　弁明の聽取をした者は、聽取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作製し、且つ、処分の決定について厚生大臣に意見を述べなければならない。

第八條　この章に規定するものの外、免許の申請、歯科医籍の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付及び返納並びに住所の届出に関しては、省令でこれを定める。

第三章　試験

第九條　歯科医師國家試験は、臨床上必要な歯科医学及び口くう歯生に関して、歯科医師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。

第十條　歯科医師國家試験及び歯科医師國家試験予備試験は、毎年少くとも一回、厚生大臣が、これを行う。

第十一條　歯科医師國家試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

一　文部大臣の認定した大学において正規の歯学の課程を修めて卒業した者。

二　歯科医師國家試験予備試験に合格した者で、合格した後一年

以上の診療及び口くう衛生に関する実地修練を経たもの。

三　外國の歯科医学校を卒業し、又は外國で歯科医師免許を得た者で、厚生大臣が前二号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、且つ、適当と認定したもの。

第十二條　歯科医師國家試験予備試験は、外國の歯科医学校を卒業し、又は外國で歯科医師免許を得た者のうち、前條第三号に該当しない者であつて、厚生大臣が適当と認定したものでなければ、これを受けることができない。

第十三條　禁治産者、つんぼ、おし及び盲の者は、歯科医師國家試験及び歯科医師國家試験予備試験を受けることができない。

第十四條　左に掲げる者については、歯科医師國家試験及び歯科医師國家試験予備試験を受けさせないことがある。

一　準禁治産者

二　第四條各号の一に該当する者

第十五條　歯科医師國家試験又は歯科医師國家試験予備試験に関して不正の行爲があつた場合には、当該不正行爲に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

第十六條　この章に規定するものの外、試験の科目、受験手続その他試験に関して必要な事項及び実地修練に関して必要な事項は、省令でこれを定める。

第四章　業務

第十七條　歯科医師でなければ、歯科医業をなしてはならない。

第十八條　歯科医師でなければ、歯科医師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第十九條　診療に従事する歯科医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

2　診療をなした歯科医師は、診断書の交付の求があつた場合は、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

3　歯科医師は、死亡診断書を交付してはならない。

第二十條　歯科医師は、自ら診察しないで治療し、又は診断書若しくは処方せんを交付してはならない。

第二十一條　歯科医師は、患者から薬剤の交付に代えて処方せんの求があつた場合は、これを交付しなければならない。但し、その診療上特に支障があるときは、この限りでない。

第二十二條　歯科医師は、診療をしたときは、本人又はその保護者に対し、療養の方法その他保健の向上に必要な事項の指導をしなければならない。

第二十三條　歯科医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療錄に記載しなければならない。

2　前項の診療錄であつて、病院又は診療所に勤務する歯科医師のした診療に関するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に関するものは、その歯科医師において、五年間これを保存しなければならない。

第五章　審議会及び委員

第二十四條　厚生大臣の諮問に応じて歯科医師國家試験に関する重要事項を調査審議させるために、厚生大臣の監督に属する歯科医師國家試験審議会を置く。

第二十五條　歯科医師國家試験に関する事務を掌らせるために、厚生大臣の監督に属する歯科医師國家試験委員を置く。

第二十六條　厚生大臣の諮問に応じて第十一條の規定による実地修練に関する重要事項を調査審議させるために、厚生大臣の監督に属する歯科医師実地修練審議会を置く。

第二十七條　歯科医師國家試験予備試験に関する事務を掌らせるために、厚生大臣の監督に属する歯科医師國家試験予備試験委員を置く。

第二十八條　歯科医師國家試験委員、歯科医師國家試験予備試験委員その他歯科医師國家試験又は歯科医師國家試験予備試験に関する事務を掌る者は、その事務の施行に当つて厳正を保持し、不正の行爲のないようにしなければならない。

第六章　罰則

第二十九條　左の各号の一に該当する者は、これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

一　第十七條の規定に違反した者

二　虚偽又は不正の事実に基いて歯科医師免許を受けた者

2　前項第一号の罪を犯した者が、歯科医師又はこれに類似した名称を用いたものであるときは、これを三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十條　左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一　第七條第二項の規定による停止命令に違反した者

二　第二十八條の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者

第三十一條　第六條第三項、第十八條、第二十條、第二十一條又は第二十三條の規定に違反した者は、これを五千円以下の罰金に処する。

附　則

第三十二條　この法律は、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）施行の日から、これを施行する。

第三十三條　國民医療法（昭和十七年法律第七十号、以下旧法という。）又は歯科医師法（明治三十九年法律第四十八号、以下旧歯科医師法という。）によつて歯科医師免許を受けた者は、これをこの法律によつて歯科医師免許を受けた者とみなす。

2　旧歯科医師法施行前歯科医術開業免状を得た者のする歯科医業については、なお従前の例による。

3　昭和二十年八月十五日以前に、朝鮮総督、台湾総督、樺太廳長官、南洋廳長官若しくは滿洲國駐さつ特命全権大使又は滿洲國の

歯科医師免許を受けた日本國民に対する歯科医師免許及び試験については、この法律施行の日から五年間は、なお従前の例によることができる。

第三十四條　旧法第八條第二項の規定により許可を受け、又は國民医療法施行規則（昭和十七年厚生省令第四十八号）第七十二條の規定により許可を受けた者とみなされ歯科医業中充てん、補つつ及び矯正の技術に属する行爲をなすことができる医師のする歯科医業については、なお従前の例による。

2　前項に規定する医師は、第六條第三項、第七條第二項（免許の取消に関する事項を除く。）、第十七條及び第十九條から第二十三條までの規定の適用については、これを歯科医師とみなす。

第三十五條　旧法第八條第二項の規定により許可を受け歯科専門を標ぼうすることのできる医師は、この法律施行の後も、なお従前の例により歯科専門を標ぼうすることができる。

第三十六條　この法律施行の際、歯学の課程を設ける学校において二年以上専ら歯学を修業し、又は現に修業中である医師は、この法律施行の後も、なお従前の例により厚生大臣の許可を受けて歯科専門を標ぼうし、又は歯科医業中充てん、補つつ及び矯正の技術に属する行爲をすることができる。

2　前項の規定により厚生大臣の許可を受けて歯科医業中充てん、補つつ及び矯正の技術に属する行爲をすることができる医師については、第三十四條第二項の規定を準用する。

第三十七條　旧法又は旧歯科医師法による歯科医籍の登録は、これをこの法律による歯科医籍の登録とみなす。

第三十八條　旧法又は旧歯科医師法によつてした歯科医師免許の取消の処分又は歯科医業の停止の処分は、これをこの法律の相当規定によつてしたものとみなす。この場合において停止の期間は、なお従前の例による。

第三十九條　旧歯科医師法若しくはこれに基いて発する命令に違反した者又は右の命令に基いてした処分に違反した者の処罰については、なお旧歯科医師法による。

第四十條　旧法の規定により作成された歯科医師又は第三十四條第一項に規定する者の診療錄は、これを第二十三條の診療錄とみなす。

第四十一條　この法律施行の際従前の規定によつて歯科医師國家試験予備試験の受験資格を有する者は、第十二條の規定にかかわらず、歯科医師國家試験予備試験を受けることができる。

第四十二條　國民医療法施行令の一部を改正する勅令（昭和二十一年勅令第四百二号）附則第二項の規定に該当する者は、第二條の規定にかかわらず、歯科医師免許を受けることができる。

第四十三條　國民医療法施行令の一部を改正する勅令（昭和二十二年勅令第百三十七号）附則第二項の規定に該当する者は　第十一條の規定にかかわらず、歯科医師國家試験を受けることができる。

第四十四條　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十八條の規定により大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校として、その存続を認められた大学又は専門学校は、第十一條第一号の大学とみなす。

◎歯科衛生士法（昭和二十三年七月三十日法律第二百四号）（厚生大臣署名）

歯科衛生士法

第一條　この法律は、歯科衛生士の資格を定め、もつて歯科疾患の予防及び口くう衛生の向上を図ることを目的とする。

第二條　この法律において「歯科衛生士」とは、都道府縣知事の免許を受けて、歯科医師（歯科医業をなすことのできる医師を含む。）の直接の指導の下に、歯牙及び口くうの疾患の予防処置として左に掲げる行爲を行うことを業とする者をいう。

一　歯牙露出面及び正常な歯ぐきの遊離緣下の附着物及び沈着物を機械的操作によつて除去すること。

二　歯牙及び口くうに対して薬物を塗布すること。

第三條　歯科衛生士になろうとする者は、歯科衛生士試験（以下試験という。）に合格し、都道府縣知事の歯科衛生士免許（以下免許という。）を受けなければならない。

第四條　つんぼ、おし又は盲の者には、免許を與えない。

第五條　左の各号の一に該当する者には、免許を與えないことがある。

一　罰金以上の刑に処せられた者

二　前号に該当する者を除く外、歯科衛生士の業務に関し犯罪又は不正の行爲があつた者

三　素行が著しく不良である者

四　精神病者、麻薬若しくは大麻の中毒者又は傳染性の疾病にかかつている者

第六條　都道府縣に歯科衛生士籍を備え、免許に関する事項を登錄する。

第七條　免許は、歯科衛生士籍に登錄することによつて、これをなす。

2　都道府縣知事は、免許を與えたときは、歯科衛生士籍に登錄し、歯科衛生士免許証（以下免許証という。）を交付する。

3　歯科衛生士は、毎年十二月三十一日現在において、その氏名、住所（業務に従事する者については、更にその場所。）その他省令　定める事項を、翌年一月十五日までにその住所地の都道府縣知事に届け出なければならない。

第八條　歯科衛生士が、第四條の規定に該当するときは、都道府縣知事は、その免許を取り消す。

2　歯科衛生士が、第五條各号の一に該当し、又は歯科衛生士としての品位を損するような行爲のあつたときは、都道府縣知事は、その免許を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命ずることができる。

3　前項の規定による取消処分を受けた者であつても、疾病がなおり、又は改しゆんの情が顯著であるときは、再免許を與えること

ができる。この場合においては、第七條第一項又は第二項の規定を準用する。

4　第一項又は第二項に規定する処分がなされるに当つては、当該処分を受ける者に、都道府縣知事の指定した吏員その他の者に対して弁明する機会が與えられなければならない。この場合においては、都道府縣知事は、当該処分を受ける者に対し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき事由を通知しなければならない。

5　前項の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、且つ、自己に有利な証拠を提出することができる。

6　弁明の聽取をした者は、聽取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、且つ、処分の決定について、都道府縣知事に意見を述べなければならない。

第九條　この法律に規定するものの外、免許の申請、歯科衞生士籍の登錄、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付及び返納並びに住所の届出に関する事項は、省令でこれを定める。

第十條　試驗は、歯科衞生士として必要な知識及び技能について、これを行う。

第十一條　試驗は、厚生大臣が、毎年少くとも一回これを行う。

2　厚生大臣は、試驗に関する事務の全部又は一部を、都道府縣知事に委任することができる。

3　厚生大臣は、歯科医師國家試驗委員に、前項の規定によつて都道府縣知事に委任した事項を除く外、試驗問題の作製、採点その他試驗の施行に関して必要な事務を掌らせるものとする。

第十二條　試驗は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

一　文部大臣の指定した歯科衞生士学校を卒業した者

二　厚生大臣の指定した歯科衞生士養成所を卒業した者

三　外國の歯科衞生士学校を卒業し、又は外國において歯科衞生士免許を得た者で、厚生大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

第十三條　歯科衞生士でなければ、第二條に規定する業をしてはならない。但し、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）の規定に基いてなす場合は、この限りでない。

第十四條　この法律に規定するものの外、学校又は養成所の指定に関して必要な事項並びに試驗科目、受驗手続及び合格証書に関して必要な事項は、省令でこれを定める。

第十五條　第十三條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第十六條　業務停止中の歯科衞生士であつてその業務をなした者は、六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第十七條　第七條第三項の規定に違反した者は、これを五千円以下の罰金に処する。

附　則

この法律は、歯科医師法施行の日から、これを施行する。

◎保健婦助産婦看護婦法

（昭和二十三年七月三十日）（文部・厚生）
（法律第二百三号）（大臣署名）

保健婦助産婦看護婦法

第一章　総則

第一條　この法律は、保健婦、助産婦及び看護婦の資質を向上し、もつて医療及び公衆衞生の普及向上をはかるのを目的とする。

第二條　この法律において、「保健婦」とは、厚生大臣の免許を受けて、保健婦の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする女子をいう。

第三條　この法律において、「助産婦」とは、厚生大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じよく婦若しくは新生児の保健指導をなすことを業とする女子をいう。

第四條　看護婦は、甲種看護婦及び乙種看護婦とする。

第五條　この法律において、「甲種看護婦」とは、厚生大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助をなすことを業とする女子をいう。

第六條　この法律において、「乙種看護婦」とは、都道府縣知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は甲種看護婦の指示を受けて、前條に規定すること（急性且つ重症の傷病者又はじよく婦に対する療養上の世話を除く。）をなすことを業とする女子をいう。

第二章　免許

第七條　保健婦、助産婦又は甲種看護婦になろうとする者は、保健婦國家試驗、助産婦國家試驗又は甲種看護婦國家試驗に合格し、厚生大臣の免許を受けなければならない。

第八條　乙種看護婦になろうとする者は、乙種看護婦試驗に合格し、都道府縣知事の免許を受けなければならない。

第九條　つんぼ、おし又は盲の者には、前二條の規定による免許（以下免許という。）を與えない。

第十條　左の各号の一に該当する者には、免許を與えないことがある。

一　罰金以上の刑に処せられた者

二　前号に該当する者を除く外保健婦、助産婦又は看護婦の業務に関し犯罪又は不正の行爲があつた者

三　素行が著しく不良である者

四　精神病者、麻薬若しくは大麻の中毒者又は傳染性の疾病にかかつている者

第十一條　厚生省に、保健婦籍、助産婦籍及び甲種看護婦籍を備え、保健婦免許、助産婦免許及び甲種看護婦免許に関する事項を登錄する。

第十二條　都道府縣に、乙種看護婦籍を備え、乙種看護婦免許に関する事項を登錄する。

第十三條　免許は、保健婦籍、助産婦籍若しくは甲種看護婦籍又は乙種看護婦籍に登錄することによつて、これをなす。

2　厚生大臣又は都道府縣知事は、免許を與えたときは、それぞれ保健婦免許証、助産婦免許証若しくは甲種看護婦免許証又は乙種看護婦免許証を交付する。

第十四條　保健婦、助産婦又は甲種看護婦が、第九條の規定に該当するときは、厚生大臣は、その免許を取り消す。

2　乙種看護婦が、第九條の規定に該当するときは、都道府縣知事は、その免許を取り消す。

3　保健婦、助産婦又は甲種看護婦が、第十條各号の一に該当し、又は保健婦、助産婦又は甲種看護婦としての品位を損するような行爲のあつたときは、厚生大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命ずることができる。

4　乙種看護婦が、第十條各号の一に該当し、又は乙種看護婦としての品位を損するような行爲のあつたときは、都道府縣知事は、その免許を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命ずることができる。

5　前二項の規定による取消処分を受けた者であつても、疾病がなおり、又は改しゆんの情が顯著であるときは、再免許を與えることができる。この場合においては、第十三條の規定を準用する。

第十五條　厚生大臣は、前條第一項第三項又は第五項に規定する処分をなすに当つては、あらかじめ保健婦助産婦看護婦試驗審議会の意見を聞かなければならない。

2　都道府縣知事は、前條第二項、第四項又は第五項に規定する処分をなすに当つては、あらかじめ乙種看護婦試驗委員の意見を聞かなければならない。

3　前條第一項から第四項までに規定する処分がなされるに当つては、当該処分を受ける者に、厚生大臣又は都道府縣知事の指定した官吏若しくは吏員又は保健婦助産婦看護婦試驗審議会の委員若しくは乙種看護婦試驗委員に対して弁明する機会が與えられなければならない。この場合においては、厚生大臣又は都道府縣知事は、当該処分を受ける者に対し、あらかじめ、書面を以て、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき事由を通知しなければならない。

4　前項の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、且つ、自己に有利な証拠を提出することができる。

5　弁明の聽取をした者は、聽取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、且つ、処分の決定について厚生大臣又は都道府縣知事に意見を述べなければならない。

第十六條　この章に規定するものの外、免許の申請、保健婦籍、助産婦籍、甲種看護婦籍及び乙種看護婦籍の登錄、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付及び返納並びに住所の届出に関しては、省令でこれを定める。

第三章　試驗

第十七條　保健婦國家試驗、助産婦國家試驗、甲種看護婦國家試驗又は乙種看護婦試驗は、それぞれ保健婦、助産婦、甲種看護婦又は乙種看護婦として必要な知識及び技能について、これを行う。

第十八條　保健婦國家試驗、助産婦國家試驗及び甲種看護婦國家試驗は、厚生大臣が、乙種看護婦試驗は、都道府縣知事が、毎年少くとも一回これを行う。

第十九條　保健婦國家試驗は、甲種看護婦國家試驗に合格した者又は第二十一條各号の一に該当する者であつて、さらに左の各号の一に該当するものでなければ、これを受けることができない。

一　文部大臣の指定した学校において一年以上保健婦になるのに必要な学科を修めた者

二　厚生大臣の指定した保健婦養成所を卒業した者

三　外國の保健婦学校を卒業し、又は外國において保健婦免許を得た者で、厚生大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

第二十條　助産婦試驗は、甲種看護婦國家試驗に合格した者又は第二十一條各号の一に該当するものでなければ、これを受けることができない。

一　文部大臣の指定した学校において一年以上助産に関する学科を修めた者

二　厚生大臣の指定した助産婦養成所を卒業した者

三　外國の助産婦学校を卒業し、又は外國において助産婦免許を得た者で、厚生大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

第二十一條　甲種看護婦國家試驗は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

一　文部大臣の指定した学校において三年以上甲種看護婦になるのに必要な学科を修めた者

二　厚生大臣の指定した甲種看護婦養成所を卒業した者

三　免許を得た後三年以上業務に従事している乙種看護婦で、高等学校を卒業し、前二号に規定する学校又は養成所において一年以上修業したもの

四　外國の看護婦学校を卒業し、又は外國において看護婦免許を得た者で、厚生大臣が第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

第二十二條　乙種看護婦試驗は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

一　文部大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者

二　厚生大臣の指定した乙種看護婦養成所を卒業した者

三　前條第一号、第二号又は第四号に該当する者

四　外國の看護婦学校を卒業し、又は外國において看護婦免許を得た者のうち、前條第四号に該当しない者で、厚生大臣が適当と認めたもの

第二十三條　厚生大臣の諮問に應じて保健婦國家試驗、助産婦國家試驗、甲種看護婦國家試驗及び乙種看護婦試驗に関する重要事項

を調査審議させるために、厚生大臣の監督に属する保健婦助産婦看護婦試験審議会（以下審議会という。）を置く。

2　審議会は、前項に規定する事項の外、厚生大臣の諮問に應じて第十九條から前條までの各第二号の規定による養成所の指定に関する重要事項を調査審議するものとする。

第二十四條　保健婦國家試験、助産婦國家試験及び甲種看護婦國家試験の実施に関する事務を掌らせるために、厚生大臣の監督に属する保健婦助産婦甲種看護婦國家試験委員（以下試験委員という。）を置く。

2　厚生大臣は、前項に定めるものの外、試験委員に第十九條から第二十二條までの各第二号の規定による養成所に関して必要な事項を調査させることができる。

第二十五條　乙種看護婦試験の実施に関する事務を掌らせるために、都道府縣知事の監督に属する乙種看護婦試験委員を置く。

第二十六條　厚生大臣は、都道府縣知事に対し、乙種看護婦試験の実施について必要な事項を指示し、又は試験委員に、乙種看護婦試験の基準に関して、乙種看護婦試験委員を指導させることができる。

2　厚生大臣は、前項の規定による指示をなし、又は指導をさせる場合は、審議会の意見を聽かなければならない。

第二十七條　試験委員、乙種看護婦試験委員その他保健婦國家試験、助産婦國家試験、甲種看護婦國家試験又は乙種看護婦試験の実施に関する事務を掌る者は、その事務の施行に当つては嚴正を保持し、不正の行爲のないようにしなければならない。

第二十八條　この章に規定するものの外、保健婦國家試験、助産婦國家試験、甲種看護婦國家試験又は乙種看護婦試験の試験科目、受験手続その他試験に関して必要な事項は、省令でこれを定める。

第四章　業務

第二十九條　保健婦でなければ、保健婦又はこれに類似する名称を用いて、第二條に規定する業をしてはならない。

第三十條　助産婦でなければ、第三條に規定する業をしてはならない。但し、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）の規定に基いてなす場合は、この限りでない。

第三十一條　甲種看護婦でなければ、第五條に規定する業をしてはならない。但し、医師法又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）の規定に基いてなす場合は、この限りでない。

2　保健婦及び助産婦は、前項の規定にかかわらず、第五條に規定する業をなすことができる。

第三十二條　乙種看護婦でなければ、第六條に規定する業をしてはならない。但し、医師法又は歯科医師法の規定に基いてなす場合は、この限りでない。

第三十三條　保健婦、助産婦、甲種看護婦又は乙種看護婦が、その業務を開始しようとする場合又は廃止した場合には、就業地の都道府縣知事にその旨を届け出なければならない。

2　前項の規定による開始に関する届出をした者が、業務を継続する場合においては、二年毎に、就業地の都道府縣知事にその旨を届け出なければならない。

3　前二項の規定による届出に関して必要な事項は、省令でこれを定める。

第三十四條　都道府縣知事は、就業保健婦名簿、就業助産婦名簿、就業甲種看護婦名簿又は就業乙種看護婦名簿を備えて、前條の規定による届出に関する事項を記載し、業務開始の届出をなした者に対しては、保健婦業務従事証、助産婦業務従事証、甲種看護婦業務従事証又は乙種看護婦業務従事証を交付し、業務継続の届出をなした者に対しては、それぞれ従事証にその旨を記入する。

2　前項の名簿及び従事証に関する事項は、省令でこれを定める。

第三十五條　保健婦は、傷病者の療養上の指導を行うに当つて主治の医師又は歯科医師があるときは、その指示を受けなければならない。

第三十六條　保健婦は、その業務に関して就業地を管轄する保健所の長の指示を受けたときは、これに従わなければならない。但し、前條の規定の適用を妨げない。

第三十七條　保健婦、助産婦又は看護婦は、主治の医師又は歯科医師の指示があつた場合の外、診療機械を使用し、医薬品を授與し、又は医業類似行爲をしてはならない。但し、臨時應急の手当をなし、又は助産婦がへそのおを切り、かん腸を施し、その他助産婦の業務に当然附随する行爲をなすことは差支ない。

第三十八條　助産婦は、妊婦、産婦、じよく婦、胎兒又は新生兒に異常があると認めたときは、医師の診療を請わしめることを要し、自らこれらの者に対して処置をしてはならない。但し、臨時應急の手当は、この限りでない。

第三十九條　業務に従事する助産婦は、助産又は妊婦、じよく婦若しくは新生兒の保健指導の求があつた場合は、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

2　分娩の介助又は死胎の檢案をした助産婦は、出生証明書、死産証書又は死胎檢案書の交付の求があつた場合には、正当の事由がなければ、これを拒んではならない。

第四十條　助産婦は、自ら分娩の介助又は死胎の檢案をしないで、出生証明書、死産証書又は死胎檢案書を交付してはならない。

第四十一條　助産婦は、妊娠四月以上の死産兒を檢案して異常があると認めたときは、二十四時間以内に所轄警察署にその旨を届け出なければならない。

第四十二條　助産婦が分娩の介助をしたときは、助産に関する事項を遲滞なく助産錄に記載しなければならない。

2　前項の助産錄であつて病院、診療所又は助産所に勤務する助産婦のなした助産に関するものは、その病院、診療所又は助産所の管理者において、その他の助産に関するものは、その助産婦において五年間これを保存しなければならない。

3　第一項の規定による助産錄の記載事項に関しては、省令でこれ

を定める。

第五章　罰則

第四十三條　左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一　第二十九條から第三十二條までの規定に違反した者

二　虚偽又は不正の事実に基いて免許を受けた者

2　前項第一号の罪を犯した者が、助産婦、看護婦又はこれに類似した名称を用いたものであるときは、これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第四十四條　左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一　業務停止中の保健婦助産婦又は看護婦であつて、その業務をなしたもの

二　第三十五條から第三十八條までの規定に違反した者

三　第二十七條の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者

第四十五條　第三十三條又は第四十條から第四十二條までの規定に違反した者は、これを五千円以下の罰金に処する。

附　則

第四十六條　この法律中、学校及び養成所の指定に関する部分並びに第四十七條から第五十條までの規定は、医師法施行の日から、看護婦に関する部分は、昭和二十五年九月一日から、その他の部分は、昭和二十六年九月一日から、これを施行する。

第四十七條　保健婦助産婦看護婦令（昭和二十二年政令第百二十四号）は、これを廃止する。

第四十八條　保健婦助産婦看護婦令第二十一條から第二十四條までの規定によつて文部大臣又は厚生大臣の行つた指定は、それぞれこの法律の相当規定によつてなしたものとみなす。

第四十九條　保健婦及び助産婦について必要な事項は、昭和二十六年八月三十一日までは、命令でこれを定める。

2　國民医療法に基く保健婦規則（昭和二十年厚生省令第二十一号、以下旧保健婦規則という。）及び同法に基く助産婦規則（明治三十二年勅令第三百四十五号、以下旧助産婦規則という。）は、昭和二十六年八月三十一日までは、これを前項の規定に基く命令とみなす。

3　第一項の規定に基く命令の規定に違反し、免許を受けないで保健婦の名称を用いて保健婦の業務をなし、又は登録を受けないで助産婦の業務をした者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

4　第一項の規定に基く命令の規定に違反し、保健婦若しくは助産婦の業務上の義務を怠つた者又は業務停止中の保健婦若しくは助産婦であつてその業務をしたものは、これを五千円以下の罰金に処する。

5　第一項の規定に基く命令の規定に違反し、免許、登録又は届出に関する必要な手続を怠つた者は、これを五百円以下の罰金に処する。

第五十條　看護婦について必要な事項は、昭和二十五年八月三十一日までは、命令でこれを定める。

2　國民医療法に基く看護婦規則（大正四年内務省令第九号、以下旧看護婦規則という。）は、昭和二十五年八月三十一日までは、これを前項の規定に基く命令とみなす。

3　第一項の規定に基く命令の規定に違反し、免許を受けないで看護婦の業務をした者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

4　第一項の規定に基く命令の規定に違反し、看護婦の業務上の義務を怠つた者又は業務停止中の看護婦であつてその業務をしたものは、これを五千円以下の罰金に処する。

5　第一項の規定に基く命令の規定に違反し、免許、登録又は届出に関する必要な手続を怠つた者は、これを五百円以下の罰金に処する。

第五十一條　旧保健婦規則により都道府縣知事の保健婦免許を受けた者は、第二十九條の規定にかかわらず、保健婦の名称を用いて第二條に規定する業をなすことができる。

2　前項の者については、この法律中保健婦に関する規定を準用する。

3　第一項の者は、第十九條の規定にかかわらず、保健婦國家試験を受けることができる。

第五十二條　旧助産婦規則により助産婦名簿に登録を受けた者は、第三十條の規定にかかわらず、第三條に規定する業をなすことができる。

2　前項の者については、この法律中助産婦に関する規定（第三十一條第二項の規定を除く。）を準用する。

3　第一項の者は、第二十條の規定にかかわらず、助産婦國家試験を受けることができる。

第五十三條　旧看護婦規則により都道府縣知事の看護婦免許を受けた者は、第三十一條の規定にかかわらず、看護婦の名称を用いて、第五條に規定する業をなすことができる。

2　前項の者については、その従事することのできる業務の範囲以外の事項に関しては、この法律のうち乙種看護婦に関する規定を準用する。但し、就業乙種看護婦名簿は就業看護婦名簿と、乙種看護婦業務従事証は看護婦業務従事証と読み替えるものとする。

3　第一項の者は、第二十一條の規定にかかわらず甲種看護婦國家試験を受けることができる。

第五十四條　昭和二十六年九月一日において現に、旧保健婦規則第三條第一号若しくは第二号に該当する者、旧保健婦規則第三條第一号の養成所において修業中であつて、引き続き修業し卒業するに至つた者又は昭和二十六年九月一日以後に旧保健婦規則第三條第二号に該当するに至つた者は、当分のうち、なお旧保健婦規則により都道府縣知事の免許を受けることができる。

第五十五條　昭和二十六年九月一日において現に、旧助産婦規則第一條の二第一号若しくは第二号に該当する者又は旧助産婦規則第

一條の二第二号の学校又は講習所において修業中であつて、引き続き修業し卒業するに至つた者は、当分のうち、なお旧助産婦規則により助産婦名簿に登録を受けることができる。

第五十六條　昭和二十五年九月一日において現に、旧看護婦規則第五條に該当する者又は看護の学術を修業中の者は、昭和二十六年八月三十一日まで、なお旧看護婦規則による看護婦試験を受けることができる。

2　昭和二十五年九月一日において現に、旧看護婦規則第二條各号に該当する者、旧看護婦規則第二條第二号の学校又は講習所において修業中であつて、昭和二十六年三月三十一日までに卒業するに至つた者又は昭和二十五年九月一日以後旧看護婦規則第二條第一号に該当するに至つた者は、当分のうち、なお旧看護婦規則により都道府縣知事の免許を受けることができる。

第五十七條　旧保健婦規則、旧助産婦規則又は旧看護婦規則によつてなした業務停止の処分は、この法律の相当規定によつてなしたものとみなす。この場合において停止の期間は、なお従前の例による。

第五十八條　旧助産婦規則第十九條により都道府縣知事の免許を受けた者については、なお従前の例による。

第五十九條　旧看護婦規則による准看護婦については、なお従前の例による。

第六十條　男子である看護人については、この法律中看護婦に関する規定を準用する。

2　旧看護婦規則による看護人については、第五十三條及び第五十六條の規定を準用する。

◎理容師法特例（昭和二十三年六月三十日法律第二百六十七号）（厚生大臣署名）

理容師法特例

第一條　昭和二十三年一月一日において現に、都道府縣知事が従前の命令の規定により認可し、又は指定した理容師の養成施設であつて、その卒業により理容師の免許資格を與えられているものにおいて修業中であつた者は、理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第二條又は第三條の規定にかかわらず、その養成施設の定める教育課程を修了したときは、都道府縣知事の免許を受けて理容師になることができる。

第二條　昭和二十三年一月一日において現に、理容師になる目的で、理容所において理髪業又は美容業の補助的業務に従事していた者又は理容師の養成施設において修業中であつた者は、理容師法第二條又は第三條の規定にかかわらず、昭和二十五年六月三十日までに理髪師試験又は美容師試験に合格したときは、都道府縣知事の免許を受けて理容師になることができる。

附　則

この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

◎あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法に関する特例（昭和二十三年七月十六日法律第百七十六号）（厚生大臣署名）

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法に関する特例

第一條　都道府縣知事は、あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法（昭和二十二年法律第二百十七号）施行の際現に、同法附則第十六條に掲げる法令により、試験を受ける資格を有していた者でやむを得ない理由によりこれを受けることができなかつたものに対しては、昭和二十三年十一月三十日まで、試験を行うことができる。

第二條　都道府縣知事は、前條の試験に合格した者に対しては、あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法第二條の規定にかかわらず、昭和二十三年十二月三十一日まで、それぞれその免許を與えることができる。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

◎医療法（昭和二十三年七月三十日法律第二百五号）（大蔵・厚生大臣署名）

医療法

一　新制定法

第一條　この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であつて、患者二十人以上の収容施設を有するものをいう。病院は、傷病者が、科学的で且つ適正な診療を受けることができる便宜を與えることを主たる目的として組織され、且つ、運営されるものでなければならない。

2　この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であつて、患者の収容施設を有しないもの又は患者十九人以下の収容施設を有するものをいう。

第二條　この法律において、「助産所」とは、助産婦が公衆又は特定多数人のためその業務（病院又は診療所においてなすものを除く。）をなす場所をいう。

2　助産所は、妊婦、産婦又はじよく婦十人以上の収容施設を有してはならない。

第三條　疾病の治療（助産を含む。）をなす場所であつて、病院又は診療所でないものは、これに病院、病院分院、産院、療養所、診療所、診察所、医院その他病院又は診療所に紛らわしい名称を附けてはならない。

2　診療所は、これに病院、病院分院、産院その他病院に紛らわしい名称を附けてはならない。

3　助産所でないものは、これに助産所その他助産婦がその業務をなす場所に紛らわしい名称を附けてはならない。

第四條　病院であつて、患者百人以上の收容施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科を含み、且つ、第二十二條各号に規定する施設を有するものは、その所在地の都道府縣知事の承認を得て総合病院と称することができる。

2　総合病院でないものは、これに総合病院又はこれに紛らわしい名称を附けてはならない。

第五條　公衆又は特定多数人のため往診のみによつて診療に従事する医師若しくは歯科医師又は出張のみによつてその業務に従事する助産婦については、それぞれその住所をもつて診療所又は助産所とみなし、第八條、第九條及び第三十九條又は第四十一條の規定を適用する。

第六條　國の開設する病院、診療所及び助産所に関しては、この法律の規定の適用について、政令で特別の定をすることができる。

第二章　病院、診療所及び助産所

第七條　病院を開設しようとするとき、医師及び歯科医師でないものが診療所を開設しようとするとき、又は助産婦でないものが助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府縣知事の許可を受けなければならない。

2　營利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に対しては、前項の許可は、これを與えないことがある。

第八條　医師、歯科医師又は助産婦が診療所又は助産所を開設したときは、開設後十日以内に、診療所又は助産所所在地の都道府縣知事に届け出なければならない。

第九條　病院、診療所又は助産所の開設者が、その病院、診療所又は助産所を休止し、又は廃止したときは、十日以内に、都道府縣知事に届け出なければならない。休止した病院、診療所又は助産所を再開したときも同様である。

2　病院、診療所又は助産所の開設者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡又は失そうの届出義務者は、十日以内に、その旨をその所在地の都道府縣知事に届け出なければならない。

第十條　病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が医業をなすものである場合は医師に、歯科医業をなすものである場合は歯科医師に、これを管理させなければならない。

2　病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が、医業及び歯科医業を併せ行うものである場合は、それが主として医業を行うものであるときは医師に、主として歯科医業を行うものであるときは歯科医師に、これを管理させなければならない。

第十一條　助産所の開設者は、助産婦に、これを管理させなければならない。

第十二條　病院、診療所又は助産所の開設者が、病院、診療所又は助産所の管理者となることができる者である場合は、自らその病

院、診療所又は助産所を管理しなければならない。但し、病院、診療所又は助産所所在地の都道府縣知事の許可を受けた場合は、他の者にこれを管理させて差支ない。

2　病院、診療所又は助産所を管理する医師、歯科医師又は助産婦は、その病院、診療所又は助産所所在地の都道府縣知事の許可を受けた場合を除く外、他の病院、診療所又は助産所を管理しない者でなければならない。

第十三條　診療所の管理者は、同一の患者を、四十八時間を超えて收容してはならない。但し、臨時應急の処置を施した患者であつて四十八時間以内に移送することが著しく困難であるものについては、この限りでない。

2　前項但書の規定によつて、四十八時間を超えて患者を收容した場合には、当該診療所の管理者は、遲滯なく、その診療所所在地を管轄する保健所の長にその旨を届け出なければならない。

第十四條　助産所の管理者は、同時に十人以上の妊婦、産婦又はじよく婦を收容してはならない。但し、他に收容すべき適当な施設がない場合において、臨時應急のため收容するときは、この限りでない。

2　前項但書の規定によつて同時に十人以上の妊婦、産婦又はじよく婦を收容した場合には、当該助産所の管理者は、遲滯なく、その助産所所在地を管轄する保健所の長にその旨を届け出なければならない。

第十五條　病院又は診療所の管理者は、その病院又は診療所に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者を監督し、その業務遂行に欠けるところのないよう必要な注意をしなければならない。

2　助産所の管理者は、助産所に勤務する助産婦その他の従業者を監督し、その業務遂行に遺憾のないよう必要な注意をしなければならない。

第十六條　医業を行う病院の管理者は、病院に医師を宿直させなければならない。但し、病院に勤務する医師が、その病院に隣接した場所に居住する場合において、病院所在地の都道府縣知事の許可を受けたときは、この限りでない。

第十七條　前四條に定めるものの外、病院、診療所又は助産所の管理者が、その構造設備、医薬品その他の物品の管理並びに患者、妊婦、産婦及びじよく婦の收容につき遵守すべき事項については、省令でこれを定める。

第十八條　病院又は医師が常時三人以上勤務する診療所にあつては、開設者は、專属の薬剤師を置かなければならない。但し、病院又は診療所所在地の都道府縣知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

第十九條　助産所の開設者は、嘱託医師を定めて置かなければならない。

第二十條　病院、診療所又は助産所は、清潔を保持するものとし、その構造設備は、衞生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならない。

第二十一條　病院は、省令の定めるところにより、左の各号に掲げ

る人員及び施設を有し、且つ、記錄を備えて置かなければならない。

一　省令を以て定める員數の医師、歯科医師、看護婦その他の從業者

二　各科專門の診察室

三　手術室

四　処置室

五　臨床檢査施設

六　エックス線裝置

七　調剤所

八　消毒施設

九　給食施設

十　給水施設

十一　暖房施設

十二　洗たく施設

十三　汚物処理施設

十四　診療に関する諸記錄

十五　その他省令をもつて定める施設

2　前項第一号又は第十五号の規定に基く省令の規定によつて定められた人員又は施設を有しない者については、政令で五千円以下の罰金の刑を科する旨の規定を設けることができる。

第二十二條　総合病院は、前條に定めるものの外、左の各号に掲げる施設を有しなければならない。

一　化学、細菌及び病理の檢査施設

二　病理解剖室

三　研究室

四　講義室

五　図書室

六　その他省令をもつて定める施設

2　前項第六号の規定に基く省令の規定によつて定められた施設を有しない者については、政令で五千円以下の罰金の刑を科する旨の規定を設けることができる。

第二十三條　前二條に定めるものの外、病院、診療所又は助産所の構造設備について、換氣、採光、照明、防濕、保安、避難及び清潔その他衞生上遺憾のないように必要な基準を省令で定める。

2　前項の規定に基く省令の規定に違反した者については、政令で五千円以下の罰金の刑を科する旨の規定を設けることができる。

第二十四條　都道府縣知事は、病院、診療所又は助産所が清潔を欠くとき、又はその構造設備が第二十一條若しくは第二十二條の規定若しくは前條に基く省令の規定に違反し、若しくは衞生上有害若しくは保安上危險と認めるときは、その開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は修繕若しくは改築を命ずることができる。

第二十五條　厚生大臣又は都道府縣知事は、必要があると認めるときは、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該官吏若しくは吏員に、病院、診

療所若しくは助産所に立ち入り、その清潔保持の狀況、構造設備若しくは診療錄、助産錄その他の帳簿書類を檢査させることができる。

2　前項の規定によつて立入檢査をする当該官吏又は吏員は、その身分を示す証票を携帶し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第二十六條　前條第一項に規定する当該官吏又は吏員の職権を行わせるために、國及び都道府縣に医療監視員を置く。

2　医療監視員は、官吏又は都道府縣の吏員のうちから、厚生大臣又は都道府縣知事がこれを命ずる。

3　前二項に定めるものの外、医療監視員に関し必要な事項は、省令でこれを定める。

第二十七條　病院、又は收容施設を有する診療所若しくは助産所は、その構造設備について、その所在地を管轄する都道府縣知事の檢査を受け、許可証の交付を受けた後でなければ、これを使用してはならない。

第二十八條　都道府縣知事は、病院、診療所又は助産所の管理者に、犯罪若しくは医事に関する不正行爲があり、又はその者が管理をなすのに適しないと認めるときは、開設者に対し、その変更を命ずることができる。

第二十九條　都道府縣知事は、左の各号の一に該当する場合においては、病院、診療所若しくは助産所の開設の許可を取り消し、又は開設者に対し、期間を定めて、その閉鎖を命ずることができる。

一　開設の許可を受けた後正当の理由がないのに、六月以上その業務を開始しないとき。

二　開設者が第二十四條又は前條の規定に基く命令に違反したとき。

三　開設者に犯罪又は医事に関する不正の行爲があつたとき。

2　都道府縣知事は、総合病院が第四條第一項に掲げる要件を欠くに至つたときは、その承認を取り消すことができる。

第三十條　第二十四條、第二十八條又は前條に規定する処分がなされるに当つては、当該処分を受ける者に、都道府縣知事の指定した吏員又はその他の者に対して弁明する機会が與えられなければならない。この場合においては、都道府縣知事は、当該処分を受ける者に対し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき事由を通知しなければならない。

2　前項の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、且つ、自己に有利な証拠を提出することができる。

3　弁明の聽取をした者は、聽取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、且つ、処分の決定について都道府縣知事に意見を述べなければならない。

4　都道府縣知事は、衞生上又は保安上緊急の必要があると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、直ちに当該処分をなすことができる。この場合においては、当該処分をなした後三日以内に、当該処分を受けた者に対し弁明の機会が與えられなければならない。

第三章　公的医療機関

第三十一條　この章において、「公的医療機関」とは、都道府縣、市町村その他厚生大臣の定める者の開設する病院又は診療所をいう。

第三十二條　厚生大臣又は都道府縣知事の諮問に應じて、医療機関の整備に関する重要事項を調査審議させるために、厚生省及び各都道府縣に、厚生大臣又は都道府縣知事の監督に属する医療機関整備審議会を置く。

2　構成、委員の任期、議決方法その他都道府縣に置かれる医療機関整備審議会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第三十三條　國庫は医療の普及をはかるため特に必要があると認めるときは、都道府縣、市町村その他厚生大臣の定める者に対し、その開設する公的医療機関について、予算の定める範囲内においてその設置に要する費用の一部を補助することができる。

第三十四條　厚生大臣は、医療の普及をはかるため特に必要があると認めるときは、医療機関整備審議会の意見を聽いた上、前條に規定する者に対し、公的医療機関の設置を命ずることができる。

2　前項の場合においては、國庫は、予算の定める範囲内において、その設置に要する費用の一部を補助する。

第三十五條　厚生大臣又は都道府縣知事は、公的医療機関の開設者又は管理者に対して、左の事項を命ずることができる。

一　当該病院又は診療所の医療業務に差支ない限り、その建物の全部又は一部、設備、器械及び器具を当該公的医療機関に勤務しない医師又は歯科医師の診療又は研究のために利用させること。

二　医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十一條又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十一條の規定による実地修練を行わせるのに必要な條件を整備すること。

2　前項各号に掲げる事項の外、厚生大臣又は都道府縣知事は、公的医療機関の開設者に対して、その運営に関して必要な指示をすることができる。

第三十六條　都道府縣知事の諮問に應じて、公的医療機関の運営に関する重要事項を調査審議させるために、都道府縣知事の監督に属する公的医療機関運営審議会を置く。

2　構成、委員の任期、議決の方法その他公的医療機関運営審議会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第三十七條　厚生大臣は、公的医療機関の開設者が請求することのできる診療の報酬に関して必要な定をなすことができる。

第三十八條　厚生大臣の諮問に應じて、前條に規定する診療の報酬に関する事項を審議させるために、厚生大臣の監督に属する診療報酬審議会を置く。

第四章　医業、歯科医業又は助産婦の業務等の廣告

第三十九條　医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関しては、文書その他如何なる方法によるを問わず、何人も左に掲げる事項を除く外、これを廣告してはならない。

一　医師又は歯科医師である旨

二　第四十條第一項の規定による診療科名

三　病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項

四　診療に従事する医師又は歯科医師の氏名

五　診療日又は診療時間

六　入院設備の有無

七　その他都道府縣知事の許可を受けた事項

2　前項第四号に掲げる事項を廣告するに当つては、その医師又は歯科医師が、常時診療に従事しない者である場合には、その医師又は歯科医師の診療日及び診療時間を併せて廣告しなければならない。

3　第一項各号に掲げる事項を廣告するに当つても、医師又は歯科医師の技能、治療方法、経歴又は学位に関する事項にわたつてはならない。

第四十條　前條第一項第二号の規定による診療科名は左に掲げるものとする。

一　医業については内科、精神科、小児科、外科、整形外科、皮膚ひ尿器科（又は皮膚科、ひ尿器科）、産婦人科（又は産科、婦人科）、眼科、耳鼻いんこう科、理学診療科（又は放射線科）

二　歯科医業については歯科

三　前二号以外の診療科名であつて当該診療に従事する医師又は歯科医師において厚生大臣の許可を受けたもの

2　厚生大臣は、前項第三号の規定による許可をなすに当つては、あらかじめ医道審議会の意見を聽かなければならない。

3　第一項第三号の規定による診療科名を廣告するときは、当該診療科名につき許可を受けた医師又は歯科医師の氏名を、併せて廣告しなければならない。

第四十一條　助産婦の業務又は助産所に関しては、文書その他如何なる方法によるを問わず、何人も左に掲げる事項を除く外、これを廣告してはならない。

一　助産婦である旨

二　助産所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項

三　業務に従事する助産婦の氏名

四　就業の日時

五　收容施設の有無

六　その他都道府縣知事の許可を受けた事項

2　前項第三号に掲げる事項を廣告するに当つては、その助産婦が、その助産所において常時業務に従事する者でない場合には、その業務に従事する日時を併せて廣告しなければならない。

3　第一項各号に掲げる事項を廣告するに当つても、助産婦の技能又は経歴に関する事項にわたつてはならない。

第五章　罰則

第四十二條　左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役

又は一万円以下の罰金に処する。

一　第七條第一項、第三十九條、第四十條第三項又は第四十一條の規定に違反した者

二　第十四條の規定に違反した者

三　第二十四條、第二十八條又は第二十九條の規定に基く命令又は処分に違反した者

第四十三條　当該官吏若しくは吏員又はその職にあつた者が、故なく第二十五條の規定による診療錄又は助産錄の檢査に関し知得した医師、歯科医師又は助産婦の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

2　職務上前項の秘密を知得した他の公務員又は公務員であつた者が、故なくその秘密を漏らしたときも、前項と同様である。

第四十四條　左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一　第三條、第四條第二項、第八條から第十三條まで、第十六條、第十八條、第十九條、第二十一條第二号から第十四号まで、第二十二條第一号から第五号まで又は第二十七條の規定に違反した者

二　第二十五條第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該官吏若しくは吏員の檢査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十五條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第四十二條又は前條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

附　則

第四十六條　この法律は、医師法施行の日から、これを施行する。

第四十七條　國民医療法（昭和十七年法律第七十号、以下旧法という。）第二十一條の規定により開設の許可を受け、又は國民医療法施行規則（昭和十七年厚生省令第四十八号、以下旧規則という。）第七十四條の規定により許可を受けたとみなされた診療所又は患者二十人以上の收容施設を有する病院であつて、この法律施行の際現に存するものは、これを第七條又は第八條の規定により病院又は診療所の開設の許可を受け、又は診療所の開設の届出をしたものとみなす。

2　旧法第二十一條の規定により開設の許可を受け、又は旧規則第七十四條の規定により許可を受けたとみなされた患者十九人以下の收容施設を有する病院であつて、この法律施行の際現に存するものは、これを第七條又は第八條の規定により診療所の開設の許可を受け、又は開設の届出をしたものとみなす。但し、この法律施行の日から六月間は、第三條第二項の規定にかかわらず、なお従來の名称を用いることができる。

3　前二項に該当する病院又は診療所の構造設備については、この法律施行の日から三年間は、なお旧法の規定によることができる。但し、構造設備に重大な変更を加える必要がある場合において、その病院又は診療所の所在地の都道府縣知事の許可を受けたときは、更に二年間は、なお旧法の規定によることができる。

4　第一項又は第二項の規定により診療所の開設の許可を受け、又は届出をしたとみなされたものについては、この法律施行の日から三年間は、第十三條の規定によらないことができる。但し、病院の普及が充分でない地域にある診療所について、その所在地の都道府縣知事の許可を受けたときは、さらに二年間、第十三條の規定によらないことができる。

第四十八條　この法律施行の際現に存する医業、歯科医業若しくは助産婦の業務又は病院若しくは診療所に関する廣告であつて、第三十九條、第四十條第三項又は第四十一條の規定に違反するものについては、この法律施行の日から六月間は、なお旧法の規定によることができる。

第四十九條　この法律の規定による助産所に該当するものであつて、この法律施行の際現に存するものについては、この法律施行の日から六月間は、なおこの法律の規定によらないことができる。

2　前項の規定に該当する助産所であつて、この法律施行の日から六月内に、第七條又は第八條の規定より助産所の開設の許可を受け、又は開設の届出をしたものの構造設備については、この法律施行の日から二年間は、なおこの法律の規定によらないことができる。

第五十條　旧規則第四十五條第一項但書、第二項、若しくは第五十一條但書の規定によつて都道府縣知事の許可を受けた者又は旧規則第七十五條の規定によつて許可を受けたとみなされた者は、なお旧法の規定によることができる。

第五十一條　この法律施行の際現に存する医業、歯科医業若しくは助産婦の業務又は病院若しくは診療所に関する廣告であつて、第三十九條、第四十條第三項又は第四十一條の規定に違反するものについては、この法律施行の日から六月間は、なお旧法の規定によることができる。

2　旧規則第三十六條第一項第一号の規定によつて厚生大臣の許可を受けた者は、これを第四十條第一項第三号の規定によつて許可を受けたものとみなす。

第五十一條　この法律施行前から引き続き休止をしている病院又は診療所については、旧法の規定による休止の届出は、これをこの法律の相当規定によつてしたものとみなす。

第五十二條　この法律施行前死亡し、又は失そうの宣告を受けた病院又は診療所の開設者がある場合において、この法律施行の日までに旧規則第四十三條第二項の規定による届出をなさず、且つ、届出期間の満了していないものについては、なお従前の規定により、これを届け出なければならない。

第五十三條　旧規則第五十七條又は第五十八條の規定によつて都道府縣知事がなし、又は旧規則第八十條の規定によつてなしたものとみなされた処分は、これをこの法律の相当規定によつてなしたものとみなす。

◎藥事法（昭和二十三年七月二十九日法律第百九十七号）（厚生・農林大臣署名）

藥事法

第一章　總則

（法律の目的）

第一條　この法律は、薬事を規整し、これが適正を図ることを目的とする。

（定義）

第二條　この法律で「薬事」とは、医薬品、用具又は化粧品の製造、調剤、販賣又は授與及びこれらに関連する事項をいう。

2　この法律で「薬剤師」とは、主として医薬品の調製、鑑定、保存、調剤及び交付に関する実務を行う者であつて、厚生大臣の免許を受けたものをいう。

3　この法律で「薬局」とは、薬剤師が調剤する場所であつて、都道府縣知事により登錄されているものをいう。

4　この法律で「医薬品」とは、左の各号に掲げる物をいう。但し、用具を除く。

一　公定書に收められたもの

二　人又は動物の疾病の診断、治ゆ、軽減、処置又は予防に使用することが目的とされているもの

三　人又は動物の身体の構造又は機能に影響を與えることが目的とされているもの（食品を除く。）

四　前各号に掲げるものの構成の一部として使用されているもの

5　この法律で「新医薬品」とは、その化学構造式、組成又は適應が一般には知られていない医薬品をいう。

6　この法律で「用具」とは、左の各号に掲げる物をいう。

一　人又は動物の疾病の診断、治ゆ、軽減、処置又は予防に使用することが目的とされている器具、器械又は装置

二　人又は動物の身体の構造又は機能に影響を與えることが目的とされている器具、器械又は装置

7　この法律で「化粧品」とは、人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、又は容ぼうを変えるために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用することが目的とされている物又はその構成の一部として使用されている物をいう。

8　この法律で「公定書」とは、薬局方、医薬品集又はこれらの追補をいう。

9　この法律で「薬局方」又は「医薬品集」とは、日本薬局方又は國民医薬品集の最新版をいう。

10　この法律で「標示」とは、医薬品、用具又は化粧品の直接の容器又は直接の被包（内袋を含まない。）に記載される文字、図形その他の表示をいう。（直接の容器又は直接の被包が小賣のために包装されている場合には、この法律又はこの法律に基く省令により標示中に記載すべき表示と同様の表示を外部容器又は外部被包に記載するか、又は標示が外部容器又は外部被包を透して容易に読み得なければ、これを標示ということができない。）

11　この法律で「表示書」とは、医薬品、用具若しくは化粧品又はこれらの容器若しくは被包に記載される文字、図形その他の物又は医薬品、用具若しくは化粧品に添付する文書若しくは図画をいう。

12　この法律で「醫藥」又は「劇藥」とは、人又は動物の身体に、

これが摂取され、吸入され、又は外用された場合に、極量が致死量に近いため、蓄積作用が強いため、又は薬理作用が激しいため、人又は動物の機能に危害を與え、又は危害を與える虞がある医薬品であつて、厚生大臣の指定したものをいう。

第二章　薬剤師

（免許）

第三條　薬剤師になろうとする者は、省令の定めるところにより、手数料を納めて、厚生大臣の免許を受けなければならない。

2　薬剤師免許は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを與えない。

一　薬剤師國家試驗に合格した者

二　厚生大臣の指定した外國の薬剤師免許を受けた者で、厚生大臣が適当と認めたもの

3　薬剤師免許を受けていない者は、薬剤師の名称を用いてはならない。

第四條　薬剤師免許は、左の各号の一に該当する者には、これを與えない。

一　年齢二十年未満の者、禁治産者又は準禁治産者

二　精神病者

三　おし、つんぼ又は盲の者

第五條　薬剤師免許は、左の各号の一に該当する者には、これを與えないことができる。

一　新制定法

一、罰金以上の刑に処せられた者

二　この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反した者

（免許証の交付）

第六條　厚生大臣は、薬剤師免許を與えたときは、薬剤師名簿に登錄し、薬剤師免許証を交付しなければならない。

2　前項の免許証は、省令の定めるところにより、毎年十二月三十一日までに、免許を受けた薬剤師の住所地を管轄する都道府縣知事を経て、厚生大臣の登錄による更新を受けなければ、その効力を失う。

第三章　薬事委員会

（委員会）

第七條　薬事委員会は、公定書の改訂又は追補に関して、その原案を厚生大臣に提出し、薬剤師國家試驗を執行し、及び新医薬品その他薬事に関し厚生大臣に建議することを目的とする。

第八條　委員会は大学の長及び教職員、関係各廳の官吏及び吏員並びに薬事、医事若しくは獸医事に従事する者につき、厚生大臣が任命した五十一名以上の委員で、これを組織する。

2　薬事委員会の建議は、委員のうちから選任された常任委員の多数決をもつて、これを行うものとする。

3　委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の殘任期間とする。但し、委員が精神若しくは身体に欠陷を生じ、その職務を行うことができなくなつたとき、又は委員会の利益を害した

ときは、厚生大臣は、委員会の同意を得て、当該委員を罷免することができる。

第九條　委員の報酬及び旅費については、省令でこれを定める。

（小委員会等）

第十條　薬事委員会に、左の小委員会を置く。

一　薬剤師國家試験小委員会

二　公定書小委員会

三　新医薬品小委員会

2　委員会は、必要と認めたときは特別小委員会を置くことができる。

3　委員会は、厚生大臣に建議し、その他薬事委員会の事務を執行するために委員の中から常任委員を選任しなければならない。

（薬剤師國家試験）

第十一條　委員会は、省令の定めるところにより、厚生大臣の監督のもとに毎年少くとも一回、薬剤師國家試験を執行しなければならない。

第十二條　厚生大臣は、薬剤師國家試験を行う場所、日時及び受験願書の提出期限を定めて、少くとも試験を行う三月前までに、これを公告しなければならない。

第十三條　薬剤師國家試験を分けて、学説試験及び実地試験とする。

2　薬剤師國家試験は、省令の定めるところにより、薬剤師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。

3　学説試験に合格したものでなければ、実地試験を受けることができない。

第十四條　薬剤師國家試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

一　大学において、薬学の正規の課程を修めて卒業した者

二　厚生大臣の指定した外國の薬剤師免許を受けた者で、第三條第二項第二号に該当しないもの

三　外國の薬学校を卒業し、又は厚生大臣の指定した外國以外の外國の薬剤師免許を受けた者

第十五條　薬剤師國家試験を受けようとする者は、省令の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

2　委員会は、厚生大臣に薬剤師國家試験に合格した者の名簿を提出しなければならない。

3　厚生大臣は、薬剤師國家試験に合格した者に対して、薬剤師免許証を交付するときは、前項の名簿に基いて、これをしなければならない。

（薬局方の改訂等）

第十六條　委員会は、少くとも十年ごとに、薬局方の改訂の原案を、少くとも二年半ごとに、その追補の原案を、厚生大臣に提出しなければならない。

（医薬品集の改訂等）

第十七條　委員会は、必要があると認めるときは、医薬品集の改訂又は追補に関して、その原案を厚生大臣に提出しなければならな

い。

第十八條　委員会は、公務所又は薬事に従事する者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

2　委員会は、特に必要があると認めるときは、公務所又は薬事に従事する者その他の者に対し、必要な調査を嘱託することができる。

（施行規定）

第十九條　この法律及び省令で定めるものを除く外、薬事委員会の組織その他必要な事項は、薬事委員会がこれを定める。

第四章　薬局及び調剤

（薬局の登録）

第二十條　薬局を開設しようとする者は、省令の定めるところにより、手数料を納めて、その薬局の所在地を管轄する都道府縣知事の登録を受けなければならない。

2　前項の登録は、厚生大臣の定める手数料を納めて、毎年十二月三十一日までに、その更新を受けなければ、その効力を失う。

（薬局の管理）

第二十一條　薬局開設者は、自ら薬剤師であつて、その薬局を管理する場合の外、その薬局を管理させるために専任の薬剤師を置かなければならない。

2　薬局を管理する薬剤師は、業として、当該薬局以外の場所で、薬局の管理その他薬事に関する実務に従事してはならない。

（調剤）

第二十二條　薬剤師でない者は、販賣又は授與の目的で調剤してはならない。但し、医師、歯科医師又は獣医師が自己の処方せんにより自ら調剤し、又は薬剤師に調剤させる場合は、この限りでない。

第二十三條　薬剤師は、薬局以外の場所で、販賣又は授與の目的で調剤してはならない。但し、省令をもつて別段の定をしたときは、この限りでない。

第二十四條　薬剤師は、処方せん中疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の承諾がなければ、処方を変更し又は修正してはならない。

第二十五條　薬局開設者は、当該薬局で調剤した処方せんを、調剤した日から二年間、保存しなければならない。

第五章　医薬品、用具及び化粧品

（医薬品等の製造業）

第二十六條　医薬品、用具又は化粧品の製造業を営もうとする者は、省令の定めるところにより、手数料を納めて製造所ごとに、厚生大臣の登録を受けなければならない。

2　前項の登録は、厚生大臣の定める手数料を納めて、毎年十二月三十一日までに、その更新を受けなければ、その効力を失う。

3　医薬品の製造業者が、公定書に收められていない医薬品を製造しようとするとき、又は用具の製造業者が用具を製造しようとす

るときは、品目ごとに、その製造について、厚生大臣の許可を受けなければならない。

4　厚生大臣が、新医薬品その他公定書に收められていない医薬品について前項の許可を與えるには、薬事委員会の建議に基いて、これをしなければならない。

第二十七條　医薬品の製造業者は、医薬品の製造を管理させるために、製造所ごとに、厚生大臣の登録を受けた專任の薬剤師を置かなければならない。但し、その本質が專任の薬剤師の管理を必要としない医薬品については、厚生大臣の承認を受けて、專任の技術者をもつて、これに代えることができる。

2　前項の規定にかかわらず生物学的製剤その他厚生大臣の指定した製剤の製造業者は、その製造を管理させるために、その製造所ごとに、厚生大臣の承認を受けて、專任の医師その他細菌学的知識を有する者を置かなければならない。

（医薬品等の輸入販賣業）

第二十八條　医薬品、用具又は化粧品の製造業に関する規定は、夫々医薬品、用具又は化粧品の輸入販賣業に、これを準用する。

（医薬品の販賣業）

第二十九條　医薬品の販賣業を営もうとする者は、省令の定めるところにより、手数料を納めて、店舗を有する販賣業者にあつては、その店舗ごとに、配置販賣業者にあつては、その営業区域ごとに、当該店舗の所在地又は営業区域を管轄する都道府縣知事の登錄を受けなければならない。但し、医薬品の製造業者又は輸入販賣業者が、その製造し、又は輸入した医薬品を医薬品の製造業者又は販賣業者に販賣しようとするとき、又は薬局開設者が医薬品の販賣業を営もうとするときは、この限りでない。

2　前項の登錄は、厚生大臣の定める手数料を納めて、毎年十二月三十一日までに、その更新を受けなければ、その効力を失う。

（医薬品の取扱等に関する規整）

第三十條　厚生大臣は、医薬品の強度、品質及び純度の適正を図るために、薬事委員会の提出する原案に基いて、日本薬局方、國民医薬品集又はこれらの追補を発行し、これを公布しなければならない。

2　公定書に收められた医薬品は、その強度、品質及び純度が公定書で定める基準に適合するものでなければ、これを販賣し、授與し、又は販賣若しくは授與の目的で製造し、輸入し、貯藏し、若しくは陳列してはならない。

第三十一條　公定書に收められていない医薬品は、第二十六條第三項の規定により厚生大臣の許可を受けた基準に適合したものでなければ、これを販賣し、授與し、又は販賣若しくは授與の目的で製造し、輸入し、貯藏し、若しくは陳列してはならない。

第三十二條　アミノフエニルスルフアミド若しくはその誘導体、ペニシリン、ストレプトマイシン並びにその他の抗菌性物質又はこれらの製剤、生物学的製剤その他厚生大臣の指定する製剤は、厚生大臣の定める最小含量若しくは最小包裝単位に関する基準又は厚生大臣の定めるその他の基準に適合するものでなければ、これを販賣し、授與し、又は販賣若しくは授與の目的で貯藏し、若しくは陳列してはならない。

2　厚生大臣は必要があると認めたときは、前項の医薬品の製造その他必要な事項について、省令で、これを定めることができる。

第三十三條　厚生大臣の指定した医薬品は、厚生大臣の指定した者の檢査を受け、且つ、合格したものでなければ、これを販賣し、授與し、又は販賣若しくは授與の目的で貯藏し、若しくは陳列してはならない。

（誇大廣告等）

第三十四條　何人も、この法律に基いて製造する医薬品、用具又は化粧品の名称、製造方法、効能、効果又は性能に関して、虚偽又は誇大な記事を廣告し、記述し、又は流布してはならない。

2　医薬品、用具又は化粧品の効能、効果又は性能について、医師その他の者がこれを保証したものと誤解される虞がある記事は、前項に該当するものとする。

3　暗示的な記事、写眞、図画その他暗示的な方法は、第一項に違反して、これを用いてはならない。

4　何人も、医薬品、用具又は化粧品に関して墮胎を暗示し、又はわいせつにわたる文書又は図画を用いてはならない。

（毒薬及び劇薬の取扱）

第三十五條　毒薬の標示には、黒地に白枠、白字をもつてその品名及び「毒」の字を記載しなければならない。

2　劇薬の標示には、白地に赤枠、赤字をもつてその品名及び「劇」の字を記載しなければならない。

第三十六條　医薬品の製造業者又は輸入販賣業者は、毒薬又は劇薬を容器に收め、これに封かんを施さなければならない。

2　毒薬又は劇薬は、薬剤師である医薬品の製造業者、輸入販賣業者若しくは販賣業者又は医薬品の製造業者、輸入販賣業者若しくは販賣業者であつて薬剤師を使用する者でなければ、その封かん又は容器を開いて、これを販賣し、又は授與してはならない。

第三十七條　医薬品の製造業者、輸入販賣業者又は販賣業者は、毒薬又は劇薬を販賣し、授與し、又は販賣若しくは授與の目的で製造し、輸入し、貯藏し、若しくは陳列してはならない。

2　厚生大臣は必要があると認めたときは、前項の医薬品の製造その他必要な事項について、省令で、これを定めることができる。

第三十三條　厚生大臣の指定した医薬品は、厚生大臣の指定した者の檢査を受け、且つ、合格したものでなければ、これを販賣し、授與し、又は販賣若しくは授與の目的で貯藏し、若しくは陳列してはならない。

（誇大廣告等）

第三十四條　何人も、この法律に基いて製造する医薬品、用具又は化粧品の名称、製造方法、効能、効果又は性能に関して、虚偽又は誇大な記事を廣告し、記述し、又は流布してはならない。

2　医薬品、用具又は化粧品の効能、効果又は性能について、医師その他の者がこれを保証したものと誤解される虞がある記事は、前項に該当するものとする。

3　暗示的な記事、写眞、図画その他暗示的な方法は、第一項に違反して、これを用いてはならない。

4　何人も、医薬品、用具又は化粧品に関して墮胎を暗示し、又はわいせつにわたる文書又は図画を用いてはならない。

（毒薬及び劇薬の取扱）

第三十五條　毒薬の標示には、黒地に白枠、白字をもつてその品名及び「毒」の字を記載しなければならない。

2　劇薬の標示には、白地に赤枠、赤字をもつてその品名及び「劇」

区別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。

2　前項の場合において、毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、鍵を施さなければならない。

（不良医薬品及び不良用具）

第四十條　左の各号の一に該当する医薬品又は用具は、これを不良医薬品又は不良用具とする。

一　左のいづれかに該当する医薬品又は用具

イ　その全部又は一部が、不潔な物質又は変質若しくは変敗した物質からなるもの

ロ　汚染されるか、又は保健上危険なものにされる虞がある非衛生的條件のもとで、製造、調剤、包装又は取扱をされたもの

ハ　医薬品であつて、その容器の全部又は一部が、有毒又は有害な物質からなつているために、その医薬品を保健上危険なものにする虞があるもの

ニ　医薬品であつて、その着色のみを目的としてタール色素が使用されている場合に、省令の定めるところにより証明されたタール色素以外のタール色素が含有されているもの

ホ　用具であつて、その使用が保健上危険を生ずる虞があるもの

二　公定書に収められた名称を表示している医薬品であつて、その強度が公定書で定められた基準と異るか、又はその品質若しくは純度が公定書で定められた基準に及ばないもの

三　前号に掲げる医薬品以外の医薬品であつて、その強度が当該医薬品の表示書の表示と異るか、又はその品質若しくは純度が、これに及ばないもの

四　医薬品であつて、その品質若しくは強度を減ずるために、不当に他の物を混ぜ、若しくは他の物で包まれているか、又はその全部若しくは一部が他の物で代用されているもの

（不正表示医薬品及び不正表示用具）

第四十一條　左の各号の一に該当する医薬品又は用具は、これを不正表示医薬品又は不正表示用具とする。

一　その表示書に、虚偽の事項又は誤解を招く虞がある事項の記載されているもの

二　その標示に、製造業者の氏名若しくは名称及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）が記載されていないもの又は重量、容量若しくは個数等の内容量が正確に表示されていないもの、但し、省令で別段の定をしたときは、この限りでない。

三　公定書に収められた医薬品であつて、公定書で定める容器又は被包に収められていないもの（厚生大臣の同意を得た場合を除く。）又は公定書で定める表示のなされていないもの

四　公定書に収められていない医薬品であつて、その標示に左に掲げる事項の記載のないもの

イ　一般的名称のあるときは、その名称

ロ　二以上の成分から成る場合において、有効成分を含有するときは、その含有する有効成分の名称（その一般的名称あるときは、その名称）及びアルコールを含有しているときは、その分量、種類並びに割合及び臭化物、エーテル、クロロホルム、アセトアニリド、フエナセチン、アミノピリン、アンチピリン、アトロピン、ヒヨスチン、ヒヨスチアミン、比素、ヂキタリス葉、ヂキタリス配糖体、水銀、ウアバイン、ストロフアンチン、ストリキニーネ、甲狀せん又はこれらの誘導体若しくは製剤を含有しているときは、その効力の有無にかかわらず、それらの名称及び分量又は割合、但し、省令で別段の定をしたときは、この限りでない。

五　その標示又は表示書に、この法律により表示するように定められた文字その他の事項が、他の文字、記事、図画又は図案に比較して見易い場所に明記されていないもの、又は一般に購入し、又は使用する者が読み易く、理解し易いような用語をもつて記載されていないもの

六　人に使用する医薬品であつて、アルフア並びにベタオイカイン、バルビタール、ブロムヂエチルアセチル尿素、トリブロムアセトアルデヒド、スルホナール、コカ葉、コカイン、コデイン、モルヒネ、阿片又はこれらの誘導体若しくは代用合成品で、あつて、習慣性があるとして厚生大臣が指定する物質を含有しているにもかかわらず、その標示にこれらの名称、分量及び含量並びに「注意―習慣性あり」の記載がないもの

七　厚生大臣の指定するアミノフエニルスルフアミド若しくはその誘導体、ペニシリン、ストレプトマイシン又はこれらの製剤であつて、その他の医薬品であつて、その標示に医師、歯科医師又は、獣医師の処方せん又はその指示によつて使用すべきである旨の注意が記載されていないもの

八　表示書に左に掲げる事項が記載されていないもの、但し、厚生大臣が保健上の見地から必要でないと認めた医薬品又は用具について別段の定をした場合は、この限りでない。

イ　使用上の適当な注意

ロ　疾病の狀況により、又は幼兒にとり、保健上危険を生ずる虞がある場合の使用に関し、又は危険な使用の分量、方法若しくは使用期間に関し、公衆保健の保護のために必要な注意

九　医薬品であつて、厚生大臣により、変質若しくは変敗し易いものと認められたもので、保健上の必要により省令の定めるところに従つて包装されず、貯蔵されず、又は注意事項の表示のないもの

十　医薬品であつて、他の医薬品等と誤解され易い容器に収められているもの若しくは誤解され易い方法で容器に収められているもの又は模造若しくは詐称のもの

十一　表示書に記載されている用法、用量又は使用期間が保健上危険であるもの

（不良化粧品）

第四十二條　左の各号の一に該当する化粧品は、これを不良化粧品とする。

一　表示書に記載されている使用條件のもとにおいては、使用者

に有害であるか、又は習慣となり、若しくは常用となる處がある有毒若しくは有害な物質を含有しているもの

二　その全部又は一部が、不潔な物質又は変質若しくは変敗した物質からなるもの

三　保健上危險なものにされる處がある非衛生的條件のもとで製造、包裝又は取扱をされたもの

四　容器の全部又は一部が、有毒又は有害な物質からなつているために、その化粧品を保健上危險なものにする處があるもの

五　省令の定めるところにより証明されたタール色素以外のタール色素を含有しているものであつて、染毛剤以外のもの

（不正表示化粧品）

第四十三條　左の各号の一に該当する化粧品は、これを不正表示化粧品とする。

一　その表示書に、虚偽の事項又は誤解を招く處がある事項の記載されているもの

二　その標示に、製造業者の氏名若しくは名称及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）が記載されていないもの又は重量、容量若しくは個数等の内容量が正確に表示されていないもの、但し、省令をもつて、別段の定をしたときは、この限りでない。

三　この法律により表示するように定められた文字その他の事項が他の文字、記事、図画又は図案に比較して見易い場所に明記されていないもの又は一般に購入し、又は使用する者が、読み易く、理解し易いような用語をもつて、記載されていないもの

四　他の化粧品等と誤解され易い容器に收められ、又は誤解され易い方法で容器に收められているもの

（禁止行爲）

第四十四條　左に掲げる行爲は、これをしてはならない。

一　販賣又は授與の目的で、医薬品、用具又は化粧品を不良若しくは不正表示医薬品、不良若しくは不正表示用具又は不良若しくは不正表示化粧品とすること

二　販賣又は授與の目的で、不良若しくは不正表示医薬品、不良若しくは不正表示用具又は不良若しくは不正表示化粧品を製造すること

三　不良若しくは不正表示医薬品、不良若しくは不正表示用具又は不良若しくは不正表示化粧品を販賣し、授與し、又は販賣若しくは授與の目的で貯藏し、若しくは陳列すること

四　この法律に基いて得た他人の業務上の秘密を自己の利益のために使用し、又は故なく、権限を有する当該官吏及び吏員以外の者に漏らすこと、但し、他の法律の規定に基き訴訟手続中において漏らす場合は、この限りでない。

五　薬剤師でない医薬品の販賣業者であつて、薬剤師を使用していないものが、厚生大臣の指定する医薬品を販賣し、授與し、又は販賣若しくは授與の目的で貯藏し、若しくは陳列すること

六　医薬品の標示、表示書又は廣告中に、「新医薬品」という文字を使用すること

七　第四十一條第六号及び第七号に掲げる医薬品を医師、歯科医師又は獣医師の処方せんに基かず　又はこれらの者の指示によらずに、この法律に基いて登録されている薬局開設者、医薬品の販賣業者、医師、歯科医師及び獣医師以外の者に販賣し、又は授與すること、及び省令の定めるところにより、これらの医薬品の販賣又は授與に関する記録を保存しないこと

八　第二十九條に規定する店舗を有する販賣業及び配置販賣業以外の方法により医薬品の販賣業を営むこと

第六章　監督

（検査）

第四十五條　厚生大臣又は都道府縣知事は、必要があると認めるときは、薬局開設者、病院若しくは診療所の開設者、医薬品、用具若しくは化粧品の製造業者若しくは輸入販賣業者又は医薬品の販賣業者に対して、その製造し、調剤し、若しくは販賣する医薬品、用具又は化粧品について、厚生大臣又は都道府縣知事の指定する者の検査を受けることを命ずることができる。

（免許の取消等）

第四十六條　厚生大臣は、薬剤師が第四條各号の一に該当するにいたつたときは、その免許を取り消さなければならない。

2　厚生大臣は、薬剤師が第五條各号の一に該当するにいたつたときは、その免許を取り消し、又はその業務の停止を命ずることができる。

3　厚生大臣は、医薬品、用具若しくは化粧品の製造業者若しくは輸入販賣業者について、都道府縣知事は、薬局開設者、医薬品の販賣業者、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんに基かず　又はこれらの者の指示によらずに、この法律に基いて登録されている薬局開設者、医薬品の販賣業者、医師、歯科医師及び獣医師以外の者に販賣し、又は授與すること、及び省令の定めるところにより、これらの医薬品の販賣又は授與に関する記録を保存しないこと

4　前二項に規定する取消又は業務の停止は、その取消又は業務の停止の日から三十日以内に開かれる当該取消又は停止に関する公開の常任委員会において、常任委員が、多数決によつて、これを適当と認めない旨の決定をした場合には、三十日を経た日から、その効力を失う。

5　前項の規定により取消又は業務の停止の確定した者は、行政事件訴訟特例法により訴を提起することができる。

（設備の修繕等）

第四十七條　厚生大臣又は都道府縣知事は、薬局開設者、医薬品、用具若しくは化粧品の製造業者若しくは輸入販賣業者又は医薬品の販賣業者に対して、その設備若しくは家屋が非衛生的であり、又は医薬品、用具若しくは化粧品を、不良医薬品、不良用具若しくは不良化粧品とする處がある場合においては、その修繕若しくは改造を命じ、又は使用の制限若しくは停止を命ずることができる。

（不良医薬品の廃棄等）

第四十八條　厚生大臣又は都道府縣知事は、不良若しくは不正表示医薬品、不良若しくは不正表示用具又は不良若しくは不正表示化

粧品について、その所有者に廃棄させ、所有者若しくは所持者に公衆衛生上危險を生ずる虞のない方法により処置させ、又は自らこれを廃棄し、その他必要な処分をなすことができる。

（立入検査等）

第四十九條　厚生大臣又は都道府縣知事は、必要があると認める場合においては、薬局開設者、病院若しくは診療所の開設者、医薬品、用具若しくは化粧品の製造業者若しくは輸入販賣業者又は医薬品の販賣業者について、必要な報告を徴し、又は当該官吏若しくは吏員をして薬局、病院、診療所、工場、店舗、事務所、医薬品、用具又は化粧品を販賣又は授與の目的で取り扱い、又は貯藏する場所に立ち入り、その構造、設備、原料、材料、医薬品、用具又は化粧品を販賣又は授與の目的で取り扱い、又は貯藏するために使用する物件を検査させ、又は不良若しくは不正表示の疑のある医薬品、用具若しくは化粧品又は不良の疑のある原料、材料を試驗のため必要な最小分量に限り、無償で收去させることができる。

2　当該官吏又は吏員は、前項の規定による立入、検査又は收去をする場合には、その身分を示す証票を携帶し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

（薬事監視員）

第五十條　医薬品、用具及び化粧品に関する前條第一項に規定する当該官吏又は吏員の職権を行わしめるために、國及び都道府縣に薬事監視員を置く。

2　薬事監視員は、官吏又は都道府縣の吏員のうちから、厚生大臣又は都道府縣知事が、これを命ずる。

3　前二項に定めるものの外、薬事監視員に関し必要な事項は、省令でこれを定める。

第七章　雜則

（施行規定）

第五十一條　この法律の実施に関して必要な事項は、厚生大臣が、これを定める。

（登錄の基準）

第五十二條　厚生大臣は、保健衛生上特に必要があると認めるときは、薬局開設者、医薬品、用具若しくは化粧品の製造業者若しくは輸入販賣業者又は医薬品の販賣業者の登錄について、薬事委員会の建議に基き、これらの者が有すべき設備、施設、資格等の基準を定めることができる。

（公聽会）

第五十三條　厚生大臣は、必要と認めるとき、又は薬事に関係のある者から要求があつた場合において、その要求が正当であると認めるときは、この法律の規定に基いて発する命令の制定又は改廃について公聽会を開かなければならない。

第五十四條　医薬品又は用具であつて、もつぱら動物の疾病の診断、治ゆ、輕減、処置又は予防に使用することが目的とされているものの及びもつぱら動物の身体の構造又は機能に影響を與えることが目的とされているもの（人の疾病の診断、治ゆ、輕減、処置又は予防に使用されることもあわせ目的とされているものを除く。）に関しては、これを農林大臣の所管とする。

（適用除外）

第五十五條　厚生大臣は、特定の用具については、省令をもつてこの法律の適用を除外することができる。

第八章　罰則

第五十六條　第二十二條、第二十六條第一項若しくは第三項（第二十八條において準用する場合を含む。）第二十九條第一項、第三十條第二項、第三十一條、第三十二條第一項　第三十三條から第三十六條まで、第三十八條又は第四十四條の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

2　前項の刑は、これを併科することができる。

第五十七條　第三條第三項、第二十條第一項、第二十一條、第二十三條から第二十五條まで、第二十七條（第二十八條において準用する場合を含む。）第三十七條第一項若しくは第三項又は第三十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

2　前項の刑は、これを併科することができる。

第五十八條　左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一　第四十五條、第四十六條第二項若しくは第三項、第四十七條又は第四十八條の規定による命令に違反した者

二　第四十九條第一項の規定による立入、検査若しくは收去を拒み、妨げ、又は忌避した者

三　第四十九條第一項の規定による厚生大臣又は都道府縣知事の要求があつた場合において、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第五十九條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十六條から前條までの違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

附　則

第六十條　この法律は、公布の日から、これを施行する。

第六十一條　左に掲げる法令は、これを廃止する。

薬事法（昭和十八年法律第四十八号、以下旧法という。）

医薬部外品等取締法（昭和二十二年法律第二百三十二号）

日本薬局方調査会官制（昭和十年勅令第二百七十四号）

家畜に應用する細菌学的予防治療品及診断品取締規則（昭和十五年農林省令第八十八号）

医薬品等の封緘及検査証明の取締に関する件（昭和十八年厚生省令第四十二号）

有害避妊用器具取締規則（昭和五年内務省令第四十号）

第六十二條　日本薬局方調査会は、前條の規定にかかわらず薬事委員会の成立するに至るまでは、なお存続するものとみなす。

第六十三條　この法律の規定による薬事委員会の権限は、薬事委員会の成立するに至るまでは、この法律の規定にかかわらず、厚生

大臣が、これを行う。

第六十四條　旧法第三章の規定により設立された日本藥剤師会及び都道府縣藥剤師会（以下單に藥剤師会という。）は、これを解散する。但し、清算の目的の範囲内においては、なお存続するものとみなす。

2　前項の規定により解散した藥剤師会の清算人は、会長、副会長、專務理事又は理事のうちから、総会において、これを選任しなければならない。但し、補欠の清算人を選任し、又は清算人を增員しようとする場合には、他の者のうちから、これを選任することができる。

3　厚生大臣又は都道府縣知事は、公益上必要があると認めたときは、清算人を解任することができる。

4　清算人は、清算方法及び財産処分について、総会の議決を経た後、監督廳の認可を受けなければならない。

5　厚生大臣又は都道府縣知事は、藥剤師会の清算の監督上必要があると認めるときは、清算の事務及び財産の狀況について、清算人に報告を命じ、又は当該官吏若しくは吏員に検査させることができる。

6　当該官吏又は吏員は、前項の規定により検査をする場合には、その身分を示す証票を携帶し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第六十五條　この法律施行の際、現に旧法の規定による藥剤師免許を受けている者は、この法律により藥剤師の免許を受けたものとみなす。

2　前項に該当する者は、この法律施行の日から三月以内にその住所地を管轄する都道府縣知事を経て、厚生大臣にその氏名、住所及び登録番号を届け出なければならない。

第六十六條　旧法の規定により藥局開設の許可、医薬品の製造業、輸入販賣業若しくは販賣業の許可又は医薬部外品等取締法の規定により医薬部外品の製造業の許可を受けた者で、この法律施行の際、現に当該事業を営んでいるものについては、この法律施行の日から六月を限り、なお従前の例による。

第六十七條　この法律施行前に旧法によりなした藥剤師免許、藥局開設の許可若しくは医薬品の製造業、輸入販賣業若しくは販賣業の許可の取消の処分又はこれらの業務の停止の処分は、なおその効力を有する。

2　前項の取消又は業務の停止の処分については、第四十六條第四項の規定は、これを適用しない。

第六十八條　この法律施行の際、現に医薬部外品等取締法の規定による届出をして化粧品の製造業を営んでいる者又は用具の製造業若しくは医薬部外品の販賣業を営んでいる者は、この法律施行の日から六月を限り、これを夫々この法律の規定による登録又は許可を受けたものとみなす。

第六十九條　この法律施行の際、現に家畜に應用する細菌学的予防治療品及診断品取締規則の規定により、血清類の製造の許可を受けている者については、この法律施行の日から六月を限り、なお従前の例による。

2　この法律施行の際、現に血清類の販賣業を営んでいる者は、この法律施行の日から六月を限り、これをこの法律の規定による登録を受けたものとみなす。

第七十條　藥事法施行規則（昭和十八年厚生省令第四十号）第四十六條第一項の規定による調剤錄又は同令第百七條第一項の規定による文書は、第二十五條又は第三十七條第三項の適用については、夫々これを第二十五條の処方せん又は第三十七條第一項の文書とみなす。

第七十一條　この法律施行の際、現に存する医薬品、用及具び化粧品の標示又は表示書については、この法律の規定にかかわらず、この法律施行の日から六月を限り、なお従前の例による。

第七十二條　この法律施行前になした旧法、医薬部外品等取締法、家畜に應用する細菌学的予防治療品及び診断品取締規則　医薬品等の封緘及び検査証明の取締に関する件又は有害避妊用器具取締規則の違反行爲の処罰については、なお従前の例による。

第七十三條　藥剤師國家試驗は、第十一條の規定にかかわらず、昭和二十四年から、これを行う。

第七十四條　大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は專門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による專門学校は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十八條第一項の規定により、その存続を認められた間、これを第八條第一項の大学とみなす。

◎麻藥取締法（昭和二十三年七月十日法律第百二十三号）（大藏・厚生大臣署名）

麻藥取締法

第一章　総則

第一條　この法律で「麻藥」とは、左に掲げるものをいう。

一　阿片及びコカ葉（アルカロイドを抽出したコカ葉を除く。）

二　阿片又はコカ葉から抽出される一切のアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩類

三　阿片又は前号に掲げるものと同様のらん用の虞があり、且つ、同様の害毒作用を引き起こす化学的合成品で厚生大臣が指定するもの

四　前三号に掲げるものを含有するもの

第二條　この法律で「麻薬取扱者」とは、麻薬輸入業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、麻薬小分業者、麻薬元卸売業者、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者及び家庭麻薬小売業者をいう。

2　この法律で「麻薬輸入業者」とは、厚生大臣の免許を受けて麻薬を輸入することを業とする者をいう。

3　この法律で「麻薬製造業者」とは、厚生大臣の免許を受けて麻薬を製造（化学的方法により変形し、又は精製することをいう。以下同じ。）することを業とする者をいう。

4　この法律で「麻薬製剤業者」とは、厚生大臣の免許を受けて麻薬を製剤（化学的変化を伴わない加工であつて精製以外のものをいう。以下同じ。）することを業とする者をいう。

5　この法律で「麻薬小分業者」とは、厚生大臣の免許を受けて麻薬を小分することを業とする者をいう。

6　この法律で「麻薬元卸売業者」とは、厚生大臣の免許を受けて麻薬卸売業者に麻薬を譲り渡すことを業とする者をいう。

7　この法律で「麻薬卸売業者」とは、厚生大臣の免許を受けて麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者に麻薬を譲り渡すことを業とする者をいう。

8　この法律で「麻薬小売業者」とは、厚生大臣の免許を受けて麻薬施用者の処方せんに基き調剤した麻薬を譲り渡すことを業とする者をいう。

9　この法律で「麻薬施用者」とは、医師、歯科医師又は獣医師であつて厚生大臣の免許を受け、他人又は家畜に対し治療の目的で麻薬を施用し、施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付する者をいう。

10　この法律で「麻薬管理者」とは、病院又は診療所において厚生大臣の免許を受けてその病院又は診療所で施用し、又は施用のため交付する麻薬の譲受及び管理の責に任ずる者をいう。

11　この法律で「麻薬研究者」とは、厚生大臣の免許を受けて学術研究のため麻薬を使用する者をいう。

12　この法律で「家庭麻薬小売業者」とは、厚生大臣の免許を受けて千分中四分以下の阿片、万分中五分以下のモルヒネ若しくはその塩類又は千分中二分以下のコデイン、ヒドロコデイン若しくはこれらの塩類が検出され、これら以外の麻薬が検出されない麻薬（以下家庭麻薬という。）を麻薬取扱者以外の者に譲り渡すことを業とする者をいう。

第三條　麻薬取扱者でなければ麻薬を所持し、輸入し、製造し、製剤し、小分し、施用のため交付し、譲り受け、譲り渡し、又は研究のため使用し、若しくは麻薬を記載した処方せんを交付してはならない。但し、この法律の規定により麻薬を麻薬施用者から施用のため交付を受け、又は麻薬小売業者若しくは家庭麻薬小売業者から譲り受け、若しくは譲り受けた者が、その麻薬を所持することは、この限りでない。

2　麻薬取扱者は、その業務の目的以外のために前項本文に規定する行為をしてはならない。

3　この法律の規定により麻薬を所持する者は、麻薬をその所持の目的以外の目的に使用してはならない。

第四條　何人も、左に掲げる行為をしてはならない。

一　麻薬原料植物の栽培

二　麻薬の輸出

三　ヂアセチルモルヒネ及びその塩類並びにこれらを含有する一切のものの所持、輸入、製造、製剤、小分、施用、施用のための交付、譲受又は譲渡

四　麻薬中毒のため公安をみだし、又は麻薬中毒のため自制心を失うこと。

第二章　免許

第五條　厚生大臣が麻薬取扱者免許を與えることができる者は、左に掲げる資格者であつて、且つ、厚生大臣が適当と認めた者とする。

一　麻薬輸入業者については、本人が薬剤師である医薬品輸入販売業者又は薬剤師を使用する医薬品輸入販売業者

二　麻薬製造業者、麻薬製剤業者又は麻薬小分業者については、本人が薬剤師である医薬品製造業者又は薬剤師を使用する医薬品製造業者

三　麻薬元卸売業者及び麻薬卸売業者については、本人が薬剤師である医薬品販売業者又は薬剤師を使用する医薬品販売業者

四　麻薬小売業者については、薬局開設者

五　麻薬施用者については、医師、歯科医師又は獣医師

六　麻薬管理者については、医師、歯科医師又は薬剤師

七　麻薬研究者については、麻薬に関し相当な知識技能を持つものであると厚生大臣が認めた学術研究者

八　家庭麻薬小売業者については、医薬品販売業者

第六條　厚生省に麻薬取扱者名簿を備え、麻薬取扱者免許に関する事項を登録する。

2　前項の規定により登録すべき事項は、省令でこれを定める。

第七條　厚生大臣は、麻薬取扱者免許を與えるときは、麻薬取扱者名簿に登録し、麻薬取扱者免許証を交付する。

2　前項の免許証は、これを譲り渡し、又は貸與してはならない。

第八條　麻薬取扱者免許の有効期間は、免許の日からその年の十二月三十一日までとする。

第九條　第七條の規定により麻薬取扱者名簿に登録される者は、左の区別にしたがつて登録手数料を國庫に納めなければならない。

麻薬輸入業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者	千円
麻薬小分業者又は麻薬元卸売業者	七百円
麻薬卸売業者	
麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者	

又は家庭麻薬小賣業者　百円
麻薬研究者　五十円

第十條　麻薬取扱者は、免許の取消を受けようとするときは、省令の定めるところにより厚生大臣に申請しなければならない。

2　麻薬取扱者が死亡又は解散したときは、相続人（相続人のあることが明らかでないときは、相続財産の管理人。以下同じ。）又は清算人は、省令の定めるところによりその旨を厚生大臣に届け出なければならない。

3　厚生大臣は、第一項の申請又は前項の届出があつたときは、麻薬取扱者名簿の登録をまつて消する。

第十一條　前五條に定めるものの外麻薬取扱者名簿の登録の変更、免許証の再交付又は返納その他麻薬取扱者名簿及び麻薬取扱者免許証に関して必要な事項は、省令でこれを定める。

2　麻薬取扱者名簿の登録の変更又は麻薬取扱者免許証の再交付をするときは、登録の変更又は免許証の再交付を申請した者は、手数料として十円を國庫に納めなければならない。

第三章　麻薬取扱者

第十二條　麻薬取扱者は、麻薬取扱者でない者から麻薬を譲り受けてはならない。但し、第十七條本文又は第四十三條第三項の場合は、この限りではない。

第十三條　麻薬取扱者が家庭麻薬以外の麻薬を麻薬取扱者から譲り受け又は他の麻薬取扱者に譲り渡そうとするときは、政府発行の譲受証又は譲渡証の用紙に必要事項を記載し、且つ、これに記名し印を押して相手方に交付しなければならない。

2　前項の規定により譲受証又は譲渡証の交付を受けた者は　二年間これを保存しなければならない。

第十四條　麻薬取扱者は、業務所ごとに帳簿を備え、輸入し、製造し、製剤し、小分し、譲り受け、譲り渡し、又は施用し、若しくは施用のため交付した麻薬の品名及び数量、輸入、製造、製剤、小分、譲受、譲渡又は施用若しくは交付の年月日並びに譲受又は譲渡の相手方の住所及び氏名をこれに記入しなければならない。

2　麻薬管理者のある病院又は診療所の麻薬施用者が当該病院又は診療所において施用し、又は施用のため交付した麻薬については、当該麻薬管理者がその麻薬の品名、数量及び施用又は交付の年月日を記入しなければならない。この場合、前項の規定は、当該病院又は診療所の麻薬施用者については、これを適用しない。

3　第一項の規定による帳簿は、二年間これを保存しなければならない。

第十五條　麻薬取扱者は、その所持する麻薬を喪失し、盗み取られ、若しくはその所在が不明となつたとき、又はその所持する麻薬について省令で定める事故があつたときは、当該麻薬の品名及び数量その他必要な事故を速やかに業務所所在地を管轄する都道府縣知事に届け出なければならない。

第十六條　麻薬取扱者は、その所持する麻薬を他の医薬品と区別して、鍵をかけた堅固な場所に貯蔵しなければならない。

第十七條　麻薬取扱者（麻薬管理者を除く。）が第十條又は第四十八條の規定により麻薬取扱者名簿の登録をまつて消され　若しくは麻薬取扱者免許がその効力を失つたことにより麻薬取扱者でなくなつたときは、麻薬取扱者であつた者、相続人又は清算人若しくは合併後存続する会社又は合併により設立された会社は、遅滞なく当該麻薬取扱者が所持していた麻薬の品名及び数量を厚生大臣に報告し、その麻薬を厚生大臣の許可を受けた麻薬取扱者に譲り渡さなければならない。但し、当該相続人又は会社が麻薬取扱者である場合において厚生大臣の許可を受けたときは、譲り渡すことを要しない。

第十八條　この法律の規定による麻薬輸入業者でなければ麻薬を輸入してはならない。

第十九條　麻薬輸入業者は、麻薬を輸入しようとするときは、その都度輸入しようとする麻薬の品名及び数量その他省令で定める事項について厚生大臣の許可を受けなければならない。

第二十條　麻薬輸入業者は、麻薬を麻薬製造業者、麻薬製剤業者、麻薬小分業者及び麻薬元卸賣業者以外の者に譲り渡してはならない。

第二十一條　麻薬輸入業者は、翌月十日までに左に掲げる事項を厚生大臣に報告しなければならない。

一　月初に所持した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数
二　その月中に輸入した麻薬の品名及び数量
三　その月中に譲り受け、又は譲り渡した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数
四　その月中に譲渡した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数
五　その他省令で定める事項

第二十二條　この法律の規定による麻薬製造業者でなければ、麻薬を製造してはならない。

第二十三條　麻薬製造業者は、麻薬を製造しようとするときは、各業務所につき一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間ごとに、製造しようとする麻薬の品名及び数量並びにその製造のために使用する麻薬の品名及び数量について厚生大臣の許可を受けなければならない。

第二十四條　麻薬製造業者は、麻薬を麻薬製造業者、麻薬製剤業者、麻薬小分業者及び麻薬元卸賣業者以外の者に譲り渡してはならない。

第二十五條　麻薬製造業者は、各業務所につき翌月十日までに左に掲げる事項を厚生大臣に報告しなければならない。

一　月初に所持した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数
二　その月中に製造のために使用した麻薬の品名及び数量
三　その月中に製造した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数
四　その月中に譲り受け、又は譲り渡した麻薬の品名及び数量並

びに譲受又は譲渡の年月日及び相手方
五　月末に所持した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数
六　その他省令で定める事項
2　麻薬製造業者は、各業務所につき一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間ごとに、その期間満了後十日以内に左に掲げる事項を厚生大臣に報告しなければならない。
一　製造のために使用した麻薬の品名及び数量
二　製造した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数
三　その他省令で定める事項

第二十六條　この法律の規定による麻薬製剤業者でなければ、麻薬を製剤してはならない。
2　麻薬小分業者でなければ、麻薬を小分してはならない。

第二十七條　麻薬製剤業者又は麻薬小分業者は、麻薬を製剤し、又は小分しようとするときは、各業務所につき、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間ごとに、製剤又は小分に供しようとする麻薬の品名及び数量並びに製剤し、又は小分しようとする麻薬の品名及び数量について厚生大臣の許可を受けなければならない。

第二十八條　麻薬製剤業者又は麻薬小分業者は、麻薬を麻薬元卸賣業者以外の者に譲り渡してはならない。但し　厚生大臣の許可を受けて譲り渡し、又は家庭麻薬を麻薬卸賣業者若しくは家庭麻薬小賣業者に譲り渡すことは、この限りでない。

第二十九條　麻薬輸入業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者又は麻薬小分業者は、その輸入し、製造し、製剤し、又は小分した麻薬を容器に納め、且つ政府発行の証紙で封を施さなければならない。但し、家庭麻薬については、政府発行の証紙で封を施すことを要しない。
2　麻薬取扱者は、前項の封を施した麻薬でなければ他の麻薬取扱者から譲り受け、又は他の麻薬取扱者に譲り渡してはならない。但し、厚生大臣の許可を受けて譲り受け、若しくは譲り渡し又は家庭麻薬を譲り受け若しくは譲り渡すことは、この限りでない。

第三十條　麻薬輸入業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者又は麻薬小分業者は、その輸入し、製造し、製剤し、又は小分した麻薬を納めた容器又はその被包に省令の定めるところにより一定の事項を記載しなければならない。

第三十一條　麻薬製剤業者又は麻薬小分業者は、各業務所につき翌月十日までに左に掲げる事項を厚生大臣に報告しなければならない。
一　月初に所持した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数
二　その月中に製剤又は小分に供した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数
三　その月中に製剤し、又は小分した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数
四　その月中に譲り受け、又は譲り渡した麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数並びに譲受又は譲渡の年月日及び相手方
五　月末に所持した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数
六　その他省令で定める事項
2　麻薬製剤業者又は麻薬小分業者は、各業務所につき、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間ごとに、その期間満了後十日以内に左に掲げる事項を厚生大臣に報告しなければならない。
一　月初に所持した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数
二　その月中に譲り受け、又は譲り渡した麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数並びに譲受又は譲渡の年月日及び相手方
三　月末に所持した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数
四　その他省令で定める事項

第三十二條　麻薬元卸賣業者又は麻薬卸賣業者は、第二十九條第一項の規定により封を施した麻薬であつて封のき損したものを譲り渡してはならない。但し、厚生大臣の許可を受けて譲り渡すことは、この限りでない。

第三十三條　麻薬元卸賣業者は、麻薬卸賣業者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。但し、厚生大臣の許可を受けて譲り渡し、又は家庭麻薬を家庭麻薬小賣業者に譲り渡すことは、この限りでない。

第三十四條　麻薬卸賣業者は、各業務所につき、当該業務所のある都道府縣内の麻薬小賣業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。但し、厚生大臣の許可を受けて譲り渡し又は家庭麻薬を家庭麻薬小賣業者に譲り渡すことは、この限りでない。
2　麻薬元卸賣業者は、麻薬卸賣業者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。但し、厚生大臣の許可を受けて譲り渡すことは、この限りでない。
3　麻薬卸賣業者は、麻薬小賣業者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。但し、厚生大臣の許可を受けて譲り渡すことは、この限りでない。

第三十五條　麻薬元卸賣業者又は麻薬卸賣業者は、各業務所につき、翌月十日までに左に掲げる事項を厚生大臣に報告しなければならない。
一　月初に所持した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数
二　その月中に譲り受け、又は譲り渡した麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数並びに譲受又は譲渡の年月日及び相手方
三　月末に所持した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数
四　その他省令で定める事項

第三十六條　この法律の規定による麻薬小賣業者でなければ、麻薬を施用者の麻薬を記載した処方せんに基き調剤した麻薬を譲り渡してはならない。但し、麻薬施用者が自己の処方せんに基き調剤した麻薬を施用のため交付することは、この限りでない。
2　麻薬小賣業者は、麻薬施用者の処方せんに基き、第二十九條第一項の規定により施した封を開いて容器から取り出して調剤した麻薬でなければ、これを譲り渡してはならない。
3　麻薬小賣業者は、その調剤した麻薬の処方せんを二年間保存しなければならない。

第三十七條　この法律の規定による麻薬施用者でなければ、麻薬を記載した処方せんを交付してはならない。

第三十八條　麻薬施用者は、他人又は家畜の疾病の治療以外の目的に麻薬を施用し、施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付してはならない。

2　麻薬施用者は、第二十九條第一項の規定により封を施した麻薬の封を開いて容器から取り出した麻薬でなければ、これを施用し、又は施用のため交付してはならない。

第三十九條　麻薬施用者は、麻薬の中毒者に対し、その中毒症状を緩和するため、又は中毒を治療するため麻薬を施用し、施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付してはならない。

第四十條　麻薬施用者は、麻薬を記載した処方せんを交付するときは、当該処方せんにその麻薬施用者の住所、氏名及び麻薬取扱者登録番号並びに処方せんの交付を受けた患者の住所、氏名、病名及び処方せんを交付した日附を記載しなければならない。

第四十一條　麻薬施用者は、麻薬に中毒していると診断したときは、速かにその中毒患者の住所、氏名、年齢、性別及び中毒している麻薬の品名を業務所所在地を管轄する都道府縣知事に届け出なければならない。

第四十二條　麻薬施用者は、麻薬を施用し、又は施用のため交付した患者の住所及び氏名（家畜のときはその種類並びに所有者の住所、氏名）、年齢、病名、主要症状、麻薬の施用量又は施用のための交付年月日に関する記録を作らなければならない。

2　麻薬施用者は、前項の記録を二年間保存しなければならない。但し、麻薬管理者のある病院又は診療所にあつては、麻薬管理者がこれを保存しなければならない。

第四十三條　二人以上の麻薬施用者が診療に従事する病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所ごとに麻薬管理者一人を置かなければならない。

2　前項の病院又は診療所においては、麻薬管理者がその病院又は診療所で施用又は交付するため譲り受け、且つ管理する麻薬でなければ、これを施用し、又は施用のため交付してはならない。

3　病院又は診療所の麻薬管理者がその病院又は診療所の麻薬管理者でなくなつたときは、麻薬管理者であつた者（死亡の場合においてはその病院又は診療所の開設者）は、遅滞なく当該麻薬管理者が所持していた麻薬を、引き続き麻薬管理者となつた者に引き渡し、且つその麻薬の品名及び数量を厚生大臣に報告しなければならない。但し、第一項の規定による麻薬管理者を置くことができないときは、麻薬管理者の管理していた麻薬を厚生大臣の許可を受けて麻薬取扱者に譲り渡さなければならない。

第四十四條　この法律の規定による家庭麻薬小賣業者でなければ、家庭麻薬を小賣してはならない。

第四十五條　家庭麻薬小賣業者は、帳簿を備え、譲受人をして、これに品名、数量、使用目的、年月日及び住所を書かせ、記名して印を押させないでは家庭麻薬を譲り渡してはならない。

2　前項の帳簿は、二年間これを保存しなければならない。

第四十六條　この法律の規定による麻薬研究者でなければ、麻薬を研究のため使用してはならない。

第四十七條　麻薬小賣業者、麻薬施用者、麻薬管理者及び麻薬研究者は、麻薬取扱者の免許がその効力を失つた後引き続いて免許の

申請をするときは、左に掲げる事項を厚生大臣に報告しなければならない。

一　当該効力を失つた免許の申請をした日に所持した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数

二　当該効力を失つた免許の申請をした日から免許の申請をする日までの間に譲り受け、譲り渡し、施用し、施用のため交付し、又は研究のため使用した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数

三　引き続いて免許の申請をする日に所持する麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数

2　前項の場合において、麻薬管理者のある病院又は診療所の麻薬施用者が当該病院又は診療所において、施用し、又は施用のため交付した麻薬については、当該麻薬管理者が前項各号に掲げる事項を報告しなければならない。この場合、前項の規定は、当該病院又は診療所の麻薬施用者については、これを適用しない。

第四章　監督

第四十八條　麻薬取扱者がその業務に関し犯罪行爲をしたときは、厚生大臣は、麻薬取扱者名簿の登録をまつ消することができる。

2　麻薬取扱者がその業務に関し、不正の行爲をしたときは、厚生大臣又は都道府縣知事は、期間を限つて業務を停止することができる。

第四十九條　厚生大臣又は都道府縣知事は、麻薬取締のため特に必要があると認めたときは、麻薬取扱者に対し麻薬の輸入、製造、製剤、小分、譲受、譲渡、施用、施用のための交付又は処方せんの交付若しくは研究に関し必要な事項を命ずることができる。

第五十條　厚生大臣は、麻薬取扱者に対し、その業務について必要な事項を報告させることができる。

第五十一條　厚生大臣は、この法律の規定に違反して所持され、栽培され、輸入され、製造され、製剤され、小分され、譲り受けられ、譲り渡され、施用され、施用のため交付され、又は研究のため使用された麻薬について必要な処分をすることができる。

第五十二條　厚生大臣又は都道府縣知事は、麻薬取締のため特に必要があると認めたときは、当該官吏又は吏員に工場、店舗、倉庫、薬局、調剤所その他麻薬に関係ある場所に立ち入りその構造、設備、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験のため必要な分量に限り麻薬を無償で收去させることができる。

2　当該官吏又は吏員が前項の規定により立入検査又は收去をする場合には、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第五十三條　麻薬統制主事は、麻薬に関する違反の捜査にあたり厚生大臣の許可を受けてこの法律の規定に拘らず何人からも麻薬を譲り受けることができる。

第五章　雜則

第五十四條　この法律中、麻薬の譲渡又は譲受に関する規定は、同一人の麻薬取扱者の業務所相互間にもこれを準用する。

第五十五條　厚生大臣は、法令の規定により没收された麻薬について大藏大臣と協議の上必要な処分をすることができる。

第五十六條　厚生大臣は、この法律施行のため必要な命令を定めることができる。

第六章　罰則

第五十七條　第三條各項、第四條第一号、第二号若しくは第三号、第十二條、第十八條、第二十二條、第二十六條第一項若しくは第二項、第三十六條第一項、第三十七條、第三十八條第一項、第三十九條、第四十四條又は第四十六條の規定に違反した者は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2　前項の刑は、情状により、これを併科することができる。

第五十八條　左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一　第十九條、第二十條、第二十三條、第二十四條、第二十七條、第二十八條、第三十三條、第三十四條、第三十六條第二項又は第三十八條第二項の規定に違反した者

二　麻薬取扱者であつて、第二十條、第二十四條、第二十八條又は第三十四條の違反行爲の相手方となつた者

2　前項の刑は、情状により、これを併科することができる。

第五十九條　左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一　第七條第二項、第十三條第一項若しくは第二項、第十四條各項、第十六條、第二十九條第一項若しくは第二項、第三十條、第三十六條第三項、第四十二條第一項若しくは第二項、第四十三條第二項又は第四十五條第一項若しくは第二項の規定に違反した者

二　第十三條第一項の規定による譲受証又は譲渡証、第十四條第一項の規定による帳簿、第四十條の規定による処方せん又は第四十二條第一項の規定による記録に虚偽の記載をした者

三　第十七條、第二十一條、第二十五條、第三十一條、第二十五條、第四十三條第三項、第四十七條第一項若しくは第二項又は第五十條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

四　第十五條の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第四十一條の規定による届出をしなかつた者

五　第四十八條第二項の規定による業務の停止中にその業務をした者

六　第四十九條の規定に基く命令に違反した者

七　第五十一條の規定に基く処分又は第五十二條第一項の規定による当該官吏又は吏員の立入檢査若しくは收去を拒み、妨げ、又は忌避した者

八　第十七條又は第四十三條第三項の規定に違反して厚生大臣の許可を受けた麻薬取扱者に麻薬を譲り渡さなかつた者

2　前項の刑は、情状により、これを併科することができる。

第六十條　第四條第四号の規定に違反した者は、これを六月以上一年以下の懲役に処する。

第六十一條　左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一　第十條第二項の規定による届出をしなかつた者

二　第十一條第一項の規定に基く免許証の返納をしなかつた者

三　第三十二條の規定に違反した者

第六十二條　第三條各項、第四條第一号、第二号若しくは第三号、第十二條、第十八條、第二十二條、第二十六條第一項若しくは第二項、第三十三條、第三十六條第一項、第三十七條、第三十八條第一項、第三十九條、第四十四條又は第四十六條の未遂罪は、これを罰する。

第六十三條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第五十七條から第五十九條まで、第六十一條又は前條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

附　則

第六十四條　この法律は、公布の日から、これを施行する。

第六十五條　阿片法（明治三十年法律第二十七号）、昭和二十年勅令第五百四十三号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く塩酸ヂアセチルモルヒネ及其の製剤の所有等の禁止及没收に関する件（昭和二十年厚生省令第四十四号）、昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く麻薬原料植物の栽培、麻薬の製造、輸入及輸出等禁止に関する件（昭和二十年厚生省令第四十六号）、昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特殊物件中の麻薬の保管及受拂に関する件（昭和二十一年厚生省令第八号）及び昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く麻薬取締規則（昭和二十一年厚生省令第二十五号）は、これを廃止する。

第六十六條　この法律施行の際現に麻薬取締規則の規定により麻薬取扱者名簿に登錄されている者は、これをこの法律の規定により登錄されたものとみなす。

第六十七條　この法律施行の際現に昭和二十年厚生省令第四十六号の規定により麻薬の製造の許可を受けている者は、これをこの法律の規定により許可されたものとみなす。

第六十八條　この法律施行の際現に麻薬取締規則の規定により麻薬の製剤又は小分の許可を受けている者は、これをこの法律の規定により許可されたものとみなす。

第六十九條　この法律施行の際現に麻薬取締規則の規定により容器又は被包に封を施した麻薬は、これをこの法律の規定により封を施した麻薬とみなす。

第七十條　この法律施行の際現に麻薬取締規則により麻薬取扱者の業務の停止の処分を受けている者は、これをこの法律の規定によ

り受けたものとみなす。

2　この場合においては、停止の期間はなお従前の例による。

第七十一條　麻薬を納めた容器又は被包の記載事項は、この法律施行の日から一年を限りなお従前の例による。

第七十二條　二人以上の麻薬施用者が診療に従事する病院又は診療所においては、この法律施行の日から二月を限り従前の例により麻薬を施用し、又は施用のため交付することができる。

第七十三條　麻薬取締規則の規定による麻薬取扱者免許証はこの法律の規定による麻薬取扱者免許証とみなす。

第七十四條　第六十五條に掲げる法令廃止前にした行爲に対する罰則の適用については、同條に掲げる法令は、その廃止後もなおその効力を有する。

第七十五條　麻薬取締規則の規定による帳簿、文書又は記録はこの法律の規定による帳簿、記録、譲受証又は譲渡証とみなす。

◎大麻取締法（昭和二十三年七月十日法律第百二十四号）（大蔵・厚生・農林大臣署名）

大麻取締法

第一章　総則

第一條　この法律で「大麻」とは、大麻草（カンナビス、サティバ、エル）及びその種子並びにそれらの製品をいう。但し、大麻草の成熟した茎及びその製品（樹脂を除く。）並びに発芽不能の種子及びその製品を除く。

第二條　この法律で「大麻取扱者」とは、大麻栽培者及び大麻研究者をいう。

2　この法律で「大麻栽培者」とは、厚生大臣の免許を受けて、繊維若しくは種子を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいう。

3　この法律で「大麻研究者」とは、厚生大臣の免許を受けて、大麻を研究する目的で大麻草を栽培し、又は大麻を使用する者をいう。

第三條　大麻取扱者でなければ大麻を所持し、栽培し、譲り受け、譲り渡し、又は研究のため使用してはならない。

2　この法律の規定により大麻を所持することができる者は、大麻をその所持する目的以外の目的に使用してはならない。

第四條　何人も左に掲げる行爲をしてはならない。

一　大麻を輸入し、又は輸出すること

二　大麻から製造された医薬品を施用し、又は施用のため交付すること

第二章　免許

第五條　大麻取扱者になろうとする者は、省令の定めるところにより、厚生大臣の免許を受けなければならない。

2　左の各号の一に該当する者には、大麻取扱者免許を與えない。

一　麻薬又は大麻の中毒者

二　禁錮以上の刑に処せられた者

三　禁治産者　準禁治産者又は未成年者

第六條　厚生省に大麻取扱者名簿を備え、大麻取扱者免許に関する事項を登録する。

2　前項の規定により登録すべき事項は、省令でこれを定める。

第七條　厚生大臣は、大麻取扱者免許を與えるときは、大麻取扱者名簿に登録し、大麻取扱者免許証を交付する。

2　前項の免許証は、これを譲り渡し、又は貸與してはならない。

第八條　大麻取扱者免許の有効期間は、免許の日からその年の十二月三十一日までとする。

第九條　第七條の規定により大麻取扱者名簿に登録される者は、左の区別に従つて登録手数料を国庫に納めなければならない。

大麻栽培者　六千円

大麻研究者　五千円

第十條　大麻取扱者は、免許の取消を受けようとするときは、省令の定めるところにより、厚生大臣に申請しなければならない。

2　大麻取扱者が死亡又は解散したときは、相続財産の管理人、以下同じ。）又は清算人は、省令の定めるところにより、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

3　厚生大臣は、第一項の申請又は前項の届出があつたときは、大麻取扱者名簿の登録をまつ消する。

4　大麻取扱者は、大麻取扱者免許が第十八條の規定により取り消され、その他その効力を失つたときは、大麻取扱者免許証を厚生大臣に返納しなければならない。

第十一條　前五條の定めるものの外、大麻取扱者名簿の登録の変更、免許証の再交付又は返納その他大麻取扱者名簿及び大麻取扱者免許証に関し必要な事項は、省令でこれを定める。

2　大麻取扱者名簿の登録の変更又は大麻取扱者免許証の再交付をするときは、登録の変更又は免許証の再交付を申請する者は、手数料として十円を国庫に納めなければならない。

第三章　大麻取扱者

第十二條　大麻取扱者が大麻を他の大麻取扱者から譲り受け、又は他の大麻取扱者に譲り渡そうとするときは、政府発行の譲受証又は譲渡証の用紙に必要事項を記載し、且つ、これに自己の印を押して相手方に交付しなければならない。

2　前項の規定により譲受証又は譲渡証の交付を受けた者は、二年間これを保存しなければならない。

第十三條　大麻栽培者は、大麻を大麻取扱者以外の者に譲り渡してはならない。

第十四條　大麻栽培者は、種子以外の大麻をその栽培地外へ持ち出してはならない。但し、厚生大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

第十五條　大麻栽培者は、帳簿を備え、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで、及び十月から十二月までの期間

ごとに左に掲げる事項について記載し、且つ、これらの事項についてその期間満了後十日以内に厚生大臣に報告しなければならない。

一　期間末に所持した発芽可能の大麻草の種子の数量
二　期間末における栽培地の数、位置及び作付反別
三　その期間中における栽培地の最大数　位置及び最大作付反別
四　その期間中に採取した大麻草の成熟した茎の数量
五　その期間中に採取した大麻草の繊維の数量及びその種子の数量
六　その期間中に譲り受け、又は譲り渡した大麻草又はその種子の数量並びに譲受又は譲渡の年月日及び相手方

第十六條　大麻研究者は、帳簿を備え、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで、及び十月から十二月までの期間ごとに左に掲げる事項について記載し、且つ、これらの事項についてその期間満了後十日以内に厚生大臣に報告しなければならない。

一　期間末に所持した大麻草及びその発芽可能の種子の数量
二　期間末における栽培地の数、位置及び作付反別
三　その期間中における栽培地の最大数、位置及び最大作付反別
四　その期間中に使用した大麻草又はその種子の数量
五　その期間中に譲り受けた大麻草又はその種子の数量並びに譲受の年月日及び相手方

第四章　監督

第十八條　大麻取扱者がその業務に関し犯罪又は不正の行爲をしたときは、厚生大臣は大麻取扱者免許を取り消すことができる。

第十九條　厚生大臣又は都道府縣知事は、大麻取締のため特に必要があると認めたときは、大麻取扱者に対し大麻の栽培　譲受、譲渡又に研究に関し必要な事項を命ずることができる。

第二十條　厚生大臣は、この法律の規定に違反して所持され、栽培され、輸入され、製造され、譲り受けられ、譲り渡され、施用され、施用のため交付され、又は研究のため使用された大麻について必要な処分をすることができる。

2　厚生大臣は、法令の規定により没收された大麻について前項の処分をなすには、大藏大臣及び農林大臣と協議しなければならない。

第二十一條　厚生大臣又は都道府縣知事は、大麻取締のため特に必要があるときは、当該官吏又は吏員に、栽培地、倉庫、研究室その他大麻に関係ある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験のため必要な最小分量に限り大麻を無償で收去させることができる。

2　当該官吏又は吏員が前項の規定により立入検査又は收去をする場合には、その身分を証明する証票を携帶し　関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第五章　雜則

第二十二條　大麻草の栽培区域及び栽培面積は、厚生大臣及び農林大臣がこれを定める。

第二十三條　この法律に定めるものを除き、この法律を施行するため必要な事項は、省令でこれを定める。

第六章　罰則

第二十四條　第三條第一項若しくは第二項、第四條、第十三條、第十四條又は第十六條の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

2　前項の刑は、情状によりこれを併科することができる。

第二十五條　左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一　第七條第二項又は第十二條第二項の規定に違反した者
二　第十二條第一項の規定による譲受証又は譲渡証に必要事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をなし、又はこれを相手方に交付しなかつた者
三　第十五條又は第十七條の規定による帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
四　第十五條又は第十七條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

2　前項の刑は、情状によりこれを併科することができる。

第二十六條　左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一　第十條第二項の規定による届出をしなかつた者
二　第十條第四項の規定に違反した者
三　第十九條の規定による命令に従わなかつた者
四　第二十條第一項の規定による処分又は第二十一條第一項の規定による立入検査若しくは收去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十七條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第二十四條から前條までの違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

附　則

第二十八條　この法律は、公布の日から、これを施行する。

第二十九條　昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大麻取締規則（昭和二十二年厚生省令第一号）は、これを廃止する。

第三十條　この法律施行の際現に大麻取締規則の規定により大麻取扱者の免許を受けている者は、これをこの法律の規定により大麻取扱者免許を受けた者とみなす。

第三十一條　大麻取締規則の規定による大麻取扱者免許証は、これをこの法律の規定による大麻取扱者免許証とみなす。

第三十二條　大麻取締規則第二十一條第一項の規定による用紙は、これをこの法律の規定による譲受証又は譲渡証とみなす。

第三十三條　この法律施行前になした違反行爲の罰則の適用については、なお從前の例による。

◎優生保護法（昭和二十三年七月十三日）（法務總裁・厚生大臣署名）

優生保護法

第一章　総則

（この法律の目的）

第一條　この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする。

（定義）

第二條　この法律で優生手術とは、生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で命令をもつて定めるものをいう。

2　この法律で人工妊娠中絶とは、胎兒が、母体外において、生命を保続することのできない時期に、人工的に、胎兒及びその附属物を母体外に排出することをいう。

第二章　優生手術

（任意の優生手術）

第三條　医師は、左の各号の一に該当する者に対して、本人の同意並びに配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。）があるときはその同意を得て、任意に、優生手術を行うことができる。但し、未成年者、精神病者又は精神薄弱者については、この限りでない。

一　本人又は配偶者が遺傳性精神変質症、遺傳性病的性格、遺傳性身体疾患又は遺傳性畸型を有しているもの

二　本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が、遺傳性精神病、遺傳性精神薄弱、遺傳性精神変質症、遺傳性病的性格、遺傳性身体疾患又は遺傳性畸型を有し、且つ、子孫にこれが遺傳する虞れのあるもの

三　本人又は配偶者が、癩疾患に罹り、且つ、子孫にこれが傳染する虞れのあるもの

四　妊娠又は分娩が、母体の生命に危險を及ぼす虞れのあるもの

五　現に數人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの

2　前項の同意は、配偶者が知れないとき又はその意思を表示することができないときは本人の同意だけで足りる。

（強制優生手術の審査の申請）

第四條　医師は、診断の結果、別表に掲げる疾患に罹つていることを確認した場合において、その者に対し、その疾患の遺傳を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、前條の同意を得なくとも、都道府縣優生保護委員会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる。

（優生手術の審査）

第五條　都道府縣優生保護委員会は、前條の規定による申請を受けたときは、優生手術を受くべき者にその旨を通知するとともに、同條に規定する要件を具えているかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者及び優生手術を受くべき者に通知する。

2　都道府縣優生保護委員会は、優生手術を行うことが適当である旨の決定をしたときは、申請者及び関係者の意見をきいて、その手術を行うべき医師を指定し、申請者、優生手術を受くべき者及び当該医師に、これを通知する。

（再審査の申請）

第六條　前條第二項の規定によつて、優生手術を受くべき旨の決定を受けた者は、その決定に異議があるときは、同條同項の通知を受けた日から二週間以内に、中央優生保護委員会に対して、その再審査を申請することができる。

2　前項の優生手術を受くべき旨の決定を受けた者の配偶者、親権者、後見人又は保佐人もまた、その再審査を申請することができる。

（優生手術の再審査）

第七條　中央優生保護委員会は、前條の規定による再審査の請求を受けたときは、その旨を、手術を行うべき医師に通知するとともに、審査の上、改めて、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、再審査の申請者、優生手術を受くべき者、都道府縣優生保護委員会及び手術を行うべき医師に通知する。

（審査に関する意見の申述）

第八條　第四條の規定による申請者、優生手術を受くべき者及びその配偶者、親権者、後見人又は保佐人は、書面又は口頭で、都道府縣優生保護委員会又は中央優生保護委員会に対し、第五條第一項の審査又は前條の再審査に関して、事実又は意見を述べることができる。

（訴の提起）

第九條　中央優生保護委員会の決定に対して不服のある者は、第七條の通知を受けた日から一箇月以内に訴を提起することができる。

（優生手術の実施）

第十條　優生手術を行うことが適当である旨の決定に異議がないとき又はその決定若しくはこれに関する判決が確定したときは、第五條第二項の医師が、優生手術を行う。

（費用の國庫負担）

第十一條　前條の規定によつて行う優生手術に関する費用は、政令の定めるところによつて、國庫の負担とする。

第三章　母性保護

（任意の人工妊娠中絶）

第十二條　都道府縣の区域を単位として設立せられた社團法人たる医師会の指定する医師（以下指定医師という。）は、第三條第一項第一号から第四号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の

同意を得て、任意に、人工妊娠中絶を行うことができる。

2　前項の同意には、第三條第二項の規定を準用する。

（人工妊娠中絶の審査の申請）

第十三條　指定医師は、左の各号の一に該当する者に対して、人工妊娠中絶を行うことが母性保護上必要であると認めるときは、本人及び配偶者の同意を得て、地区優生保護委員会に対し、人工妊娠中絶を行うことの適否に関する審査を、申請することができる。

一　別表中第一号又は第二号に掲げる疾患に罹つているもの

二　分娩後一年以内の期間に更に妊娠し、且つ、分娩によつて母体の健康を著しく害する虞れのあるもの

三　現に数人の子を有している者が更に妊娠し、且つ、分娩によつて母体の健康を著しく害する虞れのあるもの

四　暴行若しくは脅迫によつて、又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて、妊娠したもの

2　前項の申請には、同項第一号から第三号の場合にあつては他の医師の意見書を、同項第四号の場合にあつては民生委員の意見書を添えることを要する。

3　第一項の同意は、配偶者が知れないとき又はその意思を表示することができないときは本人の同意だけで足り、本人が心神喪失の状況にあるときは後見人又は保佐人の同意をもつてこれに代えることができる。

（人工妊娠中絶の審査）

第十四條　地区優生保護委員会は、前條第一項の規定による申請を受けたときは、命令の定める期間内に、同條第一項に規定する要件を具えているかどうか及び未成年者についてはその同意が他から強制されたものでないかどうかを審査の上、人工妊娠中絶を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者に通知する。

（人工妊娠中絶の実施）

第十五條　指定医師は、前條の決定に従い、人工妊娠中絶を行うことができる。

第四章　優生保護委員会

（優生保護委員会）

第十六條　優生手術及び人工妊娠中絶に関する適否の審査その他この法律で定める優生保護上必要な事項を処理するため、優生保護委員会を置く。

（種類と権限）

第十七條　優生保護委員会は、中央優生保護委員会、都道府縣優生保護委員会及び地区優生保護委員会とする。

2　中央優生保護委員会は、厚生大臣の監督に属し、主として優生保護上必要な事項を処理する。

3　都道府縣優生保護委員会は、都道府縣ごとにこれを置き、都道府縣知事の監督に属し、優生手術に関する適否の審査を行う。

4　地区優生保護委員会は、保健所の区域ごとにこれを置き、都道府縣知事の監督に属し、人工妊娠中絶に関する適否の審査を行う。

（構成）

第十八條　中央優生保護委員会は委員三十人以内で、都道府縣優生保護委員会は委員十人以内で、地区優生保護委員会は委員五人以内で、これを組織する。

2　各優生保護委員会において、特に必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3　委員及び臨時委員は、医師、民生委員、裁判官、檢察官、関係行政廳の官吏又は吏員その他学識経験ある者の中から、中央優生保護委員会にあつては厚生大臣が、都道府縣優生保護委員会及び地区優生保護委員会にあつては都道府縣知事が、それぞれ、これを命ずる。

4　各優生保護委員会に、委員の互選による委員長一人を置く。

（委任事項）

第十九條　この法律で定めるものの外、委員の任期、委員長の職務その他優生保護委員会の運営に関して必要な事項は、命令でこれを定める。

第五章　優生結婚相談所

（優生結婚相談所）

第二十條　優生保護の見地から結婚の相談に應ずるとともに、遺傳その他優生保護上必要な知識の普及向上を図つて、不良な子孫の出生を防止するため、優生結婚相談所を設置する。

（配置）

第二十一條　優生結婚相談所は、都道府縣に少くとも一箇所以上、これを設置する。

2　優生結婚相談所は、保健所に、これを附置することができる。

（設置の認可）

第二十二條　國以外の者は、優生結婚相談所を設置しようとするときは、厚生大臣の認可を得なければならない。

2　前項の優生結婚相談所は、厚生大臣の定める基準によつて医師をおき、檢査その他に必要な設備をそなえなければならない。

（名称の独占）

第二十三條　この法律による優生結婚相談所でなければ、その名称中に、優生結婚相談所たることを示す文字を用いてはならない。

（委任事項）

第二十四條　この法律で定めるものの外、優生結婚相談所に関して必要な事項は、命令でこれを定める。

第六章　届出、禁止その他

（届出）

第二十五條　医師又は指定医師は、第三條第一項、第十條又は第十五條の規定によつて優生手術又は人工妊娠中絶を行つた場合は、その日から三日以内に、その旨を、理由を記して、都道府縣知事に届け出なければならない。

（通知）

第二十六條　優生手術を受けた者は、婚姻しようとするときは、その相手方に対して、優生手術を受けた旨を通知しなければならない。

（秘密の保持）

第二十七條　優生保護委員会の委員及び臨時委員　優生手術若しくは人工妊娠中絶の審査若しくは施行の事務に従事した公務員又は優生結婚相談所の職員は、職務上知り得た人の秘密を、漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

（禁止）

第二十八條　何人も、この法律の規定による場合の外、故なく、優生手術を行つてはならない。

第七章　罰則

（第二十二條違反）

第二十九條　第二十二條の規定に違反して、厚生大臣の認可を得ないで優生結婚相談所を開設したものは、これを五千円以下の罰金に処する。

（第二十三條違反）

第三十條　第二十三條の規定に違反して、優生結婚相談所たることを示す名称を用いた者は、これを千円以下の過料に処する。

（第二十五條違反）

第三十一條　第二十五條の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者は、これを一万円以下の罰金に処する。

（第二十七條違反）

第三十二條　第二十七條の規定に違反して、故なく、人の秘密を漏らした者は、これを六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

（第二十八條違反）

第三十三條　第二十八條の規定に違反して、優生手術を行つた者は、これを一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。そのために、人を死に至らしめたときは、三年以下の懲役に処する。

附　則

（施行期日）

第三十四條　この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から、これを施行する。

（関係法律の廃止）

第三十五條　國民優生法（昭和十五年法律第百七号）は、これを廃止する。

（罰則規定の効力の存続）

第三十六條　この法律施行前になした違反行爲に対する罰則の適用については、前條の法律は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

（届出の特例）

第三十七條　第二十五條の規定は、昭和二十一年厚生省令第四十二号（死産の届出に関する規程）の規定による届出をした場合は、その範囲内で、これを適用しない。

別表

一　遺傳性精神病
　精神分裂病
　躁鬱病
　眞性癲癇
二　遺傳性精神薄弱
　白痴
　痴愚
　魯鈍
三　強度且つ惡質な遺傳性精神変質症
　著しい性慾異常
　兇悪な常習性犯罪者
四　強度且つ惡質な遺傳性病的性格
　分裂病質
　循環病質
　癲癇病質
五　強度且つ惡質な遺傳性身体疾患
　遺傳性進行性舞踏病
　遺傳性脊髄性運動失調症
　遺傳性小脳性運動失調症
　筋萎縮性側索硬化症
　脊髄性進行性筋萎縮症
　神経性進行性筋萎縮症
　進行性筋性筋栄養障碍症
　筋緊張病
　筋痙攣性癲癇
　遺傳性震顫症
　家族性小兒四肢痲痺
　痙攣性脊髄痲痺
　強直性筋萎縮症
　先天性筋緊張消失症
　先天性軟骨発育障碍
　多発性軟骨性外骨腫
　白皙兒
　魚鱗癬
　多発性軟性神経繊維腫
　結節性硬化症
　色素性乾皮症
　先天性表皮水疱症
　先天性ポルフイリン尿症
　先天性手掌足蹠角化症
　遺傳性視神経萎縮
　網膜色素変性
　黄斑部変性
　網膜膠腫
　先天性白内障

全色盲
牛　眼
黒内障性白痴
先天性眼球震盪
青色強膜
先天性聾
遺傳性難聽
血友病
六　強度な遺傳性畸型
裂手、裂足
指趾部分的肥大症
顔面披裂
先天性無眼球症
嚢性脊髄披裂
先天性骨欠損症
先天性四肢欠損症
小頭症
その他厚生大臣の指定するもの

◎予防接種法（昭和二十三年六月三十日法律第六十八号）（大蔵・厚生大臣署名）

予防接種法

第一章　総則

第一條　この法律は、傳染の虞がある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄與することを目的とする。

第二條　この法律で「予防接種」とは、疾病に対して免疫の効果を得させるため、疾病の予防に有効であることが確認されている免疫原を、人体に注射し、又は接種することをいう。

2　この法律の定めるところにより予防接種を行う疾病は、左に掲げるものとする。

一　痘そう
二　ジフテリア
三　腸チフス
四　パラチフス
五　百日せき
六　結核
七　発しんチフス
八　コレラ
九　ペスト
十　しよう紅熱
十一　インフルエンザ
十二　ワイル病

3　この法律で「保護者」とは、親権を行う者又は後見人をいう。

第三條　何人も、この法律に定める予防接種を受けなければならない。

2　十六才に満たない者及び禁治産者については、前項の規定にかかわらず、その保護者において、その者に予防接種を受けさせるため必要な措置を講じなければならない。

第四條　左に掲げる者は、十六才に満たない児童、生徒その他これらに準ずる者、禁治産者又は十六才に満たない寄ぐう者の保護者が、前條第二項の義務を履行していない場合には、その保護者に対し、同項の義務を履行すべき旨を指示しなければならない。

一　乳児院、保育所その他の児童福祉施設の長
二　学校、病院その他これらに準ずる施設の長
三　雇用の目的をもつて人を寄ぐうさせる者

2　前項各号に掲げる者は、同項に規定する児童、生徒その他の者に予防接種を受けさせることができる。

第五條　市町村長（東京都の区の存する区域にあつては保健所長とする。以下同じ。）は、この法律の定めるところにより、保健所長（東京都の区の存する区域の保健所及び保健所法（昭和二十二年法律第百一号）第一條の規定に基く政令で定める市にあつては、道府縣知事）の指示を受け、定期の予防接種を行わなければならない。

第六條　都道府縣知事は、疾病のまん延予防上必要があると認めるときは、予防接種を受けるべき者の範囲及び期日を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行わせることができる。

2　厚生大臣は、必要があると認めるときは、前項の予防接種を、都道府縣知事に行わせることができる。

第二章　実施方法

第七條　市町村長は、予防接種を受ける定期にある者の予防接種を受ける期日を指定しなければならない。

第八條　市町村長は、前條の規定により指定した期日に予防接種を受けないか、又はこれを受けた証拠の不明な者があるときは、さらに期日を指定して、又は直ちに、予防接種を行わなければならない。

2　前項の規定により定期外に受けた予防接種は、これを定期の予防接種とみなす。

第九條　疾病その他の事故のため、指定期日に予防接種を受けることのできなかつた者又はその保護者は、その指定期日後七日以内にその事由を添え、市町村長に猶予を申請することができる。

2　前項の規定により予防接種を猶予したときは、市町村長は、その証明書を交付しなければならない。

3　第一項の規定により予防接種を猶予した場合において、その事

故消滅後受けた予防接種は、指定期日から省令の定める期間内に受けたものに限り、これを定期の予防接種とみなす。

第十條　痘そうの予防接種（以下種痘という。）は、左に掲げる定期においてこれを行う。但し、痘そうにかかつている者又はかかつたことのある者については、保健所長の証明書により、これを免除することができる。

一　生後二月から生後十二月に至る期間
二　小学校入学前六月以内
三　小学校卒業前六月以内

2　前項第二号又は第三号の定期前二年以内に善感した種痘は、それぞれこれを同項第二号又は第三号の定期の種痘とみなす。

3　市町村長は、定期の種痘を行つたときは、期日を指定して種痘の検診を行わなければならない。

4　定期の種痘を受けた者又はその保護者は、前項の規定による検診又は第六項の規定による医師の検診を受け、又は受けさせなければならない。

5　前條第一項及び第二項の規定は、第四項の検診に、これを準用する。

6　医師は、定期の種痘を受けた者を検診したときは、種痘証を交付しなければならない。

7　前項の場合において、種痘証の交付を受けた者又はその保護者若しくは第四條第一項各号に掲げる者は、十日以内に市町村長にその旨を届け出なければならない。

8　第四項又は第六項の検診の結果、免疫の効果が得られなかつたと判定された場合には、その後直ちにさらに一回種痘を受けなければならない。

第十一條　ジフテリアの予防接種は、左に掲げる定期においてこれを行う。

一　生後六月より生後十二月に至る期間
二　小学校入学前六月以内
三　小学校卒業前六月以内

第十二條　腸チフス又はパラチフスの予防接種は、左に掲げる定期においてこれを行う。但し、腸チフス若しくはパラチフスにかかつている者又はかかつたことのある者については、保健所長の証明書により、これを免除することができる。

一　生後三十六月から生後四十八月に至る期間
二　前号の定期の予防接種後満六十才に至るまでの間において毎年

2　腸チフス又はパラチフスの予防接種を行うときは、あらかじめその予防接種に対する禁忌徴候の有無について健康診断を行わなければならない。禁忌徴候があると診断したときは、その者に対して予防接種を行つてはならない。

第十三條　百日せきの予防接種は、左に掲げる定期においてこれを行う。但し、百日せきにかかつている者又はかかつたことのある者については、保健所長の証明書により、これを免除することができる。

一　生後三月から生後六月に至る期間
二　前号の定期の予防接種後十二月から十八月に至る期間

第十四條　結核の予防接種は、左に掲げる定期においてこれを行う。但し、結核にかかつているか、又はツベルクリン反應が陽性の者で省令で定めるものについては、保健所長の証明書により、これを免除することができる。

一　生後六月以内
二　前号の定期の予防接種後満三十才に至るまでの間において毎年

2　この法律の定めるところにより、結核の予防接種を行うときは、あらかじめツベルクリン反應檢査を行わなければならない。

第十五條　この法律で定めるものの外、予防接種の実施方法に関して必要な事項は、省令でこれを定める。

第三章　証明書及び記錄

第十六條　市町村長は、第十條から第十四條までの規定により定期の予防接種を受けた者に対して、省令の定めるところにより、定期の予防接種済証を交付しなければならない。

2　都道府縣知事又は市町村長は、第六條の規定により臨時の予防接種を受けた者に対して、省令の定めるところにより、臨時の予防接種済証を交付しなければならない。

3　種痘については、前二項の予防接種済証は、種痘の檢診を受けない者に対しては、これを交付してはならない。

第十七條　当該吏員の請求を受けた者は、自己又は十六才に満たない者の予防接種済証を提示しなければならない。但し、省令で定める者については、この限りでない。

第十八條　保健所長は、痘そう、百日せき、腸チフス若しくはパラチフスにかかつている者若しくはかかつたことのある者又は結核にかかつているか、若しくはツベルクリン反應が陽性の者で省令で定めるものに対して、その者を診療した医師の届出により、その旨の証明書を交付しなければならない。

第十九條　市町村長（第六條の規定による予防接種については、都道府縣知事又は市町村長）は、省令の定めるところにより、この法律の規定により行つたすべての予防接種に関する記錄を作成し、且つ、これを保存しなければならない。

第四章　費用

第二十條　この法律の定めるところにより、予防接種を行うため必要な経費は、市町村（第六條の規定による予防接種については、都道府縣又は市町村）の支弁とする。

第二十一條　都道府縣は、政令の定めるところにより、前條の規定により市町村の支弁する額の三分の二を負担しなければならない。

第二十二條　國庫は、政令の定めるところにより、第二十條の規定により都道府縣の支弁する額及び前條の規定により都道府縣の負担する額の二分の一を負担する。

第二十三條　市町村長は、この法律の定めるところにより、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより、実費を徴收しなければならない。但し、これらの者が、経済的理由により、その費用を負担することができないと認めるとき及び第六條の規定による予防接種を行うときはこの限りでない。

第二十四條　東京都の区の存する区域にあつては、第二十條から第二十二條までの規定にかかわらず、予防接種を行うため必要な経費は、東京都の支弁とし、國庫は、その額の二分の一を負担する。

2　前項の場合において実費の徴收については、前條の規定を準用する。この場合において同條中「市町村長」とあるのは、これを「東京都知事」と読み替えるものとする。

第二十五條　この法律の定めるところにより、予防接種を行うべき市町村が、これを行わないか、若しくは行つても十分でないと認めるとき又は必要の期間内に行うことができないと認めるときは、都道府縣知事は、予防接種を行い、その費用を市町村に支弁させることができる。

第五章　罰則

第二十六條　左の各号の一に該当する者は、これを三千円以下の罰金に処する。

一　第三條第一項若しくは第二項又は第四條第一項の規定に違反した者

二　第十條第四項の規定に違反した者

第二十七條　第十條第六項又は第七項の規定に違反した者は、これを千円以下の罰金に処する。

附　則

第二十八條　この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。但し、第十三條及び第十四條の規定施行の期日は、昭和二十四年六月三十日までの間において、各規定につき政令でこれを定める。

第二十九條　この法律施行の際、生後三十六月以上の者で、腸チフス又はパラチフスの予防接種を受けたことのある者は、第十二條第一項第一号の予防接種を受けた者とみなす。

2　この法律施行の際、生後四十八月から六十才に至るまでの者で、腸チフス又はパラチフスの予防接種を受けたことのない者は、省令の定めるところにより、腸チフス又はパラチフスの予防接種を受けなければならない。

3　前項の予防接種を受けた者については第一項の規定を準用する。

第三十條　第十三條施行の際、生後六月から生後二十四月に至るまでの者は、省令の定めるところにより、百日せきの予防接種を受けなければならない。

2　前項の予防接種を受けた者は、第十三條第一号の予防接種を受けた者とみなす。

第三十一條　第十四條施行の際、生後六月以上の者で結核の予防接種を受けたことのある者は、同條第一項第一号の予防接種を受けた者とみなす。

2　第十四條施行の際、生後六月から三十才に至る迄の者で結核の予防接種を受けたことのない者は、省令の定めるところにより、予防接種を受けなければならない。

3　前項の予防接種を受けた者については第一項を準用する。

第三十二條　種痘法（明治四十二年法律第三十五号）は、これを廃止する。但し、この法律施行前になした違反行爲の処罰については、なお從前の例による。

2　この法律施行前種痘法第一條の規定により行つた第一期種痘は、これを第十條第一項第一号の規定により行つたものとみなす。

3　この法律施行の際　小学校に入学している者で　種痘法第一條の規定による第二期種痘を受けていない者に対して、市町村長は、期日を指定して種痘を行わなければならない。

第三十三條　傳染病予防法（明治三十年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十一條第二号中「市町村ニ於テ施行スル清潔方法、消毒方法及種痘ニ要スル諸費」を「市町村ニ於テ施行スル清潔方法及消毒方法ニ要スル諸費」に改める。

◎性病予防法（昭和二十三年七月十五日）（大藏・厚生大臣・法律第百六十七号）（法務總裁署名）

性病予防法

一　新制定法

第一章　総則

第一條　この法律は、性病が國民の健康な心身を侵し、その子孫にまで害を及ぼすことを防止するため、その徹底的な治療及び予防を図り、公衆衞生の向上及び増進に寄與することを目的とする。

第二條　國及び地方公共團体は、常に、性病の徹底的な治療及び予防につとめるとともに、性病の治療及び予防に関する知識の普及を図らなければならない。

第三條　何人も、性病にかからないようにつとめるとともに、性病にかかつたときは、速やかに医師の治療を受けなければならない。

第四條　医師は、前二條に規定する國及び地方公共團体並びに個人の責務の達成に協力し、性病の治療及び予防につとめなければならない。

第五條　この法律で「性病」とは、梅毒、りん病、軟性下かん及びそけいりんぱ肉芽しゆ症をいう。

2　この法律で「保護者」とは、親権を行う者又は後見人をいう。

第二章　届出

第六條　医師が、性病にかかつていると診断したときは、省令の定めるところにより、その性病にかかつている者（以下患者という。）又はその保護者に対し、性病の治療に関し必要な事項及び性病の傳染の防止の方法を指示し、その患者の氏名及び居住の場所並び

にその患者に病毒をうつしたと認められる者及びその患者が病毒をうつす虞がある行爲をした者その他省令で定める事項を質問し、二十四時間以内に、文書をもつて、患者の居住の場所を管轄する保健所長を経て、必要な事項を都道府縣知事に届け出なければならない。

第七條　医師は、性病にかかつていると診断した患者又はその診療している患者が、前條の規定による指示に從わないとき、又は他の医師の治療を受けている旨の証明書を提出しないでその治療を受けないときは、文書をもつて、患者の居住の場所を管轄する保健所長を経て、その旨を都道府縣知事に届け出なければならない。患者が、治ゆし、若しくは死亡し、又はその居住の場所を変更したときも同様である。

2　患者が居住の場所を変更したときは、その患者又はその保護者は、診療を受けている医師に対し、その旨を告げなければならない。

第三章　健康診断

第八條　婚姻をしようとする者は、あらかじめ、相互に、性病にかかつているかどうかに関する医師の診断書を交換するようにつとめなければならない。

第九條　妊娠した者は、性病にかかつているかどうかについて、医師の健康診断を受けなければならない。

第十條　都道府縣知事は、第六條の規定による届出に基き、性病にかかつていると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、性病にかかつているかどうかに関する医師の健康診断を受くべきことを命ずることができる。但し、現に医師の治療を受けている旨の証明書を提出した者に対しては、この限りでない。

第十一條　都道府縣知事は、正当な理由により賣いん常習の疑の著しい者に対して、性病にかかつているかどうかについて医師の健康診断を受くべきことを命じ、又は当該吏員に健康診断をさせることができる。

第十二條　都道府縣知事は、性病のまん延が著しい場合において、その治療及び予防のため、性病にかかつていると認めるに足りる正当な理由のある者に対し、省令の定めるところにより、厚生大臣の承認を受け、健康診断の方法、その他必要な事項を指定して、医師の健康診断を受くべきことを命じ、又は当該吏員に健康診断をさせることができる。

第十三條　医師が第十條又は第十一條の規定による健康診断をするに当つては、省令で定める方法による病毒の検査を行わなければならない。

第四章　治療

第十四條　都道府縣知事は、性病の治療及び予防上必要があると認めるときは、患者又はその保護者に対し、その患者が性病の治療に関し現に講じている措置について報告を求めることができる。

2　現に医師の治療を受けている患者について、前項の規定による報告を求められた場合においては、その報告を求められた者は、現に医師の治療を受けている旨の証明書を同項の規定による報告書に添付しなければならない。

第十五條　都道府縣知事は、必要があると認めるときは、現に医師の治療を受けていない患者又はその保護者に対し、医師の治療を受け、又は受けさせるべきことを命ずることができる。

2　都道府縣知事は、性病の徹底的な治療及び予防を行うため、特に必要があると認めるときは、患者又はその保護者に対し、その患者の病毒が傳染する虞がなくなるまで病院又は診療所に入院し、若しくは入所し又は入院させ、若しくは入所させることを命ずることができる。

3　都道府縣知事は、前二項の規定により、治療又は入院若しくは入所を命ぜられた患者及びその扶養義務者が、経済的理由により、治療費又は入院費若しくは入所費の全部又は一部を負担することができないときは、省令の定めるところにより、その費用の全部又は一部を代つて負担する措置をとらなければならない。

第五章　施設

第十六條　都道府縣は、省令の定めるところにより、性病の診療を行うために、病院又は診療所を設置しなければならない。

2　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、省令の定めるところにより、病院又は診療所を設置することができる。

3　都道府縣又は市町村は、厚生大臣の承認を受け、一定の期間を限り、適当と認める公私立の病院又は診療所を、前二項の規定による病院又は診療所に代用することができる。

第六章　費用

第十七條　左に掲げる費用は都道府縣がこれを支弁する。

一　第十條から第十二條までの健康診断に要する費用

二　第十五條第三項の措置に要する費用

三　都道府縣の設置する病院若しくは診療所又は都道府縣の代用病院若しくは代用診療所に要する費用

第十八條　市町村の設置する病院若しくは診療所又は市町村の代用病院若しくは代用診療所に要する費用はその市町村がこれを支弁する。

第十九條　國庫は、第十七條各号及び前條の費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

第二十條　國庫は、都道府縣の性病の治療及び予防に関する知識の普及のために支出する費用に対して、政令の定めるところにより予算の範囲内においてその二分の一以内を補助する。

第二十一條　都道府縣知事は、政令の定めるところにより、左に掲げる費用を、期限を指定して、本人及びその扶養義務者から徴収しなければならない。但し、都道府縣知事において、本人及びその扶養義務者が、経済的理由により、その費用の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その費用の全部又は一部については、この限りでない。

一　第十條及び第十一條の健康診断に要する費用
二　都道府縣の設置する病院若しくは診療所又は都道府縣の代用病院若しくは代用診療所における診療に要する費用

2　市町村長は、政令の定めるところにより、市町村の設置する病院若しくは診療所又は市町村の代用病院若しくは代用診療所における診療に要する費用を、期限を指定して、本人又はその扶養義務者から徴収しなければならない。但し、市町村長において、本人及びその扶養義務者が経済的理由により、その費用の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その費用の全部又は一部については、この限りでない。

3　都道府縣知事は、第十條から第十二條までの規定による処分をするときは、その処分を受ける者に対して、第一項の規定による訴を提起することができる旨を告げ、又は当該吏員をして告げさせなければならない。

第七章　補則

第二十二條　都道府縣知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、当該吏員をして、患者又は性病にかかつていると疑うに足る正当な理由のある者の住所若しくは居所又はその従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

第二十三條　当該吏員が第十一條若しくは第十二條の規定により健康診断をなし、又は前條の規定に依り立入調査若しくは質問をする場合には、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第二十四條　この法律又はこの法律に基いて発する命令の規定により、都道府縣知事又は市町村長のなす処分に不服のある者は、行政廳に訴願することができる。

第二十五條　第十條から第十二條までの規定による都道府縣知事の命令を受け、又は健康診断を実施されようとした者は、その処分が違法であると主張するときは、裁判所にその処分の取消の訴を提起することができる。

2　前項の訴が提起されたときは、都道府縣知事は、その判決が確定するに至るまで、当該吏員にその健康診断を行わせてはならない。

3　都道府縣知事は、第十條から第十二條までの規定による処分をするときは、その処分を受ける者に対して、第一項の規定による訴を提起することができる旨を告げ、又は当該吏員をして告げさせなければならない。

第八章　罰則

第二十六條　傳染の虞がある性病にかかつている者が、賣いんをしたときは、これを二年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十七條　賣いんのあつ旋、勧誘又はその場所の提供をした者が、その賣いんをする者につき、その者が傳染の虞がある性病にかかつていることを知つていたときは、これを三年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

2　賣いんのあつ旋、勧誘又はその場所の提供をした者が、その賣いんをする者につき、その者が傳染の虞がある性病にかかつていることを、過失によつて知らなかつたときも、また同様である。

第二十八條　傳染の虞がある性病にかかつている者が、性交、授乳その他病毒を感染させる虞が著しい行爲をしたときは、これを一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

2　前項の罪は、告訴を待つてこれを論ずる。

第二十九條　医師が、性病にかかつているかどうかに関する健康診断又は性病の治療に際して知得した人の秘密を、正当の理由なく漏らしたときは、これを一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

2　第十一條の規定により健康診断をした当該吏員その他性病予防の事務に従事した公務員又はこれらの職にあつた者が、その職務執行に関して知得した人の秘密を正当の理由なく漏らしたときも、また前項と同様である。

第三十條　第六條の規定による医師の質問に対し、虚偽の答弁をした者は、これを六ケ月以下の懲役又は二千円以下の罰金に処する。

第三十一條　正当の理由なく、第二十二條の規定による当該吏員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対して虚偽の答弁をした者は、これを五千円以下の罰金に処する。

第三十二條　左の各号の一に該当する者は、これを三千円以下の罰金に処する。

一　第六條の規定による指示若しくは届出をしなかつた者、又は第七條第一項の規定による届出をしなかつた者
二　第七條第二項の規定に違反した者
三　第十條又は第十五條第一項若しくは第二項の命令に違反した者
四　第十一條の規定による命令に違反した者、又は同條若しくは第十二條の規定による健康診断を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
五　第十四條第一項の規定による報告をしなかつた者

附　則

第三十三條　この法律は、昭和二十三年九月一日から、これを施行する。

第三十四條　花柳病予防法（昭和二年法律第四十八号）及び花柳病予防法特例（昭和二十年厚生省令第四十五号）は、これを廃止する。

第三十五條　花柳病予防法第二條第一項の規定により設置された診療所及び同法第四條の規定による代用診療所で、この法律施行の際現に存するものは、これを第十六條の規定による病院又は診療所及び代用病院又は代用診療所とみなす。

第三十六條　この法律施行前になした花柳病予防法又は花柳病予防法特例の違反行爲の処罰については、なお従前の例による。

◎興行場法（昭和二十三年七月十二日厚生大臣署名法律第百三十七号）

興行場法

第一條　この法律で「興行場」とは、映画、演劇、音楽、スポーツ、演藝又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設をいう。

2　この法律で「興行場営業」とは、都道府縣知事の許可を受けて、業として興行場を経営することをいう。

第二條　業として興行場を経営しようとする者は、政令の定める手数料を納めて、都道府縣知事の許可を受けなければならない。

2　都道府縣知事は、興行場の設置の場所又はその構造設備が公衆衞生上不適当であると認めるときは、前項の許可を與えないことができる。但し、この場合においては、都道府縣知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

第三條　興行場営業を営む者（営業者という。以下同じ。）は、興行場について、換氣、照明、防濕及び清潔その他入場者の衞生に必要な措置を講じなければならない。

2　前項の措置の基準については、都道府縣が條例で、これを定める。

第四條　入場者は、興行場において、場内を著しく不潔にし、その他公衆衞生に害を及ぼす虞のある行爲をしてはならない。

2　営業者又は興行場の管理者は、前項の行爲をする者に対して、その行爲を制止しなければならない。

第五條　都道府縣知事は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該吏員に、興行場に立ち入り、第三條第一項の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2　当該吏員が、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第六條　都道府縣知事は、営業者が第三條第一項の規定に違反したときは、第二條第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

第七條　都道府縣知事が前條の処分をしようとするときは、当該営業者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聽聞を行わなければならない。

2　都道府縣知事は、前條の処分の原因と認められる違反行爲並びに聽聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該営業者に通知しなければならない。

第八條　左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一　第二條第一項の規定に違反した者

二　第六條の規定による命令に違反した者

第九條　第五條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを千円以下の罰金に処する。

第十條　第四條第一項又は第二項の規定に違反した者は、これを拘留又は科料に処する。

第十一條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金又は科料を科する。

附　則

第十二條　この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

第十三條　この法律施行の際、現に従前の命令の規定により営業の許可を受け、又は営業の届出をして、興行場営業を営んでいる者は、第二條第一項の規定による許可を受けたものとみなす。

第十四條　昭和二十三年一月一日から、この法律施行の日までに、新たに興行場営業を営み、この法律施行の際現に興行場営業を営んでいる者は、この法律施行の日から二月間は、第二條第一項の規定にかかわらず、引き続き興行場営業を営むことができる。

2　前項の規定に該当する者は、この法律施行後二月以内に、都道府縣知事にその旨を届け出なければならない。

3　前項の届出をした者は、第二條第一項の許可を受けたものとみなす。

◎公衆浴場法（昭和二十三年七月十二日法律第百三十九号）（厚生次官署名）

公衆浴場法

第一條　この法律で「公衆浴場」とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設をいう。

2　この法律で「浴場業」とは、都道府縣知事の許可を受けて、業として公衆浴場を経営することをいう。

第二條　業として公衆浴場を経営しようとする者は、政令の定める手数料を納めて、都道府縣知事の許可を受けなければならない。

2　都道府縣知事は、公衆浴場の設置の場所又はその構造設備が、公衆衞生上不適当であると認めるときは、前項の許可を與えないことができる。但し、この場合においては、都道府縣知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

第三條　浴場業を営む者（営業者という。以下同じ。）は、公衆浴場について、換氣、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衞生及び風紀に必要な措置を講じなければならない。

2　前項の措置の基準については、都道府縣が條例で、これを定める。

第四條　営業者は傳染性の疾病にかかつている者と認められ、又は他の入浴者の入浴に支障を與える虞のある精神病者と認められる者に対しては、その入浴を拒まなければならない。但し、省令の定めるところにより、療養のために利用される公衆浴場で都道府縣知事の許可を受けたものについては、この限りでない。

第五條　入浴者は、公衆浴場において、浴そう内を著しく不潔にし、その他公衆衞生に害を及ぼす虞のある行爲をしてはならない。

2　営業者又は公衆浴場の管理者は、前項の行爲をする者に対して、その行爲を制止しなければならない。

第六條　都道府縣知事は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該吏員に公衆浴場に立ち入り、第三條第一項の規定による措置の実施の状況を検査させ

ることができる。

2　当該吏員が、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第七條　都道府縣知事は、営業者が、第三條第一項の規定に違反したときは、第二條第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

2　都道府縣知事が、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ当該営業者に、その処分の原因と認められる違反行爲を文書をもつて通知し、当該営業者又はその代理人が公開の聽聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を與えなければならない。

第八條　左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一　第二條第一項の規定に違反した者

二　前條第一項の規定による命令に違反した者

第九條　第六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを千円以下の罰金に処する。

第十條　左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

一　第四條又は第五條第二項の規定に違反した者

二　第四條の規定により営業者が拒んだにもかかわらず入浴した者又は第五條第一項の規定に違反した者

3　前項の届出をした者は、第二條第一項の許可を受けたものとみなす。

◎旅館業法（昭和二十三年七月十二日法律第百三十八号）（内閣総理・厚生大臣署名）

旅館業法

第一條　この法律は、旅館業に対して、公衆衛生の見地から必要な取締を行い、もつてその経営を公共の福祉に適合させることを目的とする。

第二條　この法律で「旅館業」とは、都道府縣知事の許可を受けて、業としてホテル、旅館又は下宿を経営することをいう。

2　この法律で「ホテル」とは、一日又は数日を単位とする宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、都道府縣知事の定めるホテルとしての基準に合うものをいう。

3　この法律で「旅館」とは、一日を単位とする宿泊料又は室料を受けて人を宿泊させる施設で、都道府縣知事の定める旅館としての基準に合うものをいう。

4　この法律で「下宿」とは、一週以上の期間を単位とする宿泊料又は室料を受けて人を宿泊させる施設で、都道府縣知事の定める下宿としての基準に合うものをいう。

第三條　人を宿泊させる営業を営もうとする者は、政令の定める手数料を納めて、都道府縣知事の許可を受けなければならない。

2　都道府縣知事は、前項の営業の施設の設置場所又はその構造設備が、公衆衛生上不適当であると認めるときは、同項の許可を與えないことができる。但し、この場合においては、都道府縣知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

第四條　旅館業を営む者（営業者という。以下同じ。）は、営業の施設について、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

2　前項の措置の基準については、都道府縣が條例で、これを定める。

第五條　営業者は、左の各号の一に該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

一　宿泊しようとする者が傳染性の疾病にかかつていると明らかに認められるとき。

二　宿泊しようとする者が、とばくその他の違法行爲又は風紀を乱す行爲をする虞があると認められるとき。

三　宿泊施設に予裕がないときその他都道府縣が條例で定める事由があるとき。

第六條　営業者は、宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の事項を記載し、当該官吏又は吏員の要求があつたときは、これを提出しなければならない。

2　宿泊者は、営業者から請求があつたときは、前項に規定する事項を告げなければならない。

第七條　都道府縣知事は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該吏員に、営業の施設に立ち入り、第四條第一項の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2　当該吏員が、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第八條　都道府縣知事は、営業者が、第四條第一項の規定に違反し

たときは、第三條第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

第九條　都道府縣知事は、前條の処分をしようとするときは、当該営業者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聽聞を行わなければならない。

2　都道府縣知事は、前條の処分の原因と認められる違反行爲並びに聽聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該営業者に通知しなければならない。

第十條　左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一　第三條第一項の規定に違反した者

二　第八條の規定による命令に違反した者

第十一條　左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の罰金に処する。

一　第五條又は第六條第一項の規定に違反した者

二　第七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の檢査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十二條　第六條第二項の規定に違反して同條第一項の事項を偽つて告げた者は、これを拘留又は科料に処する。

第十三條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の從業者が、その法人又は人の業務に関して、第十條又は第十一條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附　則

第十四條　この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

第十五條　この法律施行の際、現に從前の命令の規定により営業の許可を受けて旅館業を営んでいる者は、それぞれ第三條第一項の規定による許可を受けたものとみなす。

第十六條　昭和二十三年一月一日から、この法律施行の日までに、新たに旅館業を営み、この法律施行の際現にこれを営んでいる者は、この法律施行の日から二月間は、第三條第一項の規定にかかわらず、引き続きこれを営むことができる。

2　前項の規定に該当する者は、この法律施行後二月以内に、都道府縣知事にその旨を届け出なければならない。

3　前項の届出をした者は、それぞれ第三條第一項の許可を受けたものとみなす。

◎温泉法（昭和二十三年七月十日法律第百二十五号）（厚生・商工大臣署名）

温泉法

第一章　総則

第一條　この法律は、温泉を保護しその利用の適正を図り、公共の福祉の増進に寄與することをもつて目的とする。

第二條　この法律で「温泉」とは、地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸氣その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、別表に掲げる温度又は物質を有するものをいう。

2　この法律で「温泉源」とは、未だ採取されない温泉をいう。

第二章　温泉の保護

第三條　温泉をゆう出させる目的で土地を掘さくしようとする者は、省令の定めるところにより、都道府縣知事に申請してその許可を受けなければならない。

2　前項の許可を受けようとする者は、掘さくに必要な土地を掘さくのために使用する権利を有する者でなければならない。

3　都道府縣知事は、温泉を工業用に利用する目的で第一項の申請をした者に対して許可を與えるときは、あらかじめ商工局長に協議しなければならない。

第四條　都道府縣知事は、温泉のゆう出量、温度若しくは成分に影響を及ぼし、その他公益を害する虞があると認めるときの外は、前條第一項の許可を與えなければならない。不許可の処分は、理由を附した書面をもつてこれを行わなければならない。

第五條　第三條第一項の許可を受けた者が、許可の日から一年以内に工事に着手せず、又は着手後一年以上その工事を中止したときは、都道府縣知事は、その許可を取り消すことができる。但し、已むを得ない事由がある場合はこの限りでない。

第六條　都道府縣知事は、第三條第一項の許可を與えた後第四條に規定する事由があると認めるときは、その許可を取り消し、又はその許可を受けた者に対して、公益上必要な措置を命ずることができる。

第七條　第三條第一項の許可が取り消されたとき、又は許可を受けて掘さくした場所に温泉がゆう出しないときは、都道府縣知事は、その許可を受けた者に対して原状回復を命ずることができる。同項の許可を受けないで土地を掘さくした者に対しても、また同様とする。

第八條　温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、省令の定めるところにより、都道府縣知事に申請してその許可を受けなければならない。

2　前四條の規定は、前項の増掘又は動力の装置について、これを準用する。

第九條　都道府縣知事は、温泉源保護のため必要があると認めるときは、温泉源より温泉を採取する者に対して、温泉の採取の制限を命ずることができる。

2　都道府縣知事は、工業用に利用する目的で温泉を採取する者に対し、前項の命令をするときは、あらかじめ商工局長に協議しなければならない。

第十條　都道府縣知事が、第三條第一項又は第八條第一項の規定による処分をする場合において隣接都府縣における温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼす虞があるときは、あらかじめ厚生大臣の承認を得なければならない。

第十一條　温泉をゆう出させる目的以外の目的で土地を掘さくしたため温泉のゆう出量、温度又は成分に著しい影響を及ぼす場合において公益上必要があると認めるときは、都道府縣知事は、土地を掘さくした者に対してその影響を阻止するに必要な措置を命ずることができる。

2　都道府縣知事が、法令の規定に基く他の行政廳の許可又は認可を受けて土地を掘さくした者に対して前項の措置を命じようとするときは、あらかじめ当該行政廳と協議しなければならない。

第三章　温泉の利用

第十二條　温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、省令の定めるところにより、都道府縣知事に申請してその許可を受けなければならない。

2　前項の許可を受けようとする者は、政令の定める手数料を納めなければならない。

3　都道府縣知事は、温泉の成分が衞生上有害であると認めるときは、第一項の許可を與えないことができる。但し、この場合においては、都道府縣知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

第十三條　温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見易い場所に、省令の定めるところにより、温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意を掲示しなければならない。

第十四條　厚生大臣は、温泉の公共的利用増進のため、施設の整備及び環境の改善に必要な地域を指定することができる。

第十五條　厚生大臣又は都道府縣知事は、前條の規定により指定する地域内において、温泉の公共的利用増進のため特に必要があると認めるときは、省令の定めるところにより、温泉利用施設の管理者に対して、温泉利用施設又はその管理方法の改善に関し必要な指示をすることができる。

第十六條　都道府縣知事は、温泉源より温泉を採取する者、又は温泉利用施設の管理者に対して、温泉のゆう出量、温度、成分、利用狀況その他必要な事項について報告させることができる。

2　商工局長は、工業用に利用する目的で温泉を採取する者又はその利用施設の管理者に対して、前項の報告をさせることができる。

第十七條　都道府縣知事は、必要があると認めるときは、当該官吏に温泉を工業用に利用する施設に対して、前項の立入檢査をさせることができる。

2　商工局長は、必要があると認めるときは、当該官吏に温泉を工業用に利用する施設に立ち入り、温泉のゆう出量、温度、成分及び利用狀況を檢査させることができる。

3　当該官吏又は吏員が前二項の規定により立入檢査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第十八條　都道府縣知事は、公衆衞生上必要があると認めるときは、温泉源から温泉を採取する者又は温泉利用施設の管理者に対して、第十二條第一項の許可を取り消し、又は温泉の利用の制限若しくは危害予防の措置を命ずることができる。

第四章　諮問及び聽聞

第十九條　厚生大臣又は都道府縣知事の諮問に應じ、温泉及びこれに関する行政に関し調査審議させるため、温泉審議会を置く。

2　温泉審議会は、中央温泉審議会及び都道府縣温泉審議会とし、中央温泉審議会は、厚生省に、都道府縣温泉審議会は都道府縣に、これを置く。

第二十條　厚生大臣は、第十條の規定による承認を與え、又は第十四條の規定による地域を指定しようとするときは、中央温泉審議会の意見を聞かなければならない。

2　都道府縣知事は、第三條第一項、第四條（第八條第二項において準用する場合を含む。）、第六條（第八條第二項において準用する場合を含む。）、第八條第一項又は第九條の規定による処分をしようとするときは、都道府縣温泉審議会の意見を聞かなければならない。

第二十一條　都道府縣知事が、第五條（第八條第二項において準用する場合を含む。）、第六條（第八條第二項において準用する場合を含む。）、第九條又は第十八條の規定による処分をしようとするときは、その処分を受くべき者にその処分の理由を通知し、本人又はその代理人の出頭を求めて、公開による聽聞を行わなければならない。

第五章　罰則

第二十二條　第三條第一項又は第八條第一項の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

2　前項の刑は、情狀により、これを併科することができる。

第二十三條　左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一　第六條（第八條第二項において準用する場合を含む。）、第七條（第八條第二項及び第二十九條第二項において準用する場合を含む。）、第九條又は第十八條の規定による都道府縣知事の命令に従わない者

二　第十二條第一項の規定に違反した者

第二十四條　左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一　第十三條の規定に違反した者

二　第十六條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第十七條第一項又は第二項の規定による当該官吏又は吏員の立入檢査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十五條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附　則

第二十六條　この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から、これを施行する。

第二十七條　この法律施行の際、現に從前の命令の規定により、溫泉をゆう出させる目的で土地の掘さくの許可を受けてその工事に着手している者は、第三條第一項の許可を受けたものとみなす。

第二十八條　この法律施行の際、現に從前の命令の規定により、溫泉のゆう出路の増掘若しくはしゆんせつの許可又は溫泉のゆう出量を増加させるための動力装置の許可を受けて、その工事に着手している者は、第八條第一項の規定による許可を受けたものとみなす。

第二十九條　昭和二十三年一月一日以後この法律施行までの間において、溫泉をゆう出させる目的で土地の掘さくをした者又は溫泉のゆう出路を増掘し、若しくは溫泉のゆう出量を増加させるため動力装置をした者は、この法律施行の日から、三月以内に第三條第一項又は第八條第一項の規定によりその許可の申請をしなければならない。その申請に対して許否の処分があるまでは、第三條第一項又は第八條第一項の許可があつたものとみなす。

2　前項の期間内に許可の申請をせず、又は申請に対して不許可の処分があつたときは、第七條の規定を準用する。

第三十條　この法律施行の際、現に溫泉を公共の浴用又は飲用に供している者は、この法律施行の日から三月間は、第十二條第一項の規定に拘わらず、引き続き溫泉を公共の浴用又は飲用に供することができる。

2　前項の規定に該当する者は、この法律施行後三月以内に、都道府縣知事にその旨を届け出なければならない。

3　前項の届出をした者は、第十二條第一項の許可を受けたものとみなす。

別　表

一　溫度(溫泉源から採取されるときの溫度とする。)　攝氏二十五度以上

二　物質(左に掲げるもののうち、いづれか一)

物質名	含有量(一キログラム中)
溶存物質(ガス性のものを除く。)	総量一、〇〇〇ミリグラム以上
遊離炭酸(CO_2)	二五〇ミリグラム以上
リチウムイオン(Li^+)	一ミリグラム以上
ストロンチウムイオン(Sr^{++})	一〇ミリグラム以上
バリウムイオン(Ba^{++})	五ミリグラム以上
フエロ又はフエリイオン(Fe^{++},Fe^{+++})	一〇ミリグラム以上
第一マンガンイオン(Mn^{++})	一〇ミリグラム以上
水素イオン(H^+)	一ミリグラム以上
臭素イオン(Br^-)	五ミリグラム以上
沃素イオン(I^-)	一ミリグラム以上
ふつ素イオン(F^-)	二ミリグラム以上
ヒドロひ酸イオン($HAsO_4^{--}$)	一・三ミリグラム以上
メタ亜ひ酸($HAsO_2$)	一ミリグラム以上
総硫黄(S)〔$HS^-+S_2O_3^{--}+H_2S$ に対應するもの〕	一ミリグラム以上
メタほう酸(HBO_2)	五ミリグラム以上
メタけい酸(H_2SiO_3)	五〇ミリグラム以上
重炭酸そうだ($NaHCO_3$)	三四〇ミリグラム以上
ラドン(Rn)	二〇(百億分の一キユリー単位)以上
ラヂウム塩(Raとして)	一億分の一ミリグラム以上

◎墓地、埋葬等に関する法律

（昭和二十三年五月三十一日　法律第四十八号）（厚生大臣署名）

墓地、埋葬等に関する法律

第一章　総則

第一條　この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、國民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

第二條　この法律で「埋葬」とは、死体（妊娠四箇月以上の死胎を含む。以下同じ。）を土中に葬ることをいう。

2　この法律で「火葬」とは、死体を葬るために、これを焼くことをいう。

3　この法律で「改葬」とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは收藏した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことをいう。

4　この法律で「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。

5　この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府縣知事の許可をうけた区域をいう。

6　この法律で「納骨堂」とは、他人の委託をうけて焼骨を收藏するために、納骨堂として都道府縣知事の許可をうけた施設をいう。

7　この法律で「火葬場」とは、火葬を行うために、火葬場として都道府縣知事の許可をうけた施設をいう。

第二章　埋葬、火葬及び改葬

第三條　埋葬又は火葬は、他の法令に別段の定があるものを除く外、死亡又は死産後二十四時間を経過した後でなければ、これを行つてはならない。但し、妊娠七箇月に満たない死産のときは、この限りでない。

第四條　埋葬又は焼骨の埋藏は、墓地以外の区域に、これを行つてはならない。

2　火葬は、火葬場以外の施設でこれを行つてはならない。

第五條　埋葬又は火葬を行おうとする者は、死亡地又は死産地、死亡地又は死産地の判明しないときは、死体の発見地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

2　改葬を行おうとする者は、省令の定めるところにより、死体又は焼骨の現に存する地の市町村長の許可を受けなければならない。

第六條　汽車その他の交通機関（船舶を除く。以下同じ。）の中で死

亡又は死産があつた場合において、その死体を埋葬又は火葬しようとする者は、死亡にあつては死体をその交通機関から降ろした地　死産にあつては死産をした母がその交通機関から降りた地の市町村長の許可を受けなければならない。

第七條　船舶の中で死亡又は死産があつたときは、その死体を埋葬又は火葬しようとする者は、その船舶が最初に入港した地の市町村長の許可を受けなければならない。

第八條　市町村長が、前三條の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を與えるときは、埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を交付しなければならない。

2　市町村長は、死亡若しくは死産の届出を受理し、又は船舶の船長から、死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた後でなければ、埋葬許可証又は火葬許可証を交付してはならない。

第九條　死体の埋葬又は火葬を行う者がないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。

2　前項の規定により埋葬又は火葬を行つたときは、その費用に関しては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）の規定を準用する。

第三章　墓地、納骨堂及び火葬場

第十條　墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、省令の定めるところにより、都道府縣知事の許可を受けなければならない。

2　前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

第十一條　都市計画事業又は特別都市計画事業として執行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、主務大臣の決定をもつて、前條の許可があつたものとみなす。

2　都市計画法（大正八年法律第三十六号）第十二條又は特別都市計画法（昭和二十一年法律第十九号）第五條の土地区劃整理の施行により、墓地の新設、変更又は廃止を行う場合は、耕地整理法（明治四十二年法律第三十号）第十七條第二項の規定にかかわらず、換地処分の認可をもつて、前條の許可があつたものとみなす。

第十二條　墓地、納骨堂又は火葬場の経営者は、管理者を置き、管理者の本籍、住所及び氏名を、墓地、納骨堂又は火葬場所在地の市町村長に届け出なければならない。

第十三條　墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋藏、收藏又は火葬の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならない。

第十四條　墓地の管理者は、第八條の規定による埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を受理した後でなければ、埋葬又は焼骨の埋藏をさせてはならない。

2　納骨堂の管理者は、第八條の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、焼骨を收藏してはならない。

3　火葬場の管理者は、第八條の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、火葬を行つてはならない。

第十五條　墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、省令の定めるところにより、図面、帳簿又は書類等を備えなければならない。

2　前項の管理者は、墓地使用者、焼骨收藏委託者、火葬を求めた者その他死者に関係ある者の請求があつたときは、前項に規定する図面、帳簿又は書類等の閲覧を拒んではならない。

第十六條　墓地又は納骨堂の管理者は、埋葬許可証、火葬許可証又は改葬許可証を受理した日から、五箇年間これを保存しなければならない。

2　火葬場の管理者が火葬を行つたときは、火葬許可証に、省令の定める事項を記入し、火葬を求めた者に返さなければならない。

第十七條　墓地又は火葬場の管理者は、毎月五日までに、その前月中の埋葬又は火葬の状況を、墓地又は火葬場所在地の市町村長に報告しなければならない。

第十八條　都道府縣知事は、必要があると認めるときは、当該吏員に、火葬場に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の管理者から必要な報告を求めることができる。

2　当該吏員が前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第十九條　都道府縣知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第十條の規定による許可を取り消すことができる。

第四章　罰則

第二十條　左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一　第十條の規定に違反した者

二　第十九條に規定する命令に違反した者

第二十一條　左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

一　第三條から第七條まで、第十二條から第十七條までの規定に違反した者

二　第十八條の規定による当該吏員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者、又は同條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

第二十二條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

附　則

第二十三條　この法律は、昭和二十三年六月一日から、これを施行する。

第二十四條　日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律（昭和二十二年法律第七十二号）第一條の四により法律に改められた左の命令は、これを廃止する。

墓地及埋葬取締規則（明治十七年太政官布達第二十五号）

墓地及埋葬取締規則に違背する者処分方（明治十七年太政官達第八十二号）

埋火葬の認許等に関する件（昭和二十二年厚生省令第九号）

第二十五條　この法律施行前になした違反行爲の処罰については、なお従前の例による。

第二十六條　この法律施行の際現に従前の命令の規定により都道府縣知事の許可をうけて墓地、納骨堂又は火葬場を経営している者は、この法律の規定により、それぞれ、その許可をうけたものとみなす。

第二十七條　従前の命令の規定により納骨堂の経営について都道府縣知事の許可を必要としなかつた地域において、この法律施行の際現に納骨堂を経営している者で、この法律施行後も引き続き納骨堂を経営しようとするものは、この法律施行後三箇月以内に第十條の規定により都道府縣知事に許可の申請をしなければならない。その申請に対して許否の処分があるまでは、同條の規定による許可を受けたものとみなす。

第二十八條　この法律施行の際現に従前の命令の規定に基いて市町村長より受けた埋葬、改葬若しくは火葬の認許又はこれらの認許証は、それぞれ、この法律の規定によつて受けた許可又は許可証とみなす。

◎食肉輸移入取締規則を廃止する法律

（昭和二十三年五月三十一日法律第四十七号）（厚生大臣署名）

食肉輸移入取締規則を廃止する法律

食肉輸移入取締規則（昭和二年内務省令第四号）は、これを廃止する。

附　則

この法律は、昭和二十三年六月一日から、これを施行する。

◎へい獣処理場等に関する法律

（昭和二十三年七月十二日法律第百四十号）（厚生大臣署名）

へい獣処理場等に関する法律

第一條　この法律で「獣畜」とは、牛、馬、豚、めん羊及び山羊をいう。

2　この法律で「へい獣」とは、死んだ獣畜をいう。

3　この法律で「へい獣処理場」とは、へい獣取扱場及び化製場をいう。

4　この法律で「へい獣取扱場」とは、へい獣を解体し、埋却し、若しくは焼却するために設けられた施設又は区域で、へい獣取扱場として都道府縣知事の許可を受けたものをいう。

5　この法律で「化製場」とは、獣畜の肉、皮、骨、臓器等を原料として皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物を製造するために設けられた施設で、化製場として都道府縣知事の許可を受けたものをいう。

第二條　へい獣の解体、埋却若しくは焼却は、へい獣取扱場以外の施設又は区域で、これを行つてはならない。但し、都道府縣知事が許可した場合はこの限りでない。

2　獣畜の肉、皮、骨、臓器等を原料とする皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物の製造は、化製場以外の施設で、これを行つてはならない。

第三條　へい獣取扱場又は化製場を設けようとする者は、省令の定めるところにより、都道府縣知事の許可を受けなければならない。

2　前項の規定により設けたへい獣処理場の施設又は区域を変更しようとする者も、同様とする。

第四條　都道府縣知事は、へい獣処理場の設置の場所が左の各号の一に該当するとき又はその構造設備が公衆衛生上不適当であると認めるときは、前條の許可を與えないことができる。但し、この場合においては、都道府縣知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

一　人家が密集している場所

二　飲料水が汚染される處のある場所

三　その他都道府縣知事が公衆衛生上害を生ずる處のある場所として指定する場所

第五條　へい獣処理場の所有者又は管理者は、左に掲げる措置を講じなければならない。

一　へい獣処理場の内外は、常に清潔にし、汚物処理を十分にすること。

二　こん虫の発生の防止及び駆除に努めること。

三　その他都道府縣知事が定める衛生上必要な措置。

第六條　都道府縣知事は、公衆衛生上の見地から必要があると認めるときは、へい獣処理場の所有者又は管理者から必要な報告を求め、又は当該吏員に、へい獣処理場に立ち入り、前條の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2　前項の規定により当該吏員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第七條　都道府縣知事は、へい獣処理場の所有者又は管理者が、へい獣処理場につき第五條の規定による措置を講じない場合においては、第三條の許可を取り消し、又は期間を定めてその施設の使用の制限若しくは禁止を命ずることができる。

2　都道府縣知事が、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ当該管理者に、その処分の原因と認められる違反行爲を文書をもつて通知し、当該管理者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ有利な証拠を提出する機会を與えなければならない。

第八條　左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一　第三條（第十一條において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　前條（第十一條及び第十二條において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

第九條　左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

一　第二條（第十一條及び第十二條において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第六條第一項（第十一條及び第十二條において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金又は科料を科する。

第十一條　第二條から第七條までの規定は、魚類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料として油脂、にかわ、肥料又は飼料その他の物を製造する施設及び獣畜、魚類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を化製場に供給するために貯蔵する施設にこれを準用する。

第十二條　第五條から第七條までの規定は、警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）第四十條において獣畜を收容し、又は飼養する施設に、これを準用する。

附　則

第十三條　この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

第十四條　この法律施行の際、現に従前の命令の規定により許可を受けて、へい獣取扱場又は化製場を設けている者は、これを第三條第一項の許可を受けたものとみなす。

第十五條　昭和二十三年一月一日からこの法律施行の日までに、新たにへい獣取扱場又は化製場を設け、この法律施行の際現にこれを経営している者は、この法律施行の日から二月間は、第三條第一項の規定にかかわらず引き続きこれを経営することができる。

2　前項の規定に該当する者は、この法律施行後二月以内に、都道府縣知事にその旨を届け出なければならない。

3　前項の届出をした者は、第三條第一項の許可を受けたものとみなす。

第十六條　屠場法（明治三十九年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「牛、羊、豚及馬」を「牛、緬羊、山羊、豚及馬」に改める。

第三條、第六條、第九條、第十一條及び第十二條中「地方長官（東京府ニ於テハ警視總監）」を「都道府縣知事」に改める。

第四條第二項中「食用ニ供スル部分」を「獣畜ノ全テノ部分」に改める。

第七條第二項中「地方長官」を「都道府縣知事」に、「内務大臣」を「厚生大臣」に改める。

第十三條中「三百圓以下ノ罰金」を「三年以下ノ懲役又ハ五萬圓以下ノ罰金」に改める。

第十八條　削除

二一部改正

◎職業安定法の一部を改正する法律

（昭和二十三年六月三十日）（労働大臣署名）
（法律第七十一号）

職業安定法の一部を改正する法律

職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第四十四條　何人も、第四十五條に規定する場合を除く外、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を使用してはならない。

第四十九條第二項中「前項に規定する檢査」を「前二項に規定する職権」に改め、同項を第三項とし、同條第二項として次の一項を加える。

行政廳は、第四十四條の規定の実施状況を調査するため必要があると認めるときは、当該官吏をして、工場事業場その他の施設に臨み、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して質問させることができる。

◎労働者災害補償保険法の一部を改正する法律

（昭和二十三年六月三十日）（労働大臣署名）
（法律第七十一号）

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「官公署」を「労働基準法第八條第一号乃至第十五号及び第十七号に該当しない官公署」に改める。

第六條から第八條までの規定並びに第十一條及び第十七條中「使用者」を「事業主」に改める。

第十二條第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一　療養補償費（命令で定める金額未満で負傷又は疾病の治つた場合を除くものとし、療養費の全額。但し、命令で定める金額は通常起り得る負傷及び疾病について、通例療養七日間に要する費用の平均額を標準としてこれを定める。）

二　休業補償費（休業七日以内で負傷又は疾病の治つた場合を除くものとし、休業一日につき平均賃金の百分の六十）

第十四條　削除

第六十六條第三号中「第四十九條第一項ヤを、「第四十九條第一項又は第二項」に、「檢査」を「檢査若しくは調査」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

第十五條中「第十二條第一項」を「第十二條第一項第一号乃至第四号及び第六号」に改め、同條に次の一項を加える。

第十二條第一項第五号の規定による葬祭料は、葬祭を行う者に、これを支給する。

第十八條　保險加入者が、故意又は重大な過失によつて、第二十八條第一項又は第二十九條の規定による保險料の納付を怠つたときは、政府は、その納付を怠つた事業について、その納付を怠つた期間中に生じた事故に対する保險給付の全部又は一部を支給しないことができる。

第二十條に次の一項を加える。

前項の場合において、補償を受けるべき者が、当該第三者より同一の事由につき損害賠償を受けたときは、政府は、その價額の限度で災害補償の義務を免れる。

第二十一條に第一項として次の一項を加える。

保險給付を受ける権利は、労働者の退職によつて変更されることはない。

第三十六條第一項　削除

第三十九條第二項　削除

附　則

この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

この法律施行前に発生した事故に対する災害補償に関しては、なお從前の例による。

◎國民健康保險法の一部を改正する法律

（昭和二十三年六月三十日　大藏・厚生　法律第七十号　大臣署名）

國民健康保險法の一部を改正する法律

國民健康保險法（昭和十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

「主務大臣」を「厚生大臣」に、「地方長官」を「都道府縣知事」に、「國民健康保險組合聯合會」を「國民健康保險團體連合會」に、「組合聯合會」を「連合會」に、「組合ノ事業ヲ行フ法人」を「國民健康保險ヲ行フ社團法人」に改める。

第二條　國民健康保險ハ市町村（特別區ヲ含ム以下同ジ）之ヲ行フ

第二條ノ二　國民健康保險組合（以下組合ト稱ス）又ハ營利ヲ目的トセザル社團法人ハ市町村ガ國民健康保險ヲ行ハザル場合ニ於テ之ヲ行フコトヲ得

組合ハ其ノ名稱中ニ國民健康保險組合ナル文字ヲ用フベシ

國民健康保險組合ニ非ザルモノハ其ノ名稱中ニ國民健康保險組合ナル文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第二條ノ三　本法ニ於テ保險者ト稱スルハ前二條ノ規定ニ依ル國民健康保險ヲ行フ市町村、組合及國民健康保險ヲ行フ社團法人ヲ謂フ

第三條第一項中「一年」を「二年」に、同條第三項中「組合ガ規約ノ定ムル所ニ依リテ爲ス」を「命令ノ定ムル所ニ依リ保險者ノ爲ス」に改める。

第七條中「組合若ハ組合ノ事業ヲ行フ法人」を「保險者」に改める。

第七條ノ二　保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徴收金ヲ滯納スル者アルトキハ國民健康保險ヲ行フ市町村ハ地方自治法第二百二十五條第一項、第三項乃至第五項及第十項ノ規定ニ依リ之ヲ處分ス

第八條第二項中「町村制第百十一條第一項及第四項」を「地方自治法第二百二十五條第一項、第三項及第四項」に改める。

第八條の次に次の二章を加える。

第二章　事業

第八條ノ二　保險者ハ被保險者ノ疾病又ハ負傷ニ關シテハ療養ノ給付、分娩ニ關シテハ助産ノ給付、死亡ニ關シテハ葬祭ノ給付ヲ爲ス　但シ特別ノ事由アル保險者ハ助産ノ給付又ハ葬祭ノ給付ヲ爲サザルコトヲ得

保險者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ給付ニ併セテ其ノ他ノ保險給付ヲ爲スコトヲ得

特別ノ事由アル保險者ハ條例、規約又ハ社團法人ニ在リテハ國民健康保險ニ關スル規定（以下規程ト稱ス）ノ定ムル所ニ依リ第一項ノ給付ニ代ヘテ療養費、助産費又ハ葬祭費ヲ支給スルコトヲ爲スコトヲ得

第八條ノ三　療養ノ給付、助産ノ給付又ハ葬祭ノ給付ヲ爲ス保險者其ノ給付ヲ爲スコト困難ナル場合其ノ他必要アル場合ニ於テハ其ノ都度之ニ代ヘテ療養費、助産費又ハ葬祭費ヲ支給スルコトヲ得

第八條ノ四　保險者ハ醫師、歯科醫師、藥劑師其ノ他ノ者ノ中ヨリ其ノ者ノ申出ニ依リ療養ノ給付ヲ擔當スル者ヲ定ムベシ

療養ノ給付ヲ擔當スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ療養ノ給付ヲ擔當スル者タルコトヲ辭スルコトヲ得

第八條ノ五　保險者ハ療養ノ給付ヲ擔當スル者ト協議ノ上社會保險診療報酬算定協議會ニ於テ審議シタル國民健康保險ノ診療報酬額ノ標準額ヲ基準トシテ之ニ支拂フベキ診療報酬ノ額ヲ定メ都道府縣知事ノ認可ヲ受クベシ

普通國民健康保險組合又ハ國民健康保險ヲ行フ社團法人前項ノ規定ニ依リ都道府縣知事ノ認可ヲ受ケントスルトキハ關係市町村長ヲ經由スベシ

第八條ノ六　前二條ノ規定ニ依リ療養ノ給付ヲ擔當スル者又ハ之ニ支拂フベキ診療報酬ノ額ガ定マラザルトキハ保險者ハ國民健康保險審査會ニ對シ其ノ決定ニ付斡旋ヲ請求スベシ

第八條ノ七　國民健康保險ノ診療報酬ノ標準額ヲ審議スル爲社會保險診療報酬算定協議會ヲ置ク

協議會ノ委員ハ保險者ヲ代表スル者、被保險者ヲ代表スル者、醫師又ハ歯科醫師ヲ代表スル者竝ニ公益ヲ代表スル者ニ就キ厚生大臣各同數ヲ委嘱ス

前項ノ委嘱ハ保險者ヲ代表スル者、醫師又ハ歯科醫師ヲ代表スル者ニ付テハ各所屬團體ノ推薦ニ依ル

前三項ニ規定スルモノノ外協議會ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以

テ之ヲ定ム

第八條ノ八　保險者ハ療養ノ給付ニ要スル費用ノ一部ヲ其ノ給付ヲ受クル者（給付ヲ受クル者世帶主タル被保險者ニ非ザル場合ニ於テハ其ノ屬スル世帶ノ世帶主タル被保險者）ヨリ徵收スルコトヲ得

前項ノ規定ニ於テ世帶主タル被保險者トアルハ普通國民健康保險組合ニ在リテハ世帶主タル組合員、特別國民健康保險組合ニ在リテハ組合員トス

第八條ノ九　保險者ハ被保險者ノ療養若ハ助產ノ給付又ハ被保險者ノ健康ノ保持增進ノ爲必要ナル施設ヲ爲スコトヲ得

第八條ノ十　保險者ハ其ノ事業ニ要スル費用ニ充ツル爲保險料ヲ世帶主タル被保險者（普通國民健康保險組合ニ在リテハ世帶主タル組合員、特別國民健康保險組合ニ在リテハ組合員）ヨリ徵收ス

保險者ハ特別ノ事由アル者ニ對シ保險料ヲ減免シ又ハ其ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

第八條ノ十一　保險給付ノ種類範圍支給期間及支給額、保險料ノ額徵收方法及減免其ノ他保險給付及保險料ニ關シ必要ナル事項ハ條例、規約又ハ規程ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第三章　國民健康保險ヲ行フ市町村

第八條ノ十二　市町村ハ國民健康保險ヲ行ハントスルトキハ國民健康保險ニ關スル條例ヲ制定スベシ

前項ノ規定ニ依ル條例ノ制定、變更又ハ廢止ニ付テハ都道府縣知事ノ認可ヲ受クベシ

第八條ノ十三　國民健康保險ニ關スル條例ニハ左ノ事項ニ付左法ニ於テ定ムルモノノ外必要ナル事項ヲ規定スベシ

一　被保險者ノ資格ニ關スル事項

二　保險給付ニ關スル事項

三　保險料ニ關スル事項

四　重要ナル財產及營造物ニ關スル事項

五　其ノ他重要ナル事項

第八條ノ十四　國民健康保險ヲ行フ市町村ノ被保險者ハ其ノ區域內ノ世帶主及其ノ世帶ニ屬スル者トス　但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一　健康保險ノ被保險者及船員保險ノ被保險者　但シ船員保險法第二十條第一項ノ規定ニ依ル被保險者ヲ除ク

二　特別國民健康保險組合ノ被保險者

三　特別ノ事由アル者ニシテ條例ヲ以テ定ムルモノ

前項但書ノ規定ニ依リ被保險者タル資格ナキ世帶主ニシテ其ノ世帶ニ被保險者タルベキ者アルトキハ第八條ノ八及第八條ノ十ノ規定ノ適用ニ關シテハ之ヲ世帶主タル被保險者ト看做ス

第八條ノ十五　國民健康保險ヲ行フ市町村ハ條例ヲ以テ保險料其ノ他ノ徵收金ノ徵收ニ關シ二千圓以下ノ過料ニ處スル規定ヲ設クルコトヲ得

第八條ノ十六　國民健康保險ヲ行フ市町村ハ國民健康保險ニ關スル收入支出ノ豫算、準備金ノ處分、條例ヲ以テ定ムル重要ナル財產ノ取得及處分竝ニ營造物ノ設置ニ付テハ議會ノ議決ヲ經テ之ヲ定メ都道府縣知事ニ報告スベシ

第八條ノ十七　國民健康保險ヲ行フ市町村ハ國民健康保險ニ關スル收入支出ニ付特別會計ヲ設クベシ

第八條ノ十八　國民健康保險事業ノ運營ニ關スル事項ヲ審議スル爲國民健康保險ヲ行フ市町村ニ國民健康保險運營協議會（以下協議會ト稱ス）ヲ置ク

協議會ノ委員ハ被保險者ヲ代表スル者、醫師又ハ齒科醫師ヲ代表スル者竝ニ公益ヲ代表スル者ニ就キ議會ノ議決ヲ經テ市町村長五人以上ヲ委囑ス

第八條ノ十九　協議會ハ國民健康保險事業ノ運營ニ關スル事項ニ付市町村長ノ諮問ニ應ジテ審議シ又ハ必要アルトキハ當該市町村長ニ建議スルコトヲ得ルモノトス

國民健康保險ヲ行フ市町村ノ被保險者其ノ他ノ利害關係者ヨリ國民健康保險ニ關スル意見ノ開陳アリタルトキハ協議會ハ之ヲ受理シ意見ヲ附シテ當該市町村長ニ提出スベシ

第八條ノ二十　前條第一項ノ規定ニ依ル諮問アリタルトキハ協議會ハ其ノ都度之ヲ開キ速ニ答申スベシ

前項ノ規定ニ依ル場合ノ外協議會ハ特別ノ事由ナキ限リ每月一回之ヲ開キ其ノ他ノ事項ヲ審議シ必要ナル事項ヲ市町村長ニ報告スベシ

第八條ノ二十一　協議會ハ每年一回當該年度內ニ於テ國民健康保險事業ニ關シ審議シタル事項及其ノ他必要ナル事項竝ニ之ニ關スル意見ヲ取纏メ市町村長ニ報告スベシ

第八條ノ二十二　本法ニ規定スルモノノ外協議會ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

「第二章　國民健康保險組合」を「第四章　國民健康保險組合」に改める。

第十條第一項中「世帶主」を「世帶主及其ノ世帶ニ屬スル成年者」に、同條第三項中「市町村」を「一又ハ二以上ノ市町村」に改める。

第十一條　組合ヲ設立セントスルトキハ十五人以上ノ發起人ニ於テ規約ヲ作リ組合員タル資格ヲ有スル者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得タル上關係市町村ノ議會ノ議決ヲ經テ都道府縣知事ノ認可ヲ受クベシ　但シ特別國民健康保險組合ニ在リテハ關係市町村ノ議會ノ議決ヲ經ルコトヲ要セズ

組合ハ設立ノ認可ヲ受ケタル時ニ成立ス

第十一條ノ二及び第十一條ノ三を削る。

第十三條　普通國民健康保險組合ノ設立アリタルトキハ其ノ組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ハ總テ組合員ト爲ルモノトス

特別ノ事由アル者ニシテ規約ヲ以テ定ムルモノハ前項ノ規定ニ拘ラズ組合員ト爲ラザルモノトス

第十四條第一項第一號及び第二號を次のように改める。

一　健康保險ノ被保險者及船員保險ノ被保險者　但シ船員保險法

第二十條第一項ノ規定ニ依ル被保險者ヲ除ク

二　特別國民健康保險組合ノ被保險者

「第二節　事業」ヲ削ル。

第十八條乃至第二十四條　削除

第十九條ノ二乃至第十九條ノ五ヲ削ル。

「第三節　管理」ヲ「第二節　管理」ニ改ム。

第二十五條第三項及第四項ヲ次ノヨウニ改ム。

組合會議長ハ組合會議員ニ於テ、組合會議員ハ組合員ニ於テ之ヲ互選ス

組合會議員ノ定數ハ左ノ基準ニ依リ規約ヲ以テ之ヲ定ムベシ

一	組合員二千未滿ノ組合	二十二人
二	組合員二千以上五千未滿ノ組合	二十六人
三	組合員五千以上一萬未滿ノ組合	三十二人
四	組合員一萬以上二萬未滿ノ組合	三十六人
五	組合員二萬以上五萬未滿ノ組合	四十人
六	組合員五萬以上十五萬未滿ノ組合	四十六人
七	組合員十五萬以上二十萬未滿ノ組合	五十人
八	組合員二十萬以上三十萬未滿ノ組合	五十四人
九	組合員三十萬以上ノ組合	五十八人

第二十五條ノ二　組合會議員ノ任期ハ選擧ノ日ヨリ起算シ二年トス

補缺議員ノ任期ハ其ノ前任者ノ殘任期間トス

議員ノ定數ニ異動ヲ生ジタル爲新ニ選擧セラレタル議員ノ任期ハ現任者ノ殘任期間トス

第二十五條ノ三　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ組合會議員タルコトヲ得ズ

一　未成年者

二　禁治產者又ハ準禁治產者

三　懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

第二十六條第二項中「決議ハ」ノ次ニ「關係市町村長ヲ經由シテ」ヲ加ヘ、同條同項ニ次ノ但書ヲ加ヘる。

但シ特別國民健康保險組合ニ在リテハ關係市町村長ヲ經由スルコトヲ要セズ

第二十八條第一項中「理事數人」ヲ「理事五人以上」ニ改メ、同條第二項中「此ノ場合ニ於テハ其ノ選任ニ付地方長官ノ認可ヲ受クベシ」ヲ削リ、同條第三項中「吏員」ノ次ニ「及醫師又ハ齒科醫師」ヲ加える。

第二十八條ノ二　理事ノ任期ハ二年トス

第二十九條第二項但書ヲ削る。

第三十條中「地方長官ノ指揮」ヲ「關係市町村長ヲ經由シテ都道府縣知事ノ指揮」ニ改メ、次ノ但書ヲ加える。

但シ特別國民健康保險組合ニ在リテハ關係市町村長ヲ經由スルコトヲ要セズ

「第四節　分合及解散」ヲ「第三節　分合及解散」ニ改める。

第三十四條中「地方長官ノ認可」ヲ「關係市町村ノ議會ノ議決ヲ經タル上都道府縣知事ノ認可」ニ改メ、同條ニ次ノ但書ヲ加える。

但シ特別國民健康保險組合ニ在リテハ關係市町村ノ議會ノ議決ヲ經ルコトヲ要セズ

第三十五條第三項中「地方長官ノ認可」ヲ「關係市町村長ヲ經由シテ都道府縣知事ノ認可」ニ改め、同條同項ニ次ノ但書ヲ加える。

但シ特別國民健康保險組合ニ在リテハ關係市町村長ヲ經由スルコトヲ要セズ

第三十七條第四項中「清算方法及財產處分ニ付テハ」ノ次ニ「關係市町村ノ議會ノ議決ヲ經タル上」ヲ加え、同條同項ニ次ノ但書ヲ加える。

但シ特別國民健康保險組合ニ在リテハ關係市町村長ヲ經由スルコトヲ要セズ

第三十七條ノ二　營利ヲ目的トセザル社團法人國民健康保險ヲ行フ社團法人ノ規程ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一　被保險者ノ資格ニ關スル事項

二　保險給付ニ關スル事項

三　保險料ニ關スル事項

四　其ノ他重要ナル事項

第三十七條ノ三　國民健康保險ヲ行フ社團法人ノ規程ニハ左ノ事項ニ付本法ニ規定スルモノノ外必要ナル事項ヲ記載スベシ

一　被保險者ノ資格ニ關スル事項

二　保險給付ニ關スル事項

三　保險料ニ關スル事項

四　其ノ他重要ナル事項

第三十七條ノ四　國民健康保險ヲ行フ社團法人ノ被保險者ハ其ノ社員及社員ノ世帶ニ屬スル者竝ニ當該法人ノ地區內ノ世帶主及其ノ世帶ニ屬スル者トス　但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一　健康保險ノ被保險者及船員保險ノ被保險者　但シ船員保險法第二十條第一項ノ規定ニ依ル被保險者ヲ除ク

二　特別國民健康保險組合ノ被保險者

三　特別ノ事由アル者ニシテ規程ヲ以テ定ムルモノ

前項但書ノ規定ニ依リ被保險者タル資格ナキ世帶主ニシテ其ノ世帶ニ被保險者タルベキ者アルトキハ第八條ノ八及第八條ノ十ノ規定ノ適用ニ關シテハ之ヲ世帶主タル被保險者ト看做ス

第三十七條ノ五　國民健康保險ヲ行フ社團法人ハ國民健康保險ニ關スル收入支出ニ付特別會計ヲ設クベシ

第三十七條ノ六　國民健康保險ヲ行フ社團法人ノ國民健康保險ニ關スル左ニ揭グル事項ハ社員總會又ハ規程ノ定ムル所ニ依リ之ニ代ルベキ會議ノ議決ヲ經ベシ

一　收入支出ノ豫算

二　一部改正

一　地區內ノ世帶主ノ五分ノ四以上其ノ社員タルモノ

第一項ノ規定ハ國民健康保險ヲ行フ社團法人ガ規程ヲ變更シ又ハ國民健康保險ヲ廢止セントスル場合ニ之ヲ準用ス

二　事業報告及決算
三　收入支出ノ豫算ヲ以テ定ムルモノノ外新ナル義務ノ負擔又ハ權利ノ拋棄
四　準備金其ノ他重要ナル財産ノ處分
五　借入金（一時借入金ヲ除ク）
六　其ノ他重要ナル事項

前項第一號、第四號及第五號ニ掲グル事項ノ決議ハ關係市町村長ヲ經由シテ都道府縣知事ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第三十七條ノ七　國民健康保險ヲ行フ社團法人第三十七條ノ二第一項ノ許可ヲ取消サレ若ハ同條第三項ノ規定ニ依ル廢止ノ許可ヲ受ケ又ハ解散シタルトキハ當該社團法人ノ代表者又ハ清算人ハ國民健康保險ニ關スル收支ノ計算及財産處分ニ付關係市町村ノ議會ノ議決ヲ經タル上都道府縣知事ノ認可ヲ受クベシ

「第三章　國民健康保險組合聯合會」を「第六章　國民健康保險團體連合會」に改める。

第三十八條中「組合及組合ノ事業ヲ行フ法人」を「保險者」に改め、同條に次の二項を加える。

連合會ハ其ノ名稱中ニ國民健康保險團體連合會ナル文字ヲ用フベシ

國民健康保險團體連合會ニ非ザルモノハ其ノ名稱中ニ國民健康保險團體連合會ナル文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第四十條ノ二中「組合又ハ組合ノ事業ヲ行フ法人」を「保險者」に改める。

第四十一條　連合會ニ總會ヲ置ク

總會ハ議員及議長ヲ以テ之ヲ組織ス

議員ハ會員タル保險者ヲ代表スル者各一名ヲ以テ之ニ充ツ

議長ハ議員ニ於テ之ヲ互選ス

第四十一條ノ二　連合會ニ理事三人以上ヲ置ク

理事ハ總會ニ於テ議員中ヨリ之ヲ選任ス　但シ特別ノ事由アルトキハ議員ニ非ザル者ノ中ヨリ之ヲ選任スルコトヲ妨ゲズ

理事ノ中一人ヲ理事長トス

理事長ハ理事ニ於テ之ヲ互選ス

第四十一條ノ三　理事ノ任期ハ二年トス

第四十二條　第八條ノ九、第十五條乃至第十七條、第二十六條、第二十七條、第二十九條第三項第四項及第三十條乃至第三十七條第四項ノ規定ハ連合會ニ之ヲ準用ス　但シ第三十四條及第三十七條第四項ノ規定ニ依ル關係市町村ノ議會ノ議決竝ニ第二十六條、第三十條及第三十五條第三項ノ規定ニ依ル關係市町村長ノ經由ハ之ヲ要セズ

「第四章　監督及補助」を「第七章　監督及補助」に改める。

第四十三條第一項中「組合若ハ組合ノ事業ヲ行フ法人」を「保險者」に、「規約ノ變更」を「條例、規約又ハ規程ノ變更」に改め、同條に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ普通國民健康保險組合若ハ國民健康保險ヲ行フ社團法人ニ對シ報告ヲ爲サシメ若ハ命令又ハ處分ヲ爲ザントスルトキハ國民健康保險審査會ハ當事者ノ請求ニ依リ其ノ解決ニ付斡旋ヲ爲スコトヲ得

第四十四條　國民健康保險審査會ハ第四十四條第一項中「官吏」を「官吏、吏員」に改める。

第四十五條中「地方長官ハ組合若ハ」を「都道府縣知事ハ國民健康保險ヲ行フ市町村ノ議會ノ議決又ハ組合、」に、「法令、規約、」を「法令、條例、規約、規程、」に改め、「困難ナリト認ムルトキハ」の次に「議決又ハ」を加え、「第五十四條ノ許可」を「第三十七條ノ二第一項ノ許可」に改める。

第四十六條　國民健康保險ヲ行フ社團法人第三十七條ノ二第二項各號ニ定ムル要件ノ一ヲ缺クニ至リタルトキハ都道府縣知事ハ同條第一項ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第四十七條　國庫ハ命令ノ定ムル所ニ依リ豫算ノ範圍內ニ於テ國民健康保險ニ要スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得

都道府縣及市町村ハ國民健康保險ニ要スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得

「第五章　審査會、訴願及訴訟」を「第八章　審査、斡旋及訴訟」に改める。

第四十八條　保險給付ニ關スル決定ニ不服アル者ハ國民健康保險審査會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アル者ハ裁判所ニ訴ヲ提起スルコトヲ得

前項ノ審査ノ請求ハ時效ノ中斷ニ關シテハ之ヲ裁判上ノ請求ト看做ス

第五十條　保險者又ハ連合會ト療養ノ給付ヲ擔當スル者又ハ其ノ團體トノ間ニ於ケル保險給付ニ關スル契約ニ關シ紛爭ヲ生ジタルトキハ國民健康保險審査會ハ當事者ノ請求ニ依リ其ノ解決ニ付斡旋ヲ爲スコトヲ得

第五十一條　國民健康保險審査會ハ第八條ノ六ノ規定ニ依リ斡旋ノ請求ヲ受ケタルトキハ療養ノ給付ヲ擔當スル者又ハ之ニ支拂フベキ診療報酬ノ額ノ決定ニ付斡旋ヲ爲スベシ

第五十二條　保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ノ賦課若ハ徵收ノ處分又ハ第七條ノ二若ハ第八條ノ規定ニ依ル滯納處分ニ不服アル者ハ國民健康保險審査會ニ審査ヲ請求スルコトヲ得

第五十二條ノ二　國民健康保險審査會ハ各都道府縣ニ之ヲ置ク

第五十二條ノ三　國民健康保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、保險者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員各三人ヲ以テ之ヲ組織ス

都道府縣知事之ヲ委囑ス

斡旋ヲ爲ス場合ニ於テハ國民健康保險審査會ハ前項ニ掲グル委員ノ外療養ノ給付ヲ擔當スル者ノ中ヨリ其ノ都度都道府縣知事ノ委囑スル臨時委員五人以內ヲ以テ之ヲ組織ス

第五十二條ノ四　委員ノ任期ハ三年トシ一年毎ニ委員ノ數ノ三分ノ一ヲ委囑ス

委員ニ缺員ヲ生ジタルトキ新ニ委囑セラレタル委員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

臨時委員ハ當該事件ニ關スル斡旋ヲ終了シタルトキ退任ス

第五十二條ノ五　國民健康保險審査會ニ公益ヲ代表スル委員中ヨリ委員ノ選擧セル會長一人ヲ置ク

會長事故アルトキハ前項ノ規定ニ準ジ選擧セラレタル者其ノ職務

ヲ代理ス

第五十二條ノ六　國民健康保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、保險者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員夫々一人以上出席スルニ非ザレバ審査ノ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ズ

國民健康保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、保險者ヲ代表スル委員、公益ヲ代表スル委員及臨時委員各一人以上出席スルニ非ザレバ斡旋ノ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ズ

第五十二條ノ七　審査又ハ斡旋ハ出席シタル委員及臨時委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第五十二條ノ八　保險給付ニ關スル決定又ハ第五十二條ノ規定ニ關スル決定ニ不服アル者審査ヲ請求スル場合ハ此等ノ決定又ハ處分ヲ爲シタル保險者ノ所在地ヲ管轄スル國民健康保險審査會ニ之ヲ爲スベシ

前項ノ請求ハ其ノ決定又ハ處分ヲ爲シタル保險者ヲ經由シテ之ヲ爲スコトヲ得

斡旋ノ請求ハ紛爭ノ當事者タル保險者又ハ連合會ノ事務所ノ所在地ヲ管轄スル國民健康保險審査會ニ之ヲ爲スベシ

審査及斡旋ノ請求ガ管轄違ナルトキハ國民健康保險審査會ハ速ニ之ヲ所轄國民健康保險審査會ニ移送シ且其ノ旨ヲ請求者ニ通知スベシ

第五十二條ノ九　國民健康保險審査會ニ對スル審査ノ請求ハ書面又ハ口頭ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得

第五十二條ノ十　國民健康保險審査會審査ノ請求ヲ受ケタルトキハ速ニ當事者ノ說明ヲ聽取シ審査ヲ爲スベシ　但シ保險給付ヲ受クベキ者ガ出頭スルコト困難ナルトキハ此ノ手續ヲ省キ文書ニ依リ審査ヲ爲スコトヲ得

第五十二條ノ十一　國民健康保險審査會審査又ハ斡旋ノ爲必要アリト認ムルトキハ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル者、保險給付ヲ受クベキ者、紛爭ノ當事者又ハ其ノ他ノ利害關係人若ハ參考人ニ對シ報告ヲ爲サシメ若ハ出頭ヲ命ジ又ハ醫師ニ診斷若ハ檢案ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ國民健康保險審査會ノ請求ニ依リ出頭シタル者ニ對シテハ都道府縣知事ハ政令ノ定ムル所ニ依リ旅費、日當及宿泊料ヲ支給ス

第五十二條ノ十二　保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル者、保險給付ヲ受クベキ者、紛爭ノ當事者又ハ其ノ他ノ利害關係人若ハ參考人ハ國民健康保險審査會ニ對シ意見ヲ述ベ參考書類ヲ提示スルコトヲ得

保險給付ヲ受クベキ者審査ノ場合ニ於テ補佐人ヲ必要トスルトキハ補佐人一人ト共ニ出頭スルコトヲ得

審査ノ爲出頭スベキ者出頭スルコト能ハザルトキハ其ノ者ハ代理人ヲ出頭セシムルコトヲ得

第五十二條ノ十三　國民健康保險審査會ハ事件ノ一部ガ審査ノ決定ヲ爲スニ熟シタルトキハ其ノ部分ニ付先ヅ決定ヲ爲スコトヲ得

第五十二條ノ十四　國民健康保險審査會審査ノ決定ヲ爲ス場合ハ理由ヲ附シ文書ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第五十二條ノ十五　國民健康保險審査會斡旋ヲ終了シタルトキハ其ノ經過、概要ヲ公表スベシ　但シ紛爭ノ解決シタル場合ニ於テ當事者ノ一方又ハ雙方ヨリ豫メ反對ノ意思ヲ表示シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五十二條ノ十六　審査ノ請求者ガ審査ノ決定前ニ死亡シタルトキハ承繼人ニ於テ審査ノ請求手續ヲ受繼グモノトス

第五十二條ノ十七　第四十八條及第五十二條ニ關スル訴ニ關シテハ組合ハ之ヲ行政廳ト看做ス

第五十二條ノ十八　國民健康保險審査會ノ委員若ハ事務ニ從事スル者又ハ之等ノ職ニ在リタル者ハ其ノ職務上知得シタル秘密ヲ漏洩スベカラズ

第五十三條　審査ノ請求又ハ訴ノ提起ハ處分ノ通知又ハ決定書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ六十日以內ニ之ヲ爲スベシ　但シ審査ノ請求ニ付テハ國民健康保險審査會ニ於テ正當ノ事由アリト認ムルトキハ期限經過後ニ於テモ仍之ヲ受理スルコトヲ得

前項ノ訴ノ提起ニ付テハ民事訴訟法第百五十八條第二項及第百五十九條ノ規定ヲ準用ス

第五十三條ノ二　國民健康保險審査會ノ事務ニ關シテハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

「第六章　雜則」を「第九章　雜則」に改める。

第五十四條　第八條ノ十二第二項ノ規定ニ依ル條例制定ノ認可アリタルトキハ其ノ市町村ノ區域內ニ在ル普通國民健康保險組合ハ解散ノ認可、國民健康保險ヲ行フ社團法人ハ第三十七條ノ二第三項ノ規定ニ依ル國民健康保險ヲ廢止スルコトノ許可アリタルモノト看做ス

第五十四條ノ二　厚生大臣及都道府縣知事保險給付ニ關シ必要アリト認ムルトキハ當該官吏又ハ吏員ヲシテ診療錄其ノ他ノ帳簿書類ヲ檢查セシムルコトヲ得　此ノ場合ニ於テハ當該官吏又ハ吏員ハ其ノ身分ヲ示スベキ證票ヲ携帶シ關係人ノ請求アルトキハ之ヲ呈示スベシ

第五十四條ノ三を削る。

第五十五條中「道府縣」を「都道府縣」に改める。

第五十六條　當該官吏若ハ吏員又ハ之等ノ職ニ在リタル者故ナク第五十四條ノ二ノ規定ニ依ル診療錄ノ檢查ニ關シ知得シタル醫師若ハ齒科醫師ノ業務上ノ秘密又ハ個人ノ秘密ヲ漏洩シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

職務上前項ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者故ナク其ノ秘密ヲ漏洩シタルトキ亦前項ニ同ジ

第五十四條ノ二ノ規定ニ依ル當該官吏又ハ吏員ノ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ五千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第五十六條ノ二を削る。

第五十七條中「百圓」を「五千圓」に改める。

附　則

第一條　この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

第二條　從前の第十一條の規定により設立された組合で、この法律施行の際、現に存するものは、これを第十一條の改正規定により設立されたものとみなす。

2　從前の第五十四條の規定による許可を受けた社團法人で、この法律施行の際、現に存するものは、これを第三十七條ノ二第一項の許可を受けたものとみなす。

第三條　組合会議員、組合会議長及び理事長の互選並びに理事の選任は、この法律施行後九十日以内に、これを行わなければならない。

2　前項の規定により後任者が互選又は選任されたときは、現に在職する組合会議員、理事長及び理事は当然その地位を失う。

第四條　第八條ノ四及び第八條ノ五の改正規定による療養の給付を担当する者及びこれに支拂わなければならない診療報酬の額が定まるまでは、組合又は國民健康保險を行う社團法人の療養の給付を担当する者及びこれに支拂わなければならない診療報酬の額は、なお從前の例による。

第五條　この法律施行の際、現に存する地方社会保險審査会及びその職員は、この法律に基く相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

第六條　この法律の規定は、この法律施行の際、現に存し、又は將來設立される法人若しくは團体が第二章に規定する事業に類する事業を行うことを妨げるものではない。但し、その法人若しくは團体は、その名称中に國民健康保險組合又は國民健康保險團体連合会の文字を用いることができない。

◎健康保險法の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月十日　法律第百二十六号）（大藏・厚生大臣署名）

健康保險法の一部を改正する法律

健康保險法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

「主務大臣」を「厚生大臣」に改める。

第一條　健康保險ニ於テハ保險者ガ被保險者ノ業務外ノ事由ニ因ル疾病、負傷若ハ死亡又ハ分娩ニ關シ保險給付ヲ爲シ併セテ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル者（以下被扶養者ト稱ス）ノ疾病、負傷、死亡又ハ分娩ニ關シ保險給付ヲ爲スモノトス

前項ノ被扶養者ノ範圍ハ被保險者ノ直系尊屬、配偶者（屆出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同樣ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同ジ）及ビ子ニシテ專ラ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ竝ニ其ノ被保險者ト同一ノ世帶ニ屬シ專ラ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スル者トス

第二條第一項中「又ハ俸給及之ニ準ズベキモノヲ謂フ」を「俸給、手當又ハ賞與及之ニ準ズベキモノヲ謂フ但シ臨時ニ受クルモノ及三月ヲ超ユル期間毎ニ受クル手當又ハ賞與及之ニ準ズベキモノハ此ノ限ニ在ラズ」に改め、同條第二項を次のように改める。

報酬ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノモノナル場合ニ於テハ其ノ價格ハ其ノ地方ノ時價ニ依リ都道府縣知事之ヲ定ム

健康保險組合ハ前項ノ規定ニ拘ラズ規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第三條第二項を次のように改める。

標準報酬ハ被保險者ノ報酬月額ニ基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム

標準報酬等級	標準報酬 月額	標準報酬 日額	報酬月額
第一級	三百圓	十圓	四百五十圓未滿
第二級	六百圓	二十圓	四百五十圓以上七百五十圓未滿
第三級	九百圓	三十圓	七百五十圓以上千五十圓未滿
第四級	千二百圓	四十圓	千五十圓以上千三百五十圓未滿
第五級	千五百圓	五十圓	千三百五十圓以上千六百五十圓未滿
第六級	千八百圓	六十圓	千六百五十圓以上千九百五十圓未滿
第七級	二千百圓	七十圓	千九百五十圓以上二千二百五十圓未滿
第八級	二千四百圓	八十圓	二千二百五十圓以上二千五百五十圓未滿
第九級	二千七百圓	九十圓	二千五百五十圓以上二千八百五十圓未滿
第十級	三千圓	十圓	二千八百五十圓以上三千百五十圓未滿
第十一級	三千三百圓	十一圓	三千百五十圓以上三千四百五十圓未滿
第十二級	三千六百圓	十二圓	三千四百五十圓以上三千七百五十圓未滿
第十三級	三千九百圓	十三圓	三千七百五十圓以上四千五十圓未滿
第十四級	四千二百圓	十四圓	四千五十圓以上四千三百五十圓未滿
第十五級	四千五百圓	十五圓	四千三百五十圓以上四千六百五十圓未滿
第十六級	四千八百圓	十六圓	四千六百五十圓以上四千九百五十圓未滿

第十七級	五千百圓	百七十圓	四千九百五十圓以上五千二百五十圓未滿
第十八級	五千四百圓	百八十圓	五千二百五十圓以上五千五百五十圓未滿
第十九級	五千七百圓	百九十圓	五千五百五十圓以上五千八百五十圓未滿
第二十級	六千圓	二百圓	五千八百五十圓以上六千百五十圓未滿
第二十一級	六千三百圓	二百十圓	六千百五十圓以上六千四百五十圓未滿
第二十二級	六千六百圓	二百二十圓	六千四百五十圓以上六千七百五十圓未滿
第二十三級	六千九百圓	二百三十圓	六千七百五十圓以上七千五十圓未滿
第二十四級	七千二百圓	二百四十圓	七千五十圓以上七千三百五十圓未滿
第二十五級	七千五百圓	二百五十圓	七千三百五十圓以上七千六百五十圓未滿
第二十六級	七千八百圓	二百六十圓	七千六百五十圓以上七千九百五十圓未滿
第二十七級	八千百圓	二百七十圓	七千九百五十圓以上

標準報酬ハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日ノ現在ニ依リ之ヲ定ム被保險者ノ報酬ガ其ノ增減アリタルニ因リ從前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬ニ該當セザルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ報酬ニ增減アリタル月ノ翌月（報酬ニ增減アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月）ヨリ其ノ報酬ヲ變更ス

第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ノ標準報酬ニ付テハ引續キ從前ノモノニ依ル

第三條ノ二 被保險者ノ報酬月額ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス

一 月、週其ノ他一定期間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ增減アリタル日ノ現在ニ於ケル報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ總日數ヲ以テ除シテ得タル額ノ三十倍ニ相當スル額

二 日、時間、稼高又ハ請負ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日ノ屬スル月前一月間ニ現ニ使用セラルル事業ニ於テ同樣ノ業務ニ從事シ同樣ノ報酬ヲ受クル者ノ報酬ノ額ヲ平均シタル額

前項ノ規定ニ依リ報酬ヲ定ムル被保險者ノ報酬ガ其ノ增減アリタル場合ニ於テハ其ノ日ノ屬スル月ニ受ケタル報酬ノ額

三 前二號ノ規定ニ依リ算定シ難キモノニ付テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ增減アリタル日前一月間ニ其ノ地方ニ於テ同樣ノ業務ニ從事シ同樣ノ報酬ヲ受クル者ガ受ケタル報酬ノ額

四 前各號ノ二以上ニ該當スル報酬ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

五 同時ニ二以上ノ事業所ニ於テ報酬ヲ受クル場合ニ於テハ各事業所ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

被保險者ノ報酬月額ガ前項ノ規定ニヨリ算定シ難キトキ又ハ前項ノ規定ニ依リテ算定シタル額ガ著シク不當ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ保險者ニ於テ之ヲ算定ス

保險者ガ健康保險組合ナル場合ニ於テハ前項ノ算定方法ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第六條に次の二項を加える。

健康保險組合ニハ所得稅及法人稅ヲ課セズ

地方公共團體ハ健康保險組合ノ事業ニ對シ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ

第十一條第二項を次のように改める。

前項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲サントスルトキハ保險者ハ納付義務者ニ對シ督促狀ヲ發スベシコノ場合ニ在リテハ督促手數料トシテ十圓ヲ徵收ス

前項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ徵收金額百圓ニ付一日五錢ノ割合ヲ以テ納期限ノ翌日ヨリ徵收金完納又ハ財產差押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ依リ計算シタル延滯金ヲ徵收ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合又ハ滯納ニ付酌量スベキ情狀アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 納入ノ告知書一通ノ徵收金額百圓未滿ナルトキ

二 納期ヲ繰上ゲ徵收ヲ爲ストキ

三 納付義務者ノ住所及居所ガ國內ニ在ラザル爲又ハ其ノ住所及居所共ニ不明ナル爲公示送達ノ方法ニ依リ納入ノ告知又ハ督促ヲ爲シタルトキ

督促狀ニ指定シタル期限迄ニ徵收金ヲ完納シタルトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ計算シタル金額ガ一圓未滿ナルトキハ延滯金ヲ徵收セズ

第十二條 國ニ使用セラルル被保險者又ハ地方公共團體ノ事務所ニ使用セラルル被保險者ニシテ他ノ法律ニ基ク共濟組合ノ組合員ナル場合ニ於テ其ノ被保險者ニ對シテハ本法ニ依ル保險給付ヲ爲サズ

前項ノ共濟組合ノ給付ノ種類及程度ハ本法ノ給付ノ種類及程度以上ナルコトヲ要ス

第十二條ノ二 厚生大臣ハ前項ノ共濟組合ニ對シテハ事實ニ關スル報告ヲ爲サシメ事業及財產ノ狀況ヲ檢査シ組合ノ運營ニ關スル指示ヲ爲スコトヲ得

第十二條ノ三 第十二條ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受ケザル者ニ對シテハ保險料ハ之ヲ徵收セズ

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル事業所（事務所ヲ含ム以下同ジ）又ハ事務所ニ使用セラルル者ハ健康保險ノ被保險者トス

一 左ニ揭グル事業ノ事業所ニシテ常時五人以上ノ從業員ヲ使用スルモノ

（イ） 物ノ製造、加工、選別、包裝、修理又ハ解體ノ事業

（ロ） 鑛物ノ採掘又ハ採取ノ事業

（ハ）電氣又ハ動力ノ發生、傳導又ハ供給ノ事業
（ニ）貨物又ハ旅客ノ運送ノ事業
（ホ）貨物積卸ノ事業
（ヘ）物ノ販賣又ハ配給ノ事業
（ト）金融又ハ保險ノ事業
（チ）物ノ保管又ハ賃貸ノ事業
（リ）媒介周旋ノ事業
（ヌ）集金、案內又ハ廣告ノ事業
（ル）燒却、清掃又ハ屠殺ノ事業

二　國又ハ法人ノ事務所ニシテ常時五人以上ノ從業員ヲ使用スルモノ

第十三條ノ二　前條ノ規定ニ拘ラズ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ健康保險ノ被保險者トセズ

一　船員保險ノ被保險者但シ船員保險法第二十條第一項ノ規定ニ依ル被保險者ヲ除ク

二　臨時ニ使用セラルル者ニシテ左ニ揭グルモノ但シ（イ）ニ揭グル者ニシテ所定ノ期間ヲ超エ引續キ使用セラルルニ至リタルトキ又ハ（ロ）ニ揭グル者ニシテ一月ヲ超エ引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

（イ）二月以內ノ期間ヲ定メテ使用セラルル者
（ロ）日日雇入レラルル者

三　季節的業務ニ使用セラルル者但シ繼續シテ四月ヲ超エ使用セラルベキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

四　臨時的事業ノ事業所ニ使用セラルル者但シ繼續シテ六月ヲ超エ使用セラルベキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

五　事業所ノ所在地ノ一定セザル事業ニ使用セラルル者

六　國民健康保險組合又ハ國民健康保險ヲ行フ社團法人ノ事業所ニ使用セラルルモノ

七　生命保險會社ニ使用セラレ保險契約ノ募集勸誘ニ從事スル者ニシテ常時一定ノ報酬ヲ受ケザルモノ

前條ノ規定ニ依リ健康保險ノ被保險者タルベキ者ニシテ保險者又ハ第十二條ノ規定ニ依ル共濟組合ノ承認ヲ受ケ國民健康保險ノ被保險者ト爲リタルモノハ其ノ期間健康保險ノ被保險者トセズ

第二十條　前條中「政令ノ定ムル所ニ依リ」ヲ「其ノ資格ヲ喪失シタル日（繼續シテ保險給付ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ給付ヲ受ケザルニ至リタル日）ヨリ十日以內ニ」ニ改メ、次ノ但書及ビ一項ヲ加ヘル。

但シ船員保險ノ被保險者（船員保險法第二十條第一項ノ規定ニ依ル被保險者ヲ除ク）タル者ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ニ規定スル期限ヲ經過シタル後ノ申請ト雖モ保險者ニ於テ正當ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ受理スルコトヲ得

第二十一條　前條ノ規定ニ依ル被保險者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ翌日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス但シ第四號及第五號ノ場合ニ在リテハ其ノ日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

一　被保險者ト爲リタル日ヨリ起算シ六月ヲ經過シタルトキ
二　被保險者ガ死亡シタルトキ

三　保險料ノ納付期日後十日ヲ經過スルモ保險料ヲ納付セザルトキ
四　第十三條又ハ第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲リタルトキ
五　船員保險ノ被保險者（船員保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ヲ除ク）ト爲リタルトキ

第四十三條ノ二　保險醫又ハ保險藥劑師ハ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ就キ都道府縣知事之ヲ指定ス

都道府縣知事前項ノ指定ヲ爲サントスルトキハ當該醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リ指定ヲ受ケタル保險醫又ハ保險藥劑師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ健康保險ノ診療又ハ藥劑ノ支給ニ關シ都道府縣知事ノ指導ヲ受クベシ

保險醫又ハ保險藥劑師ハ保險醫又ハ保險藥劑師タルコトヲ辭スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ保險醫又ハ保險藥劑師ヲ辭セントスル者ハ其ノ辭セントスル日前一月以上ノ豫告期間ヲ設クベシ

第四十三條ノ四　保險醫及保險藥劑師ハ懇切丁寧ニ被保險者及被扶養者ノ療養ヲ擔當スベシ

保險醫及保險藥劑師ニシテ前項ノ規定ニ依ル療養ヲ擔當スルノ責務ヲ怠リタルトキハ都道府縣知事之ガ指定ヲ取消スコトヲ得

第四十三條ノ五　保險醫ニ對シ適正ナル保險診療ヲ指導シ及其ノ監督ヲ圖ル爲中央社會保險診療協議會及地方社會保險診療協議會ヲ置ク

前項ノ社會保險診療協議會ノ委員ハ保險者ヲ代表スル者、被保險者及事業主ヲ代表スル者、醫師及齒科醫師ヲ代表スル者竝ニ公益ヲ代表スル者ニ付中央社會保險診療協議會ニ在リテハ厚生大臣、地方社會保險診療協議會ニ在リテハ都道府縣知事各同數ヲ委囑ス

前項ノ委囑ハ被保險者及事業主ヲ代表スル者又ハ醫師及齒科醫師ヲ代表スル者ニ付テハ各所屬團體ノ推薦ニ依ル

第四十三條ノ六　保險醫若ハ保險藥劑師又ハ之ヲ使用スル者ガ療養ノ給付ニ關シ保險者ニ請求スベキ費用ノ額ハ療養ニ要スル費用トス

前項ノ療養ニ要スル費用ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ保險者之ヲ算定ス

厚生大臣前項ノ規定ニ依リ定ヲ爲サントスルトキハ社會保險診療報酬算定協議會ノ意見ヲ聽クベシ

第四十三條ノ七　健康保險ニ於ケル適正ナル診療報酬ヲ審議スル爲社會保險診療報酬算定協議會ヲ置ク

社會保險診療報酬算定協議會ノ委員ハ保險者ヲ代表スル者、被保險者及事業主ヲ代表スル者、醫師及齒科醫師ヲ代表スル者竝ニ公益ヲ代表スル者ニ付厚生大臣各同數ヲ委囑ス

前項ノ委囑ハ被保險者及事業主ヲ代表スル者又ハ醫師及齒科醫師

ヲ代表スル者ニ付テハ各所屬團體ノ推薦ニ依ル

第四十四條　保險者ハ療養ノ給付ヲ爲スコト困難ナリト認メタルトキ又ハ被保險者ガ緊急其ノ他已ムヲ得ザル場合ニ於テ保險醫及保險者ノ指定スル者以外ノ醫師、齒科醫師其ノ他ノ者ノ診療又ハ手當ヲ受ケタル場合ニ於テ保險者ガ其ノ必要アリト認メタルトキハ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得

第四十四條ノ二　前條ノ規定ニ依リ支給スル療養費ノ額ハ療養ニ要スル費用ヲ標準トシテ保險者之ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テ療養費ノ額ハ現ニ要シタル費用ヲ超ユルコトヲ得ズ

第一項ノ療養ニ要スル費用ノ算定ニ關シテハ第四十三條ノ七第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス

第四十五條中「報酬日額」を「標準報酬日額」に改める。

第四十六條中「政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ減額スルコトヲ得」を「其ノ被扶養者ナキ場合ニ於テハ一日ニ付標準報酬日額ノ百分ノ四十ニ相當スル金額トス」に改める。

第四十七條第二項中「政令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ期間ヲ超エ」を「前項ノ期間ヲ超エ通ジテ一年六月ニ至ル迄」に改める。

第四十九條第一項中「報酬月額」を「標準報酬月額」に改め、同項但書を次のように改める。

但シ其ノ金額ガ二千圓ニ滿タザルトキハ之ヲ二千圓トス

第五十條　被保險者分娩シタルトキハ分娩費トシテ被保險者ノ標準報酬月額ノ半額ニ相當スル金額ヲ支給ス但シ其ノ金額ガ千圓ニ滿

タザルトキハ之ヲ千圓トス

前項ノ場合ニ於テ被保險者ガ分娩ノ日前四十二日、分娩ノ日以後四十二日以內ニ於テ勞務ニ服セザリシ期間出產手當金トシテ一日ニ付標準報酬日額ノ百分ノ六十ニ相當スル金額ヲ支給ス

第五十條ノ二　被保險者ガ分娩シタル場合ニ於テ其ノ出生兒ヲ哺育シタルトキハ哺育手當金トシテ分娩ノ日ヨリ起算シ引續キ六月間哺育期間一月ニ付百圓ヲ支給ス但シ其ノ期間一月ニ滿タザルトキハ之ヲ一月トス

前項ノ哺育手當金ハ被保險者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル日後六月以內ニ分娩シタル場合又ハ哺育手當金ノ支給ヲ受クル被保險者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ト雖モ之ヲ支給ス

第五十一條第二項を次のように改める。

產院又ハ病院若ハ診療所ニ收容シタル被保險者ニ對シテ支給スベキ分娩費ノ額ハ第五十條第一項ノ規定ニ依リ支給スベキ金額ノ半額ニ相當スル金額トス

產院又ハ病院若ハ診療所ニ收容シタル被保險者ニ對シテ支給スベキ出產手當金ニ付テハ第四十六條ノ規定ヲ準用ス

第五十二條　削除

第五十五條中「政令ヲ以テ定ムル期間」を「被保險者トシテ受クルコトヲ得ベカリシ期間」に改める。

第五十七條中「政令ヲ以テ定ムル期間內」を「六月以內」に改める。

第五十七條ノ二中「又ハ政令ヲ以テ定ムル者」を削る。

第五十七條ノ三　療養ノ給付及傷病手當金ノ支給ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ關シ左ニ揭グル事由ニ該當スルニ至リタルトキハ之ヲ爲サズ

一　厚生年金保險法ニ依ル障害年金又ハ障害手當金ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタルトキ

二　前號以外ノ場合ニ於テハ療養ノ給付開始後二年ヲ經過スルモ疾病又ハ負傷治癒セザルトキ

第五十八條　疾病ニ罹リ、負傷シ又ハ分娩シタル場合ニ於テ繼續シテ報酬ノ全部又ハ一部ヲ受クルコトヲ得ベキ者ニ對シテハ之ヲ受クルコトヲ得ベキ期間傷病手當金又ハ出產手當金ヲ支給セズ但シ其ノ受クルコトヲ得ベキ報酬ノ額ガ傷病手當金又ハ出產手當金ノ額ヨリ小ナルトキハ其ノ差額ヲ支給ス

第五十九條　前條ニ揭グル者疾病ニ罹リ、負傷シ又ハ分娩シタル場合ニ於テ其ノ受クルコトヲ得ベカリシ報酬ノ全部又ハ一部ニ付其ノ全額ヲ受クルコト能ハザリシトキハ傷病手當金又ハ出產手當金ノ全額、其ノ一部ヲ受クルコト能ハザリシ場合ニ於テ受ケタル額ガ傷病手當金又ハ出產手當金ノ額ヨリ小ナルトキハ其ノ額ト傷病手當金又ハ出產手當金トノ差額ヲ支給ス但シ前條但書ノ規定ニ依リ傷病手當金又ハ出產手當金ノ一部ヲ受ケタルトキハ其ノ額ヲ支給額ヨリ控除ス

前項ノ規定ニ依リ保險者ノ支給シタル金額ハ事業主ヨリ之ヲ徵收ス

第五十九條ノ二　被扶養者ガ保險醫及保險藥劑師竝ニ保險者ノ指定スル者ノ中自己ノ選定シタル者ニ就キ療養ヲ受ケタルトキハ被保險者ニ對シ家族療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

家族療養費ノ額ハ療養ニ要スル費用ノ百分ノ五十ニ相當スル額トス但シ現ニ支拂フベキ療養ニ要シタル費用ノ百分ノ五十ニ相當スル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

被扶養者ガ保險醫若ハ保險藥劑師又ハ保險者ノ指定スル者ニ就キ療養ヲ受ケタル場合ニ於テハ保險者ハ其ノ被扶養者ガ當該保險醫、保險藥劑師若ハ保險者ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者ニ對シ支拂フベキ療養ニ要シタル費用ニ付家族療養費トシテ被保險者ニ對シ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保險者ニ代リ當該保險醫、保險藥劑師若ハ保險者ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者ニ對シ之ヲ支拂フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ保險醫、保險藥劑師若ハ保險者ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者ニ對シ費用ヲ支拂ヒタル場合ニ於テハ其ノ限度ニ於テ被保險者ニ對シ家族療養費ヲ支給シタルモノト看做ス

第四十三條、第四十三條ノ二、第四十三條ノ六第二項及第三項、第四十四條、第四十四條ノ二、第五十五條及第五十七條ノ三ノ規定ハ家族療養費ノ支給ニ之ヲ準用ス

第五十九條ノ三　被扶養者死亡シタルトキハ被保險者ニ對シ家族埋葬料トシテ千圓ヲ支給ス

第五十九條ノ四　被保險者ノ配偶者ガ分娩シタルトキハ被保險者ニ對シ配偶者分娩費トシテ五百圓ヲ支給ス

前項ノ場合ニ於テ其ノ出生兒ヲ哺育シタルトキハ被保險者ニ對シ

哺育手當金ヲ支給ス

前項ノ哺育手當金ノ支給ニ關シテハ第五十條ノ二第一項ノ規定ヲ準用ス

第五十九條ノ五　保險者ハ第五十九條ノ二第一項ノ規定ニ拘ラズ國民健康保險ヲ行フ市町村若ハ國民健康保險組合又ハ國民健康保險ヲ行フ社團法人（以下國民健康保險ノ保險者ト稱ス）ニ委託シテ家族療養費ノ支給ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ保險者ハ之ニ必要ナル費用ヲ當該國民健康保險ノ保險者ニ支拂フモノトス

前項ノ規定ニ依リ委託ヲ受ケタル國民健康保險ノ保險者ノ被扶養者ニ對スル家族療養費ノ支拂ニ關シテハ第五十九條ノ二第三項ノ規定ヲ準用ス

第六十二條第四項中「第一條第二項」ヲ「第一條第一項後段」ニ改める。

第六十四條　保險者ハ詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ保險給付ヲ受ケ又ハ受ケムトシタル者ニ對シテハ六月以內ノ期間ヲ定メ其ノ者ニ支給スベキ傷病手當金又ハ出產手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セザル旨ノ決定ヲ爲スコトヲ得但シ詐欺其ノ他不正ノ行爲アリタル日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第六十六條　療養費、傷病手當金、出產手當金、埋葬料、分娩費、家族療養費、家族埋葬料、配偶者分娩費及哺育手當金ハ其ノ都度之ヲ支給スベシ第四十九條第二項又ハ第五十六條第二項ノ埋葬費ニ付亦同ジ

傷病手當金、出產手當金、哺育手當金ハ前項ノ規定ニ拘ラズ毎月一定ノ期日ニ支給スルコトヲ得

第六十九條ノ二項ヲ削る。

第六十九條ノ三　保險者ガ健康保險組合ナル場合ニ於テハ本章ニ規定スル保險給付ニ併セテ其ノ規約ヲ以テ保險給付トシテ其ノ他ノ給付ヲ爲スコトヲ得

第七十條中「政令ノ定ムル所ニ依リ」ヲ「毎年度豫算ノ範圍內ニ於テ」ニ改める。

第七十條ノ二　健康保險組合ニ對シ交付スル國庫負擔金ハ各健康保險組合ニ於ケル被保險者數ヲ基準トシテ厚生大臣之ヲ算定ス

前項ノ國庫負擔金ニ付テハ概算拂ヲ爲スコトヲ得

第七十一條第二項を次のように改める。

保險料額ハ各月ニ付各被保險者ノ標準報酬月額ニ保險料率ヲ乘ジテ得タル額トス

前項ノ規定ニ拘ラズ前月ヨリ引續キ被保險者タル者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ其ノ月分ノ保險料ハ之ヲ算定セズ

第七十一條ノ二　第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ニ關スル保險料ハ其ノ被保險者ト爲リタル月ヨリ之ヲ算定ス

前項ノ場合ニ於ケル各月ノ保險料ノ算定方法ハ前條ノ例ニ依ル

第七十一條ノ三　前月ヨリ引續キ被保險者タル者ガ第六十二條第一項各號ノ一ニ該當スルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ月以後、被保險者ガ其ノ資格ヲ取得シタル月ニ於テ同條同項各號ノ一ニ該當スルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ翌月以後、同條同項各號ノ一ニ該當セザルニ至リタル月ノ前月迄ノ期間保險料ヲ徵收セズ但シ被保

險者ガ同條同項各號ノ一ニ該當スルニ至リタル月ニ於テ同條同項各號ノ一ニ該當セザルニ至リタル月ニ在ラズ

第七十一條ノ四　政府ノ管掌スル健康保險ノ保險料率ハ次ニ定ムル場合ヲ除クノ外千分ノ四十トス

厚生大臣ハ保險料ヲ以テ保險給付費及保健施設費ニ充ツル費用ニ不足ヲ生ジタルトキ又ハ剩餘ヲ生ジタルトキハ健康保險委員會ノ意見ヲ聽キ千分ノ三十六乃至千分ノ四十四ノ範圍內ニ於テ保險料率ヲ變更スルコトヲ得

健康保險組合ノ管掌スル健康保險ノ保險料率ハ千分ノ三十乃至千分ノ八十ノ範圍內ニ於テ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ決定スルモノトス

前項ノ保險料率ノ決定ハ厚生大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第七十三條　削除

第七十四條　削除

第七十五條中「若ハ前條ノ規定又ハ第七十三條ニ基キテ發スル政令」ヲ削る。

第七十五條ノ二　健康保險組合ノ組合員タル被保險者ノ負擔スベキ保險料額ガ一月ニ付標準報酬月額ノ千分ノ二十五ヲ超過スル場合ニ於テハ其ノ超過部分ハ事業主ノ負擔トス

第七十六條　削除

第七十八條　事業主ハ被保險者ニ對シ金錢ヲ以テ報酬ヲ支拂フ場合ニ於テハ被保險者ノ負擔スベキ前月分ノ保險料ヲ報酬ヨリ控除スルコトヲ得

事業主ハ被保險者ガ其ノ事業ニ使用セラレザルニ至リタルトキニ限リ前項ノ規定ニ拘ラズ報酬支拂ノ際ニ於テ被保險者ノ負擔スベキ前月分及其ノ月分ノ保險料ヲ控除スルコトヲ得

事業主ハ前二項ノ規定ニ依リ保險料ヲ控除シタルトキハ保險料ノ控除ニ關スル計算書ヲ作製シ其ノ控除額ヲ被保險者ニ通知スベシ

第七十九條　毎月ノ保險料ハ翌月末日迄ニ之ヲ納付スベシ

保險者ガ保險料納入ノ告知ヲ爲シタル後ニ於テ告知シタル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保險料額ヲ超過スルコトヲ知リタルトキ又ハ納付シタル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保險料額ヲ超過スルコトヲ知リタルトキハ其ノ超過部分ニ關スル納入ノ告知又ハ納付ハ其ノ告知又ハ納付ヲ爲シタル後六月以內ノ期日ニ於テ納付セラルベキ保險料ニ對シ納期ヲ繰上ゲ之ヲ爲シタルモノト看做スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ納期ヲ繰上ゲ納入ノ告知又ハ納付ヲ爲シタルモノト看做シタルトキハ保險者ハ其ノ旨ヲ當該納付義務者ニ通知スベシ

第七十九條ノ二　保險料納付義務者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ納期前ト雖モ保險料ハ總テ之ヲ徵收スルコトヲ得

一　國稅、地方稅其ノ他ノ公課ノ滯納ニ因リ滯納處分ヲ受クルトキ

二　被保險者ノ使用セラルル事業所ガ廢止セラレタルトキ

三　强制執行ヲ受クルトキ

四　破產ノ宣告ヲ受ケタルトキ

五　競賣ノ開始アリタルトキ

六　被保険者ノ使用セラルル法人ガ解散ヲ爲シタルトキ

「第六章　審査ノ請求、訴願及訴訟」ヲ「第六章　審査ノ請求及訴訟」ニ改メル。

第八十條第一項中「社會保險審査會」ヲ「健康保險審査會」ニ改メル。

第八十條ノ二ヲ削ル。

第八十一條　保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徴收金ノ賦課若ハ徴收ノ處分又ハ第十一條ノ二ノ規定ニ依ル處分ニ不服アル者ハ健康保險審査會ニ審査ヲ請求スルコトヲ得

第八十一條ノ二　保險審査官ハ各都道府縣ニ之ヲ置キ二級ノ地方事務官ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ

第八十二條　健康保險審査會ハ厚生省ニ之ヲ置ク

第八十三條　健康保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、事業主ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員各三人ヲ以テ之ヲ組織シ各委員ハ厚生大臣之ヲ委嘱ス

第八十三條ノ二　委員ノ任期ハ三年トシ一年毎ニ委員ノ數ノ三分ノ一ヲ委嘱ス

委員ニ缺員ヲ生ジタルトキ新ニ委嘱セラレタル委員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第八十三條ノ三　健康保險審査會ニ公益ヲ代表スル委員中ヨリ委員ノ選擧セル會長一人ヲ置ク

會長事故アルトキハ前項ノ規定ニ準ジ選擧セラレタル者其ノ職務ヲ代理ス

第八十三條ノ四　健康保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、事業主ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員夫々一人以上出席スルニ非ザレバ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ズ

第八十三條ノ五　健康保險審査會ノ審査ハ出席シタル委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第八十三條ノ六　保險給付ニ關スル決定ニ關シ不服アル者保險審査官ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道府縣知事ノ管轄區域又ハ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル健康保險組合ノ事務所ノ所在地ヲ管轄スル保險審査官之ヲ爲スベシ

前項ノ請求ハ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道府縣知事若ハ健康保險組合又ハ請求者ノ居住地ヲ管轄スル都道府縣知事ハ保險審査官ヲ經由シテ之ヲ爲スコトヲ得

審査ノ請求ガ管轄違ナルトキハ保險審査官ハ速ニ之ヲ所轄保險審査官ニ移送シ且其ノ旨ヲ請求者ニ通知スベシ

第八十三條ノ七　保險審査官又ハ健康保險審査會ニ對スル審査ノ請求ハ書面又ハ口頭ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得

第八十三條ノ八　保險審査官又ハ健康保險審査會審査ノ請求ヲ受ケタルトキハ速ニ當事者ノ說明ヲ聽取シ審査ヲ爲スベシ但シ保險給付ヲ受クベキ者出頭スルコト困難ナルトキハ此ノ手續ヲ省キ文書ニ依リ審査ヲ爲スコトヲ得

第八十三條ノ九　保險審査官又ハ健康保險審査會審査ノ爲必要アリト認ムルトキハ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル者、事業主、保險給付ヲ受クベキ者又ハ其ノ他ノ利害關係人若ハ參考人ニ對シ報告ヲ爲サシメ若ハ出頭ヲ命ジ又ハ醫師ニ診斷若ハ檢案ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ保險審査官ノ請求ニ依リ出頭シタル者ニ對シテハ都道府縣知事、健康保險審査會ノ請求ニ依リ出頭シタル者ニ對シテハ厚生大臣政令ノ定ムル所ニ依リ旅費、日當及宿泊料ヲ支給ス

第八十三條ノ十　保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル者、事業主、保險給付ヲ受クベキ者又ハ其ノ他ノ利害關係人若ハ參考人ハ保險審査官又ハ健康保險審査會ニ對シ意見ヲ述ベ參考書類ヲ提示スルコトヲ得

保險給付ヲ受クベキ者審査ノ場合ニ於テ補佐人ヲ必要トスルトキハ補佐人一人ト共ニ出頭スルコトヲ得

審査ノ爲出頭スベキ者出頭スルコト能ハザルトキハ其ノ者ハ代理人ヲ出頭セシムルコトヲ得

第八十三條ノ十一　保險審査官又ハ健康保險審査會ハ事件ノ一部ガ審査ノ決定ヲ爲スニ熟シタルトキハ其ノ部分ニ付先ヅ決定ヲ爲スコトヲ得

第八十三條ノ十二　保險審査官又ハ健康保險審査會審査ノ決定ヲ爲ス場合ハ理由ヲ附シ文書ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第八十三條ノ十三　審査ノ請求者ガ審査ノ決定前ニ死亡シタルトキハ承繼人ニ於テ審査ノ請求手續ヲ受繼グモノトス

第八十四條　削除

第八十四條ノ二　第八十條及第八十一條ニ關スル訴ニ關シテハ健康保險組合ハ之ヲ行政廳　看做ス

第八十五條　保險審査官、健康保險審査會ノ委員若ハ其ノ事務ニ從事スル者又ハ之等ノ職ニ在リタル者ハ其ノ職務上知得シタル秘密ヲ漏洩スベカラズ

第八十六條　審査ノ請求又ハ訴ノ提起ハ處分ノ通知又ハ決定書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ六十日以内ニ之ヲ爲スベシ但シ審査ノ請求ニ付テハ保險審査官又ハ健康保險審査會ニ於テ正當ノ事由アリト認ムルトキハ期限經過後ニ於テモ仍之ヲ受理スルコトヲ得

前項ノ訴ノ提起ニ付テハ民事訴訟法第百五十八條第二項及第百五十九條ノ規定ヲ準用ス

第八十六條ノ二　保險審査官及健康保險審査會ノ事務ニ關シテハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第八十八條ノ三中「第八十條ノ二」ヲ「第八十三條ノ九第一項」ニ改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。但し、第七十條及び第七十條ノ二の改正規定は、昭和二十三年度分から、これを適用する。

2　この法律施行前に被保險者の資格を取得して、この法律施行の日まで引き續き被保險者の資格を有する者で、健康保險法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第三條に規定する標準報酬の等級の第十七級に該當するものについては、この法律施行の日に被保險者の資格を取得したるものとみなして第三條第三項の改正規定を適用する。

3　この法律施行の際、現に存する保険審査官、社会保険審査会及びその職員は、この法律に基く相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

◎船員保険法の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月十日）（大蔵・厚生・法律第百二十八号）（運輸大臣署名）

船員保険法の一部を改正する法律

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

「報酬月額」を「標準報酬月額」に、「報酬日額」を「標準報酬日額」に、「平均報酬月額」を「平均標準報酬月額」に、「平均報酬日額」を「平均標準報酬日額」に、「最終報酬月額」を「最終標準報酬月額」に、「最終報酬日額」を「最終標準報酬日額」に改める。

第一條　船員保険ニ於テハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ疾病、負傷、失業、老齢、廢疾、脫退又ハ死亡ニ關シ保険給付ヲ爲シ併セテ被保険者ニ依リ生計ヲ維持スル者（以下被扶養者ト稱ス）ノ疾病、負傷又ハ死亡ニ關シ保険給付ヲ爲スモノトス

前項ノ被扶養者ノ範圍ハ被保険者ノ直系尊屬、配偶者（屆出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同樣ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同ジ）及子ニシテ專ラ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ竝ニ其ノ被保険者ト同一ノ世帶ニ屬シ專ラ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スル者トス

第三條第一項中「及之ニ準ズベキモノヲ謂フ」を「、手當又ハ賞與及之ニ準ズベキモノヲ謂フ但シ臨時ニ受クルモノ及三月ヲ超ユル期間毎ニ受クル手當又ハ賞與及之ニ準ズベキモノハ此ノ限ニ在ラズ」に改め、同條第二項を次のように改める。

給料ニ準ズベキモノノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナル場合ニ於テハ其ノ價格ハ厚生大臣ノ定ムル標準價格ニ依リ之ヲ算定ス

第四條第二項を次のように改める。

標準報酬ハ被保険者ノ報酬月額ニ基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム

標準報酬ノ等級	標準報酬 月額	日額	報酬月額
第一級	五百圓	十七圓	五百五十圓未滿
第二級	六百圓	二十圓	五百五十圓以上六百五十圓未滿
第三級	七百圓	二十三圓	六百五十圓以上七百五十圓未滿
第四級	八百圓	二十七圓	七百五十圓以上八百五十圓未滿
第五級	九百圓	三十圓	八百五十圓以上九百五十圓未滿
第六級	千圓	三十三圓	九百五十圓以上千百圓未滿
第七級	千二百圓	四十圓	千百圓以上千三百圓未滿
第八級	千四百圓	四十七圓	千三百圓以上千五百圓未滿
第九級	千六百圓	五十三圓	千五百圓以上千七百圓未滿
第十級	千八百圓	六十圓	千七百圓以上千九百圓未滿
第十一級	二千圓	六十七圓	千九百圓以上二千百圓未滿
第十二級	二千二百圓	七十三圓	二千百圓以上二千二百圓未滿
第十三級	二千四百圓	八十圓	二千二百圓以上二千五百圓未滿
第十四級	二千六百圓	八十七圓	二千五百圓以上二千七百圓未滿
第十五級	二千八百圓	九十三圓	二千七百圓以上二千九百圓未滿
第十六級	三千圓	百	二千九百圓以上三千百五十圓未滿
第十七級	三千三百圓	百十圓	三千百五十圓以上三千四百五十圓未滿
第十八級	三千六百圓	百二十圓	三千四百五十圓以上三千七百五十圓未滿
第十九級	三千九百圓	百三十圓	三千七百五十圓以上四千五十圓未滿
第二十級	四千二百圓	百四十圓	四千五十圓以上四千三百五十圓未滿

第四級	八百圓	二十七圓	七百五十圓以上八百五十圓未滿
第五級	九百圓	三十圓	八百五十圓以上九百五十圓未滿
第六級	千圓	三十三圓	九百五十圓以上千百圓未滿
第七級	千二百圓	四十圓	千百圓以上千三百圓未滿
第八級	千四百圓	四十七圓	千三百圓以上千五百圓未滿
第九級	千六百圓	五十三圓	千五百圓以上千七百圓未滿
第十級	千八百圓	六十圓	千七百圓以上千九百圓未滿
第十一級	二千圓	六十七圓	千九百圓以上二千百圓未滿
第十二級	二千二百圓	七十三圓	二千百圓以上二千二百圓未滿
第十三級	二千四百圓	八十圓	二千二百圓以上二千五百圓未滿
第十四級	二千六百圓	八十七圓	二千五百圓以上二千七百圓未滿
第十五級	二千八百圓	九十三圓	二千七百圓以上二千九百圓未滿
第十六級	三千圓	百	二千九百圓以上三千百五十圓未滿
第十七級	三千三百圓	百十圓	三千百五十圓以上三千四百五十圓未滿
第十八級	三千六百圓	百二十圓	三千四百五十圓以上三千七百五十圓未滿
第十九級	三千九百圓	百三十圓	三千七百五十圓以上四千五十圓未滿
第二十級	四千二百圓	百四十圓	四千五十圓以上四千三百五十圓未滿

第二十一級	四千五百圓	百五十圓	
第二十二級	四千三百五十圓以上四千六百五十圓未滿	四千六百五十圓以上四千九百五十圓未滿	百六十圓
第二十三級	四千八百圓	百七十圓	
第二十四級	四千九百五十圓以上五千三百五十圓未滿	五千三百五十圓以上五千七百五十圓未滿	百八十三圓
第二十五級	五千五百圓	百九十七圓	
第二十六級	五千七百五十圓以上六千百五十圓未滿	六千百五十圓以上六千五百五十圓未滿	二百十圓
第二十七級	六千三百圓	二百二十三圓	
第二十八級	六千五百五十圓以上六千九百五十圓未滿	六千九百五十圓以上七千三百五十圓未滿	二百三十七圓
第二十九級	七千百圓	二百五十圓	
第三十級	七千五百圓	二百六十七圓	
第一級	七千八百五十圓以上		

同條に次の四項を加える。

標準報酬ハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日ノ現在ニ依リ之ヲ定ム

被保險者ノ報酬ガ其ノ增減アリタルニ因リ從前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬ニ該當セザルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ報酬ニ增減アリタル月ノ翌月（報酬ニ增減アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月）ヨリ其ノ標準報酬ヲ變更ス

第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ニ付テハ引續キ從前ノ標準報酬ニ依ル但シ其ノ者ノ申請ニ依リ標準報酬ヲ減額スルコトヲ得

第四項ノ規定ハ前項但書ノ規定ニ依リ標準報酬ヲ減額スル場合ニ之ヲ準用ス

第四條ノ二　被保險者ノ報酬月額ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス

一　月ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル月額

二　日ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル日額ノ三十倍ニ相當スル額

三　前二號ノ外一定ノ期間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル其ノ報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ

以テ除シテ得タル額ノ三十倍ニ相當スル額

四　歩合ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ同樣ノ船舶ニ於テ同樣ノ勞務ニ從事スル者ガ通常ノ場合ニ於テ受クベキ額ヲ標準トシテ算定シタル額

五　前各號ノ二以上ニ該當スル報酬ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

被保險者ノ報酬月額ガ前項ノ規定ニ依リ算定シ難キトキ又ハ前項ノ規定ニ依リテ算定シタル額ガ著シク不當ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ行政廳ニ於テ之ヲ算定ス

第五條中「、養老年金、障害年金、脫退手當金、遺族年金又ハ第三十六條、第三十七條、第四十二條乃至第四十二條ノ三、第四十九條若ハ第五十條ノ六ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クル權利ハ五年ヲ經過シタルトキ」を削る。

第十二條第二項を次のように改める。

前項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲サントスルトキハ行政廳ハ納付義務者ニ對シ督促狀ヲ發スベシ此ノ場合ニ在リテハ督促手數料トシテ十圓ヲ徵收ス

第十二條ノ二　前條ノ規定ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ徵收金額百圓ニ付一日五錢ノ割合ヲ以テ納付期限ノ翌日ヨリ徵收金完納又ハ財產差押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ依リ計算シタル延滯金ヲ徵收ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合又ハ滯納ニ付酌量スベキ情狀アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　納入ノ告知書一通ノ徵收金額百圓未滿ナルトキ

二　納期ヲ繰上ゲ徵收ヲ爲ストキ

三　納付義務者ノ住所及居所ガ日本國內ニ在ラザル爲又ハ其ノ住所及居所共ニ不明ナル爲公示送達ノ方法ニ依リ納入ノ告知又ハ督促ヲ爲シタルトキ

督促狀ニ指定シタル期限迄ニ徵收金及督促手數料ヲ完納シタルトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ計算シタル金額ガ一圓未滿ナルトキハ延滯金ヲ徵收セズ

第十五條　國ニ使用セラルル被保險者ガ厚生大臣ノ指定シタル共濟組合ヨリ本法ニ依ル保險給付ニ相當スル給付ヲ受クルトキハ其ノ者ニ對シテハ本法ニ依ル保險給付ヲ爲サズ

前項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定スル共濟組合ハ左ノ要件ヲ具フルコトヲ要ス

一　被保險者ノミル組合員ニ對スル給付ノ種類ガ本法ニ依ル保險給付ノ種類ヲ包含シ其ノ給付ガ本法ニ依ル保險給付ト同程度ナルコト

二　被保險者タル組合員ニ對スル給付ノ中本法ニ依ル保險給付ニ相當スル給付ニ要スル費用ニ付國ガ第五十八條及第六十條ノ規定ニ依リ國庫及船舶所有者トシテ爲ス負擔ト同一ノ割合ヲ下ラザル負擔ヲ爲スコト

第十五條ノ二　前條ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受ケザル者ニ付テハ保險料ハ之ヲ徵收セズ

第十五條ノ三　厚生大臣ハ第十五條ノ共濟組合ニ對シテ事實ニ關スル報告ヲ爲サシメ事業及財產ノ狀況ヲ檢査スルコトヲ得

第十六條　管海官廳及船員法第百四條ノ規定ニ依リ管海官廳ノ事務ヲ行フ市町村長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ船員保險ニ關スル事務ノ一部ヲ行フ

第十七條に次の但書を加える。

但シ官吏及官吏ノ待遇ヲ受クル者（俸給給料ヲ受ケザル者ヲ除ク）ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十條第一項中「於テハ政令ノ定ムル所ニ依リ」を「於テ其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ三月以内ニ被保險者タラントスル申請ヲ爲ストキハ」に、同條第二項中「前項」を「第一項」に、「葬祭料」を「寡婦年金、鰥夫年金、遺兒年金及葬祭料」に改め、同項の前に次の二項を加える。

前項ニ規定スル期限ヲ經過シタル申請ト雖モ行政廳ニ於テ正當ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ受理スルコトヲ得

第一項ノ申請ヲ爲シタル者ガ初テ納付スベキ保險料ニ付第二十一條第二號ニ掲グル事實アリタルトキハ繼續シテ其ノ被保險者ト爲リタリシモノト看做ス

第二十一條　前條ノ規定ニ依ル被保險者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ資格ヲ喪失ス

一　第十七條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ期間ト前條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ期間トヲ合算シテ十五年ニ達シタルトキ

二　保險料ヲ滯納シ第十二條第一項ノ規定ニ依ル指定ノ期限迄ニ其ノ保險料ヲ納付セザルトキ

三　第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲リタルトキ

四　第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ノ資格ヲ喪失セントスル申請ヲ爲シタルトキ

第十九條ノ規定ハ前條ノ規定ニ依ル被保險者死亡シタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十三條　遺族年金ヲ受クベキ遺族ノ範圍ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ配偶者、子、父母、孫及祖父母ニシテ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時之ニ依リ生計ヲ維持シタルモノトス

被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時胎兒ヲル子出生シタルトキハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ出生ノ日ヨリ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時之ニ依リ生計ヲ維持シタル子ト看做ス

第二十三條ノ二　遺族年金ヲ受クベキ者ノ順位ハ前條第二項ニ掲グル順位ニ依ル但シ父母ニ付テハ養父母ヲ先ニシ實父母ヲ後ニシ祖父母ニ付テハ養父母ノ父母ヲ先ニシ實父母ノ父母ヲ後ニシ父母ノ養父母ヲ先ニシ實父母ヲ後ニス

先順位者タルベキ者後順位者タル者ヨリ又ハ同順位者タルベキ者ガ其ノ他ノ同順位者タル者ヨリ後ニ生ズルニ至リタルトキハ前項ノ規定ハ其ノ時ヨリ之ヲ適用ス

第二十三條ノ三　被保險者若ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時十六歳以上ノ子若ハ孫又ハ被保險者若ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時六十歳未滿ノ父、母、祖父若ハ祖母ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具癈疾ニ因リ勞働能力ナキ子ノアルモノ之ニ遺族年金ヲ支給ス

第二十三條ノ四　葬祭料又ハ第三十六條　第三十七條、第四十二條

乃至第四十二條ノ三若ハ第五十條ノ六ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クベキ遺族ノ範圍ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ配偶者、子、父母、孫及祖父母トス

葬祭料又ハ第三十六條、第三十七條、第四十二條乃至第四十二條ノ三若ハ第五十條ノ六ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クベキ者ノ順位ハ前項ニ掲グル順位ニ依ル

第二十三條ノ二第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十三條ノ五　前條第一項ノ規定ニ該當スル者ナキ場合ニ於テハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ葬祭料又ハ第三十六條、第三十七條、第四十二條乃至第四十二條ノ三若ハ第五十條ノ六ノ規定ニ依ル一時金ヲ支給ス但シ其ノ者ガ二人以上ナル場合ニ於テ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ遺言又ハ厚生大臣ニ對スル豫告ニ依リ其ノ支給ヲ受クベキ一人ヲ特ニ指定シタルトキハ其ノ者トス

第二十三條ノ六　寡婦年金若ハ鰥夫年金又ハ遺兒年金ヲ受クベキ配偶者又ハ子ノ範圍ハ被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ配偶者又ハ子（被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタルモノニ限ル）ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノトス

一　被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時五十歳以上ノ寡婦

二　被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時五十歳未滿ノ寡婦ニシテ被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時十六歳未滿ノ子ヲ有スルモノ

三　被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時五十歳以上ノ鰥夫

四　被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時十六歳未滿ノ子

五　前各號ニ掲グルモノノ外被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具癈疾ニ因リ勞働能力ナキ者

第二十三條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十四條中「及遺族年金」を「、遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金及遺兒年金」に改め、同條に次の一項を加える。

養老年金、障害年金、遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金及遺兒年金ハ毎年二月、五月、八月及十一月ノ四期ニ於テ各其ノ前月分迄ヲ支給ス但シ前支給期月ニ支給スベカリシ年金又ハ年金受給者ガ其ノ年金ヲ受クベキ權利ヲ失ヒタル場合ニ於テ其ノ期ノ年金ハ支給期月ニ非ザル時期ニ於テモ之ヲ支給ス

第二十七條ノ二に次の二項を加える。

第二十三條乃至第二十三條ノ三ノ規定ハ前項ノ遺族ノ範圍及順位ニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ニ依ル遺族ノ範圍ニ屬スル者ナキ場合ニ於ケル第一項

ノ支給金ヲ受クベキ遺族ノ範圍及順位ニ付テハ第二十三條ノ四及第二十三條ノ五ノ規定ヲ準用ス

前項ノ療養ニ要スル費用ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ行政廳之ヲ算定ス

厚生大臣前項ノ規定ニ依リ定ヲ爲サントスルトキハ社會保險診療報酬算定協議會ノ意見ヲ聽クベシ

第二十九條　療養ノ給付ヲ爲スコト困難ナリト認メタルトキ其ノ他命令ノ定ムル事由アルトキ又ハ被保險者若ハ被保險者タリシ者ガ行政廳ノ指定スル者以外ノ醫師、齒科醫師其ノ他ノ者ノ診療ヲ手當ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ申請アリタルトキハ行政廳ハ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得

第二十九條ノ二　前條ノ規定ニ依リ支給スル療養費ノ額ハ療養ニ要スル費用ヲ標準トシテ行政廳之ヲ定ム

前項ノ場合ニ於ケル療養費ノ額ハ現ニ要シタル費用ヲ超ユルコトヲ得ズ

第一項ノ療養ニ要スル費用ノ算定ニ關シテハ第二十八條ノ五第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス

第三十一條　療養ノ給付及傷病手當金ノ支給ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ關シ左ニ揭グル事由ニ該當スルニ至リタルトキハ之ヲ爲サズ

一　障害年金又ハ障害手當金ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタルトキ

二　前號以外ノ場合ニ於テ療養ノ給付開始後二年ヲ經過スルモ疾病又ハ負傷治癒セザルトキ但シ職務上ノ事由ニ因ル疾病又ハ負

第二十八條ノ二中「第一項」を削る。

第二十八條ノ三　保險醫又ハ保險藥劑師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ就キ行政廳之ヲ指定ス

行政廳前項ノ指定ヲ爲サントスルトキハ當該醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リ指定ヲ受ケタル保險醫又ハ保險藥劑師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ船員保險ノ診療又ハ藥劑ノ支給ニ關シ行政廳ノ指導ヲ受クベシ

保險醫又ハ保險藥劑師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保險醫又ハ保險藥劑師タルコトヲ辭スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ保險醫又ハ保險藥劑師ヲ辭セントスル者ハ其ノ辭セントスル日前一月以上ノ豫告期間ヲ設クベシ

第二十八條ノ四　保險醫及保險藥劑師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ懇切丁寧ニ被保險者又ハ被保險者タリシ者及被扶養者ノ療養ヲ擔當スベシ

保險醫及保險藥劑師ニシテ前項ノ規定ニ依ル療養ヲ擔當スルノ責務ヲ怠リタルトキハ行政廳ハ前條第一項ノ規定ニ依ル指定ヲ取消スコトヲ得

第二十八條ノ五　保險醫若ハ保險藥劑師又ハ之ヲ使用スル者ガ療養

傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ關シテハ此ノ限ニ在ラズ

第三十二條　被扶養者ガ保險醫及保險藥劑師竝ニ行政廳ノ指定スル者ノ中自己ノ選定シタル者ニ就キ療養ヲ受ケタルトキハ被保險者ニ對シ家族療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

家族療養費ノ額ハ療養ニ要スル費用ノ百分ノ五十ニ相當スル額トス但シ現ニ支拂フベキ療養ニ要シタル費用ノ百分ノ五十ニ相當スル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

被扶養者ガ保險醫若ハ保險藥劑師又ハ行政廳ノ指定スル者ニ就キ療養ヲ受ケタル場合ニ於テハ行政廳ハ其ノ被扶養者ガ當該保險醫、保險藥劑師若ハ行政廳ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者ニ對シ支拂フベキ療養ニ要シタル費用ニ付家族療養費トシテ被保險者ニ對シ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保險者ニ代リ當該保險醫、保險藥劑師若ハ行政廳ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者ニ對シ之ヲ支拂フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ保險醫、保險藥劑師若ハ行政廳ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者ニ對シ費用ヲ支拂ヒタル場合ニ於テハ其ノ限度ニ於テ被保險者ニ對シ家族療養費ヲ支給シタルモノト看做ス

第二十八條、第二十八條ノ二第一項、第二十八條ノ五第二項及第三項、第二十九條、第二十九條ノ二竝ニ第三十一條第二號ノ規定ハ家族療養費ノ支給ニ之ヲ準用ス

第三十三條ノ三第三項中「第三十三條ノ六」を「第三十三條ノ十」に改める。

第三十三條ノ四　前條ノ規定ニ該當スル者ガ失業保險金ノ支給ヲ受

クルニハ其ノ居住地ヲ管轄スル船員職業紹介所又ハ公共職業安定所（當該船員職業紹介所ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ノ指定スル場合ヲ含ム以下同ジ）ニ出頭シ求職ノ申込ヲ爲シタル上失業ノ認定ヲ受クルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ求職ノ申込ヲ受ケタル船員職業紹介所ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ハ其ノ必要アリト認ムルトキハ他ノ船員職業紹介所ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ニ其ノ失業ノ認定ヲ委囑スルコトヲ得

第三十三條ノ五ヲ第三十三條ノ九トシ、以下第三十三條ノ九まで四條ずつ繰り下げ、第三十三條ノ四の次に次の四條を加える。

第三十三條ノ五　前條ノ規定ニ依ル失業ノ認定ハ其ノ認定ヲ受ケントスル者ガ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタル後最初ニ前條ノ船員職業紹介所若ハ公共職業安定所ニ出頭シタル日又ハ當該船員職業紹介所ノ長若ハ當該公共職業安定所ノ長ノ指定スル日及其ノ日ノ後一週間ニ二回宛之ヲ行フモノトス但シ當該船員職業紹介所ノ長又ハ當該公共職業安定所ノ長ハ失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ職業ニ就クコトヲ忌避セルモノト認ムルニ足ル事實アルトキハ其ノ失業ノ認定ヲ受クベキ回數ヲ增加シ又ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ其ノ回數ヲ減ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ最初ニ出頭シタル日ノ後ニ於テ失業ノ認定ヲ受クベキ日ハ當該船員職業紹介所ノ長又ハ當該公共職業安定所ノ長之ヲ定メテ其ノ者ニ通知スベシ

第三十三條ノ六　失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ疾病又ハ負傷ニ因

リ其ノ認定ヲ受クルコトヲ得ザル場合ニ於テ其ノ期間ガ繼續シテ十五日未滿ニシテ且失業ノ認定ヲ受ケル爲出頭スルコト能ハザルニ至リタル日ヨリ起算シ三十日以內ナルトキハ當該船員職業紹介所長又ハ當該公共職業安定所長ハ其ノ期間ニ於ケル失業ノ認定ヲ行フコトヲ得但シ命令ノ定ムル所ニ依リ醫師ノ證明書ヲ提出スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依ル失業ノ認定ハ當該三十日內ニ一回限リトス

第三十三條ノ七　失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ最初ニ出頭シタル船員職業紹介所又ハ公共職業安定所ノ紹介ニ應ジテ求人者ニ面接スル場合ニ於テハ當該船員職業紹介所ノ長又ハ當該公共職業安定所ノ長ハ面接スル爲ニ必要ト認メラルル期間ニ於ケル失業ノ認定ヲ行フコトヲ得但シ命令ノ定ムル所ニ依リ求人者ノ證明書ヲ提出スルコトヲ要ス

失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ當該船員職業紹介所長又ハ當該公共職業安定所長ノ指示ニ從ヒ職業ノ補導ヲ受クルトキハ當該職業紹介所長又ハ當該公共職業安定所長ハ職業ノ補導ヲ受クル期間ニ於ケル失業ノ認定ヲ行フコトヲ得但シ職業補導所ノ長ノ證明書ヲ提出スルコトヲ要ス

第三十三條ノ八　天災其ノ他避クルコトヲ得ザル事故ニ因リ失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ失業ノ認定ヲ受クルコトヲ得ザル場合ニ於テハ當該船員職業紹介所長又ハ當該公共職業安定所長ハ其ノ期間ニ於ケル失業ノ認定ヲ行フコトヲ得但シ居住地ノ官公署ノ證明書ヲ提出スルコトヲ要ス

第三十三條ノ五第三項中「達セザルトキハ」ノ下ニ「左ノ區別ニ依リ」ヲ加ヘ、「此ノ場合ニ於ケル失業保險金ノ算定ノ方法ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム」ヲ削リ、同條第四項ノ前ニ次ノ二號ヲ加ヘル。

一　其ノ收入ノ一日分ニ相當スル額ヨリ五圓ヲ控除シタル額ト其ノ者ニ支給スベキ失業保險金ノ日額ノ合算額ガ失業保險金ノ算定ノ基礎ト爲リタル標準報酬日額ノ百分ノ八十ニ相當スル額ヲ超エザルトキハ失業保險金ノ全額

二　前號ノ合算額ガ其ノ標準報酬日額ノ百分ノ八十ニ相當スル額ヲ超エルトキハ其ノ超過額ヲ其ノ者ニ支給スベキ失業保險金ノ日額ヨリ控除シタル殘額但シ當該超過額ガ其ノ者ニ支給スベキ失業保險金ノ日額以上ノ額ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十三條ノ八中「第三十三條ノ六」ヲ「第三十三條ノ十」ニ改める。

第三章第二節中ニ次の一條を加える。

第三十三條ノ十四　被保險者タリシ者ガ船員職業紹介所又ハ公共職業安定所ノ紹介シタル職業ニ就ク爲其ノ住所ヲ變更スル場合ニ於テハ政府ハ被保險者タリシ者及之ニ依リ生計ヲ維持シタル家族ノ移轉ニ要スル費用ヲ支給スルコトヲ得

前項ノ費用ノ支給ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣船員保險委員會ノ意見ヲ聽キ之ヲ定ム

第四十條第一項中「政令ノ定ムル期間內」ヲ「其ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付療養ノ給付ヲ受ケタル日ヨリ起算シ二年以內」ニ、「政令ノ定ムル程度」ヲ「別表第六ニ定ムル程度」ニ、「又ハ一時金」ヲ「別表第七ニ定ムル程度ノ廢疾ノ狀態ニ在ル者ニハ其ノ程度ニ應ジ一時金」ニ改める。

第四十一條に次の一項を加える。

職務上ノ事由ニ因ル障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ更ニ職務上ノ事由ニ因リ障害年金ヲ受クベキ程度ノ廢疾ト爲リタルトキハ前後ノ廢疾ノ狀態ヲ合シタルモノニ依リ其ノ程度ヲ査定ス

第四十一條ノ二を第四十一條ノ三とし、同條の前に次の一條を加える。

第四十一條ノ二　前條第一項第一號ノ規定ニ該當シタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者ニシテ別表第六ニ定ムル廢疾ノ程度一級乃至三級ニ該當スルモノ又ハ同條同項第二號ノ規定ニ該當シタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者ニシテ其ノ廢疾ノ狀態ガ別表第六ニ定ムル第一號乃至第六號ニ該當スルモノニ左ノ各號ノ一ニ該當スル配偶者又ハ子アルトキハ其ノ配偶者又ハ子一人ニ付二千四百圓ヲ前條各項ノ金額ニ加給ス

一　障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ廢疾ト爲リタル當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル配偶者又ハ十六歲未滿ノ子

二　障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ廢疾ト爲リタル當時ヨリ引續キ不具廢疾ニ因リ勞働能力ナキ配偶者又ハ子

第四十二條ノ二に次の一項を加える。

前項ノ規定ハ寡婦年金、鰥夫年金若ハ遺兒年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ在ル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第四十二條ノ三第一項中「政令ノ定ムル期間內」を「疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付療養ノ給付ヲ受ケタル日ヨリ起算シテ二年以內」に改める。

第四十三條　養老年金及障害年金又ハ二以上ノ障害年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ニハ左ノ區別ニ依リ其ノ一ヲ支給ス

一　年金額ガ異ナルトキハ其ノ年金ノ中最高額ノ年金

二　養老年金ト障害年金ノ額トガ同ジトキハ從前ノ障害年金

三　二以上ノ障害年金ノ額ガ同ジトキハ從前ノ障害年金

前項ニ規定スル者ガ第三十九條第一項又ハ第四十四條ノ規定ニ該當スルニ至リタルニ因リ養老年金ノ支給ヲ停止セラレタルトキ又ハ障害年金ノ支給ヲ受ケザルニ至リタルトキハ前項ノ規定ニ依リ支給セラレザリシ年金ヲ支給ス

第四十六條　三年以上十五年未滿被保險者タリシ者ガ死亡シタルトキ又ハ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル後五十歲ヲ超エタルトキ若ハ五十歲ヲ超エ被保險者ノ資格ヲ喪失シタルトキハ脫退手當金ヲ支給ス但シ職務上ノ事由ニ因リ第四十二條ノ三第一項ノ規定ニ依ル期間內ニ死亡シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

六月以上十五年未滿被保險者タリシ者ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタルトキ又ハ女子タル被保險者ニシテ婚姻若ハ分娩ノ爲被保險者ノ資格ヲ喪失シタルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ脫退手當金ヲ支給ス

前二項ノ規定ニ拘ラズ現ニ被保險者タル者、傷病手當金ノ支給ヲ受クル者又ハ失業保險金ノ支給ヲ受クル者ニ對シテハ脫退手當金ハ之ヲ支給セズ

第四十七條ノ二中「死亡シタル場合ニ」の下に「又ハ女子タル被保險者ガ婚姻又ハ分娩ノ爲被保險者ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ」を加える。

第四十七條ノ三　寡婦年金、鰥夫年金又ハ第四十九條ノ七ノ規定ニ依ル差額ノ支給ヲ受クル者ニハ脫退手當金ヲ支給セズ。

第六節を第七節とし、以下第八節まで一節ずつ繰り下げ、第四十九條の次に次の一節を加える。

第六節　寡婦年金、鰥夫年金及遺兒年金

第四十九條ノ二　六月以上十五年未滿被保險者タリシ者ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタルトキ若ハ被保險者ノ資格喪失前ニ發シタル疾病若ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ因リ其ノ資格喪失後二年以內ニ死亡シタルトキ又ハ職務外ノ事由ニ因ル癈疾ト爲リタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者ニシテ其ノ癈疾ノ狀態ガ別表第六ニ定ムル第一號乃至第六號ニ該當シタルモノガ死亡シタルトキハ其ノ者ノ寡婦若ハ鰥夫又ハ子ニ對シ寡婦年金若ハ鰥夫年金又ハ遺兒年金ヲ支給ス但シ遺兒年金ハ同一ノ事由ニ因リ寡婦年金又ハ鰥夫年金ヲ支給スベキ期間ハ之ヲ支給セズ

第四十九條ノ三　寡婦年金若ハ鰥夫年金又ハ遺兒年金ノ額ハ平均標準報酬月額ノ二月分トス

前項ノ遺兒年金ノ額ハ遺兒年金ヲ受クベキ子二人以上アルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ子ノ中一人ヲ除キタル子一人ニ付二千四百圓ヲ增額シタル額ヲ以テ遺兒年金ノ額トス

第四十九條ノ四　第二十三條ノ六第一項第二號ニ規定スル子アルトキハ其ノ子一人ニ付二千四百圓ヲ前條第一項ノ寡婦年金ノ額ニ加

給ス

第四十九條ノ五　寡婦年金若ハ鰥夫年金又ハ遺兒年金ヲ受クル者ガ第五十條ノ四各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ者ハ寡婦年金若ハ鰥夫年金又ハ遺兒年金ヲ受クル權利ヲ失フ

第四十九條ノ六　寡婦年金又ハ鰥夫年金ノ支給ヲ受クル者ガ一年以上所在不明ナルトキハ遺兒年金ノ支給ヲ受クベキ者ノ申請ニ依リ所在不明中其ノ者ニ支給スベキ寡婦年金又ハ鰥夫年金ノ支給ヲ停止スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ寡婦年金又ハ鰥夫年金ノ支給ヲ停止シタル場合ニ於テハ停止期間中遺兒年金ヲ支給ス

第五十條ノ五ノ規定ハ遺兒年金ノ支給ヲ受クル者ガ一年以上所在不明ナル場合ニ之ヲ準用ス

第四十九條ノ七　寡婦年金又ハ鰥夫年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ其ノ權利ヲ失ヒタル際（第四十九條ノ二ニ規定スル被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時胎兒タル子在ルトキハ其ノ子出生ノ際）遺兒年金ヲ受クベキ子ナキトキ又ハ遺兒年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ其ノ權利ヲ失ヒタル際（第四十九條ノ二ニ規定スル被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時胎兒タル子在ルトキハ其ノ子出生ノ際）他ニ遺兒年金ヲ受クベキ子ナキトキハ第二項ノ規定ニ依ル一時金ヲ被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ遺族ニ支給ス但シ既ニ受ケタル障害年金、寡婦年金、鰥夫年金又ハ遺兒年金アルトキハ其ノ支給ヲ受ケタル年金ノ總額ヲ控除シタル殘額ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス

前項ノ一時金ノ額ハ第四十九條ノ二ニ規定スル被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ死亡シタル場合ニ於テ其ノ者又ハ其ノ遺族ガ被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡ノ際支給ヲ受クルコトヲ得ベカリシ脫退手當金ニ相當スル金額トス

第五十條第三號中「政令の定ムル」を削る。

第五十條ノ二第一項第五號中「政令ノ定ムル」を削る。

第五十條ノ三に次の一項を加える。

前條第一項第四號又ハ第五號ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ

第四十九條ノ三第二項及第四十九條ノ四ノ規定ヲ準用ス

第五十條ノ四中「死亡シタルトキ其ノ他政令ヲ以テ定ムル事由」を「左ノ各號ノ一」に改め、「至リタルトキハ」の下に「其ノ者ハ」を加え「後順位者」を「同順位者ナクシテ後順位者」に改め、同條に次の四号を加える。

一　死亡シタルトキ

二　婚姻（屆出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同樣ノ事情ニ在ルモノヲ含ム）シタルトキ又ハ養子緣組（屆出ヲ爲サザルモ事實上養子緣組ト同樣ノ事情ニ在ルモノヲ含ム）ニ因リ養子ト爲リタルトキ

三　子又ハ孫（被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具癈疾ニ因リ勞働能力ナキ者ヲ除ク）ガ滿十六歲ニ達シタルトキ

四　不具癈疾ニ因リ勞働能力ナキ爲遺族年金ノ支給ヲ受クル男子

タル配偶者、子、父母、孫又ハ祖父母ニ付其ノ事情止ミタルトキ

第五十條ノ五第一項中「所在不明ナルトキハ」の下に「同順位者又ハ」を、「所在不明中」の下に「其ノ者ニ支給スベキ」を加え、同條第二項中「期間中」の下に「其ノ停止シタル」を加え「當該次順位者」を「同順位者又ハ次順位者」に改める。

第五十條ノ六中「後順位者」を「者」に改め、同條第五号中「政令ノ定ムル」を削る。

第三章第七節中第五十條ノ七の次に次の一條を加える。

第五十條ノ八　被扶養者死亡シタルトキハ被保險者ニ對シ家族葬祭料トシテ標準報酬月額ノ一月分ニ相當スル金額ヲ支給ス

第五十一條第一項中「若ハ葬祭料」を「、寡婦年金、鰥夫年金、遺兒年金若ハ葬祭料」に、同條第二項中「若ハ第五十條ノ六」を「、第四十九條ノ七若ハ第五十條ノ六」に「又ハ葬祭料」を「、寡婦年金、鰥夫年金、遺兒年金又ハ葬祭料」に、「後順位者」を「同順位者又ハ後順位者」に改める。

第五十五條　行政廳ハ詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ保險給付ヲ受ケ又ハ受ケントシタル者ニ對シテハ六月以內ノ期間ヲ定メ其ノ者ニ支給スベキ傷病手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セザル旨ノ決定ヲ爲スコトヲ得但シ詐欺其ノ他不正ノ行爲アリタル日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五十七條中「又ハ遺族年金」を「、遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金又ハ遺兒年金」に改める。

第五十七條ノ三を削る。

第五十八條第一項中「及葬祭料ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ」を「、葬祭料及船員法ノ規定ニ依リ災害補償ヲ受クベキ者ノ本法ノ規定ニ依リ受クル保險給付ニシテ其ノ災害補償ニ相當スルモノニ要スル費用ヲ除クノ外」に改める。

第五十九條第四項第一号中「十九圓二十錢」を「十九圓六十錢」に、同項第二号中「十七圓」を「十七圓四十錢」に、同項第三号中「十二圓二十錢」を「十圓」に改める。

第六十條第一号中「十九・二分ノ七・九」を「十九・六分ノ八・一」に、「十九・二分ノ十一・三」を「十九・六分ノ十一・五」に、同條第二号中「十七分ノ六・八」を「十七・四分ノ七」に、「十七分ノ十・二」を「十七・四分ノ十・四」に改める。

第六十二條第一項を次のように改める。

船舶所有者ハ被保險者ニ對シ報酬ヲ支拂フ場合ニ於テハ被保險者ノ負擔スベキ前月分ノ保險料（支拂フ報酬ガ二月以上ノ期間ニ對スルモノナルトキハ其ノ期間ニ係ル保險料）ヲ其ノ報酬ヨリ控除スルコトヲ得被保險者ヲ使用セザルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ月分ノ保險料ヲモ控除スルコトヲ得

第四章中第六十二條の次に次の二條を加える。

第六十二條ノ二　毎月ノ保險料ハ翌月末日迄ニ之ヲ納付スベシ但シ第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ノ納付スベキ保險料ニ付テハ其ノ月ノ十日迄トス

行政廳ハ保險料納入ノ告知ヲ爲シタル後ニ於テ告知シタル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保險料額ヲ超過スルコトヲ知リタルトキ又ハ納付シタル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保險料額ヲ超過スルコトヲ知リタルトキハ其ノ超過部分ニ關スル納入ノ告知又ハ納付ハ其ノ告知又ハ納付ヲ爲シタル後六月以内ノ期日ニ於テ納付セラルベキ保險料ニ對シ納期ヲ繰上ゲ之ヲ爲シタルモノト看做スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ納期ヲ繰上ゲ納入ノ告知又ハ納付ヲ爲シタルモノト看做シタルトキハ行政廳ハ其ノ當該納付義務者ニ通知スベシ

第六十二條ノ三　保險料納付義務者ガ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ納期前ト雖モ保險料ハ總テ之ヲ徵收スルコトヲ得

一　國稅、地方稅其ノ他ノ公課ノ滯納ニ因リ滯納處分ヲ受クルトキ

二　強制執行ヲ受クルトキ

三　破產ノ宣告ヲ受ケタルトキ

四　競賣ノ開始アリタルトキ

五　被保險者ノ使用セラルル法人ガ解散ヲ爲シタルトキ

前項ノ規定ハ被保險者ノ乘組ミ又ハ乘組ムベキ船舶ニ付船舶所有者ノ變更アリタル場合及被保險者ノ乘組ミ又ハ乘組ムベキ船舶ガ滅失シ、沈沒シ又ハ全ク運航ニ堪ヘザルニ至リタル場合ニ之ヲ準用ス

「第五章　審査ノ請求、訴願及訴訟」を「第五章　審査ノ請求及訴訟」に改める。

第六十三條ノ二を削る。

第六十四條中「主務大臣ニ訴願スルコトヲ得」を「船員保險審査會ニ審査ヲ請求スルコトヲ得」に改める。

第六十五條　保險審査官ハ各都道府縣ニ之ヲ置キ二級ノ地方事務官ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ

第六十五條ノ二　船員保險審査會ハ厚生省ニ之ヲ置ク

第六十五條ノ三　船員保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、船舶所有者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員各三人ヲ以テ之ヲ組織シ各委員ハ厚生大臣之ヲ委嘱ス

第六十五條ノ四　委員ノ任期ハ三年トシ一年毎ニ委員ノ數ノ三分ノ一ヲ委嘱ス

委員ニ缺員ヲ生ジタルトキ新ニ委嘱セラレタル委員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第六十五條ノ五　船員保險審査會ニ公益ヲ代表スル委員中ヨリ委員ノ選擧セル會長一人ヲ置ク

會長事故アルトキハ前項ノ規定ニ準ジ選擧セラレタル者其ノ職務ヲ代理ス

第六十五條ノ六　船員保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、船舶所有者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員夫々一人以上出席スルニ非ザレバ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ズ

第六十五條ノ七　船員保險審査會ノ審査ハ出席シタル委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第六十五條ノ八　保險給付ニ關スル決定ニ關シ不服アル者保險審査官ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道府縣知事ニ對シ報告ヲ爲サシメ若ハ出頭ヲ命ジ又ハ醫師ニ診斷若ハ檢案ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル保險審査官ノ請求ニ依リ出頭シタル者ニ對シテハ都道府縣知事、船員保險審査會ノ請求ニ依リ出頭シタル者ニ對シテハ厚生大臣政令ノ定ムル所ニ依リ旅費、日當及宿泊料ヲ支給ス

第六十五條ノ十二　保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル者、船舶所有者、保險給付ヲ受クベキ者又ハ其ノ他ノ利害關係人若ハ參考人ハ保險審査官又ハ船員保險審査會ニ對シ意見ヲ述ベ參考書類ヲ提示スルコトヲ得

保險給付ヲ受クベキ者ハ審査ノ場合ニ於テ補佐人ヲ必要トスルトキハ補佐人一人ト共ニ出頭スルコトヲ得

審査ノ爲出頭スベキ者出頭スルコト能ハザルトキハ其ノ者ハ代理人ヲ出頭セシムルコトヲ得

第六十五條ノ十三　保險審査官又ハ船員保險審査會ハ事件ノ一部ガ審査ノ決定ヲ爲スニ熟シタルトキハ其ノ部分ニ付先ヅ決定ヲ爲スコトヲ得

第六十五條ノ十四　保險審査官又ハ船員保險審査會審査ノ決定ヲ爲ス場合ハ理由ヲ附シ文書ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第六十五條ノ十五　審査ノ請求者ガ審査ノ決定前ニ死亡シタルトキハ承繼人ニ於テ審査ノ請求手續ヲ受繼グモノトス

第六十六條　保險審査官、船員保險審査會ノ委員若ハ其ノ事務ニ從事スル者又ハ之等ノ職ニ在リタル者ハ其ノ職務上知得シタル祕密ヲ漏洩スベカラズ

第六十七條　審査ノ請求又ハ訴ノ提起ハ處分ノ通知又ハ決定書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ六十日以內ニ之ヲ爲スベシ但シ審査ノ請求ニ付テハ保險審査官又ハ船員保險審査會ニ於テ正當ノ事由アリト認ムルトキハ期限經過後ニ於テモ仍之ヲ受理スルコトヲ得

前項ノ訴ノ提起ニ付テハ民事訴訟法第百五十八條第二項及第百五十九條ノ規定ヲ準用ス

第六十五條ノ十二　保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル者、船舶所有者、保險給付ヲ受クベキ者又ハ其ノ他ノ利害關係人若ハ參考人ハ保險審査官又ハ船員保險審査會ニ對シ意見ヲ述ベ參考書類ヲ提示スルコトヲ得

保險給付ヲ受クベキ者ハ審査ノ場合ニ於テ補佐人ヲ必要トスルトキハ補佐人一人ト共ニ出頭スルコトヲ得

審査ノ爲出頭スベキ者出頭スルコト能ハザルトキハ其ノ者ハ代理人ヲ出頭セシムルコトヲ得

第六十五條ノ十三　保險審査官又ハ船員保險審査會ハ事件ノ一部ガ審査ノ決定ヲ爲スニ熟シタルトキハ其ノ部分ニ付先ヅ決定ヲ爲スコトヲ得

第六十五條ノ十四　保險審査官又ハ船員保險審査會審査ノ決定ヲ爲ス場合ハ理由ヲ附シ文書ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第六十五條ノ十五　審査ノ請求者ガ審査ノ決定前ニ死亡シタルトキハ承繼人ニ於テ審査ノ請求手續ヲ受繼グモノトス

第六十六條　保險審査官、船員保險審査會ノ委員若ハ其ノ事務ニ從事スル者又ハ之等ノ職ニ在リタル者ハ其ノ職務上知得シタル祕密ヲ漏洩スベカラズ

第六十七條　審査ノ請求又ハ訴ノ提起ハ處分ノ通知又ハ決定書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ六十日以內ニ之ヲ爲スベシ但シ審査ノ請求ニ付テハ保險審査官又ハ船員保險審査會ニ於テ正當ノ事由アリト認ムルトキハ期限經過後ニ於テモ仍之ヲ受理スルコトヲ得

前項ノ訴ノ提起ニ付テハ民事訴訟法第百五十八條第二項及第百五十九條ノ規定ヲ準用ス

第六十五條ノ十二　保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル者、船舶所有者、保險給付ヲ受クベキ者又ハ其ノ他ノ利害關係人若ハ參考人ハ保險審査官又ハ船員保險審査會ニ對シ意見ヲ述ベ參考書類ヲ提示スルコトヲ得

保險給付ヲ受クベキ者ハ審査ノ場合ニ於テ補佐人ヲ必要トスルトキハ補佐人一人ト共ニ出頭スルコトヲ得

審査ノ爲出頭スベキ者出頭スルコト能ハザルトキハ其ノ者ハ代理人ヲ出頭セシムルコトヲ得

第六十五條ノ十三　保險審査官又ハ船員保險審査會ハ事件ノ一部ガ審査ノ決定ヲ爲スニ熟シタルトキハ其ノ部分ニ付先ヅ決定ヲ爲スコトヲ得

第六十五條ノ十四　保險審査官又ハ船員保險審査會審査ノ決定ヲ爲ス場合ハ理由ヲ附シ文書ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第六十五條ノ十五　審査ノ請求者ガ審査ノ決定前ニ死亡シタルトキハ承繼人ニ於テ審査ノ請求手續ヲ受繼グモノトス

第六十六條　保險審査官、船員保險審査會ノ委員若ハ其ノ事務ニ從事スル者又ハ之等ノ職ニ在リタル者ハ其ノ職務上知得シタル祕密ヲ漏洩スベカラズ

第六十七條　審査ノ請求又ハ訴ノ提起ハ處分ノ通知又ハ決定書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ六十日以內ニ之ヲ爲スベシ但シ審査ノ請求ニ付テハ保險審査官又ハ船員保險審査會ニ於テ正當ノ事由アリト認ムルトキハ期限經過後ニ於テモ仍之ヲ受理スルコトヲ得

前項ノ訴ノ提起ニ付テハ民事訴訟法第百五十八條第二項及第百五十九條ノ規定ヲ準用ス

十九條ノ規定ヲ準用ス

第六十七條ノ二　保險審査官及船員保險審査會ノ事務ニ關シテハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

附則第二項及第三項ヲ次ノヨウニ改メル。

昭和十五年六月一日前十五年間ニ於テ第十七條ノ規定ニ依ル被保險者トシテ五年以上船舶ニ乘組ミタル者ガ四十五歳ヲ超エ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テ同日前十五年間ニ於テ船舶ニ乘組ミタル期間ト被保險者タリシ期間トヲ合算シ十五年以上ニ達スルモ十五年以上被保險者タリシ者ニ非ザルトキハ其ノ者ニ對スル脫退手當金ノ額ハ第四十六條及第四十七條ノ規定ニ拘ラズ被保險者タリシ全期間ノ平均標準報酬月額ニ別表第八ニ定ムル月數ヲ乘ジテ得タル金額ヲ以テ支給スル但シ障害手當金ノ支給ヲ受クル者ニ支給スル額ハ障害手當金ノ額ヲ合算シテ被保險者タリシ全期間ノ平均標準報酬月額ノ二十四月分ニ相當スル金額（職務上ノ事由ニ因ル癈疾ト爲リタルニ因リ障害手當金ノ支給ヲ受クル者ニ支給スベキ脫退手當金ノ額ニ付テハ障害手當金ノ額ト合算シテ平均標準報酬月額ノ二十六月分ニ相當スル金額）ヲ超ユルコトヲ得ズ

前項ノ規定ハ第四十二條ノ三若ハ第四十七條ノ二又ハ第五十條第三號ノ規定ニ該當スル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

別表第三ヲ次ノヨウニ改メル。

別表第三

被保險者タリシ期間	月數
三年以上	三・〇月
四年以上	四・〇
五年以上	五・〇
六年以上	六・〇
七年以上	七・〇
八年以上	八・五
九年以上	一〇・〇
一〇年以上	一一・五
一一年以上	一三・〇
一二年以上	一四・五
一三年以上	一六・〇
一四年以上	一八・〇

別表第五ヲ次ノヨウニ改メル。

別表第五

等級	標準報酬日額ノ平均額	失業保險金ノ率
一	二十圓未滿	八〇%
二	二十圓以上二十五圓未滿	七七
三	二十五圓以上三十圓未滿	七五
四	三十圓以上三十五圓未滿	七三
五	三十五圓以上四十圓未滿	七〇
六	四十圓以上四十五圓未滿	六七
七	四十五圓以上五十圓未滿	六五
八	五十圓以上五十五圓未滿	六三
九	五十五圓以上百圓未滿	六〇
一〇	百圓以上百十圓未滿	五九
一一	百十圓以上百二十圓未滿	五八
一二	百二十圓以上百三十圓未滿	五六
一三	百三十圓以上百四十圓未滿	五四
一四	百四十圓以上百五十圓未滿	五三
一五	百五十圓以上百六十圓未滿	五一

一六	百六十圓以上百七十圓未滿	五〇
一七	百七十圓以上百八十圓未滿	四九
一八	百八十圓以上百九十圓未滿	四八
一九	百九十圓以上二百圓未滿	四六
二〇	二百圓以上二百十圓未滿	四四
二一	二百十圓以上二百二十圓未滿	四三
二二	二百二十圓以上二百三十圓未滿	四一
二三	二百三十圓以上	四〇

別表第六

障害年金ヲ支給スベキ程度ノ廢疾ノ狀態

廢疾ノ程度	番號	職務上ノ事由ニ因ル廢疾ノ狀態	職務外ノ事由ニ因ル廢疾ノ狀態
一級	一	兩眼ヲ失明シタルモノ	兩眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ
	二	咀嚼及言語ノ機能ヲ廢シタルモノ	一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ
	三	精神ニ著シキ障害ヲ殘シ常ニ介護ヲ要スルモノ	咀嚼ノ機能ヲ廢シタルモノ
	四	胸腹部臟器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ常ニ介護ヲ要スルモノ	言語ノ機能ヲ廢シタルモノ
	五	半身不隨ト爲リタルモノ	十指ヲ失ヒタルモノ
	六	兩上肢ヲ肘關節以上ニテ失ヒタルモノ	前各號ニ掲グルモノノ外精神又ハ身體ノ機能ニ高度ノ障害ヲ殘シ職務能力ヲ喪失シタルモノ
二級	一	一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ	兩眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ
	二	兩眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ	一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ
	三	兩上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ	咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ廢シタルモノ
	四	兩下肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ	精神ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコトヲ得ザルモノ
	五	一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ	胸腹部臟器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコトヲ得ザルモノ
	六	咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ廢シタルモノ	十指ヲ失ヒタルモノ
	七	精神ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコトヲ得ザルモノ	兩眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ
	八	胸腹部臟器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコトヲ得ザルモノ	鼓膜ノ全部ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ヲ全ク聾シタルモノ
	九	十指ヲ失ヒタルモノ	一上肢ヲ肘關節以上ニテ失ヒタルモノ
三級	一	一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ	一下肢ヲ膝關節以上ニテ失ヒタルモノ
	二	咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ廢シタルモノ	一上肢ヲ肘關節以上ニテ失ヒタルモノ
	三	精神ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコトヲ得ザルモノ	一下肢ヲ膝關節以上ニテ失ヒタルモノ
	四	胸腹部臟器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコトヲ得ザルモノ	一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ヲ失ヒタルモノ
	五	十指ヲ失ヒタルモノ	十趾ヲ失ヒタルモノ
四級	一	兩眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ	前各號ニ掲グルモノノ外精神又ハ身體ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ職務能力ニ高度ノ制限ヲ有スルモノ
	二	咀嚼及言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ	
	三	鼓膜ノ全部ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ヲ全ク聾シタルモノ	
	四	一上肢ヲ肘關節以上ニテ失ヒタルモノ	
	五	一下肢ヲ膝關節以上ニテ失ヒタルモノ	
	六	十指ノ用ヲ廢シタルモノ	

備考

一　本表ニ依リ算出シタル各級ノ支給日額ガ次級ノ最低日額ヲ超ユルトキハ其ノ次級ノ最低日額ヲ以テ支給日額トス

二　失業保險金ニ付テ失業保險法第十七條第五項及第六項ノ規定ニ依リ失業保險金額表ガ改正セラレ其ノ效力ヲ生ジタル場合ニ於テハ第十七級及第十八級中「百八十圓」ヲ「百九十圓」ニ引上ゲ以下順次第二十三級迄各十圓ヲ遞增シタル額ニ變更シ本表ヲ適用スルモノトス

別表第五の次に次の三表を加える。

	七	兩足ヲ「リスフラン」關節以上ニテ失ヒタルモノ
五級	一	一眼失明シ他眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ
	二	一上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ
	三	一下肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ
	四	一上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ
	五	一下肢ノ用ヲ全廢シタルモノ
	六	十趾ヲ失ヒタルモノ
六級	一	兩眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ
	二	咀嚼又ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ
	三	鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力ガ耳殼ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザルモノ
	四	脊柱ニ著シキ畸形又ハ運動障害ヲ殘スモノ
	五	一上肢ノ三大關節中ノ二關節ノ用ヲ廢シタルモノ
	六	一下肢ノ三大關節中ノ二關節ノ用ヲ廢シタルモノ
	七	一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ヲ失ヒタルモノ

備考

一　各級各號又ハ各號ノ一ニ該當セザルモノハ之ニ相當スル廢疾ノ狀態ト認メラルベキモノハ其ノ最モ近キ各級各號又ハ各號ノ廢疾ノ狀態ニ該當スルモノト看做ス

二　視力ノ測定ハ萬國式視力表ニ依ル屈折異狀アルモノニ付テハ矯正視力ニ付測定ス

三　指ヲ失ヒタルモノトハ拇指ハ指關節、其ノ他ノ指ハ第一指關節以上ヲ失ヒタルモノヲ謂フ

四　指ノ用ヲ廢シタルモノトハ指ノ末節ノ半以上ヲ失ヒ又ハ掌指關節若ハ第一指關節（拇指ニ在リテハ指關節）ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノヲ謂フ

五　趾ヲ失ヒタルモノトハ其ノ全部ヲ失ヒタルモノヲ謂フ

六　趾ノ用ヲ廢シタルモノトハ第一趾ハ末節ノ半以上、其ノ他ノ趾ハ末節以上ヲ失ヒタルモノ又ハ蹠趾關節若ハ第一趾關節（第一趾ニ在リテハ趾關節）ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノヲ謂フ

別表第七

障害手當金ヲ支給スベキ程度ノ廢疾ノ狀態

廢疾ノ程度	番號	廢疾ノ狀態
		職務上ノ事由ニ因ル廢疾
一級	一	一眼失明シ他眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ
	二	鼓膜ノ中等度ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力四十糎以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得ザルモノ
	三	精神ニ障害ヲ殘シ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ
	四	胸腹部臟器ノ機能ニ障害ヲ殘シ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ
	五	一手ノ拇指及示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ三指ヲ失ヒタルモノ
	六	一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ノ用ヲ廢シタルモノ
	七	一足ヲ「リスフラン」關節以上ニテ失ヒタルモノ
	八	十趾ノ用ヲ廢シタルモノ
	九	女子ノ外貌ニ著シキ醜狀ヲ殘スモノ
	一〇	兩側ノ睾丸ヲ失ヒタルモノ
二級	一	一眼失明シ又ハ一眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタ

廢疾ノ程度	番號	廢疾ノ狀態
		職務外ノ事由ニ因ル廢疾
一級	一	一眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ又ハ兩眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ
	二	兩眼ノ眼瞼ニ著シキ缺損ヲ殘スモノ又ハ兩眼ニ半盲症、視野狹窄若ハ視野變狀ヲ殘スモノ
	三	鼓膜ノ中等度ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力四〇糎以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得ザルモノ又ハ鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ一耳ノ聽力耳殼ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザル程度以上ノモノ
	四	咀嚼及言語又ハ咀嚼若ハ言語ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ
	五	鼻ヲ缺損シ其ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ
	六	脊柱ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノ
	七	一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ一關節以上ニ著シキ機能障害ヲ殘スモノ
	八	一下肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ一關節以上ニ著シキ機能障害ヲ殘スモノ

	二	ルモノ 脊柱ニ運動障害ヲ殘スモノ
	三	神經系統ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ
	四	一手ノ拇指ヲ併セ二指ヲ失ヒタルモノ
	五	一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ三指以上ノ用ヲ廢シタルモノ
	六	一下肢ヲ五糎以上短縮シタルモノ
	七	一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ
	八	一下肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ
	九	一上肢ニ假關節ヲ殘スモノ
	一〇	一下肢ニ假關節ヲ殘スモノ
	一一	一足ノ五趾ヲ失ヒタルモノ
	一二	脾臟又ハ一側ノ腎臟ヲ失ヒタルモノ
三級	一	兩眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ
	二	一眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ
	三	兩眼ニ半盲症、視野狹窄又ハ視野變狀ヲ殘スモノ
	四	兩眼ノ眼瞼ニ著シキ缺損ヲ殘スモノ
	五	鼻ヲ缺損シ其ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ
	六	咀嚼及言語ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ
	七	鼓膜ノ全部ノ缺損其ノ他ニ因リ一耳ヲ全ク聾シタルモノ
	八	一手ノ拇指ヲ失ヒタルモノ、示指ヲ併セ二指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ三指ヲ失ヒタルモノ
	九	一下肢ヲ三糎以上短縮シタルモノ
	一〇	長管上骨ニ假關節ヲ殘スモノ
	一一	一手ノ二指以上ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指若ハ示指ヲ失ヒタルモノ
	一二	一手ノ三指以上ノ用ヲ廢シタルモノ、示指ヲ併セ二指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指ノ用ヲ廢シタルモノ
	一三	一足ノ四趾以上ヲ失ヒタルモノ又ハ第一趾ヲ失ヒタルモノ
	一四	一足ノ五趾ノ用ヲ廢シタルモノ
	一五	前各號ニ揭グルモノノ外精神、身體又ハ神經系統ノ機能ニ障害ヲ殘シ勞務能力ニ制限ヲ有スルモノ

	九	モノ 一手ノ拇指ヲ併セ二指ノ用ヲ廢シタルモノ
	一〇	一足ノ第一趾ヲ併セ二趾以上ヲ失ヒタルモノ
	一一	一足ノ五趾ノ用ヲ廢シタルモノ
	一二	生殖器ニ著シキ障害ヲ殘スモノ
四級	一	一眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ
	二	咀嚼又ハ言語ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ
	三	十四齒以上ニ對シ齒科補綴ヲ加ヘタルモノ
	四	鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ一耳ノ聽力耳殼ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザルモノ
	五	一手ノ示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ヲ失ヒタルモノ
	六	一手ノ拇指ノ用ヲ廢シタルモノ、示指ヲ併セ二指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ三指ノ用ヲ廢シタルモノ
	七	一下肢ヲ三糎以上短縮シタルモノ
	八	一足ノ第一趾又ハ他ノ四趾ヲ失ヒタルモノ
	九	一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ
	一〇	一下肢ノ三大關節中ノ一關節ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ
五級	一	兩眼ノ眼球ニ著シキ調節機能障害又ハ運動障害ヲ殘スモノ

	二	兩眼ノ眼瞼ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノ
	三	一眼ノ眼瞼ニ著シキ缺損ヲ殘スモノ
	四	鼓膜ノ中等度ノ缺損其ノ他ニ因リ一耳ノ聽力四十糎以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得ザルモノ
	五	脊柱ニ畸形ヲ殘スモノ
	六	一手ノ中指又ハ環指ヲ失ヒタルモノ
	七	一手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用ヲ廢シタルモノ
	八	一足ノ第一趾ヲ併セ二趾以上ノ用ヲ廢シタルモノ
	九	胸腹部臟器ニ障害ヲ殘スモノ
六級	一	一眼ノ眼球ニ著シキ調節機能障害又ハ運動障害ヲ殘スモノ
	二	一眼ノ眼瞼ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノ
	三	七齒以上ニ對シ齒科補綴ヲ加ヘタルモノ
	四	一耳ノ耳殼ノ大部分ヲ缺損シタルモノ
	五	鎖骨、胸骨、肋骨、肩押骨又ハ骨盤骨ニ著シキ畸形ヲ殘スモノ
	六	一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ
	七	一下肢ノ三大關節中ノ一關節ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ
	八	長管骨ニ畸形ヲ殘スモノ
	九	一手ノ中指又ハ環指ノ用ヲ廢シタルモノ

	一〇	一足ノ第二趾ヲ失ヒタルモノ、第二趾ヲ併セ二趾ヲ失ヒタルモノ又ハ第三趾以下ノ三趾ヲ失ヒタルモノ
	一一	一足ノ第一趾又ハ他ノ四趾ノ用ヲ廢シタルモノ
	一二	局部ニ頑固ナル神經症狀ヲ殘スモノ
	一三	男子ノ外貌ニ著シキ醜狀ヲ殘スモノ
	一四	女子ノ外貌ニ醜狀ヲ殘スモノ
七級	一	一眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ
	二	一眼ニ半盲症、視野狹窄又ハ視野變狀ヲ殘スモノ
	三	兩眼ノ眼瞼ノ一部ニ缺損ヲ殘シ又ハ睫毛禿ヲ殘スモノ
	四	一手ノ小指ヲ失ヒタルモノ
	五	一手ノ拇指ノ指骨ノ一部ヲ失ヒタルモノ
	六	一手ノ示指ノ指骨ノ一部ヲ失ヒタルモノ
	七	一手ノ示指ノ末關節ニ屈伸不能ヲ來シタルモノ
	八	一下肢ヲ一糎以上短縮シタルモノ
	九	一足ノ第三趾以下ノ二趾又ハ二趾ヲ失ヒタルモノ
	一〇	一足ノ第二趾ノ用ヲ廢シタルモノ、第二趾ヲ併セ二趾ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ第三趾以下ノ三趾ノ用ヲ廢シタルモノ
八級	一	一眼ノ眼瞼ノ一部ニ缺損ヲ殘シ又ハ睫毛禿ヲ殘スモノ

二	三歯以上ニ對シ歯科補綴ヲ加ヘタルモノ
三	上肢ノ露出面ニ手掌面大ノ醜痕ヲ殘スモノ
四	下肢ノ露出面ニ手掌面大ノ醜痕ヲ殘スモノ
五	一手ノ小指ノ用ヲ廢シタルモノ
六	一手ノ拇指及示指以外ノ指骨ノ一部ヲ失ヒタルモノ
七	一手ノ拇指及示指以外ノ指ノ末關節ノ屈伸不能ヲ來シタルモノ
八	一足ノ第三趾以下ノ一趾又ハ二趾ノ用ヲ廢シタルモノ
九	局部ニ神經症狀ヲ殘スモノ
一〇	男子ノ外貌ニ醜狀ヲ殘スモノ
備考	別表第六ノ備考ト同ジ

別表第八

被保険者タリシ期間	昭和十五年六月一日前十五年間ニ於テ第十七條ノ規定ニ依ル被保険者ト爲ルベキ資格ヲ有スル船員トシテ船舶ニ乘組ミタル期間									
	五年以上	六年以上	七年以上	八年以上	九年以上	十年以上	十一年以上	十二年以上	十三年以上	十四年以上
一年以上										
二年以上										
三年以上										
四年以上										
五年以上										
六年以上										
七年以上										
八年以上										
九年以上										
十年以上										
十一年以上										
十二年以上										
十三年以上										
十四年以上										

附則

第一條　この法律は、昭和二十三年九月一日から、これを施行する。

第二條　第四十九條ノ三第一項中「平均標準報酬月額」とあるのは、当分の間、これを「最終標準報酬月額」と読み替えるものとする。

第三條　この法律施行の日において、職務上の事由に因る障害年金又は遺族年金の支給を受ける権利を有する者に支給する障害年金又は遺族年金の額は、第四十一條若しくは第五十條ノ二又は船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第百三号）附則第二條若しくは第三條の規定にかかわらず、従前の障害年金又は遺族年金の額の五倍に相当する額とする。但し、昭和二十二年十二月一日から、この法律施行の日までの間において、障害年金又は遺族年金の支給を受ける権利を有する者に支給する額については、この限りでない。

従来、船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第百三号）附則第三條の適用を受ける障害年金及び遺族年金であつて、前項の規定により増額されたものに関する國庫の負担すべき

費用については、なお同條の規定によるものとする。

第四條　保險料率は、當分の間、第五十九條第四項の規定にかかわらず、第十七條の規定による被保險者であつて第三十三條ノ三第二項の規定に該當しないものについては、その標準報酬月額百円について十一円五十錢の割合、同條同項の規定に該當するものについては、その標準報酬月額百円について九円三十錢の割合とする。

第五條　前條に規定する保險料率によつて計算した保險料額の負担割合は、當分の間第六十條第一項の規定にかかわらず、第十七條の規定による被保險者であつて第三十三條ノ三第二項の規定に該當しないものについては、被保險者において、保險料額の十一・五分の七・五、船舶所有者において保險料額の十一・五分の四、同條同項の規定に該當するものについては、被保險者において、保險料額の九・三分の二・九、船舶所有者において、九・三分の六・四とする。

第六條　第四條の改正規定及び第四條ノ二の規定にかかわらず、養老年金の額（第五十條ノ二第一項第一号から第三号までの規定による遺族年金の額の計算の基礎となるべき養老年金の額を含む。）の計算に関しては、附則第四條に規定する期間の標準報酬月額は、これを五百円とする。

標準報酬等級	標準報酬月額
第一級	三百圓
第二級	四百五十圓以上七百五十圓未滿
第三級	七百五十圓以上千五十圓未滿
第四級	千五十圓以上千三百五十圓未滿
第五級	千三百五十圓以上千六百五十圓未滿
第六級	千六百五十圓以上千九百五十圓未滿
第七級	千九百五十圓以上二千二百五十圓未滿
第八級	二千二百五十圓以上二千五百五十圓未滿
第九級	二千五百五十圓以上二千八百五十圓未滿
第十級	二千八百五十圓以上三千百五十圓未滿
第十一級	三千百五十圓以上三千四百五十圓未滿
第十二級	三千四百五十圓以上三千七百五十圓未滿
第十三級	三千七百五十圓以上四千百五十圓未滿
第十四級	四千百五十圓以上四千三百五十圓未滿
第十五級	四千三百五十圓以上四千六百五十圓未滿
第十六級	四千六百五十圓以上四千九百五十圓未滿
第十七級	四千九百五十圓以上五千二百五十圓未滿
第十八級	五千二百五十圓以上五千五百五十圓未滿
第十九級	五千五百五十圓以上五千八百五十圓未滿
第二十級	五千八百五十圓以上六千百五十圓未滿
第二十一級	六千百五十圓以上六千四百五十圓未滿
第二十二級	六千四百五十圓以上六千七百五十圓未滿
第二十三級	六千七百五十圓以上七千五十圓未滿
第二十四級	七千五十圓以上七千三百五十圓未滿
第二十五級	七千三百五十圓以上七千六百五十圓未滿
第二十六級	七千六百五十圓以上七千九百五十圓未滿
第二十七級	七千九百五十圓以上

第七條　この法律施行の際、現に存する保險審査官、船員保險審査会及びその職員は、この法律に基く相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

◎厚生年金保險法等の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月十日）（大藏・厚生）
（法律第百二十七号）（大臣署名）

厚生年金保險法等の一部を改正する法律

第一條　厚生年金保險法（昭和十六年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

「主務大臣」を「厚生大臣」に改める。

第三條第一項中「又ハ俸給及之ニ準ズベキモノヲ謂フ」を「、俸給、手當又ハ賞與及之ニ準ズベキモノヲ謂フ但シ臨時ニ受クルモノ及三月ヲ超ユル期間毎ニ受クル手當又ハ賞與及之ニ準ズベキモノハ此ノ限ニ在ラズ」に改め、同條第二項を次のように改める。

報酬ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノモノナル場合ニ於テハ其ノ價額ハ其ノ地方ノ時價ニ依リ行政廳之ヲ定ム。

第四條第二項を次のように改める。

標準報酬ハ被保險者ノ報酬月額ニ基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム

標準報酬等級	標準報酬月額
第一級	三百圓
第二級	四百五十圓以上七百五十圓未滿
第三級	七百五十圓以上千五十圓未滿
第四級	千五十圓以上千三百五十圓未滿
第五級	千三百五十圓以上千六百五十圓未滿
第六級	千六百五十圓以上千九百五十圓未滿
第七級	千九百五十圓以上二千二百五十圓未滿
第八級	二千二百五十圓以上二千五百五十圓未滿
第九級	二千五百五十圓以上二千八百五十圓未滿
第十級	二千八百五十圓以上三千百五十圓未滿
第十一級	三千百五十圓以上三千四百五十圓未滿
第十二級	三千四百五十圓以上三千七百五十圓未滿
第十三級	三千七百五十圓以上四千百五十圓未滿
第十四級	四千百五十圓以上四千三百五十圓未滿
第十五級	四千三百五十圓以上四千六百五十圓未滿
第十六級	四千六百五十圓以上四千九百五十圓未滿
第十七級	四千九百五十圓以上五千二百五十圓未滿
第十八級	五千二百五十圓以上五千五百五十圓未滿
第十九級	五千五百五十圓以上五千八百五十圓未滿
第二十級	五千八百五十圓以上六千百五十圓未滿
第二十一級	六千百五十圓以上六千四百五十圓未滿
第二十二級	六千四百五十圓以上六千七百五十圓未滿
第二十三級	六千七百五十圓以上七千五十圓未滿
第二十四級	七千五十圓以上七千三百五十圓未滿
第二十五級	七千三百五十圓以上七千六百五十圓未滿
第二十六級	七千六百五十圓以上七千九百五十圓未滿
第二十七級	七千九百五十圓以上

標準報酬ハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日ノ現在ニ依リ之ヲ定ム

標準報酬ハ被保険者ノ報酬ガ其ノ増減アリタルニ因リ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬ニ該當セザルニ至リタルトキハ其ノ増減アリタル日ノ現在ニ依リ之ヲ變更ス

前項ノ規定ニ依ル標準報酬ノ變更ハ報酬ニ増減アリタル日ガ属スル月ノ翌月（報酬ニ増減アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月）ヨリ之ヲ爲ス

第二十二條ノ規定ニ依ル被保険者ノ標準報酬ハ引續キ従前ノモノニ依ル但シ其ノ者ノ申請アリタルトキハ其ノ申請ニ依リ其ノ者ノ標準報酬ヲ減額ス

第五項ノ規定ハ前項但書ノ規定ニ依リ標準報酬ヲ減額スル場合ニ之ヲ準用ス

第四條ノ二　被保険者ノ報酬月額ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス

一　月、週其ノ他一定期間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日ノ現在ニ於ケル報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ總日數ヲ以テ除シテ得タル額ノ三十倍ニ相當スル額

二　日、時間、稼高又ハ請負ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日ノ屬スル月前一月間ニ現ニ使用セラルル事業ニ於テ同様ノ業務ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受クル者ノ報酬ノ額ヲ平均シタル額

前項ノ規定ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日ノ屬スル月前一月間ニ受ケタル報酬ノ額

三　前二號ノ規定ニ依リ算定シ難キモノニ付テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日前一月間ニ其ノ地方ニ於テ同樣ノ業務ニ従事シ同樣ノ報酬ヲ受クル者ガ受ケタル報酬ノ額

四　前各號ノ二以上ニ該當スル報酬ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

五　同時ニ二以上ノ事業所ニ於テ報酬ヲ受クル場合ニ於テハ各事業所ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

被保険者ノ報酬月額ガ前項ノ規定ニ依リ算定シ難キトキ又ハ同項ノ規定ニ依リテ算定シタル額ガ著シク不當ナルトキハ同項ノ規定ニ拘ラズ行政廳ニ於テ之ヲ算定ス

第五條中「、養老年金、障害年金、遺族年金、脫退手當金又ハ第三十三條、第三十四條、第三十八條、第三十九條、第四十七條若ハ第五十一條ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クル權利ハ五年ヲ經過シタルトキ」を削る。

第十一條第二項を次のように改める。

前項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲サントスルトキハ行政廳ハ納付義務者ニ對シ督促狀ヲ發スベシ

前項ノ規定ニ依ル督促ハ納付義務者ガ健康保険法第十一條ノ規定ニ依リ督促ヲ受クル者ナルトキハ同法同條ノ規定ニ依ル督促狀ニ併記シテ發スルコトヲ得

行政廳ハ督促狀ヲ發シタルトキハ督促手數料トシテ十圓ヲ徴收ス但シ前項ノ規定ニ依ル督促狀ヲ發シタルトキハ督促手數料ハ之ヲ徴收セズ

第十一條ノ二　前條第一項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ保険料額百圓ニ付一日五錢ノ割合ヲ以テ納期限ノ翌日ヨリ保険料完納又ハ財産差押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ依リ計算シタル延滯金ヲ徴收ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合又ハ滯納ニ付酌量スベキ情狀アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　納入ノ告知書一通ノ保険料額百圓未滿ナルトキ

二　納期ヲ繰上ゲ徴收ヲ爲ストキ

三　納付義務者ノ住所及居所ガ國内ニ在ラザル爲又ハ其ノ住所及居所共ニ不明ナル爲公示送達ノ方法ニ依リ納入ノ告知又ハ督促ヲ爲シタルトキ

延滯金ハ督促狀ニ指定シタル期限迄ニ保険料ヲ完納シタルトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ計算シタル金額ガ一圓未滿ナルトキハ之ヲ徴收セズ

第十四條　削除

第十五條　削除

第十六條本文中「事業所（事務所ヲ含ム）」に改め、同條但書を削り、同條第一号（ト）中「物ノ販賣」の下に「又ハ配給」を加え、同條第二号を次のように改める。

國又ハ法人ノ事務所ニシテ常時五人以上ノ從業員ヲ使用スルモノ

第十六條ノ三第二項中「第十六條但書」を「第十六條ノ二」に改め、同條を第十六條ノ二第一項中「前條」を「第十六條」に改め、同條を第十六條ノ三とし、同條の前に次の一條を加える。

第十六條ノ二　前條ノ規定ニ拘ラズ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ厚生年金保険ノ被保険者トセズ

一　國、地方公共團體又ハ法人ニ使用セラルル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ

（イ）恩給法ノ適用ヲ受クルモノ

（ロ）法律ニ依リ組織セラレタル共濟組合ノ組合員

（ハ）吏員

（ニ）都道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ事務所ニ使用セラルル者

（ホ）都道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ事業ニシテ前條第一號（ト）乃至（ル）ニ掲グルモノノ事業所ニ使用セラルル者

二　船員保険ノ被保険者

三　臨時ニ使用セラルル者ニシテ左ニ掲グルモノ但シ（イ）ニ掲グル者ニシテ所定ノ期間ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキ又ハ（ロ）ニ掲グル者ニシテ一月ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

（イ）二月以内ノ期間ヲ定メテ使用セラルル者

（ロ）日日雇入レラルル者

四　事業所ノ所在地ノ一定セザル事業所ニ使用セラルル者
五　季節的業務ニ使用セラルル者但シ繼續シテ四月ヲ超エ使用セラルベキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ
六　臨時的事業ノ事業所ニ使用セラルル者但シ繼續シテ六月ヲ超エ使用セラルベキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ
七　生命保險會社ニ使用セラレ保險契約者ノ募集勸誘ニ從事スル者ニシテ常時一定ノ報酬ヲ受ケザルモノ

第十七條　第十六條第一項中「第十六條ノ二」を「第十六條ノ三」に、同條第二項中「第十六條但書」を「第十六條ノ二」に改める。

第十八條中「第十六條ノ二」を「第十六條ノ三」に改める。

第十九條及び第二十條中「第十六條ノ三」を「第十六條ノ四」に、「第十六條但書」を「第十六條ノ二」に改める。

第二十條ノ二第一項中「第十六條ノ三」を「第十六條ノ四」に改める。

第二十二條第一項中「ハ政令ノ定ムル所ニ依リ」を「其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ三月以內ニ申請ヲ爲ストキハ其ノ者ハ」に改め、同條第二項を次のように改める。

前項ノ期限ヲ經過シタル後ノ申請ト雖モ行政廳ニ於テ正當ノ事由アリト認ムルトキハ其ノ申請ハ之ヲ受理スルコトヲ得

第二十四條第四項中「差額」を「一時金」に改める。

第二十五條中「前條」を「前條及第二十五條ノ二」に、「同條ノ規定ニ依リ計算シタル期間」を「前條及第二十五條ノ二ノ規定ニ依リ計算シタル期間」に、「賓期間ハ同條ノ規定ニ依リ之ヲ計算ス」を「賓期間ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ」に改める。

第三章中「平均報酬月額」を「平均標準報酬月額」に、「平均報酬日額」を「平均標準報酬日額」に、「報酬月額」を「標準報酬月額」に改める。

第二十三條　前條ノ規定ニ依ル被保險者ハ左ニ揭グル場合ノ一ニ該當スルニ至リタル日ノ翌日（第三號ノ場合ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ日）ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

一　死亡シタルトキ
二　第十六條、第十六條ノ四及第十七條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ期間ト前條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ期間トヲ合算シテ二十年ニ達シタルトキ
三　第十六條、第十六條ノ四又ハ第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲リタルトキ
四　被保險者ノ資格ヲ喪失セントスル申請ヲ爲シタルトキ
五　保險料（初テ納付スベキ保險料ヲ除ク）ヲ滯納シ第十一條第一項ノ規定ニ依ル指定ノ期限迄ニ其ノ保險料ヲ納付セザルトキ

第二十五條ノ二　第二十四條第一項、第三項及第四項ノ規定ハ坑內夫タル被保險者ガ坑內夫タル被保險者以外ノ被保險者ト爲リタル場合又ハ坑內夫タル被保險者以外ノ被保險者ガ坑內夫タル被保險者ト爲リタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十六條　遺族年金ヲ受クベキ遺族ノ範圍ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ配偶者（屆出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同樣ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下同ジ）、子、父母、孫及祖父母ニシテ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタルモノトス

被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時胎兒タル子ハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ出生ノ日ヨリ當該被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル子ト看做ス

第一項ノ規定ニ拘ラズ被保險者若ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時十六歲以上ノ子若ハ孫又ハ被保險者若ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時六十歲未滿ノ父、母、祖父若ハ祖母ハ之ヲ遺族トセズ但シ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具廢疾ニ因リ勞働能力ナキ者ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十六條ノ二　遺族年金ヲ受クベキ遺族ノ順位ハ前條第一項ニ揭グル順位ニ依ル

父母ニ付テハ養父母ヲ先ニシ實父母ヲ後ニシ祖父母ニ付テハ養父母ノ父母ヲ先ニシ實父母ノ父母ヲ後ニス

先順位者タルベキ者ガ後順位者タルベキ者ヨリ又ハ同順位者タルベキ者ガ其ノ他ノ同順位者タルベキ者ヨリ後ニ生ズルニ至リタルトキハ前二項ノ規定ハ其ノトキヨリ之ヲ適用ス

第二十六條ノ三　第三十三條、第三十四條、第三十八條又ハ第四十七條ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クベキ遺族ノ範圍ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ配偶者、子、父母、孫及祖父母トス

前項ノ一時金ヲ受クベキ遺族ノ順位ハ同項ニ揭グル順位ニ依ル前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十六條ノ四　前條第一項ノ規定ニ該當スル遺族ナキ場合ニ於テ同條同項ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クベキ遺族ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者トス但シ二人以上在ル場合ニ於テ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ遺言又ハ厚生大臣ニ對シテ爲シタル豫告ニ依リ其ノ者ノ中一人ヲ特ニ指定シタルトキハ其ノ者トス

第二十六條ノ五　第二十六條第一項、第三項及第二十六條ノ二ノ規定ハ第三十條ノ二ノ規定ニ依ル支給金又ハ第三十九條若ハ第四十七條ノ七ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クベキ遺族ノ範圍及順位ニ之ヲ準用ス

前項ニ於テ準用スル第二十六條第一項及第三項ニ規定スル遺族ノ範圍ニ屬スル遺族ナキ場合ニ於テハ第二十六條ノ三及前條ノ規定ハ同項ノ支給金又ハ一時金ヲ受クベキ遺族ノ範圍及順位ニ之ヲ準用ス

第二十六條ノ六　寡婦年金若ハ鰥夫年金又ハ遺兒年金ヲ受クベキ配偶者又ハ子ノ範圍ハ被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害

年金ヲ受クル者ノ配偶者又ハ子（被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタルモノニ限ル）ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノトス

一　被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時五十歲以上ノ寡婦

二　被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時五十歲未滿ノ寡婦ニシテ被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時其ノ者ノ子ニシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル十六歲未滿ノ子又ハ被保險者、被保險者タリシ者若ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具癈疾ニ因リ勞働能力ナキ子ノアルモノ

三　被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時五十五歲以上ノ鰥夫

四　被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時十六歲未滿ノ子

五　前各號ニ掲グルモノノ外被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具癈疾ニ因リ勞働能力ナキ者

第二十六條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十七條中「及遺族年金」を「、遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金及遺兒年金」に改め、同條に次の一項を加える。

養老年金、障害年金、遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金及遺兒年金ハ毎年二月、五月、八月及十一月ノ四期ニ於テ各其ノ前月分迄

ヲ支給ス但シ前支給期月ニ支給スベカリシ年金又ハ年金受給者ガ其ノ年金ヲ受クベキ權利ヲ失ヒタル場合ニ於テノ其ノ期ノ年金ハ支給期月ニ非ザル時期ニ於テモ之ヲ支給ス

第三十三條中「死亡シタル際」の下に「（其ノ者ノ死亡當時胎兒タル子在ルトキハ其ノ子出生ノ際）」を加え、「遺族年金ノ支給」を「遺族年金」に、「既ニ支給ヲ受ケタル養老年金及障害年金」を「既ニ支給ヲ受ケタル養老年金」に改める。

第三十四條第一項中「死亡シタル際」の下に「（其ノ者ノ死亡當時胎兒タル子在ルトキハ其ノ子出生ノ際）」を加え、「遺族年金ノ支給」を「遺族年金」に改め、同項に次の但書を加える。

但シ既ニ支給ヲ受ケタル障害年金アルトキハ其ノ支給ヲ受ケタル障害年金ノ總額ヲ控除シタル殘額ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス

第三十六條第一項中「政令ノ定ムル期間内」を「其ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付醫師又ハ齒科醫師ノ診療ヲ受ケタル日（健康保險ノ被保險者タル被保險者ニ在リテハ健康保險法ニ依ル療養ノ給付ヲ受ケタル日）ヨリ起算シ二年以内」に、「政令ノ定ムル程度」を「別表第一ニ定ムル程度」に、「又ハ一時金」を「別表第二ニ定ムル程度ノ癈疾ノ狀態ニ在ル者ニハ一時金」に改める。

第三十七條第一項を次のように改める。

障害年金又ハ障害手當金ノ額ハ平均標準報酬月額ニ別表第三ニ定ムル月數ヲ乘ジテ得タル金額トス

第三十七條ノ二　別表第一ニ定ムル癈疾ノ程度一級ニ該當スルニ因リ障害年金ヲ受クル者ノ配偶者又ハ子ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ在ルトキハ其ノ配偶者又ハ子一人ニ付二千四百圓ヲ前條各項ノ金額ニ加給ス

一　障害年金ヲ受クル者ガ癈疾ト爲リタル當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル配偶者又ハ十六歲未滿ノ子

二　障害年金ヲ受クル者ガ癈疾ト爲リタル當時ヨリ引續キ不具癈疾ニ因リ勞働能力ナキ配偶者又ハ子

第三十八條中「死亡シタル際」の下に「（其ノ者ノ死亡當時胎兒タル子在ルトキハ其ノ子出生ノ際）」を加え、「遺族年金ノ支給」を「遺族年金」に改める。

第三十九條第三項中「前項」を「第一項」に改め、同條同項中「死亡シタル場合」の下に「又ハ寡婦年金、鰥夫年金若ハ遺兒年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ在ル場合」を加える。

第四十條　養老年金及障害年金又ハ二以上ノ障害年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ニハ左ノ區別ニ依リ其ノ一ヲ支給ス

一　年金ノ額ガ異ナルトキハ其ノ額ノ中最高額ノ年金

二　養老年金ノ額ト障害年金ノ額トガ同ジキトキハ障害年金

三　二以上ノ障害年金ノ額ガ同ジキトキハ從前ノ障害年金

前項ニ規定スル者ガ第三十五條第一項又ハ第三十六條第一項但書前段若ハ第四十一條ノ規定ニ該當スルニ至リタルニ因リ養老年金ノ支給ヲ停止セラレタルトキ又ハ障害年金ノ支給ヲ受ケザルニ至リタルトキハ爾後前項ノ規定ニ依リ支給セラレザリシ年金ヲ支給ス

第四十六條中「遺族年金ノ支給」を「遺族年金」に、「場合」を「際（被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時胎兒タル子在ルトキハ其ノ子出生ノ際）」に、「後順位者」を「者」に改める。

第五節を第六節とし、以下第七節まで一節ずつ繰下げ、第四十七條の次に左の一節を加える。

第五節　寡婦年金、鰥夫年金及遺児年金

第四十七條ノ二　被保險者タリシ期間六月以上二十年未滿ナル被保險者ガ死亡シタル場合若ハ被保險者ノ資格喪失前ニ發シタル疾病若ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ因リ其ノ資格喪失後二年以內ニ死亡シタル場合又ハ別表第一ニ定ムル癈疾ノ程度一級ニ該當シタル因リ障害年金ヲ受クル者ガ死亡シタル場合ニ於テハ其ノ者ノ寡婦若ハ鰥夫又ハ子ニ對シ寡婦年金若ハ鰥夫年金又ハ遺児年金ヲ支給ス但シ遺児年金ハ同一ノ事由ニ因リ寡婦年金又ハ鰥夫年金ヲ支給スベキトキハ其ノ期間之ヲ支給セズ

第四十七條ノ三　寡婦年金若ハ鰥夫年金又ハ遺児年金ノ額ハ前條ニ規定スル被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ平均標準報酬月額ノ二月分トス

遺児年金ヲ受クベキ子二人以上在ルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ子ノ中一人ヲ除キタル子一人ニ付二千四百圓ヲ增額シタル額ヲ以テ遺児年金ノ額トス

第四十七條ノ四　第二十六條ノ六第一項第二號ニ規定スル子在ルトキハ其ノ子一人ニ付二千四百圓ヲ前條第一項ノ寡婦年金ノ額ニ加給ス

第四十七條ノ五　寡婦年金若ハ鰥夫年金又ハ遺児年金ヲ受クル者ガ第四十六條各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ者ハ寡婦年金若ハ鰥夫年金又ハ遺児年金ヲ受クル權利ヲ失フ

第四十七條ノ六　寡婦年金又ハ鰥夫年金ノ支給ヲ受クル者ガ一年以上所在不明ナルトキハ遺児年金ノ支給ヲ受クベキ者ノ申請ニ依リ所在不明中其ノ者ニ支給スベキ寡婦年金又ハ鰥夫年金ノ支給ヲ停止スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ寡婦年金又ハ鰥夫年金ノ支給ヲ停止シタル場合ニ於テハ停止期間中遺児年金ヲ支給ス

第四十六條ノ二ノ規定ハ遺児年金ノ支給ヲ受クル者ガ一年以上所在不明ナル場合ニ之ヲ準用ス

第四十七條ノ七　寡婦年金又ハ鰥夫年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ其ノ權利ヲ失ヒタル際（第四十七條ノ二第一項ニ規定スル被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時胎児タル子在ルトキハ其ノ子出生ノ際）遺児年金ヲ受クベキ子ナキトキ又ハ遺児年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ其ノ權利ヲ失ヒタル際（第四十七條ノ二第一項ニ規定スル被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時胎児タル子在ルトキハ其ノ子出生ノ際）他ニ遺児年金ヲ受クベキ子ナキトキハ第二項ノ規定ニ依ル一時金ヲ被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ遺族ニ支給ス但シ既ニ受ケタル障害年金　寡婦年金、鰥夫年金又ハ遺児年金アルトキハ其ノ支給ヲ受ケタル年金ノ總額ヲ控除シタル殘額ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス

前項ノ一時金ノ額ハ第四十七條ノ二第二項ニ規定スル被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ガ死亡シタル場合ニ於テ其ノ者又ハ其ノ者ノ遺族ガ被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡ノ際支給ヲ受クルコトヲ得ベカリシ脫退手當金ニ相當スル額トス

第三十九條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十八條　被保險者タリシ期間五年以上二十年未滿ナル者ガ死亡シタルトキ又ハ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル後五十歳ヲ超エタルトキ若ハ五十歳ヲ超エ被保險者ノ資格ヲ喪失シタルトキハ脫退手當金ヲ支給ス

被保險者タリシ期間六月以上二十年未滿ナル被保險者ガ死亡ニ因リ被保險者ノ資格ヲ喪失シタルトキ又ハ被保險者タリシ期間六月以上二十年未滿ナル女子タル被保險者ガ婚姻又ハ分娩ノ爲被保險者ノ資格ヲ喪失シタルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ脫退手當金ヲ支給ス

前二項ノ規定ニ拘ラズ現ニ被保險者タル者、健康保險法ノ規定ニ依ル傷病手當金若ハ出産手當金ノ支給ヲ受クル者、又ハ失業保險法ノ規定ニ依ル失業保險金ノ支給ヲ受クル者ニ對シテハ之ヲ脫退手當金ハ之ヲ支給セズ

第一項又ハ第二項ノ規定ハ第三十一條第一項後段又ハ第四十七條ノ二若ハ第四十七條ノ七ノ規定ニ該當スル者ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第四十九條中「別表第二」を「別表第四」に改める。

第四十九條ノ二を削る。

合ヲ其ノ保險給付ニ要スル費用ニ乘ジテ得タル額ノ十分ノ一

第五十八條第二項を削る。

第五十八條ノ二　保險料額ハ第二十四條第一項（第二十五條ノ二ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）又ハ第二十四條第二項ノ規定ニ依リ計算シタル被保險者タリシ期間ノ各月ニ付被保險者ノ標準報酬月額ニ保險料率ヲ乘ジテ得タル額トス

保險料率ハ坑內夫タル被保險者ニ關シテハ千分ノ百二十三、其ノ他ノ男子タル被保險者ニ關シテハ千分ノ九十四及女子タル被保險者ニ關シテハ千分ノ五十五トス

第六十條ノ二　每月ノ保險料ハ翌月末日（第二十二條ノ規定ニ依ル被保險者ノ納付スベキ保險料ニ付テハ其ノ月ノ十日）迄ニ之ヲ納付スベシ

行政廳ハ保險料納入ノ告知ヲ爲シタル後ニ於テ告知シタル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保險料額ヲ超過スルコトヲ知リタルトキ又ハ納付シタル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保險料額ヲ超過スルコトヲ知リタルトキハ其ノ超過部分ニ關スル納入ノ告知又ハ納付ハ其ノ告知又ハ納付ヲ爲シタル後六月以內ノ期日ニ於テ納付セラルベキ保險料ニ對シ納期ヲ繰上ゲ之ヲ爲シタルモノト看做スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ納期ヲ繰上ゲ納入ノ告知又ハ納付ヲ爲シタルモノト看做シタルトキハ行政廳ハ其ノ旨ヲ當該納付義務者ニ通知スベシ

第六十條ノ三　保險料納付義務者ガ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ納期前ト雖モ保險料ハ遡テ之ヲ徵收スルコトヲ得

一　國稅、地方稅其ノ他ノ公課ノ滯納ニ因リ滯納處分ヲ受クルトキ

二　被保險者ノ使用セラルル事業所ガ廢止セラレタルトキ

三　強制執行ヲ受クルトキ

四　破產ノ宣告ヲ受ケタルトキ

五　競賣ノ開始アリタルトキ

六　被保險者ノ使用セラルル法人ガ解散ヲ爲シタルトキ

第六十一條　事業主ハ被保險者ニ對シ金錢ヲ以テ報酬ヲ支拂フ場合ニ於テハ被保險者ノ負擔スベキ前月分ノ保險料（被保險者ガ其ノ事業ニ使用セラレザルニ至リタル場合ニ於テハ前月分及其ノ月分ノ保險料）ヲ報酬ヨリ控除スルコトヲ得

事業主ハ前項ノ規定ニ依リ保險料ヲ控除シタルトキハ保險料ノ控除ニ關スル計算書ヲ作成シ其ノ控除額ヲ被保險者ニ通知スベシ

「**第五章**　審査ノ請求、訴願及訴訟」を「**第五章**　審査ノ請求及訴訟」に改める。

第六十二條第一項中「社會保險審査會」を「厚生年金保險審査會」に改める。

第六十三條中「主務大臣ニ訴願スルコトヲ得」を「厚生年金保險審査會ニ審査ヲ請求スルコトヲ得」に改める。

第六十四條　保險審査官ハ各都道府縣ニ之ヲ置キ二級ノ地方事務官ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ

第六十五條　厚生年金保險審査會ハ厚生省ニ之ヲ置ク

第六十五條ノ二　厚生年金保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、事業主ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員各三人ヲ以テ之ヲ組織シ各委員ハ厚生大臣之ヲ委囑ス

第六十五條ノ三　委員ノ任期ハ三年トシ一年每ニ委員ノ數ノ三分ノ一ヲ委囑ス

委員ニ缺員ヲ生ジタルトキ新ニ委囑セラレタル委員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第六十五條ノ四　厚生年金保險審査會ニ公益ヲ代表スル委員中ヨリ委員ノ選擧セル會長一人ヲ置ク

會長事故アルトキハ前項ノ規定ニ準ジ選擧セラレタル者其ノ職務ヲ代理ス

第六十五條ノ五　厚生年金保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、事業主ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員夫々一人以上出席スルニ非ザレバ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ズ

第六十五條ノ六　厚生年金保險審査會ノ審査ハ出席シタル委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第六十五條ノ七　保險給付ニ關スル決定ニ關シ不服アル者保險審査官ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保險審査官ニ之ヲ爲スベシ

前項ノ請求ハ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道府縣知事又ハ請求者ノ居住地ヲ管轄スル都道府縣知事若ハ保險審査官ヲ經由シテ之ヲ爲スコトヲ得

審査ノ請求ガ管轄違ナルトキハ保險審査官ハ速ニ之ヲ所轄保險審査官ニ移送シ且ツ其ノ旨ヲ請求者ニ通知スベシ

第六十五條ノ八　保險審査官又ハ厚生年金保險審査會ニ對スル審査ノ請求ハ書面又ハ口頭ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得

第六十五條ノ九　保險審査官又ハ厚生年金保險審査會審査ノ請求ヲ受ケタルトキハ速ニ當事者ノ說明ヲ聽取シ審査ヲ爲スベシ但シ保險給付ヲ受クベキ者ガ出頭スルコト困難ナルトキハ此ノ手續ヲ省キ文書ニ依リ審査ヲ爲スコトヲ得

第六十五條ノ十　保險審査官又ハ厚生年金保險審査會審査ノ爲必要アリト認ムルトキハ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル者、事業主、保險給付ヲ受クベキ者又ハ其ノ他ノ利害關係人若ハ參考人ニ對シ報告ヲ爲サシメ若ハ出頭ヲ命ジ又ハ醫師ニ診斷若ハ檢案ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ保險審査官ノ請求ニ依リ出頭シタル者ニ對シテハ都道府縣知事、厚生年金保險審査會ノ請求ニ依リ出頭シタル者ニ對シテハ厚生大臣政令ノ定ムル所ニ依リ旅費日當及宿泊料ヲ支給ス

第六十五條ノ十一　保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル者、事業主、保險給付ヲ受クベキ者又ハ其ノ他ノ利害關係人若ハ參考人ハ保險審査官又ハ厚生年金保險審査會ニ對シ意見ヲ述ベ參考書類ヲ提示スルコトヲ得

保險給付ヲ受クベキ者審査ノ場合ニ於テ補佐人ヲ必要トスルトキハ補佐人一人ト共ニ出頭スルコトヲ得

審査ノ爲出頭スベキ者出頭スルコト能ハザルトキハ其ノ者ハ代理人ヲ出頭セシムルコトヲ得

第六十五條ノ十二　保險審査官又ハ厚生年金保險審査會ハ事件ノ一部ガ審査ノ決定ヲ爲スニ熟シタルトキハ其ノ部分ニ付先ヅ決定ヲ爲スコトヲ得

第六十五條ノ十三　保險審査官又ハ厚生年金保險審査會審査ノ決定ヲ爲ス場合ハ理由ヲ附シ文書ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第六十五條ノ十四　審査ノ請求者ガ審査ノ決定前ニ死亡シタルトキハ承繼人ニ於テ審査ノ請求手續ヲ受繼グモノトス

第六十五條ノ十五　保險審査官、厚生年金保險審査會ノ委員若ハ其ノ事務ニ從事スル者又ハ之等ノ職ニ在リタル者ハ其ノ職務上知得シタル祕密ヲ漏洩スベカラズ

第六十六條　審査ノ請求又ハ訴ノ提起ハ處分ノ通知又ハ決定書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ六十日以內ニ之ヲ爲スベシ但シ審査ノ請求ニ付テハ保險審査官又ハ厚生年金保險審査會ニ於テ正當ノ事由アリト認ムルトキハ期限經過後ニ於テモ仍之ヲ受理スルコトヲ得

前項ノ訴ノ提起ニ付テハ民事訴訟法第百五十八條第二項及第百五十九條ノ規定ヲ準用ス

第六十六條ノ二　保險審査官及厚生年金保險審査會ノ事務ニ關シテハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十二條　昭和十七年六月一日ニ於テ現ニ使用セラルル事業主ノ事業所又ハ現ニ使用セラルル事業所ニ同日迄引續キ昭和十九年法律第二十一號（勞働者年金保險法中改正法律）ニ依ル改正前ノ第十六條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル者トシテ五年以上使用セラレタル者ニシテ同日ニ於テ同條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲リタルモノガ被保險者ニ在リテハ四十五歲（坑內夫タル被保險者ニ在リテハ四十五歲）ヲ超エ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ其ノ者ニ對スル脫退手當金ノ額ハ第四十九條ノ規定ニ拘ラズ平均標準報酬日額ニ別表第五ニ定ムル日數ヲ乘ジテ得タル金額トス但シ障害手當金ノ支給ヲ受クル者ニ支給スル額ハ障害手當金ノ額ト合算シテ平均標準報酬月額ノ二十四月分ニ相當スル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

前項ノ規定ハ第三十一條第一項後段又ハ第四十七條ノ二ノ規定ニ該當スル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

別表第一ヨリ別表第三マデヲ次ノヨウニ改メル。

別表第一

障害年金ヲ支給スベキ程度ノ變疾ノ狀態

變疾ノ程度	番號	變疾ノ狀態
一	一	兩眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ
	二	一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ 咀嚼ノ機能ヲ變シタルモノ
二		
三		

別表第二

障害手當金ヲ支給スベキ程度ノ變疾ノ狀態

番號	變疾ノ狀態
一	一眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ又ハ兩眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ
二	兩眼ノ眼瞼ニ著シキ缺損ヲ殘スモノ又ハ兩眼ニ半盲症、視野狹窄若ハ視野變狀ヲ殘スモノ
三	鼓膜ノ中等度ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力四〇糎以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得ザルモノ又ハ鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ一耳ノ聽力耳殼ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザル程度以上ノモノ
四	咀嚼及言語又ハ咀嚼若ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ
五	脊柱ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ
六	一上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ
七	一下肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ
八	一上肢ノ三大關節中ノ二關節又ハ三關節ノ用ヲ廢シタルモノ
九	一下肢ノ三大關節中ノ二關節又ハ三關節ノ用ヲ廢シタルモノ 一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ヲ失ヒタルモノ
一〇	十趾ヲ失ヒタルモノ
一一	前各號ニ揭グルモノノ外精神又ハ身體ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ勞働能力ニ高度ノ制限ヲ有スルモノ
一二	一手ノ三指以上ノ用ヲ廢シタルモノ、示指ヲ併セ

二指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指ノ用ヲ廢シタルモノ

一三　一足ノ四趾以上ヲ失ヒタルモノ又ハ第一趾ヲ失ヒタルモノ

一四　一足ノ五趾ノ用ヲ廢シタルモノ

一五　前各號ニ掲グルモノノ外精神、身體又ハ神經系統ノ機能ニ障害ヲ殘シ勞働能力ニ制限ヲ有スルモノ

別表第三

障害年金	廢疾ノ程度	一月數
一級	五月	
二級	四	
障害手當金	一〇	

別表第三の次に次の二表を加える。

別表第四

被保險者タリシ期間	日數
六月以上	一五日
一年以上	三〇
二年以上	五〇
三年以上	七〇

被保險者タリシ期間	五年以上	八年以上	一一年以上	一四年以上	一七年以上
六月以上	二〇日	二〇日	二五日	三〇日	三〇日
一年以上	四〇〇	四〇〇	四五〇	五〇〇	六〇〇
二年以上	六〇〇	八〇〇	六五〇	七五〇	九〇〇
三年以上	八〇〇	一一〇	九〇〇	一〇五	一二〇
四年以上	一〇五〇	一四〇	一一〇	一三五	一五〇
五年以上	一三〇〇	一七〇	一三〇	一六五	一八〇
六年以上	一六〇〇	二〇〇	一五〇	一九五	二一〇
七年以上	一九〇〇	二三〇	一八〇	二二五	二四〇
八年以上	二二〇〇	二六〇	二一〇	二五五	二七〇
九年以上	二五〇〇	二九〇	二四〇	二八五	三〇〇
一〇年以上	二八〇〇	三二〇	二七〇	三一五	三三〇
一一年以上	三一〇〇	三五〇	三〇〇	三四五	三六〇
一二年以上	三四〇〇	三八五	三三〇	三七五	三九〇
一三年以上	三七〇〇	四二〇	三六〇	四〇五	四三〇
一四年以上	四〇五〇	四五五	三九〇	四四〇	四六五
一五年以上	四四〇〇	四九〇	四二〇	四七五	五〇〇
一六年以上	四七五〇	五二五	四五〇	五一〇	五四〇
一七年以上	五一〇〇	五六〇	四八〇	五五五	五八〇
一八年以上	五四五〇	六〇〇〇	五一〇	五九五	六二〇
一九年以上	五八五〇		五四〇	六三五	六六〇
二〇年以上			五七〇	六七五	七〇〇
二一年以上			六〇〇	七一五	七四〇
二二年以上			六三〇	七五五	七八〇
二三年以上			六六〇	七九五	八二〇
二四年以上			六九〇	八三五	八六〇
二五年以上			七二〇	八七五	九〇〇
二六年以上			七五〇	九一五	九四〇
二七年以上			七八〇	九五五	九八〇
二八年以上			八一〇	九九五	一〇二〇
二九年以上			八四〇	一〇三五	一〇六〇
三〇年以上			八七〇	一〇七五	一一〇〇
三一年以上			九〇〇	一一一五	一一四〇
三二年以上			九三〇	一一五五	一一八〇
三三年以上			九六〇	一一九五	一二二〇
三四年以上			九九〇	一二三五	一二六〇
三五年以上			一〇二〇	一二七五	一三〇〇
三六年以上			一〇五〇	一三一五	一三三〇
三七年以上			一〇八〇	一三五五	一三六〇
三八年以上			一一一〇	一三九五	一三九〇
三九年以上			一一四〇	一四三五	一四二〇
四〇年以上			一一七〇	一四七五	一四五〇
四一年以上			一二〇〇	一五一五	一四八〇
四二年以上			一二三〇	一五五五	一五一〇
四三年以上			一二六〇	一五九五	一五四〇
四四年以上			一二九〇	一六三五	一五七〇
四五年以上			一三二〇	一六七五	一六〇〇
四六年以上			一三五〇	一七一五	一六三〇
四七年以上			一三八〇	一七五五	一六六〇
四八年以上			一四一〇	一七九五	一六九〇
四九年以上			一四四〇	一八三五	一七二〇
五〇年以上			一四七〇	一八七五	一七五〇
五一年以上			一五〇〇	一九一五	一七八〇
五二年以上			一五三〇	一九五五	一八一〇
五三年以上			一五六〇	一九九五	一八四〇
五四年以上			一五九〇	二〇三五	一八七〇
五五年以上			一六二〇	二〇七五	一九〇〇
五六年以上			一六五〇	二一一五	一九三〇
五七年以上			一六八〇	二一五五	一九六〇
五八年以上			一七一〇	二一九五	一九九〇
五九年以上			一七四〇	二二三五	二〇二〇
六〇年以上			一七七〇	二二七五	二〇五〇
六一年以上			一八〇〇	二三一五	二〇八〇
六二年以上			一八三〇	二三五五	二一一〇
六三年以上			一八六〇	二三九五	二一四〇
六四年以上			一八九〇	二四四〇	二一七〇
六五年以上			一九二〇	二四八五	二二〇〇
六六年以上			一九五〇	二五二五	二二三〇
六七年以上			一九八〇	二五六五	二二六〇
六八年以上			二〇一〇	二六〇五	二二九〇
六九年以上			二〇四〇	二六四五	二三二〇
七〇年以上			二〇七〇	二六八五	二三五〇
七一年以上			二一〇〇	二七二五	二三八〇
七二年以上			二一三〇	二七六五	二四一〇
七三年以上			二一六〇	二八〇五	二四四〇
七四年以上			二一九〇	二八四五	二四七〇
七五年以上			二二二〇	二八八五	二五〇〇
七六年以上			二二五〇	二九二五	二五三〇
七七年以上			二二八〇	二九六五	二五六〇
七八年以上			二三一〇	三〇〇五	二五九〇
七九年以上			二三四〇	三〇四五	二六二〇
八〇年以上			二三七〇	三〇八五	二六五〇
八一年以上			二四〇〇	三一二五	二六八〇
八二年以上			二四三〇	三一六五	二七一〇
八三年以上			二四六〇	三二〇五	二七四〇
八四年以上			二四九〇	三二四五	二七七〇
八五年以上			二五二〇	三二八五	二八〇〇
八六年以上			二五五〇	三三二五	二八三〇
八七年以上			二五八〇	三三六五	二八六〇
八八年以上			二六一〇	三四〇五	二八九〇
八九年以上			二六四〇	三四四五	二九二〇
九〇年以上			二六七〇	三四八五	二九五〇
九一年以上			二七〇〇	三五二五	二九八〇
九二年以上			二七三〇	三五六五	三〇一〇
九三年以上			二七六〇	三六〇五	三〇四〇
九四年以上			二七九〇	三六四五	三〇七〇
九五年以上			二八二〇	三六八五	三一〇〇
九六年以上			二八五〇	三七二五	三一三〇
九七年以上			二八八〇	三七六五	三一六〇
九八年以上			二九一〇	三八〇五	三一九〇
九九年以上			二九四〇	三八四五	三二二〇
一〇〇年以上			二九七〇	三八八五	三二五〇

勞働者年金保險法中保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定施行ノ日ニ於テ現ニ使用セラルル事業主ノ事業所又ハ現ニ使用セラルル事業所ニ同日迄引續キ強制被保險者トシテ使用セラレタル期間ヲ有スル者トシテ被保險者タルベキ資格ヲ有シ

第二條　勞働者年金保險法中改正法律（昭和十九年法律第二十一号）附則の一部を次のように改正する。

第四條　第十六條ノ改正規定ニ依リ被保險者ト爲リタル者（從前ノ第十六條ノ規定ニ依リ被保險者タリ得ル者ヲ除ク）ニシテ昭和十九年十月一日ニ於テ現ニ使用セラルル事業所ニ同日迄引續キ第十六條ノ改正規定ニ依ル被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル者トシテ五年以上使用セラレ同日ニ於テ同條ノ規定ニ依ル被保險者タルモノガ被保險者タリシ期間二十年未滿ニシテ五十歳（坑內夫タル被保險者ニ在リテハ四十五歳）ヲ超エ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ其ノ者ニ對スル脫退手當金ノ額ハ第四十九條ノ改正規定ニ拘ラズ平均標準報酬日額ニ別表第五ニ定ムル日數ヲ乘ジテ得タル金額ヲトス但シ障害手當金ノ支給ヲ受クル者ニ支給スル額ハ障害手當金ノ額ト合算シテ平均標準報酬月額ノ二十四月分ニ相當スル金額ヲ超エルコトヲ得ズ

前項ノ規定ハ第三十一條第一項後段又ハ第四十七條ノ二ノ規定ニ該當スル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

第三條　健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則の一部を次のように改正する。

第七條中「平均報酬日額」を「平均標準報酬日額」に改め、「又ハ第四十九條ノ二」を削る。

附　則

第一條　この法律は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。

第二條　この法律施行の日前に被保險者の資格を取得して、この法律施行の日まで引き續いて被保險者の資格のある者の標準報酬については、その者が同日において被保險者の資格を取得したものとみなして、これを算定する。

第三條　厚生年金保險法第三十七條の改正規定による平均標準報酬月額は、当分の間、同條の規定にかかわらず、その平均標準報酬月額より、被保險者又は被保險者であつた者が疾病又は負傷の発した日の属する月前三月間（継続して被保險者であつた期間が三月未満であるときは、其の期間。以下同じ。）の標準報酬月額を平均した標準報酬月額（この標準報酬月額より、その疾病又は負傷の発した日の属する月前三月間の標準報酬月額を平均した標準報酬月額（この額より、その被保險者の資格喪失の日の属する月前三月間の標準報酬月額を平均した標準報酬月額）が多額なときは、その標準報酬月額）が多額なときは、その標準報酬月額とする。

第四條　厚生年金保險法第四十七條の三第一項の規定による平均標準報酬月額は、当分の間、同條同項の規定にかかわらず、その平均標準報酬月額より、左の各号の一に掲げる標準報酬月額が多額なときは、その標準報酬月額とする。

一　同法第四十七條ノ二第一項の規定による被保險者又は被保險者であつた者が死亡した場合にあつては、その死亡の原因となつた疾病又は負傷の発した日の属する月前三月間の標準報酬月額を平均した標準報酬月額（この額より、その被保險者の資格喪失の日の属する月前三月間の標準報酬月額を平均した標準報酬月額）が多額なときは、その標準報酬月額

二　同法第四十七條ノ二第一項の規定による障害年金を受ける者が死亡した場合にあつては、障害年金の額の計算の基礎となつた標準報酬月額。

第五條　この法律施行の日において、業務上の事由に因る障害年金を受ける権利のある者に支給する障害年金の額は、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から附則第六條までの規定にかかわらず、從前の遺族年金の額の五倍に相当する額とする。

2　前項の遺族年金の額は、遺族年金を受けることのできる遺族たる子が二人以上あるときは、その子の中一人を除いた子一人について二千四百円を増額した額とする。

第七條　前條第一項の規定により、被保險者又は被保險者であつた者の配偶者に遺族年金を支給する場合においては、その者に遺族年金を受けることのできる遺族たる子があるときは、その子一人について二千四百円を加給する。

第八條　この法律施行の日の翌日以後において、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第五條の規定によつて、障害年金を受ける権利を有するに至つた者があるときは、その者に支給する障害年金の額の算定については、附則第五條の規定を準用する。

第九條　この法律施行の日の翌日以後において、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第五條又は附則第六條の規定によつて、遺族年金を受ける権利を有するに至つた者があるときは、その者に支給する遺族年金の額の算定については、附則第六條の規定を準用する。

第十條　健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から第六條までの規定によつて遺族年金を受ける権利のある者に支給する遺族年金の額は、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から附則第六條までの規定にかかわらず、從前の遺族年金の額の五倍に相当する額とする。

2　前項の遺族年金の額は、遺族年金を受けることのできる遺族たる子が二人以上あるときは、その子の中一人を除いた子一人について二千四百円を増額した額とする。

第一一條　厚生年金保險法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から附則第六條までの規定によつて遺族年金を受ける権利のある者に支給する遺族年金の額は、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から附則第六條までの規定にかかわらず、從前の遺族年金の額の五倍に相当する額とする。

2　前項の遺族年金の額は、遺族年金を受けることのできる遺族たる子が二人以上あるときは、その子の中一人を除いた子一人について二千四百円を増額した額とする。

第一二條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金の額については、なお從前の例による。

第一三條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第一四條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金又は被保險者の死亡に因る遺族年金の額については、なお從前の例による。

第一五條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第一六條　この法律施行の日において、遺族年金を受ける権利のある者に支給する遺族年金の額は、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から附則第六條までの規定にかかわらず、從前の遺族年金の額の五倍に相当する額とする。

2　前項の遺族年金の額は、遺族年金を受けることのできる遺族たる子が二人以上あるときは、その子の中一人を除いた子一人について二千四百円を増額した額とする。

第一七條　前條第一項の規定により、被保險者又は被保險者であつた者の配偶者に遺族年金を支給する場合においては、その者に遺族年金を受けることのできる遺族たる子があるときは、その子一人について二千四百円を加給する。

第一八條　この法律施行の日の翌日以後において、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第五條の規定によつて、障害年金を受ける権利を有するに至つた者があるときは、その者に支給する障害年金の額の算定については、附則第五條の規定を準用する。

第一九條　この法律施行の日の翌日以後において、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第五條又は附則第六條の規定によつて、遺族年金を受ける権利を有するに至つた者があるときは、その者に支給する遺族年金の額の算定については、附則第六條の規定を準用する。

第二〇條　健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から第六條までの規定によつて遺族年金を受ける権利のある者に支給する遺族年金の額は、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から附則第六條までの規定にかかわらず、從前の遺族年金の額の五倍に相当する額とする。

2　前項の遺族年金の額は、遺族年金を受けることのできる遺族たる子が二人以上あるときは、その子の中一人を除いた子一人について二千四百円を増額した額とする。

第二一條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金の額については、なお從前の例による。

第二二條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第二三條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金又は被保險者の死亡に因る遺族年金の額については、なお從前の例による。

第二四條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第二五條　この法律施行の日において、遺族年金を受ける権利のある者に支給する遺族年金の額は、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から附則第六條までの規定にかかわらず、從前の遺族年金の額の五倍に相当する額とする。

2　前項の遺族年金の額は、遺族年金を受けることのできる遺族たる子が二人以上あるときは、その子の中一人を除いた子一人について二千四百円を増額した額とする。

第二六條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金の額については、なお從前の例による。

第二七條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第二八條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金又は被保險者の死亡に因る遺族年金の額については、なお從前の例による。

第二九條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第三〇條　この法律施行の日において、遺族年金を受ける権利のある者に支給する遺族年金の額は、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から附則第六條までの規定にかかわらず、從前の遺族年金の額の五倍に相当する額とする。

2　前項の遺族年金の額は、遺族年金を受けることのできる遺族たる子が二人以上あるときは、その子の中一人を除いた子一人について二千四百円を増額した額とする。

第三一條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金の額については、なお從前の例による。

第三二條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第三三條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金又は被保險者の死亡に因る遺族年金の額については、なお從前の例による。

第三四條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第三五條　この法律施行の日において、遺族年金を受ける権利のある者に支給する遺族年金の額は、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から附則第六條までの規定にかかわらず、從前の遺族年金の額の五倍に相当する額とする。

2　前項の遺族年金の額は、遺族年金を受けることのできる遺族たる子が二人以上あるときは、その子の中一人を除いた子一人について二千四百円を増額した額とする。

第三六條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金の額については、なお從前の例による。

第三七條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第三八條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金又は被保險者の死亡に因る遺族年金の額については、なお從前の例による。

第三九條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第四〇條　この法律施行の日において、遺族年金を受ける権利のある者に支給する遺族年金の額は、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から附則第六條までの規定にかかわらず、從前の遺族年金の額の五倍に相当する額とする。

2　前項の遺族年金の額は、遺族年金を受けることのできる遺族たる子が二人以上あるときは、その子の中一人を除いた子一人について二千四百円を増額した額とする。

第四一條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金の額については、なお從前の例による。

第四二條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第四三條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金又は被保險者の死亡に因る遺族年金の額については、なお從前の例による。

第四四條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第四五條　この法律施行の日において、遺族年金を受ける権利のある者に支給する遺族年金の額は、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から附則第六條までの規定にかかわらず、從前の遺族年金の額の五倍に相当する額とする。

2　前項の遺族年金の額は、遺族年金を受けることのできる遺族たる子が二人以上あるときは、その子の中一人を除いた子一人について二千四百円を増額した額とする。

第四六條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金の額については、なお從前の例による。

第四七條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第四八條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金又は被保險者の死亡に因る遺族年金の額については、なお從前の例による。

第四九條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第五〇條　この法律施行の日において、遺族年金を受ける権利のある者に支給する遺族年金の額は、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から附則第六條までの規定にかかわらず、從前の遺族年金の額の五倍に相当する額とする。

2　前項の遺族年金の額は、遺族年金を受けることのできる遺族たる子が二人以上あるときは、その子の中一人を除いた子一人について二千四百円を増額した額とする。

第五一條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金の額については、なお從前の例による。

第五二條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第五三條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金又は被保險者の死亡に因る遺族年金の額については、なお從前の例による。

第五四條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第五五條　この法律施行の日において、遺族年金を受ける権利のある者に支給する遺族年金の額は、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から附則第六條までの規定にかかわらず、從前の遺族年金の額の五倍に相当する額とする。

2　前項の遺族年金の額は、遺族年金を受けることのできる遺族たる子が二人以上あるときは、その子の中一人を除いた子一人について二千四百円を増額した額とする。

第五六條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金の額については、なお從前の例による。

第五七條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第五八條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金又は被保險者の死亡に因る遺族年金の額については、なお從前の例による。

第五九條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第六〇條　この法律施行の日において、遺族年金を受ける権利のある者に支給する遺族年金の額は、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から附則第六條までの規定にかかわらず、從前の遺族年金の額の五倍に相当する額とする。

2　前項の遺族年金の額は、遺族年金を受けることのできる遺族たる子が二人以上あるときは、その子の中一人を除いた子一人について二千四百円を増額した額とする。

第六一條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金の額については、なお從前の例による。

第六二條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第六三條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金又は被保險者の死亡に因る遺族年金の額については、なお從前の例による。

第六四條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第六五條　この法律施行の日において、遺族年金を受ける権利のある者に支給する遺族年金の額は、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から附則第六條までの規定にかかわらず、從前の遺族年金の額の五倍に相当する額とする。

2　前項の遺族年金の額は、遺族年金を受けることのできる遺族たる子が二人以上あるときは、その子の中一人を除いた子一人について二千四百円を増額した額とする。

第六六條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金の額については、なお從前の例による。

第六七條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第六八條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金又は被保險者の死亡に因る遺族年金の額については、なお從前の例による。

第六九條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第七〇條　この法律施行の日において、遺族年金を受ける権利のある者に支給する遺族年金の額は、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から附則第六條までの規定にかかわらず、從前の遺族年金の額の五倍に相当する額とする。

2　前項の遺族年金の額は、遺族年金を受けることのできる遺族たる子が二人以上あるときは、その子の中一人を除いた子一人について二千四百円を増額した額とする。

第七一條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金の額については、なお從前の例による。

第七二條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第七三條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金又は被保險者の死亡に因る遺族年金の額については、なお從前の例による。

第七四條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第七五條　この法律施行の日において、遺族年金を受ける権利のある者に支給する遺族年金の額は、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から附則第六條までの規定にかかわらず、從前の遺族年金の額の五倍に相当する額とする。

2　前項の遺族年金の額は、遺族年金を受けることのできる遺族たる子が二人以上あるときは、その子の中一人を除いた子一人について二千四百円を増額した額とする。

第七六條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金の額については、なお從前の例による。

第七七條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第七八條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金又は被保險者の死亡に因る遺族年金の額については、なお從前の例による。

第七九條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第八〇條　この法律施行の日において、遺族年金を受ける権利のある者に支給する遺族年金の額は、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から附則第六條までの規定にかかわらず、從前の遺族年金の額の五倍に相当する額とする。

2　前項の遺族年金の額は、遺族年金を受けることのできる遺族たる子が二人以上あるときは、その子の中一人を除いた子一人について二千四百円を増額した額とする。

第八一條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金の額については、なお從前の例による。

第八二條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第八三條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金又は被保險者の死亡に因る遺族年金の額については、なお從前の例による。

第八四條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第八五條　この法律施行の日において、遺族年金を受ける権利のある者に支給する遺族年金の額は、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から附則第六條までの規定にかかわらず、從前の遺族年金の額の五倍に相当する額とする。

2　前項の遺族年金の額は、遺族年金を受けることのできる遺族たる子が二人以上あるときは、その子の中一人を除いた子一人について二千四百円を増額した額とする。

第八六條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金の額については、なお從前の例による。

第八七條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第八八條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金又は被保險者の死亡に因る遺族年金の額については、なお從前の例による。

第八九條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第九〇條　この法律施行の日において、遺族年金を受ける権利のある者に支給する遺族年金の額は、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から附則第六條までの規定にかかわらず、從前の遺族年金の額の五倍に相当する額とする。

2　前項の遺族年金の額は、遺族年金を受けることのできる遺族たる子が二人以上あるときは、その子の中一人を除いた子一人について二千四百円を増額した額とする。

第九一條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金の額については、なお從前の例による。

第九二條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第九三條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金又は被保險者の死亡に因る遺族年金の額については、なお從前の例による。

第九四條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第九五條　この法律施行の日において、遺族年金を受ける権利のある者に支給する遺族年金の額は、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から附則第六條までの規定にかかわらず、從前の遺族年金の額の五倍に相当する額とする。

2　前項の遺族年金の額は、遺族年金を受けることのできる遺族たる子が二人以上あるときは、その子の中一人を除いた子一人について二千四百円を増額した額とする。

第九六條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金の額については、なお從前の例による。

第九七條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第九八條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金又は被保險者の死亡に因る遺族年金の額については、なお從前の例による。

第九九條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第一〇〇條　この法律施行の日において、遺族年金を受ける権利のある者に支給する遺族年金の額は、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から附則第六條までの規定にかかわらず、從前の遺族年金の額の五倍に相当する額とする。

2　前項の遺族年金の額は、遺族年金を受けることのできる遺族たる子が二人以上あるときは、その子の中一人を除いた子一人について二千四百円を増額した額とする。

第一〇一條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金の額については、なお從前の例による。

第一〇二條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第一〇三條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金又は被保險者の死亡に因る遺族年金の額については、なお從前の例による。

第一〇四條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第一〇五條　この法律施行の日において、遺族年金を受ける権利のある者に支給する遺族年金の額は、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から附則第六條までの規定にかかわらず、從前の遺族年金の額の五倍に相当する額とする。

2　前項の遺族年金の額は、遺族年金を受けることのできる遺族たる子が二人以上あるときは、その子の中一人を除いた子一人について二千四百円を増額した額とする。

第一〇六條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金の額については、なお從前の例による。

第一〇七條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第一〇八條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金又は被保險者の死亡に因る遺族年金の額については、なお從前の例による。

第一〇九條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第一一〇條　この法律施行の日において、遺族年金を受ける権利のある者に支給する遺族年金の額は、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から附則第六條までの規定にかかわらず、從前の遺族年金の額の五倍に相当する額とする。

2　前項の遺族年金の額は、遺族年金を受けることのできる遺族たる子が二人以上あるときは、その子の中一人を除いた子一人について二千四百円を増額した額とする。

第一一一條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金の額については、なお從前の例による。

第一一二條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第一一三條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金又は被保險者の死亡に因る遺族年金の額については、なお從前の例による。

第一一四條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第一一五條　この法律施行の日において、遺族年金を受ける権利のある者に支給する遺族年金の額は、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から附則第六條までの規定にかかわらず、從前の遺族年金の額の五倍に相当する額とする。

2　前項の遺族年金の額は、遺族年金を受けることのできる遺族たる子が二人以上あるときは、その子の中一人を除いた子一人について二千四百円を増額した額とする。

第一一六條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金の額については、なお從前の例による。

第一一七條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第一一八條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金又は被保險者の死亡に因る遺族年金の額については、なお從前の例による。

第一一九條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第一二〇條　この法律施行の日において、遺族年金を受ける権利のある者に支給する遺族年金の額は、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から附則第六條までの規定にかかわらず、從前の遺族年金の額の五倍に相当する額とする。

2　前項の遺族年金の額は、遺族年金を受けることのできる遺族たる子が二人以上あるときは、その子の中一人を除いた子一人について二千四百円を増額した額とする。

第一二一條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金の額については、なお從前の例による。

第一二二條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第一二三條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金又は被保險者の死亡に因る遺族年金の額については、なお從前の例による。

第一二四條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第一二五條　この法律施行の日において、遺族年金を受ける権利のある者に支給する遺族年金の額は、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から附則第六條までの規定にかかわらず、從前の遺族年金の額の五倍に相当する額とする。

2　前項の遺族年金の額は、遺族年金を受けることのできる遺族たる子が二人以上あるときは、その子の中一人を除いた子一人について二千四百円を増額した額とする。

第一二六條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金の額については、なお從前の例による。

第一二七條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第一二八條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金又は被保險者の死亡に因る遺族年金の額については、なお從前の例による。

第一二九條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第一三〇條　この法律施行の日において、遺族年金を受ける権利のある者に支給する遺族年金の額は、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から附則第六條までの規定にかかわらず、從前の遺族年金の額の五倍に相当する額とする。

2　前項の遺族年金の額は、遺族年金を受けることのできる遺族たる子が二人以上あるときは、その子の中一人を除いた子一人について二千四百円を増額した額とする。

第一三一條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金の額については、なお從前の例による。

第一三二條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第一三三條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金又は被保險者の死亡に因る遺族年金の額については、なお從前の例による。

第一三四條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第一三五條　この法律施行の日において、遺族年金を受ける権利のある者に支給する遺族年金の額は、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から附則第六條までの規定にかかわらず、從前の遺族年金の額の五倍に相当する額とする。

2　前項の遺族年金の額は、遺族年金を受けることのできる遺族たる子が二人以上あるときは、その子の中一人を除いた子一人について二千四百円を増額した額とする。

第一三六條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金の額については、なお從前の例による。

第一三七條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第一三八條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金又は被保險者の死亡に因る遺族年金の額については、なお從前の例による。

第一三九條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第一四〇條　この法律施行の日において、遺族年金を受ける権利のある者に支給する遺族年金の額は、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から附則第六條までの規定にかかわらず、從前の遺族年金の額の五倍に相当する額とする。

2　前項の遺族年金の額は、遺族年金を受けることのできる遺族たる子が二人以上あるときは、その子の中一人を除いた子一人について二千四百円を増額した額とする。

第一四一條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金の額については、なお從前の例による。

第一四二條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第一四三條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金又は被保險者の死亡に因る遺族年金の額については、なお從前の例による。

第一四四條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第一四五條　この法律施行の日において、遺族年金を受ける権利のある者に支給する遺族年金の額は、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から附則第六條までの規定にかかわらず、從前の遺族年金の額の五倍に相当する額とする。

2　前項の遺族年金の額は、遺族年金を受けることのできる遺族たる子が二人以上あるときは、その子の中一人を除いた子一人について二千四百円を増額した額とする。

第一四六條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金の額については、なお從前の例による。

第一四七條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第一四八條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金又は被保險者の死亡に因る遺族年金の額については、なお從前の例による。

第一四九條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第一五〇條　この法律施行の日において、遺族年金を受ける権利のある者に支給する遺族年金の額は、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から附則第六條までの規定にかかわらず、從前の遺族年金の額の五倍に相当する額とする。

2　前項の遺族年金の額は、遺族年金を受けることのできる遺族たる子が二人以上あるときは、その子の中一人を除いた子一人について二千四百円を増額した額とする。

第一五一條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金の額については、なお從前の例による。

第一五二條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第一五三條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金又は被保險者の死亡に因る遺族年金の額については、なお從前の例による。

第一五四條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第一五五條　この法律施行の日において、遺族年金を受ける権利のある者に支給する遺族年金の額は、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から附則第六條までの規定にかかわらず、從前の遺族年金の額の五倍に相当する額とする。

2　前項の遺族年金の額は、遺族年金を受けることのできる遺族たる子が二人以上あるときは、その子の中一人を除いた子一人について二千四百円を増額した額とする。

第一五六條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金の額については、なお從前の例による。

第一五七條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第一五八條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金又は被保險者の死亡に因る遺族年金の額については、なお從前の例による。

第一五九條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第一六〇條　この法律施行の日において、遺族年金を受ける権利のある者に支給する遺族年金の額は、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から附則第六條までの規定にかかわらず、從前の遺族年金の額の五倍に相当する額とする。

2　前項の遺族年金の額は、遺族年金を受けることのできる遺族たる子が二人以上あるときは、その子の中一人を除いた子一人について二千四百円を増額した額とする。

第一六一條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金の額については、なお從前の例による。

第一六二條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第一六三條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金又は被保險者の死亡に因る遺族年金の額については、なお從前の例による。

第一六四條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第一六五條　この法律施行の日において、遺族年金を受ける権利のある者に支給する遺族年金の額は、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から附則第六條までの規定にかかわらず、從前の遺族年金の額の五倍に相当する額とする。

2　前項の遺族年金の額は、遺族年金を受けることのできる遺族たる子が二人以上あるときは、その子の中一人を除いた子一人について二千四百円を増額した額とする。

第一六六條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金の額については、なお從前の例による。

第一六七條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第一六八條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金又は被保險者の死亡に因る遺族年金の額については、なお從前の例による。

第一六九條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第一七〇條　この法律施行の日において、遺族年金を受ける権利のある者に支給する遺族年金の額は、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から附則第六條までの規定にかかわらず、從前の遺族年金の額の五倍に相当する額とする。

2　前項の遺族年金の額は、遺族年金を受けることのできる遺族たる子が二人以上あるときは、その子の中一人を除いた子一人について二千四百円を増額した額とする。

第一七一條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金の額については、なお從前の例による。

第一七二條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第一七三條　この法律施行の日前に発した疾病又は負傷に因る障害年金又は被保險者の死亡に因る遺族年金の額については、なお從前の例による。

第一七四條　この法律施行の日前に被保險者の資格を喪失した者に支給する脫退手當金の額については、なお從前の例による。

第一七五條　この法律施行の日において、遺族年金を受ける権利のある者に支給する遺族年金の額は、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から附則第六條までの規定にかかわらず、從前の遺族年金の額の五倍に相当する額とする。

2　前項の遺族年金の額は

を受ける者に対しては、厚生年金保険法第四十七條ノ二第一項の規定による年金は、これを支給しない。

第十一條　厚生年金保険法第五十八條ノ二第二項の規定による保険料率は、当分の間、これを坑内夫である被保険者に関しては千分の三十五、その他の男子である被保険者に関しては千分の三十及び女子である被保険者に関しては千分の三十とする。

第十二條　厚生年金保険法第四條の改正規定及び第四條の二の規定にかかわらず、養老年金の額（同法第四十五條の規定による遺族年金の額の計算の基礎となるべき養老年金の額を含む。）の計算に関しては、前條に規定する期間の標準報酬月額は、これを三百円とする。

第十三條　この法律施行の日において、現に存する保険審査官、社会保険審査会及びその職員は、この法律に基く相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

第十四條　厚生年金保険法第五十七條第一項の改正規定は、附則第五條又は附則第六條（附則第八條又は附則第九條の規定によつて準用する場合を含む。）の規定によつて、増額せられる障害年金又は遺族年金のその増額せられる部分については、これを適用しない。

◎未復員者給與法の一部を改正する法律

（昭和二十三年六月二十八日）（大藏大）
（法律第六十一号）（臣署名）

未復員者給與法の一部を改正する法律

未復員者給與法（昭和二十二年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「百五十円」を「二百二十五円」に改める。

第七條中「三百円」を「四百五十円」に改める。

第八條第一項中「二百七十円」を「八百円」に、「三百十円」を「千円」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年四月一日以後において給與事由の生じた給與につき、これを適用する。

◎理容師法の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月二十日）（厚生大）
（法律第百八十一号）（臣署名）

理容師法の一部を改正する法律

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二條　学校教育法第四十七條に規定する者で、厚生大臣の指定した理髪師養成施設において一年以上理髪師たるに必要な智識及び技能を修得した後更に一年以上の実地習練を経た者は、都道府縣知事の免許を受けて理髪師になることができる。その実地習練について必要な規定は、省令で、これを定める。

第三條　学校教育法第四十七條に規定する者で、厚生大臣の指定した美容師養成施設において一年以上美容師たるに必要な智識及び技能を修得した後更に一年以上の実地習練を経た者は、都道府縣知事の免許を受けて美容師になることができる。その実地習練について必要な規定は、省令で、これを定める。

第四條　厚生大臣が第二條及び第三條に規定する理髪師及び美容師の養成施設を指定しようとするときは、理容師養成施設指定協議会に諮問しなければならない。

前項の理容師養成施設指定協議会に関する規定は、省令で、これを定める。

附　則

第二十條　この法律は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。

第二十一條　学校教育法第四十七條に規定する者は、第二條及び第三條の規定にかかわらず、昭和二十八年六月三十日までは、都道府縣知事が行う理髪師又は美容師の試験に合格したときは、免許を受けて理容師になることができる。

前項の試験は、従前の例により行うものとする。

に青年学校職員の俸給その他の給與の負担に関する政令(昭23政28)	
5) 私立学校用地の免租に関する法律(大8法38)	地方税法(法110)
6) 学術研究会議官制(大9勅297)	日本学術会議法(法121)
7) 日本学士院規程(明39勅149)	同　上
8) 日本学士院会員の待遇に関する件(大3勅258)	同　上
9) 新聞出版用紙割当事務局臨時設置制(昭21勅566)	新聞出版用紙割当事務廳設置法(法211)
10) 昭和二十二年法律第八十四号國会図書館法(昭22法84)	國立國会図書館法(法5)

(七) 社　会　法

1) 船員職業紹介法(大11法38)	船員職業安定法(法130)
2) 恩給法臨時特例(昭21法35)	恩給法臨時特例(法190)
3) 政府職員共済組合令(昭15勅827)	國家公務員共済組合法(法69)
4) 警察共済組合令(大9勅44)	同　上
5) 造幣局共済組合令(昭15勅946)	同　上
6) 印刷局共済組合令(昭15勅944)	同　上
7) 專賣局共済組合令(昭15勅945)	同　上
8) 営林局署共済組合令(大8勅306)	同　上
9) 北海道廳営林現業員共済組合令(昭17勅686)	同　上
10) 生糸檢査所共済組合令(昭12勅201)	同　上
11) 鉄道共済組合令(明40勅127)	同　上
12) 逓信共済組合令(昭15勅950)	同　上
13) 民生委員令(昭21勅426)	民生委員法(法198)
14) 國民優生法(昭15法107)	優生保護法(法156)
15) 國民医療法(昭17法70)	医師法(法201)
16) 保健婦助産婦看護婦令(昭22政124)	保健婦助産婦看護婦法(法203)
17) 種痘法(明42法35)	予防接種法(法68)
18) 薬事法(昭18法48)	薬事法(法197)
19) 医薬部外品等取締法(昭22法232)	同　上
20) 日本薬局方調査会官制(昭10勅274)	同　上
1) 医薬品等の封緘及檢査証明の取締に関する件(昭18厚42)	同　上
22) 有害避妊用器具取締規則	同　上

(昭5内40)	
23) 花柳病予防法(昭2法48)	性病予防法(法167)
24) 花柳病予防法特例(昭20厚45)	同　上
25) 家畜に應用する細菌学的予防治療品及診断品取締規則(昭15農38)	薬事法(法197)
26) 阿片法(明30法27)	麻薬取締法(法123)
27) 昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く塩酸ヂアセルチルモルヒネ及其の製剤の所有等の禁止及没収に関する件(昭20厚44)	同　上
28) 昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く麻薬原料植物の栽培，麻薬の製造，輸入及輸出等禁止に関する件(昭20厚46)	同　上
29) 昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特殊物件中の麻薬の保管及受拂に関する件(昭21厚8)	同　上
30) 昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く麻薬取締規則(昭21厚25)	大麻取締法(法124)
31) 昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大麻取締規則(昭22厚・農1)	食肉輸移入取締規則を廃止する法律(法47)
32) 食肉輸移入取締規則(昭2内4)	墓地，埋葬等に関する法律(法48)
33) 墓地及埋葬取締規則(明17太25)	同　上
34) 墓地及埋葬取締規則に違背する者処分方(明17太32)	同　上
35) 埋火葬の認許等に関する件(昭22厚9)	

(改廃法令索引　了)

(大8法38)	
8) 昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く関税法の罰則等の特例に関する件(昭21勅277)	所得税法の一部を改正する等の法律(法107)
9) 國有財産法(大10法43)	國有財産法(法73)
10) 昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合國占領軍に対しその管理下から解除された貴金属等に代るべき貴金属の地金の引渡をなすに関する件(昭23大蔵21)	連合國占領軍の管理下から解除された貴金属等に代るべき貴金属の地金の連合國占領軍に対する引渡に関する法律(法119)

(五) 經　濟　法

1) 石炭廳官制(昭20勅705)	石炭廳設置法(法40)
2) 商工省賠償実施局臨時設置制(昭21勅532)	商工省官制の一部を改正する法律(法164)
3) 燈台局官制(昭19勅73)	海上保安廳法(法28)
4) 水路部官制(昭20勅666)	同　上
5) 逓信講習所官制(昭20勅135)	逓信職員訓練法(法208)
6) 電波物理研究所官制(昭17勅374)	電波物理研究所を電氣試驗所に統合する法律(法58)
7) 建設院設置法(昭22法237)	建設省設置法(法113)
8) 産業組合法(明33法34)	消費生活協同組合法(法200)
9) 酒類業組合法(明38法3)	所得税法の一部を改正する等の法律(法107)
10) 馬匹組合法(大4法1)	馬匹組合の整理等に関する法律
11) 産業試驗費講習費國庫補助法(明39法9)	農業改良助長法(法165)　(法166)
12) 種牡牛檢査法(明40法42)	種畜法(法155)
13) 種馬統制法(明14法75)	同　上
14) 競馬法(大12法47)	競馬法(法158)
15) 競馬法の臨時特例に関する法律(昭14法38)	同　上
16) 地方競馬法(昭21法57)	同　上
17) 馬の傳染性貧血に罹りたる馬の殺処分に関する法律(昭4法9)	家畜傳染病予防法の一部を改正する法律(法188)
18) 畜牛結核病の予防に関する法律(明34法35)	同　上
19) 昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大麻取締規則(昭22厚・農1)	大麻取締法(法124)
20) 重要輸出品取締法(昭11法26)	輸出品取締法(法153)
21) 輸出毛織物取締法(昭15法95)	同　上
22) 輸出絹織物取締法(昭2法27)	同　上
23) 輸出水産物取締法(昭9法36)	同　上
24) 輸出入植物取締法(大3法11)	輸出入植物檢疫法(法86)
25) 有價証券引受業法(昭13法54)	証券取引法(法25)
26) 有價証券割賦販賣業法(大7法29)	同　上
27) 有價証券業取締法(昭13法32)	同　上
28) 裁判所法施行法の規定に基く特許法の変更適用に関する政令(昭22政32)	特許法等の一部を改正する法律(法172)
29) 計理士法(昭2法31)	公認会計士法(法103)
30) 臨時資金調整法(昭12法86)	臨時資金調整法を廃止する法律(法20)
31) 昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合國占領軍に対しその管理下から解除された貴金属等に代るべき貴金属の地金の引渡をなすに関する件(昭23大蔵21)	連合國占領軍の管理下から解除された貴金属等に代るべき貴金属の地金の連合國占領軍に対する引渡に関する法律(法119)
32) 昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く鉄道営業法第三條第二項の規定の適用除外に関する政令(昭22政113)	國有鉄道運賃法(法112)
33) 開港港則(明31勅139)	港則法(法174)
34) 船員職業紹介法(大11法38)	船員職業安定法(130)
35) 明治三十三年法律第五十五号(郵便爲替法)(明33法55)	郵便爲替法(法59)

(六) 文　化　法

1) 昭和二年勅令第二十五号(休日に関する件)(昭2勅25)	國民の祝日に関する法律(法178)
2) 地方学事通則(大3法13)	教育委員会法(法170)
3) 教職員共済組合令(昭16勅17)	國家公務員共済組合法(法69)
4) 市町村立の小学校及び中学校並び	市町村立学校職員給與負担法(法135)

5) 終戰連絡中央事務局賠償部臨時設置制(昭21勅492)	同上
6) 労働研究会議官制(大9勅297)	日本学術会議法(法121)
7) 商工省賠償実施局臨時設置制(昭21勅532)	商工省官制の一部を改正する法律(法164)
8) 石炭廳官制(昭20勅705)	石炭廳設置法(法40)
9) 水路部官制(昭20勅666)	海上保安廳法(法28)
10) 燈台局官制(昭19勅73)	同上
11) 逓信講習所官制(昭21勅135)	逓信職員訓練法(法208)
12) 電波物理研究所官制(昭17勅374)	電波物理研究所を電氣試驗所に統合する法律(法58)
13) 日本藥局方調査会官制(昭10勅274)	藥事法(法197)
14) 建設院設置法(昭22法237)	建設省設置法(法113)
15) 政府職員に対する一時手当の支給に関する法律(昭22法8)	政府職員の新給與実施に関する法律(法46)
16) 政府職員に対する一時手当の支給に関する法律(昭22法140)	同上
17) 政府職員に対する一時手当の支給に関する法律(昭22法166)	同上
18) 政府職員に対する一時手当の支給に関する法律(昭22法216)	同上
19) 財務局及び税務署に在勤する政府職員に対する税務特別手当の支給に関する法律(昭22法163)	同上
20) 恩給法臨時特例(昭21法36)	恩給法臨時特例(法190)
21) 政府職員共済組合令(昭15勅827)	國家公務員共済組合法(法69)
22) 警察共済組合令(大9勅44)	同上
23) 土木共済組合令(昭16勅649)	同上
24) 造幣局共済組合令(昭15勅946)	同上
25) 印刷局共済組合令(昭15勅944)	同上
26) 專賣局共済組合令(昭15勅945)	同上
27) 刑務共済組合令(昭15勅489)	同上
28) 教職員共済組合令(昭11勅17)	同上
29) 生糸檢查所共済組合令(昭12勅201)	同上
30) 営林局署共済組合令(大8勅306)	同上
31) 北海道廳営林現業員共済組合令(昭17勅686)	同上
32) 鉄道共済組合令(明40勅127)	同上
33) 逓信共済組合令(昭15勅950)	同上

34) 行政執行法(明33法84)	行政代執行法(法43)
35) 警察犯処罰令(明41内16)	軽犯罪法(法39)
36) 地方分與税法(昭22法33)	地方配付税法(法111)
37) 運輸大臣において委託に依り戰災地の復興に関する工事を施行する等の件(昭21勅51)	建設省設置法(法113)
38) 昭和二年勅令第二十五号(休日に関する件)(昭2勅25)	國民の祝日に関する法律(法178)
39) 日本学士院規程(明39勅149)	日本学術会議法(法121)
40) 日本学士院会員の待遇に関する件(大3勅258)	同上
41) 地方学事通則(大3法13)	教育委員会法(法170)

(三) 司法法

1) 裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律(昭22法65)	裁判官の報酬等に関する法律(法75)
2) 檢察官の俸給等の應急的措置に関する法律(昭22法36)	檢察官の俸給等に関する法律(法76)
3) 刑務共済組合令(昭15勅489)	國家公務員共済組合法(法69)
4) 矯正院法(大11法43)	少年院法(法169)
5) 裁判所法施行法の規定に基く特許法の変更適用に関する政令(昭22政32)	特許法等の一部を改正する法律(法172)
6) 警察犯処罰令(明41内16)	軽犯罪法(法39)
7) 昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く関税法の罰則等の特例に関する件(昭21勅277)	所得税法の一部を改正する等の法律(法107)

(四) 財政法

1) 財務局及び税務署に在勤する政府職員に対する税務特別手当の支給に関する法律(昭22法168)	政府職員の新給與実施に関する法律(法46)
2) 印紙をもつてする歳入金納付に関する勅令(大9勅190)	印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(法142)
3) 特別法人税法(昭15法26)	所得税法の一部を改正する等の法律(法107)
4) 入場税法(昭15法44)	地方税法(法110)
5) 馬券税法(昭17法60)	競馬法(法158)
6) 地方分與税法(昭22法33)	地方配付税法(法111)
7) 私立学校用地の免租に関する法律	地方税法(法110)

	の一部を改正する法律(法133)
5) 教科書の発行に関する臨時措置法(昭23法132)	教育委員会法(法170)
7) 宗教法人令(昭20勅719)	地方税法(法110)
3) 廣告物取締法(明44法70)	警察法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律(法11)

(七) 社　会　法

1) 厚生省官制(昭13勅7)	厚生省官制の一部を改正する法律(法161)
2) 海外移住組合法(昭2法25)	所得税法の一部を改正する等の法律(法107)
3) 職業安定法(昭22法141)	職業安定法の一部を改正する法律(法72)
4) 同　上	船員職業安定法(法130)
5) 恩給法(大12法47)	恩給法の一部を改正する法律(法185)
6) 健康保険法(大11法70)	健康保険法の一部を改正する法律(法126)
7) 健康保険法の一部を改正する等の法律(昭22法45)	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(法127)
8) 國民健康保険法(昭13法60)	國民健康保険法の一部を改正する法律(法70)
9) 厚生年金保険法(昭16法60)	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(法127)
10) 労働者年金保険法中改正法律(昭19法21)	同　上
11) 労働者災害補償保険法(昭20法50)	労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(法71)
12) 船員保険法(昭14法73)	船員保険法の一部を改正する法律(法128)
13) 同　上	船員職業安定法(法130)
14) 生活保護法(昭21法17)	民生委員法(法198)
15) 庶民金庫法(昭13法58)	地方税法(法110)
16) 住宅組合法(大10法66)	所得税法の一部を改正する等の法律(法107)
17) 同　上	地方税法(法110)
18) 貸家組合法(昭16法47)	所得税法の一部を改正する等の法律(法107)
19) 不良住宅地区改良法(昭22法14)	行政代執行法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律(法54)
20) 兒童福祉法(昭22法164)	民生委員法(法198)

21) 未復員者給與法(昭22法182)	未復員者給與法の一部を改正する法律(法61)
22) 災害救助法(昭22法118)	行政代執行法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律(法54)
23) 災害被害者に対する租税の減免，徴収猶予等に関する法律(昭22法175)	所得税法の一部を改正する等の法律(法107)
24) 同　上	取引高税法(法108)
25) 同　上	地方税法(法110)
26) 理容師法(昭22法234)	理容師法の一部を改正する法律(法181)
27) 傳染病予防法(明30法36)	警察法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律(法11)
28) 同　上	予防接種法(法68)
29) 屠場法(明39法32)	へい獣処理場等に関する法律(法140)

第二　全　文　改　正

改正された法律	改正を規定した法律
1) 地方税法(昭15法60)	地方税法(法110)
2) 刑事訴訟法(大11法75)	刑事訴訟法(法131)
3) 少年法(大11法42)	少年法(法168)
4) 証券取引法(昭22法22)	証券取引法(法25)

第三　廃　止

廃止された法令	廃止を規定した法律
(一) 政　治　法	
1) 國会議員の特別手当に関する法律(昭22法95)	國会議員の歳費，旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律(法88)
2) 昭和二十二年法律第八十四号國会図書館法(昭22法84)	國立國会図書館法(法5)
(二) 行　政　法	
1) 行政調査部臨時設置制(昭21勅490)	行政管理廳設置法(法77)
2) 行政監察委員会令(昭22政184)	同　上
3) 新聞出版用紙割当事務局臨時設置制(昭21勅566)	新聞出版用紙割当事務廳設置法(法211)
4) 終戰連絡事務局官制(昭20勅550)	連絡調整事務局臨時設置法(法4)

勅令(昭22勅36)	
102)弁理士法(大10法100)	公認会計士法(法103)
103)同　上	弁理士法の一部を改正する法律(法173)
104)金融緊急措置令(昭21勅83)	金融機関再建整備法の一部を改正する法律(法184)
105)金融緊急措置令に基く封鎖支拂の取扱に関する件(昭21閣61)	郵便法等の一部を改正する法律(法104)
106)昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く金融機関経理應急措置法の一部を改正する政令(昭23政64)	金融機関再建整備法の一部を改正する法律(法184)
107)金融機関再建整備法(昭21法39)	同　上
108)大藏省預金部等損失特別処理法(昭21法56)	同　上
109)復興金融金庫法(昭21法34)	復興金融金庫法の一部を改正する法律(法7)
110)同　上	復興金融金庫法の一部を改正する法律(法24)
111)同　上	地方税法(法110)
112)同　上	復興金融金庫法の一部を改正する法律(法150)
113)恩給金庫法(昭13法57)	地方税法(法110)
114)農林中央金庫法(大12法42)	所得税法の一部を改正する等の法律(107)
115)同　上	馬匹組合の整理等に関する法律(法166)
116)商工組合中央金庫法(昭11法14)	所得税法の一部を改正する等の法律
117)庶民金庫法(昭13法58)	地方税法(法110)　(法107)
118)預金部預金法(大14法25)	郵便振替貯金法(法60)
119)郵便貯金法(明22法144)	同　上
120)同　上	郵便法等の一部を改正する法律(法104)
121)郵便振替貯金法(昭23法60)	同　上
122)日本銀行法(昭17法67)	地方税法(法110)
123)信託業法(大11法65)	消費生活協同組合法(法200)
124)保険業法(昭14法41)	地方税法(法110)
125)同　上	損害保険料率算出團体に関する法律(法193)

126)國民貯蓄組合法(昭16法64)	消費生活協同組合法(法200)
127)市街地信用組合法(昭18法45)	所得税法の一部を改正する等の法律(107)
128)鉄道営業法(明33法65)	國有鉄道運賃法(法112)
129)道路法(大8法58)	行政代執行法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律(法54)
130)道路運送法(昭22法191)	建設省設置法(法113)
131)水先法(明32法63)	水先法の一部を改正する法律(法189)
132)横須賀港を開港に指定する等の法律(昭22法192)	所得税法の一部を改正する等の法律(法107)
133)海難審判法(昭22法135)	海上保安廳法(法28)
134)郵便法(昭22法165)	郵便法の一部を改正する法律(法35)
135)同　上	郵便法等の一部を改正する法律(法104)
136)郵便爲替法(昭23法59)	同　上
137)電信法(明33法59)	電信電話料金法(法105)
138)電氣試驗所官制(大7勅219)	電波物理研究所を電氣試驗所に統合する法律(法58)
139)同　上	工業技術廳設置法(法207)
140)無線電信講習所官制(昭17勅274)	通信職員訓練法(法208)
141)健康保険法の一部を改正する等の法律(昭22法45)	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(法127)
142)労働者年金保険法中改正法律(昭19法21)	同　上
143)船員保険法(昭14法73)	船員保険法の一部を改正する法律(法128)
144)同　上	船員職業安定法(法130)
145)住宅組合法(大10法66)	所得税法の一部を改正する等の法律
146)同　上	地方税法(法110)　(法107)
147)貸家組合法(昭16法47)	所得税法の一部を改正する等の法律(法107)
148)海外移住組合法(昭2法25)	同　上

(六) 文　化　法

1) 文部省官制(昭17勅748)	電波物理研究所を電氣試驗所に統合する法律(法58)
2) 学校教育法(昭22法26)	学校教育法及び義務教育費國庫負担法の一部を改正する法律(法133)
3) 同　上	教育委員会法(法170)
4) 大日本育英会法(昭19法30)	地方税法(法110)
5) 義務教育費國庫負担法(昭15法22)	学校教育法及び義務教育費國庫負担法

54）同　　上
55）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭22法54）
56）昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外に関する法律（昭22法138）
57）産業組合法（明33法34）

58）農業協同組合法（昭22法132）
59）農村負債整理組合法（昭8法21）
60）農地開発営團の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律（昭22法176）
61）農業災害補償法（昭22法185）

62）農業倉庫業法（大6法15）
63）食糧管理法（昭17法40）
64）蚕糸業法（明44法47）

65）牧野法（昭6法37）

66）酪農業調整法（昭14法27）
67）馬匹去勢法（明34法22）
68）装蹄師法（昭15法89）

69）家畜傳染病予防法（大11法29）

70）同　　上

71）獣医師法（大15法53）

72）獣医師法等の臨時特例に関する法律（昭15法92）
73）家畜市場法（明43法1）
74）狩猟法（大7法32）

75）同　　上
76）林業会法（昭21法35）

（法193）
消費生活協同組合法（法200）
工業技術廳設置法（法207）

損害保険料率算出團体に関する法律
（法193）

所得税法の一部を改正する等の法律
（法107）

同　　上
同　　上
農地開発営團の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律の一部を改正する法律（法49）
農業災害補償法の一部を改正する法律
（法183）

地方税法（法110）
同　　上
所得税法の一部を改正する等の法律
（107）
馬匹組合の整理等に関する法律
（法166）

地方税法（法110）
種畜法（法155）
獣医師会及び装蹄師会の解散に関する法律（法116）
警察法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（法11）
家畜傳染病予防法の一部を改正する法律（法188）
獣医師会及び装蹄師会の解散に関する法律（法116）
馬匹組合の整理等に関する法律
（法166）

同　　上
警察法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（法11）
地方税法（法110）
所得税法の一部を改正する等の法律
（法107）

77）國有林野法（明32法85）
78）森林法（明40法43）

79）同　　上

80）森林資源造成法（昭20法35）
81）同　　上

82）森林火災國営保険法（昭12法25）

83）水産業團体法（昭18法47）

84）漁船保険法（昭12法23）

85）企業再建整備法（昭21法40）
86）戰時補償特別措置法（昭21法38）

87）有限会社法（昭13法74）

88）商品取引所法（明26法5）
89）商工協同組合法（昭21法51）
90）物價統制令（昭21勅118）
91）臨時物資需給調整法（昭21法32）

92）硫酸アンモニア増産及配給統制法
（昭13法70）
93）取引所法（明26法5）
94）証券取引法（昭23法25）
95）有價証券の処分の調整等に関する法律（昭22法8）
96）瓦斯事業法（大12法46）

97）特許法（大10法96）

98）実用新案法（大10法97）
99）意匠法（大10法98）
100）商標法（大10法99）
101）昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合國人の特許発明等の実施状況調査に関する

國有財産法（法73）
警察法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（法11）
行政代執行法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（法54）
同　　上
森林資源造成法の一部を改正する法律
（法177）
漁船保険法の一部を改正する法律
（法114）
所得税法の一部を改正する等の法律
（法107）
漁船保険法の一部を改正する法律
（法114）
地方税法（法110）
所得税法の一部を改正する等の法律
（法107）
有限会社法等の一部を改正する法律
（法151）
地方税法（法110）
同　　上
同　　上
臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律（法16）
地方税法（法110）

証券取引法（法25）
公認会計士法（法103）
有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律（法192）
警察法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（法11）
特許法等の一部を改正する法律
（法172）
同　　上
同　　上
同　　上
工業技術廳設置法（法207）

4）同　上	經濟調査廳法(法206)
5）持株会社整理委員会令(昭21勅233)	地方税法(法110)
6）農林省官制(昭18勅321)	水産廳設置法(法78)
7）商工省官制(昭20勅486)	中小企業廳設置法(法83)
8）同　上	商工省官制の一部を改正する法律(法164)
9）同　上	工業技術廳設置法(法207)
10）特許標準局官制(昭20勅518)	同　上
11）運輸省官制(昭18勅829)	海上保安廳法(法28)
12）同　上	運輸省官制の一部を改正する法律(法115)
13）海運局官制(昭18勅832)	海上保安廳法(法28)
14）建設院設置法(昭22法237)	國家行政組織に関する法律の制定施行までの暫定措置に関する法律(法30)
15）同　上	行政官廳法等の一部を改正する法律(法45)
16）產業復興公團法(昭22法57)	地方税法(法110)
17）價格調整公團法(昭22法62)	同　上
18）食料品配給公團法(昭22法201)	臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律(法16)
19）同　上	地方税法(法110)
20）油糧配給公團法(昭22法203)	臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律(法16)
21）同　上	地方税法(法110)
22）酒類配給公團法(昭22法172)	臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律(法16)
23）同　上	地方税法(法110)
24）肥料配給公團令(昭22勅171)	臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律(法16)
25）同　上	地方税法(法110)
26）同　上	肥料配給公團令の一部を改正する法律(法157)
27）飼料配給公團法(昭22法202)	臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律(法16)
28）同　上	地方税法(法110)
29）石油配給公團法(昭22法55)	臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律(法16)
30）同　上	地方税法(法110)
31）配炭公團法(昭22法56)	臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律(法16)

32）同　上	地方税法(法110)
33）船舶公團法(昭22法52)	同　上
34）貿易公團法(昭22法58)	同　上
35）金資金特別会計法(昭12法61)	金資金特別会計法の一部を改正する法律(法17)
36）同　上	金資金特別会計法の一部を改正する法律(法34)
37）自作農創設特別措置特別会計法(昭21法14)	外國貿易特別円資金特別会計法(法213)
38）農業共済再保險特別会計法(昭19法11)	農業災害補償法の一部を改正する法律(法183)
39）食糧管理特別会計法(大10法37)	食糧管理特別会計法の一部を改正する法律(法117)
40）薪炭需給調節特別会計法(昭22法147)	薪炭需給調節特別会計法の一部を改正する法律(法141)
41）貿易資金特別会計法(昭22法179)	貿易資金特別会計法の一部を改正する法律(法118)
42）同　上	外國貿易特別円資金特別会計法(法213)
43）國有鉄道事業特別会計法(昭22法40)	國有鉄道事業特別会計及び通信事業特別会計における事業運営以外の行政に要する経費の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律(法99)
44）通信事業特別会計法(昭22法41)	郵便振替貯金法(法60)
45）同　上	印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(法142)
46）塩專賣法(明38法11)	煙草專賣法の一部を改正する等の法律(法19)
47）同　上	所得税法の一部を改正する等の法律(法107)
48）煙草專賣法(明37法14)	煙草專賣法の一部を改正する等の法律(法19)
49）同　上	たばこ專賣法の一部を改正する法律(法63)
50）粗製しよう脳，しよう脳油專賣法(明36法5)	煙草專賣法の一部を改正する等の法律(法19)
51）アルコール專賣法(昭12法32)	地方税法(法110)
52）都市計画法(大8法36)	行政代執行法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律(法54)
53）事業者團体法(昭23法191)	損害保險料率算出團体に関する法律

	要する経費の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律（法39）
20）通信事業特別会計法（昭22法41）	郵便振替貯金法（法30）
21）同　上	印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（法142）
22）税務代理士法（昭17法46）	公認会計士法（法103）
23）所得税法（昭22法27）	郵便振替貯金法（法30）
24）同　上	所得税法の一部を改正する等の法律（法107）
25）法人税法（昭22法28）	同　上
26）同　上	消費生活協同組合法（法200）
27）相続税法（昭22法37）	所得税法の一部を改正する等の法律（法107）
28）取引高税法（昭23法108）	競馬法（法158）
29）取引所税法（大3法23）	所得税法の一部を改正する等の法律（法107）
30）有価証券移轉税法（昭12法7）	同　上
31）印紙税法（明32法54）	同　上
32）同　上	消費生活協同組合法（法200）
33）登録税法（明29法27）	公認会計士法（法103）
34）同　上	所得税法の一部を改正する等の法律（法107）
35）同　上	損害保険料率算出團体に関する法律（法193）
36）同　上	消費生活協同組合法（法200）
37）物品税法（昭15法40）	所得税法の一部を改正する等の法律（法107）
38）酒税法（昭15法35）	同　上
39）清涼飲料税法（大15法16）	同　上
40）砂糖消費税法（明34法13）	同　上
41）織物消費税法（明43法7）	同　上
42）骨ばい税法（明35法44）	同　上
43）通行税法（昭15法43）	同　上
44）関税法（明32法31）	同　上
45）地方税法（昭23法110）	消費生活協同組合法（法200）
46）地方分與税分與金特別会計法（昭15法37）	地方配付税法（法111）
47）租税特別措置法（昭21法15）	所得税法の一部を改正する等の法律（法107）
48）國税徴收法（明30法21）	同　上

49）砂糖消費税，織物消費税等の徴收に関する法律（明44法45）	同　上
50）昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律（昭23法15）	昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律の一部を改正する法律（法38）
51）同　上	昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律の一部を改正する法律（法50）
52）災害被害者に対する租税の減免，徴收猶予等に関する法律	所得税法の一部を改正する等の法律（法107）
53）同　上（昭22法175）	取引高税法（法108）
54）同　上	地方税法（法110）
55）間諜國税犯則者処分法（明33法67）	所得税法の一部を改正する等の法律（法107）
56）印紙等模造取締法（昭22法189）	取引高税法（法108）
57）戰時補償特別措置法（昭21法38）	所得税法の一部を改正する等の法律（法107）
58）塩專賣法（明38法11）	煙草專賣法の一部を改正する等の法律（法19）
59）同　上	所得税法の一部を改正する等の法律（法107）
60）煙草專賣法（明37法14）	煙草專賣法の一部を改正する等の法律（法19）
61）同　上	たばこ專賣法の一部を改正する法律（法63）
62）粗製しよう脳，しよう脳油專賣法（明36法5）	煙草專賣法の一部を改正する等の法律（法19）
63）アルコール專賣法（昭12法36）	地方税法（法110）
64）臨時通貨法（昭13法36）	臨時通貨法の一部を改正する法律（法56）
65）國有林野法（明32法85）	國有財産法（法73）
66）土地台帳法（昭22法30）	所得税法の一部を改正する等の法律（法107）

（五）經　濟　法

1）経済安定本部令（昭22勅193）	國家行政組織に関する法律の制定施行までの暫定措置に関する法律（法30）
2）同　上	行政官廳法等の一部を改正する法律（法45）
3）同　上	行政官廳法等の一部を改正する法律（法65）

17）昭和二十二年法律第七十五号（日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法の應急的措置に関する法律）（昭22法75）	昭和二十二年法律第六十五号（裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律）等の一部を改正する法律（法10）
18）同　上	民事訴訟法の一部を改正する法律（法149）
19）民事訴訟用印紙法（明23法35）	民事訴訟用印紙法及び商事非訟事件印紙法の一部を改正する法律（法101）
20）非訟事件手続法（明31法14）	有限会社法等の一部を改正する法律（法151）
21）商事非訟事件印紙法（明23法36）	民事訴訟用印紙法及び商事非訟事件印紙法の一部を改正する法律（法101）
22）特許法（大10法36）	特許法等の一部を改正する法律（法172）
23）実用新案法（大16法97）	同　上
24）意匠法（大10法98）	同　上
25）商標法（大19法99）	同　上
26）弁理士法（大10法100）	公認会計士法（法103）
27）同　上	弁理士法の一部を改正する法律（法173）
28）間接國税犯則者処分法（明33法37）	所得税法の一部を改正する等の法律（法107）
29）昭和二十二年法律第七十六号（日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に関する法律）（昭22法76）	昭和二十二年法律第六十五号（裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律）等の一部を改正する法律（法10）
30）同　上	日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に関する法律の一部を改正する法律（法102）

（四）財政法

1）大藏省官制（昭17勅743）	証券取引法（法25）
2）同　上	公認会計士法（法103）
3）造幣局官制（明43勅40）	造幣局官制の一部を改正する法律（法160）
4）会計法（昭22法35）	会計法の一部を改正する法律（法79）
5）國庫出納金端数計算法（大5法2）	所得税法の一部を改正する等の法律（法107）
6）預金部預金法（大14法25）	郵便振替貯金法（法60）
7）金資金特別会計法（昭12法61）	金資金特別会計法の一部を改正する法律（法17）

8）同　上	金資金特別会計法の一部を改正する法律（法34）
9）大藏省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律（昭23法18）	大藏省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律（法33）
10）同　上	大藏省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律（法98）
11）大藏省預金部特別会計，國有鉄道事業特別会計，通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年度における歳入不足補塡のための一般会計からする繰入金に関する法律（昭22法170）	大藏省預金部特別会計，國有鉄道事業特別会計，通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年度における歳入不足補塡のための一般会計からする繰入金に関する法律（昭和二十二年法律第百七十号）の一部を改正する法律（法9）
12）同　上	大藏省預金部特別会計，國有鉄道事業特別会計，通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年度における歳入不足補塡のための一般会計からする繰入金に関する法律（昭和二十二年法律第百七十号）の一部を改正する法律（昭22法218）
13）自作農創設特別措置特別会計法（昭21法44）	外國貿易特別円資金特別会計法（法213）
14）農業共済再保険特別会計法（昭19法11）	農業災害補償法の一部を改正する法律（法183）
15）食糧管理特別会計法（大10法37）	食糧管理特別会計法の一部を改正する法律（法117）
16）薪炭需給調節特別会計法（昭22法147）	薪炭需給調節特別会計法の一部を改正する法律（法141）
17）貿易資金特別会計法（昭22法179）	貿易資金特別会計法の一部を改正する法律（法118）
18）同　上	外國貿易特別円資金特別会計法（法213）
19）國有鉄道事業特別会計法（昭22法40）	國有鉄道事業特別会計及び通信事業特別会計における事業運営以外の行政に

47) 同　上	地方財政法(法109)
48) 同　上	教育委員会法(法170)
49) 同　上	地方自治法の一部を改正する法律(法179)
50) 同　上	地方自治法の一部を改正する法律(法180)
51) 同　上	衆議院議員選挙法の一部を改正する法律(法195)
52) 都市計画法(大8法36)	行政代執行法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律(法54)
53) 公共團体の管理する公共用土地物件の使用に関する法律(大3法37)	同　上
54) 地方税法(昭23法110)	消費生活協同組合法(法200)
55) 地方分與税分與金特別会計法(昭15法67)	地方配付税法(法111)
56) 持株会社整理委員会令(昭21勅233)	地方税法(法110)
57) 産業復興公團法(昭22法57)	同　上
58) 価格調整公團法(昭22法62)	同　上
59) 食料品配給公團法(昭22法201)	臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律(法16)
60) 同　上	地方税法(法110)
61) 油糧配給公團法(昭22法203)	臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律(法16)
62) 同　上	地方税法(法110)
63) 酒類配給公團法(昭22法172)	臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律(法16)
64) 同　上	地方税法(法110)
65) 肥料配給公團令(昭22勅171)	臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律(法16)
66) 同　上	地方税法(法110)
67) 同　上	肥料配給公團令の一部を改正する法律(法157)
68) 飼料配給公團法(昭22法202)	臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律(法16)
69) 同　上	地方税法(法110)
70) 石油配給公團法(昭22法55)	臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律(法16)
71) 同　上	地方税法(法110)
72) 配炭公團法(昭22法56)	臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律(法16)

73) 同　上	地方税法(法110)
74) 船舶公團法(昭22法52)	同　上
75) 貿易公團法(昭22法58)	同　上

(三) 司法法

1) 裁判所法の一部を改正する法律(昭23法1)	判事補の職権の特例等に関する法律(法146)
2) 裁判所職員の定員に関する法律(昭22法64)	裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律(法145)
3) 同　上	檢察審査会法(法147)
4) 法務廳設置法(昭22法193)	昭和二十二年法律第六十五号(裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律)等の一部を改正する法律(法10)
5) 同　上	法務廳設置法等の一部を改正する法律(法66)
6) 檢察廳法(昭22法61)	檢察廳法の一部を改正する法律(法31)
7) 裁判官彈劾法(昭22法137)	裁判官彈劾法の一部を改正する法律(法93)
8) 昭和二十二年法律第六十五号(裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律)(昭22法65)	昭和二十二年法律第六十五号(裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律)等の一部を改正する法律(法10)
9) 昭和二十二年法律第六十五号(裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律)等の一部を改正する法律(昭23法10)	法務廳設置法等の一部を改正する法律(法36)
10) 昭和二十二年法律第六十六号(檢察官の俸給等の應急的措置に関する法律)(昭22法66)	昭和二十二年法律第六十五号(裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律)等の一部を改正する法律(法10)
11) 大正十二年勅令第五百二十八号(司法警察官吏及び司法警察官吏の職務を行うべき者の指定等に関する件)(大12勅528)	経済調査廳法(法206)
12) 弁護士法(昭8法53)	公認会計士法(法103)
13) 商法(明32法48)	商法の一部を改正する法律(法148)
14) 有限会社法(昭13法74)	有限会社法等の一部を改正する法律(法151)
15) 民事訴訟法(明23法29)	民事訴訟法の一部を改正する法律(法149)
16) 昭和二十二年法律第四十六号(戰時民事特別法廃止法律)(昭22法46)	同　上

(二) 行政法

1) 行政官廳法(昭22法69)	國家行政組織に関する法律の制定施行までの暫定措置に関する法律(法30)
2) 同 上	行政官廳法等の一部を改正する法律(法45)
3) 同 上	行政官廳法等の一部を改正する法律(法65)
4) 同 上	建設省設置法(法113)
5) 経済安定本部令(昭22勅193)	國家行政組織に関する法律の制定施行までの暫定措置に関する法律(法30)
6) 同 上	行政官廳法等の一部を改正する法律(法45)
7) 同 上	行政官廳法等の一部を改正する法律(法65)
8) 同 上	経済調査廳法(法206)
9) 建設院設置法(昭22法237)	國家行政組織に関する法律の制定施行までの暫定措置に関する法律(法30)
10) 同 上	行政官廳法等の一部を改正する法律(法45)
11) ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く第二復員局及び地方復員局に対する措置に関する政令(昭22政325)	海上保安廳の設置に伴い地方自治法の一部を改正する等の法律(法52)
12) 外務省官制(明31勅258)	連絡調整事務局臨時設置法(法4)
13) 内務省官制等廃止に伴う法令の整理に関する法律(昭22法239)	建設省設置法(法113)
14) 昭和二十二年法律第二百三十九号(内務省等廃止に伴う法令の整理に関する法律,(昭22法239)	連絡調整事務局臨時設置法(法4)
15) 大藏省官制(昭17勅743)	証券取引法(法25)
16) 同 上	公認会計士法(法103)
17) 造幣局官制(明43勅40)	造幣局官制の一部を改正する法律(法160)
18) 法務廳設置法(昭22法193)	昭和二十二年法律第六十五号(裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律)等の一部を改正する法律(法10)
19) 同 上	法務廳設置法等の一部を改正する法律(法66)
20) 文部省官制(昭17勅748)	電波物理研究所を電氣試驗所に統合する法律(法58)

21) 農林省官制(昭18勅821)	水産廳設置法(法78)
22) 商工省官制(昭20勅486)	中小企業廳設置法(法33)
23) 同 上	商工省官制の一部を改正する法律(法164)
24) 同 上	工業技術廳設置法(法207)
25) 運輸省官制(昭18勅829)	海上保安廳法(法28)
26) 同 上	運輸省官制の一部を改正する法律(法115)
27) 海運司官制(昭18勅832)	海上保安廳法(法28)
28) 電氣試驗所官制(大7勅219)	電波物理研究所を電氣試驗所に統合する法律(法58)
29) 同 上	工業技術廳設置法(法207)
30) 無線電信講習所官制(昭17勅274)	逓信職員訓練法(法208)
31) 厚生省官制(昭13勅7)	厚生省官制の一部を改正する法律(法161)
32) 政務次官の臨時設置に関する法律(昭23法26)	國会法の一部を改正する法律(法87)
33) 官吏任用綴級令(昭21勅190)	政務次官の臨時設置に関する法律(法26)
34) 官吏分限令(明32勅62)	同 上
35) 恩給法(大12法47)	恩給法の一部を改正する法律(法185)
36) 恩給金庫法(昭13法57)	地方税法(法110)
37) 警察法(昭22法196)	警察法の一部を改正する法律(法23)
38) 同 上	地方自治法の一部を改正する法律(法179)
39) 銃砲等所持禁止令(昭21勅300)	警察法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律(法11)
40) 消防組織法(昭22法226)	消防組織法の一部を改正する法律(法187)
41) 海難審判法(昭22法135)	海上保安廳法(法28)
42) 道路交通取締法(昭22法130)	警察法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律(法11)
43) 道路法(大8法58)	行政代執行法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律(法54)
44) 地方自治法(昭22法67)	地方自治法の一部を改正する法律(法14)
45) 同 上	地方自治法の一部を改正する法律(法32)
46) 同 上	海上保安廳の設置に伴い地方自治法の一部を改正する等の法律(法52)

る法律……890
8) 漁船保險法の一部を改正する法律……707
9) 社会保險診察報酬支拂基金法……752
10) 農業災害補償法の一部を改正する法律……698

(d) 社会援護法
1) 民生委員法……776
2) 少年法……352
3) 少年院法……363
4) 國立光明寮設置法……118
5) 引揚同胞対策審議会設置法…116
6) 未復員者給與法の一部を改正する法律……934

(e) 社会保健法
1) 医師法……780
2) 歯科医師法……784
3) 歯科衛生士法……789
4) 保健婦助産婦看護婦法……791
5) あん摩，はり，きゆう，柔道整復等営業法に関する特例……799
6) 理容師法の一部を改正する法律……934
7) 理容師法特例……798
8) 医療法……799
9) 薬事法……807
10) 麻薬取締法……821
11) 大麻取締法……832
12) 優生保護法……836
13) 予防接種法……842
14) 性病予防法……847
15) 興行場法……851
16) 公衆浴場法……853
17) 温泉法……856
18) 旅館業法……854
19) 墓地，埋葬等に関する法律…861
20) 食肉輸移入取締規則を廃止する法律……864
21) へい獣処理場等に関する法律……864
22) 警察法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律……176

(部門別要目索引 了)

(四) 改廃法令索引

第一 一部改正

改正された法令	改正を規定した法律
(一) 政治法	
1) 日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律(昭22法72)	國家行政組織に関する法律の制定施行までの暫定措置に関する法律(法30)
2) 同上	日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律の一部を改正する法律(法44)
3) 同上	行政官廳法等の一部を改正する法律(法45)
4) 同上	行政官廳法等の一部を改正する法律(法65)
5) 皇室經済法(昭22法4)	國有財産法(法73)
6) 皇室經済法施行法(昭22法113)	皇室經済法施行法の一部を改正する法律(法94)
7) 國会法(昭22法79)	國会法の一部を改正する法律(法87)
8) 國会議員の歳費，旅費及び手当等に関する法律(昭22法80)	國会議員の歳費，旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律(法88)
9) 政務次官の臨時設置に関する法律(昭23法26)	國会法の一部を改正する法律(法87)
10) 議院事務局法(昭22法83)	議院事務局法の一部を改正する法律(法90)
11) 國会職員法(昭22法85)	國会職員法の一部を改正する法律(法91)
12) 裁判官彈劾法(昭22法137)	裁判官彈劾法の一部を改正する法律(法93)
13) 衆議院議員選挙法(大14法47)	政務次官の臨時設置に関する法律(法26)
14) 同上	政治資金規正法(法194)
15) 同上	衆議院議員選挙法の一部を改正する法律(法195)
16) 参議院議員選挙法(昭22法11)	政治資金規正法(法194)
17) 同上	衆議院議員選挙法の一部を改正する法律(法195)
18) 選挙運動の文書図画等の特例に関する法律(昭22法16)	選挙運動等の臨時特例に関する法律(法196)

する法律 …… 864

(d) 金融経済法
1) 臨時資金調整法を廃止する法律 …… 504
2) 臨時資金調整法の廃止に伴う措置に関する法律 …… 504
3) 金融機関再建整備法の一部を改正する法律 …… 691
4) 復興金融金庫法の一部を改正する法律（法7） …… 690
5) 復興金融金庫法の一部を改正する法律（法24） …… 691
6) 復興金融金庫法の一部を改正する法律（法150） …… 691
7) 金資金特別会計法の一部を改正する法律（法17） …… 428
8) 金資金特別会計法の一部を改正する法律（法34） …… 428
9) 大蔵省預金部特別会計，國有鉄道事業特別会計，通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年度における歳入不足補塡のための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律 … 431
10) 昭和二十二年法律第百七十号（大蔵省預金部特別会計，國有鉄道事業特別会計，通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年度における歳入不足補塡のための一般会計からする繰入金に関する法律）の一部を改正する法律 …… 431
11) 簡易生命保険事業における戦争危険に因る死亡に基く保険金の支拂による損失の補てんに関する法律 …… 676
12) 郵便爲替法 …… 655
13) 郵便振替貯金法 …… 662
14) 割増金附貯蓄の取扱に関する法律 …… 505
15) 証券取引法 …… 506
16) 有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律 …… 697
17) 保険募集の取締に関する法律 …… 553
18) 損害保険料率算出團体に関する法律 …… 549
19) 臨時通貨法の一部を改正する法律 …… 469
20) 小額紙幣整理法 …… 415

(e) 交通経済法
1) 財政法第三條の特例に関する法律 …… 383
2) 國有鉄道運賃法 …… 613
3) 電信電話料金法 …… 676
4) 大蔵省預金部特別会計，國有鉄道事業特別会計，通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年度における歳入不足補塡のための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律 … 431
5) 昭和二十二年法律第百七十号（大蔵省預金部特別会計，國有鉄道事業特別会計，通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年度における歳入不足補塡のための一般会計からする繰入金に関する法律）の一部を改正する法律 …… 431
6) 國有鉄道事業特別会計及び通信事業特別会計における事業運営以外の行政に要する経費の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律 …… 390
7) 郵便法の一部を改正する法律 …… 711
8) 郵便法等の一部を改正する法律 …… 711
9) 万國郵便條約 …… 44
10) 小包郵便物に関する約定 …… 72
11) 自轉車競技法 …… 209
12) 港則法 …… 616
13) 港域法 …… 622
14) 水先法の一部を改正する法律 …… 706
15) 木船保険組合の解散に関する法律 …… 654
16) 船員職業安定法 …… 741
17) 船員保険法の一部を改正する法律 …… 890

第六 文化法

(a) 文化法一般
1) 國民の祝日に関する法律 …… 736
2) 夏時刻法 …… 737

(b) 教育法
1) 教育委員会法 …… 722
2) 学校教育法及び義務教育費國庫負担法の一部を改正する法律 …… 738
3) 公立高等学校定時制課程職員費國庫補助法 …… 735
4) 市町村立学校職員給與負担法 …… 736
5) 教科書の発行に関する臨時措置法 …… 734
6) 旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律 …… 426
7) 少年院法 …… 363

(c) 試験研究法
1) 日本学術会議法 …… 717
2) 電波物理研究所を電気試験所に統合する法律 …… 133

(d) 出版法
1) 新聞出版用紙割当事務廳設置法 …… 114

(e) 図書館法
1) 國立國会図書館法 …… 3
2) 國立國会図書館建築委員会法 …… 28

第七 社会法

(a) 社会法一般
1) 厚生省官制の一部を改正する法律 …… 244
2) 夏時刻法 …… 737

(b) 労働法
1) 職業安定法の一部を改正する法律 …… 867
2) 船員職業安定法 …… 741
3) 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律 …… 867

(c) 社会保障法
1) 消費生活協同組合法 …… 755
2) 國家公務員共済組合法 …… 149
3) 恩給法臨時特例 …… 169
4) 健康保険法の一部を改正する法律 …… 878
5) 國民健康保険法の一部を改正する法律 …… 863
6) 厚生年金保険法等の一部を改正する法律 …… 916
7) 船員保険法の一部を改正す

(d) 專賣法

1) 煙草專賣法の一部を改正する等の法律…… 469
2) たばこ專賣法の一部を改正する法律…… 474
3) 製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律…… 417
4) 製造たばこ「新生」の價格の改定に関する法律…… 417

(e) 通貨法

1) 臨時通貨法の一部を改正する法律…… 469
2) 小額紙幣整理法…… 415

第五 経済法

(a) 経済法一般

1) 國有財産法…… 418
2) 皇室経済法施行法の一部を改正する法律…… 29
3) 行政官廳法等の一部を改正する法律(法45)…… 242
4) 行政官廳法等の一部を改正する法律(法65)…… 243
5) 賠償廳臨時設置法…… 103
6) 経済調査廳法…… 105
7) 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き，経済調査廳法第十三條第一項の規定による地方経済調査廳の設置に関し承認を求めるの件…… 268
8) 新聞出版用紙割当事務廳設置法…… 114
9) 農業改良局設置法…… 118
10) 水産廳設置法…… 120
11) 肥料配給公團令の一部を改正する法律…… 698
12) 商工省官制の一部を改正する法律…… 244
13) 石炭廳設置法…… 122
14) 工業技術廳設置法…… 124
15) 中小企業廳設置法…… 123
16) 運輸省官制の一部を改正する法律…… 245
17) 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き，海運局の増設に関し承認を求めるの件…… 266
18) 海上保安廳法…… 127
19) 海上保安廳の設置に伴い地方自治法の一部を改正する等の法律…… 257
20) 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き，海上保安廳法第十二條の規定による海上保安廳の事務所の設置に関し承認を求めるの件… 265
22) 電波物理研究所を電氣試驗所に統合する法律…… 133
21) 通信職員訓練法…… 137
23) 建設省設置法…… 133
24) 事業者團体法…… 479
25) 物資の割当に関する手数料等の徴收に関する法律…… 499

(b) 農業経済法

1) 農業改良助長法…… 568
2) 農地開発営團の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律の一部を改正する法律… 699
3) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が市町村農業会，都道府縣農業会又は全國農業会から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律…… 414
4) 森林資源造成法の一部を改正する法律…… 700
5) 農業災害補償法の一部を改正する法律…… 698
6) 食糧確保臨時措置法…… 561
7) 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律…… 430
8) 薪炭需給調節特別会計法の一部を改正する法律…… 430
9) 指定農林物資檢査法…… 573
10) 農藥取締法…… 581
11) 輸出入植物檢疫法…… 577
12) 大麻取締法…… 832
13) 煙草專賣法の一部を改正する等の法律…… 469
14) たばこ專賣法の一部を改正する法律…… 474
15) 種畜法…… 586
16) 馬匹組合の整理等に関する法律…… 596
17) 競馬法…… 588
18) 獸医師会及び裝蹄師会の解散に関する法律…… 598
19) 家畜傳染病予防法の一部を改正する法律…… 700
20) へい獸処理場等に関する法律…… 864
21) 漁船保險法の一部を改正する法律…… 707

(c) 商工経済法

1) 商法の一部を改正する法律… 368
2) 有限会社法等の一部を改正する法律…… 369
3) 会社の配当する利益又は利息の支拂に関する法律…… 501
4) 滯額社債に対する措置等に関する法律…… 501
5) 公認会計士法…… 488
6) 取引高稅法…… 397
7) 財政法第三條の特例に関する法律…… 383
8) 煙草專賣法の一部を改正する等の法律…… 469
9) たばこ專賣法の一部を改正する法律…… 474
10) 製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律…… 417
11) 製造たばこ「新生」の價格の改定に関する法律…… 417
12) 政府が発行する福引券の当せん金の支拂等に関する法律…… 391
13) 当せん金附証票法…… 391
14) 連合國占領軍の管理下から解除された貴金属等に代るべき貴金属の地金の連合國占領軍に対する引渡に関する法律…… 559
15) 臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律…… 690
16) 不正保有物資等の対價を登錄國債で決済することに関する法律…… 397
17) 不正保有物資等特別措置特別会計法…… 383
18) 石炭鉱業権等臨時措置法…… 605
19) 特許法等の一部を改正する法律…… 702
20) 弁理士法の一部を改正する法律…… 705
21) 自轉車競技法…… 209
22) 風俗営業取締法…… 181
23) 興行場法…… 851
24) 公衆浴場法…… 853
25) 旅館業法…… 854
26) 溫泉法…… 856
27) 麻藥取締法…… 821
28) 大麻取締法…… 832
29) 外國貿易特別円資金特別会計法…… 385
30) 貿易資金特別会計法の一部を改正する法律…… 429
31) 輸出品取締法…… 602
32) 輸出入植物檢疫法…… 577
33) 食肉輸移入取締規則を廃止

1) 造幣局官制の一部を改正する法律…… 243
2) 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き，財務局及び税務署の増設に関し承認を求めるの件…… 266
3) 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き，税務署の増設に関し承認を求めるの件…… 265
4) 財政法第三條の特例に関する法律…… 383
5) 國有財産法…… 418
6) 旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律…… 426
7) 地方財政法…… 192

(b) 会　計　法

1) 会計法の一部を改正する法律…… 428
2) 金資金特別会計法の一部を改正する法律(法17)…… 428
3) 金資金特別会計法の一部を改正する法律(法34)…… 428
4) 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律…… 430
5) 薪炭需給調節特別会計法の一部を改正する法律…… 430
6) 國営競馬特別会計法…… 386
7) 不正保有物資等特別措置特別会計法…… 383
8) 外國貿易特別円資金特別会計法…… 385
9) 貿易資金特別会計法の一部を改正する法律…… 429
10) 大蔵省預金部特別会計，國有鉄道事業特別会計，通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年度における歳入不足補塡のための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律… 431
11) 昭和二十二年法律第百七十号（大蔵省預金部特別会計，國有鉄道事業特別会計，通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年度における歳入不足補塡のための一般会計からする繰入金に関する法律）の一部を改正する法律…… 431
12) 大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補塡のための一般会計からする繰入金に関する法律…… 389
13) 大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律(法33)…… 389
14) 大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律(法98)…… 389
15) 國有鉄道事業特別会計及び通信事業特別会計における事業運営以外の行政に要する経費の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律…… 390
16) 政府職員の俸給等の支給に関する措置等に伴う大蔵省預金部外三特別会計に対する一般会計の繰入金に関する法律…… 388

17) 日本國憲法第八條の規定による議決…… 44
18) 戸籍手数料の額を定める法律…… 290
19) 民事訴訟用印紙法及び商事非訟事件印紙法の一部を改正する法律…… 378
20) 不正保有物資等の対價を登録國債で決済することに関する法律…… 397
21) 電話の加入申込者等に公債を引き受けさせるための臨時措置に関する法律…… 395
22) 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律…… 394
23) 政府が発行する福引券の当せん金の支拂等に関する法律…… 391
24) 公認会計士法…… 488
25) 物資の割当に関する手数料等の徴收に関する法律…… 499
26) 連合國占領軍の管理下から解除された貴金属等に代るべき貴金属の地金の連合國占領軍に対する引渡に関する法律…… 559
27) 農業改良助長法…… 568
28) 競馬法…… 588
29) 郵便法等の一部を改正する法律…… 711
30) 学校教育法及び義務教育費國庫負担法の一部を改正する法律…… 738
31) 公立高等学校定時制課程職員費國庫補助法…… 735
32) 健康保険法の一部を改正する法律…… 878
33) 厚生年金保険法等の一部を改正する法律…… 916
34) 社会保険診療報酬支拂基金法…… 752
35) 民生委員法…… 776
36) 未復員者給與法の一部を改正する法律…… 934
37) 医療法…… 799
38) 予防接種法…… 842
39) 麻薬取締法…… 821
40) 大麻取締法…… 832

(c) 税　　法

1) 取引高税法…… 397
2) 所得税法の一部を改正する等の法律…… 431
3) 昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律…… 412
4) 昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律の一部を改正する法律… 412
5) 昭和二十三年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律の一部を改正する法律…… 413
6) 地方税法…… 199
7) 地方配付税法…… 233
8) 当せん金附証票法…… 391
9) 政府が発行する福引券の当せん金に対する所得税の課税の特例に関する法律…… 414
10) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が市町村農業会，都道府縣農業会又は全國農業会から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律…… 414
11) 木船保険組合の解散に関する法律…… 654
12) 漁船保険法の一部を改正する法律…… 707

査廳法第十三條第一項の規定による地方經済調査廳の設置に関し承認を求めるの件…… 268
14) 輸出入植物檢疫法…… 577
15) へい獣処理場等に関する法律…… 864
16) 海上保安廳法…… 127
17) 海上保安廳の設置に伴い地方自治法の一部を改正する等の法律…… 257
18) 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き，海上保安廳法第十二條の規定による海上保安廳の事務所の設置に関し承認を求めるの件… 265
19) 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き，檢疫所の増設に関し承認を求めるの件…… 265

(e) 地方自治法
1) 地方自治法の一部を改正する法律(法14)…… 257
2) 地方自治法の一部を改正する法律(法32)…… 257
3) 地方自治法の一部を改正する法律（法179)…… 258
4) 地方自治法の一部を改正する法律（法180)…… 264
5) 海上保安廳の設置に伴い地方自治法の一部を改正する等の法律…… 257
6) 國家公務員法第十三條第二項及び地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き，臨時人事委員会の地方の事務所設置に関し承認を求めるの件…… 266
7) 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き，経済調査廳法第十三條第一項の規定による地方經済調査廳の設置に関し承認を求めるの件…… 268
8) 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き，財務局及び税務署の増設に関し承認を求めるの件…… 266
9) 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き，税務署の増設に関し承認を求めるの件…… 265
10) 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き，海運局の増設に関し承認を求めるの件…… 266
11) 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き，海上保安廳法第十二條の規定による海上保安廳の事務所の設置に関し承認を求めるの件… 265
12) 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き，檢疫所の増設に関し承認を求めるの件…… 265
13) 行政代執行法…… 175
14) 行政代執行法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律…… 176
15) 消防法…… 182
16) 消防組織法の一部を改正する法律…… 257
17) 地方財政法…… 192
18) 地方税法…… 199
19) 地方配付税法…… 233
20) 当せん金附証票法…… 391
21) 旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律…… 426
22) 食糧確保臨時措置法…… 561
23) 競馬法…… 588
24) 自轉車競技法…… 600
25) 市町村立学校職員給與負担法…… 736
26) 民生委員法…… 776
27) 予防接種法…… 842
28) 性病予防法…… 847
29) 興業場法…… 851
30) 公衆浴場法…… 853
31) 旅館業法…… 854

第三 司法法

(a) 司法法一般
1) 夏時刻法…… 737
2) 國立國会図書館法…… 23

(b) 司法組織法
1) 法務廳設置法等の一部を改正する法律…… 243
2) 裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律… 366
3) 判事補の職権の特例等に関する法律…… 273
4) 裁判官彈劾法の一部を改正する法律…… 42
5) 檢察廳法の一部を改正する法律…… 366
6) 檢察審査会法…… 274
7) 裁判官の報酬等に関する法律…… 281
8) 昭和二十二年法律第六十五号（裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律）等の一部を改正する法律…… 367
9) 昭和二十三年六月以降の判事等の報酬等に関する法律… 283
10) 檢察官の俸給等に関する法律…… 284
11) 昭和二十三年六月以降の檢事等の俸給等に関する法律… 285

(c) 民事法
1) 優生保護法…… 836
2) 性病予防法…… 847
3) 商法の一部を改正する法律… 368
4) 有限会社法等の一部を改正する法律…… 369
5) 会社の配当する利益又は利息の支拂に関する法律…… 501
6) 減額社債に対する措置等に関する法律…… 501
7) 木船保険組合の解散に関する法律…… 654
8) 戸籍手数料の額を定める法律…… 290
9) 民事訴訟法の一部を改正する法律…… 370
10) 民事訴訟用印紙法及び商事非訟事件印紙法の一部を改正する法律…… 378
11) 行政事件訴訟特例法…… 286
12) 特許法等の一部を改正する法律…… 702
13) 弁理士法の一部を改正する法律…… 706

(d) 刑事法
1) 軽犯罪法…… 291
2) 人身保護法…… 288
3) 刑事訴訟法…… 293
4) 日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に関する法律の一部を改正する法律…… 370
5) 少年法…… 352
6) 少年院法…… 363
7) 警察官等職務執行法…… 178
8) 海上保安廳法…… 127

第四 財政法

(a) 財政法一般

5) 行政管理廳設置法…… 104
6) 経済調査廳法…… 105
7) 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き経済調査廳法第十三條第一項の規定による地方経済調査廳の設置に関し承認を求めるの件… 268
8) 國家公務員法第十三條第二項及び地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き，臨時人事委員会の地方の事務所設置に関し承認を求めるの件…… 266
9) 警察法の一部を改正する法律…… 256
10) 消防組織法の一部を改正する法律…… 257
11) 新聞出版用紙割当事務廳設置法…… 114
12) 自轉車競技法…… 269
13) 日本学術会議法…… 717
14) 連絡調整事務局臨時設置法… 112
15) 賠償廳臨時設置法…… 103
16) 國有財産法…… 418
17) 造幣局官制の一部を改正する法律…… 243
18) 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き，税務署の増設に関し承認を求めるの件…… 265
19) 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き，財務局及び税務署の増設に関し承認を求めるの件…… 266
20) 公認会計士法…… 488
21) 法務廳設置法等の一部を改正する法律…… 243
22) 高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法…… 117
23) 教育委員会法…… 722
24) 農業改良局設置法…… 118
25) 食糧確保臨時措置法…… 561
26) 肥料配給公團令の一部を改正する法律…… 698
27) 輸出入植物檢疫法…… 577
28) 水産廳設置法…… 120
29) 商工省官制の一部を改正する法律…… 244
30) 中小企業廳設置法…… 123
31) 工業技術廳設置法…… 124
32) 石炭廳設置法…… 122
33) 運輸省官制の一部を改正する法律…… 245
34) 海上保安廳法…… 127
35) 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き，海上保安廳法第十二條の規定による海上保安廳の事務所の設置に関し承認を求めるの件… 265
36) 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き，海運局の増設に関し承認を求めるの件…… 266
37) 船員職業安定法…… 741
38) 逓信職員訓練法…… 137
39) 電波物理研究所を電氣試験所に統合する法律…… 133
40) 建設省設置法…… 133
41) 厚生省官制の一部を改正する法律…… 244
42) 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き，檢疫所の増設に関し承認を求めるの件…… 265
43) 國民健康保險法の一部を改正する法律…… 868
44) 厚生年金保險法等の一部を改正する法律…… 916
45) 船員保險法の一部を改正する法律…… 890

46) 民生委員法…… 776
47) 國立光明寮設置法…… 118
48) 引揚同胞対策審議会設置法… 116
49) 優生保護法…… 836
50) 医療法…… 799
51) 医師法…… 780
52) 歯科医師法…… 784
53) 藥事法…… 807

(c) 公務員法

1) 國家公務員法第十三條第二項及び地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き，臨時人事委員会の地方の事務所設置に関し承認を求めるの件…… 266
2) 高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法…… 117
3) 逓信職員訓練法…… 137
4) 政務次官の臨時設置に関する法律…… 103
5) 行政官廳法等の一部を改正する法律…… 242, 243
6) 法務廳設置法等の一部を改正する法律…… 243
7) 内閣総理大臣等の俸給等に関する法律…… 138
8) 政府職員の俸給等に関する法律…… 140
9) 政府職員の新給與実施に関する法律…… 142
10) 昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律…… 147
11) 政府職員に対する一時手当の支給に関する法律（昭22法216）…… 139
12) 政府職員に対する一時手当の支給に関する法律（昭23法8）…… 140
13) 政府職員の俸給等の支給に関する措置等に伴う大蔵省預金部外三特別会計に対する一般会計の繰入金に関する法律…… 388
14) 裁判官の報酬等に関する法律…… 281
15) 昭和二十三年六月以降の判事等の報酬等に関する法律… 283
16) 檢察官の俸給等に関する法律…… 284
17) 昭和二十三年六月以降の檢事等の俸給等に関する法律… 285
18) 恩給法の一部を改正する法律…… 245
19) 恩給法臨時特例…… 169
20) 職業安定法第十二條第十一項の規定に基き，職業安定委員会委員旅費支給額に関し議決を求めるの件…… 269
21) 國家公務員共済組合法…… 149

(d) 警察法

1) 警察法の一部を改正する法律…… 256
2) 警察法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律…… 176
3) 人身保護法…… 288
4) 刑事訴訟法…… 293
5) 警察官等職務執行法…… 178
6) 行政代執行法…… 175
7) 行政代執行法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律…… 176
8) 消防法…… 182
9) 消防組織法の一部を改正する法律…… 257
10) 風俗営業取締法…… 181
11) 少年法…… 352
12) 経済調査廳法…… 105
13) 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き，経済調